

令和4年度厚生労働省委託事業

権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する
調査研究
報告書

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

令和5年3月

目次

第1章 本調査研究の背景・目的・方法.....	1
1. 調査研究の背景	1
(1) こどもの権利擁護に関する検討経緯	1
(2) 令和4年児童福祉法改正を受けた都道府県等の要対応事項	2
2. 調査研究の目的	3
3. 調査の実施方法	4
(1) 有識者・実務者検討会の設置	4
(2) ヒアリング調査の実施	5
(3) マニュアル原案の作成	6
(4) 都道府県等向け意見収集の実施	7
(5) マニュアル案及び報告書の作成	7
第2章 ヒアリング調査	8
1. 実施方法	8
2. モデル事業等実施自治体 ヒアリング結果	12
(1) 東京都	12
(2) 東京都港区	20
(3) 東京都世田谷区	28
(4) 高知県	35
(5) 大分県	43
3. モデル事業等検討中自治体 ヒアリング結果	52
(1) 北海道・長崎県	52
(2) 三重県・神奈川県横浜市	62
4. 当事者のこども及び社会的養護経験者 ヒアリング結果	75
(1) 施設入所中のこども、及び里親委託中のこども	75
(2) 社会的養護経験者	78
5. 乳幼児や障害など配慮が必要なこどもたちに対して意思の推察を実施している事例	82
6. 弁護士がこどもの代理人として活動している事例	83
第3章 都道府県等向け意見収集	84
1. 実施方法	84
2. 実施結果概要	85
第4章 マニュアル案の作成	86

第1章 本調査研究の背景・目的・方法

1. 調査研究の背景

(1) こどもの権利擁護に関する検討経緯

平成 28 年度の法改正によりこどもの権利擁護に関する事項が法律上明記されて以降、その具体的な在り方についてはこれまで様々な議論が行われてきた。

例えば、「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年）では、児童福祉審議会による権利擁護の在り方や体制を全国的に示すことや、社会的養護に関わるすべての機関の専門的評価機構の創設やアドボケート制度の構築等が提言された。また、都道府県社会的養育推進計画の策定要領では、当事者であるこどもからの意見聴取や意向をくみ取る方策、こどもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めることが定められ、これに基づき現在具体的な取組が展開されているところである。

また、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年）でも、こどもの意見を聴く機会の確保や、意見表明支援の仕組みの構築、権利擁護の仕組み等が改めて検討事項とされた。

さらに、これらの経緯を踏まえ、こどもの意見表明権の保障のあり方、権利擁護の仕組みのあり方等を検討し、目指すべき方向性を整理するため「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」が設置され、以下の3点を含むとりまとめが公表された。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が在宅指導措置、里親委託、施設入所等の措置を行う場合には、こどもの年齢等に合わせた適切な方法により、あらかじめこどもの意見を聴取しなければならない旨を規定すべきであること② 都道府県等は意見表明を支援する者の配置などこどもの意見表明を支援する環境の整備に努めなければならない旨を規定すべきであること③ 権利救済の仕組みとして、児童福祉審議会を活用した権利擁護の仕組みを都道府県等が構築に努めなければならない旨を規定すべきであること |
|--|

上記3点を含む「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）でとりまとめられた内容については、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会においても議論がなされた後、同様の内容が報告書に盛り込まれた。

その他にも、以下に示すような報告、とりまとめ等が行われている。

タイトル	議論等の概要
社会保障審議会 児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)(平成28年)	児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護に関する仕組みやこどもの権利擁護に係る第三者機関の設置等を提言
一時保護ガイドライン(平成30年)	一時保護における権利擁護、意見表明の必要性や、これらにおける具体的な実施事項等について記載
社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ(平成30年)	行政処分に不服がある際に子ども自身が児童福祉審議会に申し出ることを可能にするなどの枠組みの構築やモデル事業の実施等児童福祉審議会等の活用やアドボケート制度の構築を提言
児童福祉防止対策の抜本的強化について(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)(令和元年)	児童福祉審議会における意見聴取の際の子どもへの配慮義務など児童福祉審議会の活用促進やこどもの権利擁護の在り方に関する検討を行う旨を決定

(2) 令和4年児童福祉法改正を受けた都道府県等の要対応事項

前述の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告書やワーキングチームのとりまとめの内容等を踏まえ、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)による改正後の児童福祉法(以下、「改正児童福祉法」という。)では、社会的養護に係るこどもの権利擁護に係る様々な取組が規定された。都道府県、指定都市、児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)は、こどもの権利擁護に係る取組を引き続き推進することとされ、特に本法改正では以下の3点が新たに定められた。

< 児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等 > (意見聴取等措置)

➤ 都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等[※]に意見聴取等を実施

※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。

➤ こどもの最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他のこどもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

< 意見表明等支援事業(都道府県等の事業) >

➤ 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象

➤ こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明等支援員)が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

<こどもの権利擁護に係る環境整備>

➤都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等[※]による調査審議・意見具申その他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の行わなければならない業務とする。

※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、こども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

各都道府県等は、本庁職員、児童相談所、一時保護所や、児童福祉施設、里親家庭等を含む関係者間で、本改正児童福祉法の趣旨、また各事業の趣旨・背景等の十分な共有・理解を進め、改正児童福祉法の施行期日である令和6年4月1日までに、準備を着実に実施していく必要がある。

こうしたこどもの権利擁護に関する取組事項は、これまでもその必要性が認められており、調査研究等を通じたガイドラインの作成、事例収集等が進められているが、多くの都道府県ではその実践が途上であり、実施にあたっての課題が山積していることが実情と考えられる。一方で、前述の通り各都道府県等は、本法改正を受け令和6年4月1日までの実施が必要とされることから、いずれの都道府県等においても適切な取組が進められるよう、マニュアル等を整備することで都道府県等の円滑な取組を支援することも大変重要である。

2. 調査研究の目的

このような背景を踏まえ、本調査研究は、「児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等（意見聴取等措置）」「意見表明等支援事業」「こどもの権利擁護に係る環境整備」の3点を含む、令和4年児童福祉法改正を受けた都道府県等の要対応事項がいずれの都道府県においても適切に進められるよう、その意義や具体的な準備事項、実施内容、実施における留意点等を記した「権利擁護スタートアップマニュアル（案）」を作成することを目的に実施した。

3. 調査の実施方法

本調査研究は前述の通り、都道府県等が社会的養護に係るこどもの権利擁護に係る環境整備や意見聴取等措置を実施するにあたって参考となるスタートアップマニュアルを作成することを目的として実施した。この目的に向けた本調査研究での実施事項は、以下の通りであった。

(1) 有識者・実務者検討会の設置

有識者、都道府県等関係者等の各立場から専門的な知見を踏まえた助言・意見等を受けるため、「権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究 有識者・実務者検討会」（以下「検討会」）を組成した。

検討会の委員及び開催概要は以下の通りであった。

検討会 委員構成（敬称略）

氏名	所属・役職
相澤 仁	大分大学学長特命補佐(福祉・地域共生社会推進担当) 福祉保健科学部 教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
神谷 万美	中野区子ども・若者支援センター 児童相談所 副所長
◎ 川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター センター長
鈴木 玲	和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 子ども未来課長
中村 みどり	Children's Views and Voices 副代表
前橋 信和	関西学院大学 名誉教授
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長

◎：座長

【厚生労働省】

丸茂 友里子 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室 室長補佐
 打土井 歳幸 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 児童福祉専門官
 家子 直幸 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 子ども家庭福祉推進官
 藤沖 彩 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室 児童虐待防止対策推進官
 田中 あすか 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室 一時保護指導係長
 秋山 詠 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室 主査

第1章 本調査研究の背景・目的・方法

池谷 航 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室 企画法令係

(オブザーバー)

岡崎 俊彦 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 移行支援専門官

鈴木 久也 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官

【事務局】

玉山 和裕 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部

松山 里紗 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部

井出 有紀 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部

佐藤 溪 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部

嘉藤 曜子 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部

検討会の開催日時・議題

回	日時	主な議題
第1回	令和4年 9月5日	・事業計画全体の確認 ・先行研究の分析結果の報告、確認 ・ヒアリング実施先の都道府県等、ヒアリング項目等の検討・決定
第2回	令和4年 10月18日	・ヒアリング結果の報告(モデル事業等実施自治体を中心) ・ヒアリング結果を踏まえたマニュアル原案(骨子)に関する協議
第3回	令和4年 12月19日	・ヒアリング結果の確認(モデル事業等検討中自治体、こども向け中心) ・マニュアル原案に関する協議
第4回	令和5年 1月20日	・ヒアリング結果の確認(全件) ・都道府県等への意見収集方法の概要検討 ・マニュアル原案に関する協議
第5回	令和5年 2月16日	・都道府県等への意見収集結果の報告 ・意見収集結果を踏まえた、修正マニュアル原案に関する協議 ・マニュアル原案に関する協議
第6回	令和5年 3月10日	・マニュアル案に関する協議 ・報告書案の確認

(2) ヒアリング調査の実施

権利擁護の仕組みの構築に必要な要素を収集し、マニュアルに反映させることを目的に、マニュアル原案の作成にあたり、児童福祉審議会等を活用した児童の意見表明の機会の確保に関する

仕組みの整備（モデル事業）等、権利擁護に係る取組を展開している自治体から、具体的な取組内容や意見表明の実践における課題、その課題解決に向けた対策等を聞きとった。（以下、モデル事業実施自治体、及びこどもの権利擁護に係る取組を展開している自治体を「モデル事業等実施自治体」と表記）

同時に、現在権利擁護に係る取組を検討中である都道府県等からも、取組の現状や取組を進めるにあたっての支障、マニュアルに盛り込むべきと考える項目等を聞き取り、マニュアル作成に反映させることとした。（以下、これら権利擁護に係る取組の実施を検討中である自治体を「モデル事業等検討中自治体」と表記）

さらに、社会的養護に関する制度・仕組みの検討・決定にこどもの意見を早期から反映させていく観点、スタートアップマニュアルを当事者であるこどもの最善の利益に資する内容としていく観点から、現在社会的養護の中で暮らしている当事者のこども、及び社会的養護経験者を対象に、聞き取りを行うこととした。

以上の観点から、都道府県等及び当事者のこども等へのヒアリングを実施した。

（3）マニュアル原案の作成

先行研究の収集・分析結果、及び前述のヒアリング内容等を踏まえ、スタートアップマニュアルの原案（マニュアル原案）を作成した。

マニュアル原案の作成にあたっては、まずマニュアル案の章立てや各章の主な内容等を概括的にまとめた「マニュアル原案（骨子）」を作成した。その後、骨子の内容をもとにヒアリング内容を踏まえ、マニュアル原案の文章化を進める方法で執筆を行った。これらの作業内容は随時検討会でも報告のうえ、検討会委員の協議を受けながら行った。

なお、マニュアル原案の執筆にあたり参考とした主な先行研究は、以下の通りであった。

【調査研究】

- 公益社団法人子ども情報研究センター「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」（2017年度）
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」（2018年度）
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「アドボケート制度の構築に関する調査研究」（2019年度）
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「子どもの意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究」（2020年度）
- PwC コンサルティング合同会社「一時保護の手続における児童福祉審議会等の活用に関する調査研究」（2021年度）

【厚生労働省公表資料】

- 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ（2021年5月27日）

第1章 本調査研究の背景・目的・方法

- 令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書(2022年2月10日)

(4) 都道府県等向け意見収集の実施

作成したマニュアル原案について、実際にこれを活用する都道府県等の立場から見て、実現困難な記載内容や分かりづらい記載内容が含まれていないか等、内容についての意見を都道府県等から収集することを目的に、都道府県等向けの意見収集を実施した。

(5) マニュアル案及び報告書の作成

マニュアル原案に対する自治体からの意見収集結果等を踏まえ、権利擁護スタートアップマニュアル案を作成するとともに、マニュアル作成に係る経過やヒアリング結果等を含む報告書を作成した。

第2章 ヒアリング調査

1. 実施方法

ヒアリング調査は以下の方法で実施した。

【調査対象】

本調査研究のヒアリング調査は前述の通り、①モデル事業等実施自治体、②モデル事業等検討中自治体、③当事者の子ども及び社会的養護経験者を対象として実施した。また、特定の事例における情報の収集を目的として、④乳幼児や障害など配慮が必要な子どもたちに対して意思の推察を実施している事例、⑤弁護士が子どもの代理人として活動している事例についての調査も実施した。

具体的には下表の通りであった。

対象	
①モデル事業等実施自治体	東京都
	東京都港区
	東京都世田谷区
	高知県
	大分県
②モデル事業等検討中自治体	北海道
	長崎県
	三重県
	神奈川県横浜市
③当事者の子ども及び社会的養護経験者	施設入所中の子ども、及び 里親委託中の子ども
	社会的養護経験者
④乳幼児や障害など配慮が必要な子どもたちに対して 意思の推察を実施している事例	兵庫県明石市
⑤弁護士が子どもの代理人として活動している事例	兵庫県明石市

【調査方法】

施設入所中の子ども、及び里親委託中の子ども向けのヒアリングは、オンライン会議システムを用いることで、不慣れな環境の中緊張感のあるヒアリングとなり十分な意見聴取が行えない可能性があることに鑑み、直接現地を訪問して聞き取りを行う方法で実施した。その他のヒアリング調査はオンライン会議システムを用いて、または電話により実施した。

第2章 ヒアリング調査

また、①から③のヒアリングは事務局において日程調整等を行った後、可能な範囲で検討会委員、厚生労働省担当者にも出席を要請し、より専門的・現場的見地からの聴取ができるよう努めた。

【調査項目】

①から③のヒアリングにおける調査項目は、検討会での検討内容等を踏まえ、以下を基本として実施した。なお、実際のヒアリングではこのすべての項目を網羅的に聴取することを必須とせず、検討会委員及び厚生労働省担当者を含め、より聞き取りを深めるべき項目を集中的に聴きとる等、柔軟に実施した。

<p>①モデル事業等 実施自治体</p>	<p>◆モデル事業・独自事業実施の経緯</p> <p>(1)事業実施のきっかけ(問題意識)</p> <p>(2)事業の開始年度(西暦)年度</p> <p>(3)事業が軌道に乗るまでの経緯について</p> <p>◆モデル事業・独自事業における権利擁護の取組の内容</p> <p>【意見表明等支援】</p> <p>(1)意見表明等支援の内容・スキーム</p> <p>(2)意見表明等支援の担い手の確保・育成方法</p> <p>(3)対象となる児童に関する事項(実施場面、対象のこどもの範囲等)</p> <p>(4)意見表明等支援にあたり、工夫や留意していること</p> <p>(5)意見表明等支援の実績</p> <p>【児童福祉審議会等の第三者機関(権利擁護機関)による権利擁護の仕組み】</p> <p>(1)権利擁護機関の位置づけ</p> <p>(2)第三者機関による権利擁護等の仕組みの概要</p> <p>【その他、意見表明支援以外に行っている取組(あれば)】</p> <p>◆モデル事業・独自事業の実施における課題と解決策等</p> <p>(1)事業実施における主な課題とその解決策</p> <p>(2)実績及び事業評価に用いている指標(あれば)</p> <p>(3)事業を実施したことによる変化・反応</p> <p>◆措置等における意見聴取について</p> <p>(1)聴取のタイミング</p> <p>(2)聴取の実施概要</p> <p>(3)聴取結果の検討や、反映の可否等を判断するまでのプロセス</p> <p>(4)こどもへのフィードバックの方法(誰が、どのように行うか)</p> <p>◆本事業で作成するマニュアルに盛り込むべきと考える項目</p> <p>◆その他事業、マニュアルに関する自由意見</p>
<p>②モデル事業等 検討中自治体</p>	<p>◆こどもの権利擁護・意見聴取の状況に関して</p> <p>(1)現時点でこどもの権利擁護に関して取り組んでいる事項</p>

	<p>(2)措置等における意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に意見聴取の機会を設けている場面 ・緊急を要し、事前に意見聴取等措置が行えない場面がある場合は、その状況 ・聴取の実施概要 ・こどもへのフィードバック方法 <p>◆モデル事業の検討状況</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)検討のきっかけ (2)現時点での検討内容 (3)課題・阻害要因 (4)阻害要因を取り除くために必要と思われる支援・工夫 (5)検討にあたり、児童福祉審議会を仕組み・体制に含める(活用する)予定はあるか <p>◆マニュアルに関する意見</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)マニュアルに盛り込むべき項目(事業の準備・実施にあたり概ね必須と思われる事項等) (2)使いやすいマニュアル作成のための要望 <p>◆その他事業、マニュアルに関する自由意見</p>
<p>③当事者のこども及び社会的養護経験者</p>	<p>◆権利擁護、意見表明に関して行われている・知っている取組</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)施設内・施設外で、こどもの意見を聞いたりその意見を実現するために行われている取組・工夫として、どのようなことがあるか (2)実際にこれらを使ったことがあるか <p>◆望ましい意見表明の取組・工夫について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)措置時等の意見聴取について (2)日常生活に関する意見の聞き取りについて (3)そのほか、自分の意見を伝えるためにあるとよいことや仕組み <p>◆その他、意見表明に関する自由意見</p> <p>※③のヒアリングは、こどもを対象としたヒアリング経験の豊富な検討会委員の助力・支援のもと、対象者の年齢・特性等を踏まえた平易な表現や緊張感を生まないような質問・説明の方法に特に留意して実施した。</p>

【対象自治体への依頼事項】

①モデル事業等実施自治体の対象となった自治体には、ヒアリング調査に先立ち、上記①で示した聞き取り項目に記入欄を設けた「事前ヒアリングシート」を送付し、ヒアリング前までの記入を求め、あらかじめ事務局に提供することを依頼した。

受領した事前ヒアリングシートは、ヒアリングに同席する本調査研究の検討委員会委員と共有

第2章 ヒアリング調査

し、効率的・効果的な意見聴取ができるよう工夫した。

【ヒアリング調査の実施・まとめ】

ヒアリング実施後は、対象者から提供を受けた資料等を踏まえ、事務局において結果をとりまとめた。また、調査結果は対象者等に照会し、内容の確認と修正を行った。

なお、ヒアリングを行った当事者のこどもに対しては、ヒアリングを行った結果をわかりやすくまとめた資料を別途作成・送付する方法で、ヒアリング結果のフィードバックを行った。

2. モデル事業等実施自治体 ヒアリング結果

(1) 東京都（令和4年9月29日実施）

1 モデル事業・独自事業実施の経緯

事業実施のきっかけ（問題意識）
<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ、虐待、体罰など、こどもの権利侵害が深刻な社会問題となっている状況を踏まえ、1998年10月より、こどもの権利を擁護するための第三者機関として「子供の権利擁護委員会」が設置されたことに始まる。その後5年間の試行期間を経て、同委員会に代わる第三者機関として、子供の権利擁護専門相談事業が開始された。 ○ なお、同事業は、都内の全てのこどもを対象としたものである。
開始年度
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2004年
事業が軌道に乗るまでの経緯
<p>【仕組・体制作りまでの流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こどもが意見表明をし、安心して暮らせるようにと、平成30年度から一時保護所に「困りごと相談用紙」を置きはじめた。同時期に一時保護所内に意見箱も設置した。これらの試みが職員やこどもに浸透したことで、こどもが自由に困りごと相談用紙等を書ける環境になってきたのか、ここ2～3年で相談件数が非常に増えている状況である。 <p>【令和3年度の予算体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 約1,500万円

2 モデル事業・独自事業における権利擁護の取組の内容

《意見表明等支援》
意見表明等支援の内容・スキーム
<p>【関係機関、こどもへの説明・周知など必要な事前調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主に電話やメールで日時や場所、内容等について、子供の権利擁護専門員、児童福祉司、一時保護所職員、児童養護施設職員と事前調整を行っている。 ○ 区市町村の教育委員会や学校とも連携している。東京子供ネットにいじめ等に関する子供の権利擁護専門員への相談予約が入った場合にも、一括して事務局で調整している。 ○ 児童相談所職員等、関係機関への周知については広報用のリーフレットを毎年作成し配布している。 ○ 相談は、主に、都内のこども、保護者、もしくは関係機関の方から来る。 <p>相談ルートを以下に示す：</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 全てのこどもを対象とした「東京子供ネット」を設置し、電話相談を受け付けている。都内の一定学年（小4、中1、高1）に広報用カードを毎年配布し、いつでも相談できる体制を設

けている。電話は子供の権利擁護電話相談員が対応するが、いじめ等権利侵害が疑われる相談で、こどもが希望する場合は、学識経験者や弁護士から構成される子供の権利擁護専門員が面談し、必要に応じ学校等関係機関への訪問調査等を行う。

- 施設等のこども向けには、上記「東京子供ネット」に加え、「相談はがき」による相談を受け付けている。相談はがきは、施設入所時や、里親委託時に配付する「子供の権利ノート」に挟んで渡している。相談はがきは切手不要でポストに投函することができ、事務局に届くようになっている（特別区に設置されている施設からの相談はがきも含む）。この仕組みについては、子供の権利ノートを手渡す際に児童福祉司から説明するほか、入所後は施設職員からも説明してもらうようお願いし、こどもへの浸透を図り、いつでも相談できるようにしている。
- 一時保護所のこどもへは、「困りごと相談用紙」を配布している。これは、入所する際に、いつでも書いてよいと説明して、必ず渡すようにしているものである。加えて、一時保護所に入る前には、児童福祉司が「とても大切なあなたへ」というリーフレットを使い、こどもの権利の保障や、困った時はどうしたらよいかを説明しているほか、入所後も状況に合わせて都度説明を行うようにしている。一時保護所からも、同様の説明が入所時に行われている。なお、リーフレットと困りごと相談用紙は、令和元年11月に前バージョンから改訂されている。これは、児童福祉司と児童心理司が入所時に説明しきれていないことがあるのではないか、こどもの守られるべきことについてもっと尊重すべきではないかとの考えのもと、見直されたものである。幼児・小学生向けと中学生向けの2パターンを用意している。

【こどもへの訪問は定期的な訪問か、要請に応じた派遣であるか】

- 要請に応じた訪問

【訪問の概要】

- 基本的には相談内容を見たうえで、担当の児童福祉司や児童心理司がこども本人に話を聴きに行く。内容を聴いた上で、こどもからの希望がある場合や、状況的に必要があると判断された場合は、子供の権利擁護専門員がこどもの面接を実施する。（児童福祉司や児童心理司を通さずに、子供の権利擁護専門員が直接訪問する場合もある。）

（例）一時保護が長引いていたり、一時保護所職員に怒られたということで、子供の権利擁護専門員の面談につながった事例がある。

- 漫画の最新刊や新たにパズルを買ってほしい等、一時保護所や児童養護施設等、施設内での対応が可能と思われる相談については、施設内での対応を依頼している。
- こどもからの希望があって子供の権利擁護専門員との面談につなぐ場合は、基本的に相談はがきや相談用紙への記載事項についてのみ事前に子供の権利擁護専門員に伝えるようにしている。

【意見表明等支援後のスキーム】

—児童相談所・施設等への伝達

- 基本的には全件の内容等を伝えているが、状況に応じて判断する部分もある。

—意見の検討・解決の仕組み

- 日々のメール・電話でのやり取りや、毎月の子供の権利擁護専門員会議において、対応方針の検討を実施している。
- メールや電話では、子供の権利擁護専門員、事務局、本庁の権利擁護担当者との間で、相談内容を共有し、子供の権利擁護専門員を中心に、関係者間でやりとりする。

—こどもへのフィードバックの方法

- 相談内容にもよるが、担当の児童福祉司や一時保護所職員が行う場合が多い。
- 子供の権利擁護専門員による面談を実施したケースの場合は、基本的には面談をした子供の権利擁護専門員がフィードバックも行う。状況により、児童福祉司や児童心理司、一時保護所職員が行うこともある。
- 訪問にあたり、特段の配慮はお願いしておらず、児童福祉司や児童心理司が施設や一時保護所を訪問して面談をする時と同様に、こどもとは個室で面談している。

意見表明等支援の担い手

【担い手の要件、人数】

- 子供の権利擁護専門相談事業は、子供の権利擁護電話相談員3名、子供の権利擁護専門員3名、子供の権利擁護調査員（施設等への訪問を複数人で行う体制を取るための配置）12名で構成されている。
- 子供の権利擁護電話相談員は、会計年度任用職員として任用している。
- 子供の権利擁護専門員は、会計年度任用職員として任用し、報酬日額×活動日数（週1日）を支給している。
- 子供の権利擁護専門員の育成等は行っていない。学識経験者1名、弁護士2名で構成している。弁護士は東京3弁護士会から推薦を受けて任用している。
- 子供の権利擁護調査員は、東京3弁護士会から推薦された者を調査員として登録し、活動1回ごとに報償費を支払っている。
- 子供の権利擁護専門員が面談を行う際は、原則複数対応の方が好ましいという事情から、都合のつく子供の権利擁護調査員に同行をお願いし、子供の権利擁護専門員の指示に従い、記録を作成したり、公平性の担保のために補足質問をしたりしている。なお、子供の権利擁護調査員は、子供の権利擁護専門員会議等には出席しない。

対象となるこども

【意見表明等支援を行う場面、対象施設】

- 子供の権利擁護専門相談事業として、相談者（こどもや保護者等）と子供の権利擁護専門員との面談用の専門の部屋を児童相談センター内に設置している。

【支援対象となるこどもの範囲】

—全件対象の場合（乳幼児や障害児は含まれるか、年齢や特性に応じた工夫）

- 子供の権利擁護専門相談事業は都内全てのこどもを対象としている。

—面談実施の意向確認方法（リクエストボックス・当日希望があるか確認等）

- 子供の権利ノートに挟まれている相談はがきは、こどもが直接自分でポストに投函できるようになっている。自立支援施設等において、こどもが自由に外出できない場合は、施設内の意見箱に入れ、それを職員がポストに入れるという流れになっている。

- 一時保護所入所時にこどもへ渡している困りごと相談用紙は、一時保護所の共用スペースにも置いてあり、すぐそばに困りごと相談用紙を投函するための意見箱も設置する等、いつでも記入、投函できる体制をとっている。
- 各一時保護所には、子供の権利擁護専門員宛ての困りごと相談用紙（ピンク色）以外に、一時保護所職員宛ての困りごと相談用紙（青色）も設けている。また、各児童養護施設等においても、施設専用の意見箱を設けている。意見箱は施設職員が定期的を確認し、事務局宛ての相談はがきや用紙等があれば、開封せず事務局に送る仕組みになっている。
- 困りごと相談用紙や相談はがきが届いた場合は、その都度、内容を確認し、基本的には児童福祉司や一時保護所職員に伝え、こどもと話してもらい、子供の権利擁護専門員との面談を希望するかどうか等の聴き取りをしてもらった上で、ケースによっては子供の権利擁護専門員が訪問して面談を行うこともある。
- 児童福祉司や一時保護所職員との日々の面談の中で、こどもから希望が出れば、子供の権利擁護専門員につなぐことも可能である。
- その他、第三者委員が一時保護所で月1回、こどもの話を聴く際に、こどもから第三者に話を聴いてほしいという希望が出た場合にも、子供の権利擁護専門員による面談を実施することがある。

【対象とする意見の内容】

- 子供の権利擁護専門相談事業は都内全てのこどもを対象としたものであり、こどもの意見全般を受け付けている。
- 「東京子供ネット」に寄せられる電話相談は、学校での出来事に関するものが多い。こども自身よりも保護者からの相談が多く、特に、子供の権利擁護専門員の面談につながるものの多くは保護者からの相談である。
- 一時保護所に関しては、援助に関する以外に、こども間のトラブルや家に帰りたいというものが多い。
- 相談はがきによる相談の場合も、他のこどもとのトラブルに関するものが多い。

工夫や留意していること

【独立性を確保するための工夫】

- 基本的に面談は個別対応を行い、周りに話しが漏れない環境を必ず確保している。また、一時保護所の中には、困りごと相談用紙を書く際に、周りに人がいないようにするなどの工夫をしているところがある。

【事前に児童相談所等から対象となるこどもの背景等の個人情報を共有することがあるか】

- 事務局からの共有は、子供の権利擁護専門員がこどもの面談を行うに際して、例えば、このケースはどういう経緯で一時保護されたのかを知りたいなど、事前に確認したいとの要望があるときのみ行っている。実際には、子供の権利擁護専門員が面談に行った際に、直接、施設職員に聴いたり、こどもの様子を伺ったりする場合がほとんどである。場合によっては、本人の能力のことや、NGワード等について確認することもある。

<p>【子どもが意見表明をしやすくするための工夫、個人情報の管理や守秘に関する取り決め】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 困りごと相談用紙は両面テープが貼られており、記載後、封をすれば開かないようになっている。意見箱に入っているのを一時保護所職員が確認し、一時保護所では開封せずに事務局に届け、事務局で開封後に子供の権利擁護専門員に伝え、対応方針を協議している。子供の権利擁護専門員の面談が必要と判断されれば、一時保護所に行って面談する流れになっている。 ○ 「相談はがき」も情報保護シールが貼れるようになっており、記載者名も、その内容も見えないようになっている。 ○ 子供の権利擁護専門員・子供の権利擁護調査員には、都職員と同様に守秘義務がある。 <p>【記録の作成・保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の権利擁護専門員は、面談の都度、対応報告書を作成し、事務局に提出、事務局で保管している。 <p>【意見表明等支援の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2021年度において、全相談件数158件のうち子供の権利擁護専門員による面談等の対応件数は26件であった。
<p>≪児童福祉審議会等の第三者機関（権利擁護機関）の仕組み≫</p>
<p>権利擁護機関の位置づけ（児童福祉審議会か別の第三者機関か/条例等の規定・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 別の第三者機関（31福保子計第1501号決定「子供の権利擁護専門相談事業実施要綱」に基づく）
<p>第三者機関による権利擁護等の仕組みの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の権利擁護電話相談員3名、子供の権利擁護専門員3名（内訳：児童福祉の専門分野に関する知識・経験を有する者1名、弁護士2名）、子供の権利擁護調査員12名（弁護士）で構成される。 ○ 東京子供ネットへのこども本人または保護者や関係機関からの相談、一時保護児童から出された困りごと相談用紙及び措置児童から出された相談はがきに対応している。 ○ 困りごと相談用紙及び相談はがきについては、対応方針について都度子供の権利擁護専門員と事務局とで協議の上、必要なケースは子供の権利擁護専門員が面談等により対応している。訪問調査等においては、原則子供の権利擁護調査員も同行している。 ○ 月1回、子供の権利擁護専門員会議を開催し、各対応方針等について合議・決定を行う。 ○ 毎年、小4・中1・高1を対象に都内全学校及び各区市町村教育委員会等に広報用カード・リーフレットを配布している。
<p>≪その他の権利擁護に関する取組≫</p>
<p>意見表明支援以外の取組（あれば）</p> <p>【ケースワークとして保護や措置にあたり実施している内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最低限、一時保護される前と、方向性がある程度定まった段階、援助方針会議に方向性をかける際に、こども本人の意向確認は行っている。施設入所の際には、入所時に、児童福祉司がこどもに対し、子供の権利ノートを提示しながら権利擁護について説明を行う。入所後は、原則として毎年、自立支援計画の策定の都度、こどもに対し、生活状況のことや今後の意向等の確

認を行っている。これらは、里親委託でも同様である。

- ただし、意見表明支援を行うべきタイミングは、ケースによって異なると思われる。一時保護時だけでなく、その時の状況に合わせて、こどもに説明と意向の確認はその都度行うようにしている。
- 意見表明支援は、ケースの状況により、児童相談所、一時保護所、児童養護施設で実施している。
- 一時保護や施設入所の対象となったこどもについては、ケースワークの中で、年齢や障害の状況に合わせた説明を行っている。乳幼児だから、障害があるからという理由で説明が省かれる・意見を聴き取らないということはないが、ある程度の限界はある。
- 意見表明に限らず、児童福祉司、児童心理司がこどもの特徴的な性格や心理に対し配慮を行っている。

【子供の権利ノートについて】

- 子供の権利ノートは東京都が作成し、施設措置や里親委託した小学生以上のこどもに配付しており、都外の施設に入所するこどもも配付対象となっている。

【その他の取組】

- 意見箱の設置、第三者委員の導入、子供会議の開催（一部）。（子供の権利擁護専門相談事業や児福審に関連した取組ではなく、各施設が苦情解決の仕組みとして自ら実施するもの。）
- 意見箱や第三者委員は、都内のすべての一時保護所、児童自立支援施設、児童養護施設などに導入されている。
- 子供会議は、都内で一時保護所の支援に関し見直しが必要となったことを背景に、一時保護所に入ったこどもが、しっかり支援されていると実感できるように、一時保護所内での生活上のルールを変えていこうと始まったものである。どうしてもこどもの生活を管理しがちなルールが多い中、こどもがどこで窮屈さを感じているか、支援改善に向けたルールをこどもに決めてもらっている。
- 例として、ある一時保護所では、男女別に、大きく支援体制を変える際は月1回の頻度で子供会議を行っていた。具体的な議論の内容・方法は以下の通り。
 - 第三者委員による面談の際に、一時保護所の生活に関わることでこどもから相談があり、それが変えていける内容である場合、皆が安心安全に暮らしていくための方法を、大人が誘導せずにこども主体で決めてもらう。
 - 例えばホールでは、椅子よりもソファの方が座りやすいとのことであれば、ソファに変える。ソファに変えた際に、隅に座りたいこどもが多いとなれば、皆が気持ちよく生活するためにどうしたらよいか、大人ではなくこどもにルールを決めてもらう。
 - 所外活動に行く際に、どこに行くか、そこで何を楽しみたいかなどもこどもに決めてもらう。
 - ほか、月1回第三者委員がこどもの意見を聴きにきた際に、一時保護所の所長が面接をし、それぞれのこどもと意見交換を行う機会を設けていたところもある。

3 モデル事業・独自事業の実施における課題と解決策等

事業実施における主な課題とその解決策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 年々こどもからの意見表明の件数が増えるとともに、内容が多様化、複雑化している。困りごと相談用紙及び相談はがきは子供の権利擁護専門員宛てとなっているが、担当児童相談所において児童の意向確認等を実施していることが多く、担当児童福祉司・児童心理司の負担も増加している。また、特別区児童相談所が7区開設しており、都区合同で子供の権利擁護専門相談事業を実施しているが、都区間での調整が複雑になっている。
事業を実施したことによる変化・反応
<ul style="list-style-type: none"> ○ 困りごと相談用紙や相談はがきにより、こどもが自身の口から言えていなかった悩み等を担当児童福祉司等が知るきっかけになる場合がある。また、担当児童福祉司も把握していなかったことや担当児童福祉司しか把握していなかった問題について、担当児童福祉司個人ではなく児童相談所として問題を認識し、改善に向け取り組めるようになった。

4 措置等における意見聴取について

聴取のタイミング
<p>【以下の場面で事前に意見聴取を実施しているか】</p> <p>—在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（解除、停止、変更、期間の更新）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的に在宅指導を行うときも、必要性などを説明し、こどもの話を聞いた上で対応している。そもそも、保護者もこどもも納得しないと通所等してくれない。 <p>—母子生活支援施設や児童自立生活援助事業の契約による利用、自立支援計画の策定時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子生活支援施設は市町村の管轄であり、都では対応していない。児童自立生活援助事業では、こどもにしっかりと意見を聴くようにしている。 <p>—その他場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設入所中等のこどもについては、年に1度、自立支援計画策定の際に、児童相談所職員が直接訪問して、こどもの話を聴くようにしている。話すのが苦手なこどもの場合には、事前に施設職員や里親にヒアリングシートを渡して意見をまとめてもらっておくこともある。なお、里親委託の場合は2年おきに行う委託更新の際にも、児童福祉司と児童心理司が訪問し、こどもから意見をしっかりと聴いている。 <p>【緊急を要し、事前に意見聴取等措置を行えない場合はその状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時であっても、こどもがある程度納得しなければ一時保護所での生活は難しい。年齢的に自分の意思が伝えられないようなこどもについては、入ってからゆっくり説明を行うこともあるが、ある程度、意思をしっかりと表明できるこどもには、「お家で生活できるようになるまでここで暮らそうね」などの説明を行う。 ○ 夜間、休日等、警察からの身柄を伴う通告の場合などは、受け入れる一時保護所職員がこどもの意向を十分に確認してから、一時保護を実施している。そして、翌開庁日に児童福祉司等が

改めて意向の確認をしている。また、病院等に一時保護委託する場合は、けがの重篤度によっては意向確認ができない場合もあるため、状態に合わせて改めて説明する。

【聴取の実施概要】

- 聴取は、基本的には児童福祉司が行う。例えば、こどもの意見のうちどの部分を親に伝えるべきか（又は守秘すべきか）を把握し、親との向き合い方を判断する必要がある、それは児童福祉司がこどもにしっかり確認をとった上で行うべきとの考え方による。一時保護にあたっては、虐待の初期対応チームと児童心理司がセットで聴取を行うこともある。児童心理司が同席することで、心理的な傷つきが特に重いと予想されるケースや精神的な不安定さが予想されるケース等においては、児童心理司が同席することで初期対応時の心理面でのサポートや、精神科受診の必要性の有無の見立て等に有効と考えている。
- 聴取時の留意点としては、年齢や発達状況に配慮し、こどもと会話をするようにしている。児童福祉司は、聴取の際に権利擁護等の説明も行うようにしている。

【聴取結果の検討や、反映の可否等を判断するまでのプロセス】

- 一時保護する場合も、在宅指導とする場合も、虐待通告を受けた際には、児童心理司や児童福祉司が訪問を行った後、「このままの状態ではこどもが危険か」「一時保護が必要か」等について早期にアセスメントを行い、所内協議などによって決定している。
- 虐待通告があれば48時間以内に安全確認を行う。その後、一時保護したケースであれば1週間と3週間の（帰れるかどうかという大きな方向性を決める）タイミングでアセスメントを行う。アセスメントを行った際は、その内容を踏まえて所内会議において決定を行う。
- 決定を行う際に、外部委員等への相談は行わない。施設入所措置などについて、こどもの意向と決定内容が異なる場合には、児童福祉審議会に諮問して意見をもらう。

【こどもへのフィードバックの方法】

- 最終的な総合診断の後、その結果のこどもへのフィードバックは、基本的には児童福祉司が行う。ただし、「このこどもに対しては児童心理司から丁寧に説明した方が良い」と判断される場合は、児童心理司同席でフィードバックを行うなど、方法は様々である。

5 マニュアルに関する意見

マニュアルに盛り込むべき項目（事業の準備・実施にあたり概ね必須と思われる事項等）

- 一時保護所に第三者評価をいち早く導入したが、第三者委員を入れた時のほうが、支援改善が早く進んだ（現場における感覚）。第三評価云々というよりも、第三者が組織の中に入って日々こどもから意見を聴くなど、意見聴取の仕組みをオープン化していくことが大事だと思う。一時保護所に世間一般的な目線を持った第三者が入ることにより、一時保護所においてこどもたちが安心して生活できるよう取組を進めることができている。

(2) 東京都港区（令和4年9月29日実施）

1 モデル事業・独自事業実施の経緯

事業実施のきっかけ（問題意識）

- 港区児童相談所の開設に伴い、一時保護所入所児童及び被措置児童に対し、こどもの意見表明権を保障するための取組を行う必要があると考え、アドボケイトの実施に至った。
- 事業の目的は、こどもの意見を反映し、一時保護所等の環境をこどもが過ごしやすいものにすることである。
- 一時保護所に入所したこどもがメインの対象にはなるが、それだけでなく措置先の児童養護施設、委託先の里親の家庭にも聴き取りを行うアドボケイトを派遣し、こどもの意見を支援内容に反映できるよう進めている。

開始年度

- 2021年度（令和3年4月）

事業が軌道に乗るまでの経緯

【仕組・体制作りまでの流れ】

- 委託事業として開始するため、2020年度中に、事業の仕様書作成、見積書の提出依頼、要綱設置、港区個人情報保護運営審議会への審問等を行い、予算を確保した。2021年度予算額は約468万円である。
- こどもの意見の聴取形式を考えるにあたり、港区の（小さな児童相談所の）規模に合っていること、第三者性が担保できること、加えて聴き取りに慣れている有資格者ということのポイントに、依頼できる第三者ということを考えて時に、事業者への委託が一番取り組みやすいと考えた。
- 事業者選定にあたり、どのような事業者へ委託することでこどもに意見を聴き取れるかを考え、「様々な施設でのこどもへのインタビュー経験がある事業者であること（こどもへの聴き取りに慣れていると想定されるため）」「第三者評価を行っている事業者であること（アドボケイトは、実施経験のある事業者が少ないことを踏まえ、少しでもテクニックが反映できるように）」「港区で登録している事業者であること」を要件に絞り込み、入札（金額）で決定した。単年度契約となっており、今年は計3社からの応募があった。（港区の入札に登録している事業者の数が少ないため、必然的に請け負っていただける事業者が絞られる。）
- 一時保護所については、昨年度は月1回の実施であったものを、今年度からは毎週実施としている。事業者は、例えば話が苦手なこどもにはトランプをして遊びながら等、自然と話しやすい雰囲気を作って、こどもに受け入れられやすい様々な工夫をしてくれている。また、事業者自ら養成講座に参加するなど専門性の向上に取り組んでいる。
- 聴き取り頻度が昨年よりも増えたためか、聴き取り方や、聴き取る側の受け止めが、回数を重ねるごとにスキルアップしていると感じている。
- 全体的な流れとしては、事業者から児童相談所や施設等にアドボケイトが派遣されこどもの話を聴く。その内容を子ども家庭課に報告いただいて、児童福祉審議会の里親・子どもの権利擁護部会にも報告する形。
- 予算確保については、港区として子どもの権利擁護を大切に児童相談所を作ろうという動きの

中、国の動きも追い風になった。具体的には、法改正でこどもの権利が児童福祉法にも明記されたこと、国庫負担金を活用することなどを財政課にも伝え、こどもが意見を言える場が必要だということを説明した。

【事業実施に当たり支援や連携を必要とした機関】

- 児童相談所開設の準備段階で、有識者による専門部会を設置し、施設整備や児童相談所が関わる子どもの権利擁護等について意見を伺った。
- 新しい児童相談所であるため、どのような取組がこどもにとって最善の利益を確保することになるのか、専門家を交えて遅くまで話し合い、事業実施に対し、背中を押していただくことが出来た。

2 モデル事業・独自事業における権利擁護の取組の内容

《意見表明等支援》

意見表明等支援の内容・スキーム

【関係機関、こどもへの説明・周知など必要な事前調整】

- スムーズなモデル事業の実施に向けて、あらかじめ事業の説明文を作成し、施設職員や里親へ説明を行った。
- また本人へは、入所及び措置時に取組の説明を行うとともに、意見聴取前に改めて説明を行ってから実施している。
- 一時保護所では、措置時点で、こどもに対し、生活や集団生活、個人の生活について説明するしおりを渡している。その中に、アドボケイトや子ども会議、意見箱や、東京都に直接出せる意見表明シートについての記載があり、それを見せながら、こどもが様々な方法で、大人や児童相談所の人たちに意見が言えることを説明している。
- しおりは入所時（入所日）に見せるため、こどもが内容を忘れてしまうこともある。そのため、区で作ったアドボケイトのチラシを、アドボケイトの初回実施日に事業者がこどもに渡し、同時に説明も行うようにしている。
- 実際にアドボケイト事業を実施する際には、事前に児童福祉司が里親や施設等への説明・調整を丁寧に行っている。具体的には、児童福祉司が措置先に赴き、面接の際のこどもへの声掛けなど、里親や施設等に対してできる限りの協力をお願いしている。
- 意見箱、子ども会議、アドボケイトなど様々な意見表明の手段があるが、こどもたちの中で自然と使い分けが行われている。意見箱は何かを買ってくださいという内容が多く、個人的に欲しいものや一時保護所にあると良いものを書いている。子ども会議は、実際にこどもたちが話し合い、議論の場として機能している。アドボケイトはつらい思い、愚痴など何を言ってもいい場所と、それぞれ使い方が異なり、いずれも必要なものと感じている。

【こどもへの訪問は定期的な訪問か、要請に応じた派遣であるか】

- 定期訪問

【訪問の概要】

- 施設や里親家庭等には、児童福祉司とアドボケイトが訪問する。面談はアドボケイトのみが行い、その間、児童福祉司は別室で待機。
- 面談は1人当たり30分～40分が目安で、長くても1時間で終結できるよう、アドボケイトがうまく話をまとめてくれている。
- 面談の流れとしては、アドボケイトが来たときに、施設側が今日希望しているこどもの人数と、「小学校●年の●●さん」のように学年と下の名前を伝える。そこから、アドボケイトが対象のこどもに挨拶をし、「面接室で待っているよ」と伝え、その後面談を行っている。アドボケイトの割り振りは事業者が決定している。
一時保護所では、こどもたち向けの掲示板に、訪問するアドボケイトの顔写真付きの名札を貼り、今日は誰が来るのかが分かるようにしている。
- 一時保護所には週1回訪問し、希望するこどもとアドボケイトの一对一での面談となる。アドボケイトの日は毎週火曜日であり、こどもたちも実施日を事前に把握してはいる。前日等にこどもに希望を聴いたりはあるが、希望していたこどもが当日になると「やっぱりいい」という気持ちになるなど、当初とはメンバーが全く変わることもあり、当日に再度聴くなど、その時の様子に応じて対応している。
一時保護所学齢児の定数は男女計8名である（ヒアリング時点）。毎週、聴き取りを希望するこどもの状況は違うので、こどもの希望に沿って行っている。通学しているこどもの場合、学校の時間と聴き取りのタイミングが重なり、話ができないことがあり、今後の課題と感じている。
- 児童養護施設や自立援助ホームも対象に、措置先と調整の上、施設や里親宅を訪問し、年2回程度、被措置児童に対する面談を行えるようにしている。里親については昨年度訪問できたのは一家庭のみである。

【意見表明等支援後のスキーム】

—児童相談所・施設等への伝達

- 基本的には、施設への訪問に児童福祉司も同行するため、そこで、アドボケイトから児童福祉司が報告を受けている。また、一時保護所での聴き取り終了後はアドボケイトから主に一時保護所の係長や、一時保護所内にいる権利擁護の担当職員に対しても報告が行われる。
- できる限り、管理者の児童相談課長や児童福祉司、児童心理司等もその内容を聴くようにしている。
- こどもの話の中では、児童福祉司、児童心理司に対する思いも出てくる。その場合は、口頭での報告の場に、児童福祉司、児童心理司も入る。「こどもにきつい現実をつきつけているところなので、嫌いと言われるのは分かる」など、児童福祉司らが、担当しているケースワークの進捗と、こどもの気持ちがリンクしていることなどを知るうえでも役立っている。
- 後日アドボケイトからは報告書が提出される。これはデータで保管し、児童相談所職員が見られるようにしている。昨年は、施設側からも対応改善のため内容を知りたいと要望があり、共有した事例もある。
- 児童相談所や施設への報告は、こどもにも、「みんなからもらった大切な意見なので、大人が話し合うために、児童相談所の職員、施設職員へきちんと伝える」と伝えたとで行っている。
- こどもからアドボケイトに対し「言わないでほしい」と要望があった場合は、重大なことではない限りは伝えなくて良いという扱いとしているが、こどもも、大人が彼らの意見をきちんと

受け止め、改善するということを理解しているため、言わないでと実際に言われることは稀である。大人の態度についても改めてほしい点があれば、こどもはきちんと伝えてくる。

—意見の検討・解決の仕組み

- 一時保護所に関しての内容は、一時保護所内で受け止め、すぐにできることは、職員間で共有し、検討・改善している。

—こどもへのフィードバックの方法（誰が・どのように）

- 一時保護所では、こどもが集まって日々の生活のことや要望などを話し合う「子ども会議」で出された意見等を職員間で検討し、月2回こどもたちにフィードバックしている。
- 援助方針会議等で施設入所が決定した際は、児童福祉司がこどもとの面談の中で、まず「施設入所に決まった」等の決定事項を伝え、その後に「これから施設を探すから少し時間が欲しい」などの詳細や予定などを説明するようにしている。また、決定内容を伝えた時は、その後、アドボケイトからこどもに今の気持ちを聴いてもらっている。

意見表明等支援の担い手

【担い手の要件、人数】

- アドボケイト実施者は、委託事業者の職員である。仕様書における要件としては、弁護士、社会福祉司、心理司、保育士等の資格を有し、児童相談対応の経験のある者としている。
- このほか、アドボケイトには事前の研修受講を仕様書で定めている。研修の範囲は幅広く、事業所による所内研修や、外部研修も含まれる。区内で子どもの権利擁護の研修を行う際に声がけて受けてもらうこともある。
- 区が全ての研修を指定しているわけではないが、児童相談所が行うこどもの意見聴取や権利擁護関係の研修は必須としている。この研修は必ず受けて、そのほかも受けてくださいというニュアンスである。
- 一時保護所を訪問するアドボケイトは8名おり、うち1名はいつも必ず訪問し、中心的役割を担っている。実際の訪問人数は、その時のこどもの希望者数によって異なるが、今はこども3～4人の話を聴くことが多く保育士等の資格を有する職員1～2名体制で訪問を受けている。

【（委託・委嘱により実施している場合）委託等先】

- 令和3年度と令和4年度は別の事業者が委託先となった。どちらの事業者も有資格者がそろっている事業者であり、児童養護施設等へはその有資格者が訪問する。現在の委託先事業者は、60～70のこども関係の施設の第三者評価を行っており、第三者評価機関の職員がアドボケイトも兼ねている状況である。
- 今後も入札で決定する予定。

対象となるこども

【意見表明等支援を行う場面、対象施設】

- 措置されるこどもについては、支援の対象範囲は特に決まっておらず、区外でも港区のこどもであれば、一時保護中、里親委託中、施設等入所中のすべての被措置児童を対象としている。
- 一時保護所は港区のこどもが中心であるが、相互利用として他区のこどもが入ることもあり、そのこどもも対象となる。
なお、港区からこどもが他自治体へ行った際は、行った先の一時保護所の取組に従って、アドボケイトを実施する形である。

- アドボケイトは、毎週火曜日に実施。特に入所後最初の火曜日は、「保護についての説明」「措置に関して本人に説明があったか」「それを理解しているか」「それに対する気持ちは」等の項目をこどもが拒否しない限り聴いてもらっている。入所当初は不安な気持ちを抱えているこどもが多いが、聴き取りでそれをきちんと訴えられるこどもが増えている印象である。
- 初回の聴き取りの際は、話を聴くことが決まっているからという聴き方ではなく、「〇〇（こどもの名前）の話を聴きたいと思っているから、できれば聴かせてほしい。どうしてもいやなら断ることができるよ」などと声掛けをする。
こどもも「いいよ」と話をしてくれることが多い。一方「もう話すことはないです」と本人が拒否するなど、話を聴くタイミングが合わないこともある。そのこどものタイミングで聴けるよう心掛けている。
- 措置決定時の聴き取りでは、これまで、措置の決定内容と本人の気持ちが異なっていたケースはない。こども達から「施設に行けてうれしい」という意見が出ることもある。

【支援対象となるこどもの範囲】

—全件対象の場合（乳幼児や障害児は含まれるか、年齢や特性に応じた工夫）

- 言葉だけの理解が難しいこどももいるため、状況に合わせ、遊びや絵を描く活動をしながら聴き取る等の工夫をしている。年齢的には、これまで実際に対象となったのは4歳以上である。
- 一時保護となったこどもには、発達に何らかの課題のあるこどもが多いが、（障害者手帳を取得するほど）重度のこどもが対象となったことはまだない。障害児についても一時保護児童はアドボケイトの対象としているが、施設等との調整がまだできておらず、今後の課題と感じている。

—面接実施の意向確認方法（リクエストボックス・当日希望があるか確認等）

- 一時保護所では、実施当日、一人ひとりのこどもに、希望の有無を口頭で確認している。

【対象とする意見の内容】

- 一時保護や措置について十分な説明があったか、現在の生活や環境、将来への希望、職員への要望などについて聴き取りを行っている。
- 必ず聴項目もあるが、それ以外にも、今の生活で困っていること、職員の対応で思うことなどを必ず話に織り込んで聴いてもらっている。また、こどもが話したいことを話してもらったりもしている。

工夫や留意していること

【独立性を確保するための工夫】

- 事前にこどもへ十分な説明を行うとともに、実施後職員は内容について言及しないよう徹底している。

【事前に児童相談所等から対象となるこどもの背景等の個人情報を共有することがあるか】

- 基本的には伝えては不在だが、特に配慮が必要なこどもについては、最小限の情報を事前にアドボケイトに伝えている。例えば性的虐待で身体的なことに敏感であるといった事情や、特定の言葉に非常に辛い思いを持つ場合など。その判断は、一時保護所の担当職員と係長で検討・決定する。

【こどもが意見表明をしやすくするための工夫】

- その日に話を聴いてくれるアドボケイトの顔写真付き紹介カードを一時保護所内に事前に掲示し、こどもが安心して話せるようにしている。

【個人情報の管理や守秘に関する取り決め】

- 報告書には、イニシャル、学年、性別のみ記載し、パスワードを付けてデータを保管している。また、委託契約書に個人情報等取扱いに関する特記事項を遵守する旨記載している。

【記録の作成・保管】

- 事業者による報告書作成の際は、個人PC使用は禁止。業者側で1年分は記録のデータを保存し、提出後は、速やかに事業者のPCからデータを削除することとしている。
- 区側のデータは課外秘のフォルダで保管し、印刷したものは鍵付きキャビネットで保管している。

【意見表明等支援の実績】

- 令和3年度は、一時保護所においては、延べ57名（年10回）、児童養護施設や里親家庭等においては、延べ11名のこどもから意見を聴き取った。
- 令和4年度は一時保護所の聴き取りをおおむね週1回実施。現時点で、延べ21回実施。週1回になったことで、今週言えなかったこどもも翌週に伝えることができたり、1週間過ぎず中と言いたいと思ったことを伝えられる環境になった。アドボケイトに伝えたいことが出てきた場合、月1回では忘れてしまうこともあるが、1週間であれば覚えておくことができる。前回の続きを話したいというこどもも出てきており、週1回にしたことはこどもにとって良かったと感じている。
- 夏休み等の長期休みでしか時間調整ができないため、児童養護施設や自立援助ホーム、里親家庭への訪問は、年2回程度としている。
 なお、区内在住のこどもが他区施設へ入所している場合も、その施設にいるこどもを聴き取りの対象としている。施設に児童相談所から意見表明等支援事業の仕組みを説明し、理解を得られた施設のこどもに希望を募って、希望があればアドボケイトが訪問し、意見を聴く形としている。
- 昨年、施設職員とトラブルがあったこどもがいた。施設から報告を受け、アドボケイトが訪問し、こどもから話を聴いたところ、内容が一致していたことから、施設側の対応改善につながった事例があった。

≪児童福祉審議会等の第三者機関（権利擁護機関）の仕組み≫

権利擁護機関の位置づけ（児童福祉審議会か別の第三者機関か/条例等の規定・権限）

- 児童福祉審議会 里親・子どもの権利擁護部会

第三者機関による権利擁護等の仕組みの概要

- 委員構成：学識経験者2名、医師1名、弁護士1名、児童福祉施設職員1名の合計5名。部会の所掌事項としては児童相談所長が里親・子どもの権利擁護に関して必要と認める事項である。
- 基本的に、一時保護所の状況に関する連絡は、3か月に1回の頻度行うことになっており、そこ

でアドボケイトが聴き取った内容を報告している。被措置児童の虐待がありそうな案件等、緊急に伝える必要がある際は、3か月に1回を待たずに速やかに報告するようにしている。

- 委員からは意見徴収は大切であるため引き続き行ってほしいという意見のほか、面と向かって話を聴くだけの生活のなかでこどもの声を聴く形ではなく、テレビを見たり一緒に遊んだりする中でポロポロと話すことを受けとめることも意見表明の一つの形であるといったご意見をいただいている。

《その他の権利擁護に関する取組》

意見表明支援以外の取組（あれば）

- 子ども会議の実施（月2回）、意見箱の設置をしている。

3 モデル事業・独自事業の実施における課題と解決策等

事業実施における主な課題とその解決策

- できるだけ措置先へのご協力をお願いしているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、児童養護施設、里親家庭等で外部の人間が入ってくることへのハードルが高く、実施回数が少ない状況があった。
- 施設全体の中でアドボケイト受け入れについて十分検討されておらず、訪問を断られることもある。
- 意見表明等支援事業について里親から理解を得る上では課題が多いが、フォスタリング機関と連携して里親とのつながりを強めながら、事業の推進を試みている。同事業の実施に同意した里親からは、自分たち以外の児童相談所職員ではない大人に対して、こどもが意見を言える機会があることはよいことであると、事業趣旨への十分な理解が示されている。

事業を実施したことによる変化・反応

- アドボケイトの活用や子ども会議、意見箱の運用を通して、こどもの権利擁護に関する取組を実施している。これらの意見が一時保護所の環境改善や生活ルール等に反映されることを通して、こどもが自分の意見又は意向を伝える意味を知り、説明する力が育っていると感じられる姿も見られている。

4 措置等における意見聴取について

聴取のタイミング

【以下の場面で事前に意見聴取を実施しているか】

- 在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（解除、停止、変更、期間の更新）
- 設けているが、入所や保護解除時の意見聴取については、タイミングが合わないこどももいるため、きちんと説明できているか不明なこともある。
- 母子生活支援施設や児童自立生活援助事業の契約による利用、自立支援計画の策定時
- 設けていない。
- その他場面

- 設けている。

【緊急を要し、事前に意見聴取等措置を行えない場合はその状況】

- 緊急時の一時保護であっても、児童福祉司は、必ずこどもと面接して、一時保護の理由を説明し、こどもの意思を確認している。これに加え、一時保護後に、アドボケイトがこどもの話を聴くようにしている。

【聴取の実施概要】

- 週1回の火曜日に行うアドボケイトの日に、児童福祉司がこどもと面接を行う中で、措置に関する説明をし、こどもの意向を聴き取り、その後、アドボケイトを行い、措置に関するこどもの気持ちや意見を聴き取ることもある。

【聴取結果の検討や、反映の可否等を判断するまでのプロセス】

- 児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員がカンファレンスを実施する中で、こどもの意見と援助の方向性について情報共有し、支援の方法、内容等を検討している。

【こどもへのフィードバックの方法】

- 児童福祉司がこどもに話す。こどもの状況によっては、その場に児童心理司等が同席する場合もある。

5 マニュアルに関する意見

マニュアルに盛り込むべき項目（事業の準備・実施にあたり概ね必須と思われる事項等）

- 基本的にアドボケイトではケースワークに関する内容は聴かないことになっているが、実際に港区の一時保護所のこどもの話を聴く中で、こどもたちが家庭のことを話してくれることがよくある。だからといって家庭のことにどんどん入り込むと、ケースワークにも支障が出たり、こどもから話し出したことではあるが、言っただけで突っ込んでほしくない場合もある。このことについて、事業者と子ども家庭課、一時保護所、児童相談所による事業開始前の打ち合わせの中で、意識のすり合わせをしておかなければ事業実施は難しいと考える。
- 話を聴く際は、家庭のことに必要以上に踏み込まない。こどもから発言があれば聴くが、踏み込んで話をしないことの重要性も認識する必要がある。
- 港区では、事業実施前に、委託事業者と（契約主体である）子ども家庭課、実際に事業を行う児童相談所の3者で連絡会を設けた。上記の確認のほか、記録はこどもの言葉をそのまま書いてもらうよう伝えたり、書類の出し方やその後の取り扱いなど、詳細の確認も行っており、このことが重要であったと感じる。
- 意見聴取後は、スピーディにこどもに返す必要がある。アドボケイトによるものでも、意見箱によることでも、変えられることはすぐに変え、意見が反映されたとこどもが感じられることが大事。例えば、区内の一時保護所では、昨年最初のアドボケイトの中で、こどもたちから朝にシャワーを浴びたいと要望があったため、これを認めた事例もある。

(3) 東京都世田谷区 (令和4年10月11日実施)

1 モデル事業・独自事業実施の経緯

<p>事業実施のきっかけ (問題意識)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめや不登校、さらにはこどもの貧困など、こどもにこども問題が深刻化・複雑化してきている状況を踏まえ、こども自身の声を受け止め、こどもの人権を擁護し、権利を侵害されたこどもの速やかな救済を目的に、「世田谷区子どもの権利擁護機関 (通称：せたがやホッと子どもサポート (略称：せたホッと))」を設置した。
<p>開始年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2013 年度
<p>事業が軌道に乗るまでの経緯</p> <p>【仕組・体制作りまでの流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世田谷区では、こどもが健やかに育つことのできるまちづくりを掲げ、2001年に「世田谷区子ども条例」を制定。2011年には、子どもの権利擁護に関する小中学児童へのアンケート調査を行い、これらの結果も踏まえて2012年新たな制度の検討に着手。2013年に「せたホッと」を設置するに至った。 ○ 児童養護施設等への入所措置、一時保護措置や児童虐待等の社会的養護に特化した仕組みではなく、子どもの人権擁護に関することを広く取り扱う機関・事業である。 <p>【「せたホッと」の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 措置児童に限らず区内在住のこどもや学校・施設などに通っている18歳未満のこどもの権利侵害があった場合に、その擁護や権利の救済を図る機関として、地方自治法の附属機関「せたホッと」を設置している。相談方法はフリーダイヤルの電話がメインで、その他メール、FAXがあるが、新たなツールとして令和3年度より区内の小中学校の全生徒に切手不要の相談用ハガキを学校経由で配布した。 <p>人員は、大学教授、准教授、弁護士の計3名の擁護委員と、5名の相談・調査専門員で構成される。専門員に厳密な役割分担はなく、新規相談は電話を取った者が対応、継続相談は担当の専門員が対応するなど、適宜相談に対応している。専門員の担当者は相談者から要望があれば変更もあるが、最初に対応した専門員が基本は最後まで担当となる。</p> <p>より専門的見地が必要とされるケースや対外的に関係機関に働きかけが必要なケース等、学識者等の擁護委員が対応すべきと判断されるケースは、担当の擁護委員を決めて、専門員とペアで対応する。それぞれが受理した相談については、ケース会議を月2回開催し、その間のケースを全員で共有。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区長部局および教育委員会の附属機関として共同設置の形をとっており、今年7月で9年を終える。こども版のオンブズパーソンというべき機関である。 ○ 「せたホッと」の職務に対しては、区役所の機関は協力の義務規定があり、区民や区以外の機関 (私立学校、民間組織など) には協力の努力義務が定められている。 ○ 令和4年度予算は以下の通り：約3,854万円 (人件費 約3,400万円、普及啓発・印刷・製本 (活動報告書) 約300万円、通信料・ハガキ郵送代 100万円弱、その他 100万円弱)

(人員体制)

- 専門員には、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師などの資格、もしくは同等の能力を有する者を採用。
- 事務局は正規職員2名、会計年度任用職員2名の計4名。事務局には区長部局の職員が務め、教育委員会側は教育総務課の担当係長が「せたホッと」を担当する体制。区長部局と教育委員会のやりとりは、当課が窓口としてうまく機能している。
- 専門員はシフト制で、原則、5名中3名が平日出勤する勤務体制にしている。また、専門員は年度ごとの契約だが再任可能。出産等のライフステージにより退職することもあった。
- 専門員には、就業にあたりまず公務員としての個人情報の管理、職務専念義務などの研修に参加してもらい、その後「せたホッと」としての権利擁護の考えについて、擁護委員の大学教授から学んでいく形。また、予算には外部研修参加費用が確保されており、業務に関連し、必要性があると認められた研修については参加費用を支出できる。
- 区内のこどもの数と比して、専門員5名での対応は厳しいが、何とか運営している状況である。

(相談方法、相談後の流れ)

- 相談時間は平日月曜日～金曜日の13時～20時、土曜日の10時～18時。
- 擁護委員は保護者や子どもからの申し立てに基づき、相談者の意向も踏まえ、学校や地域の団体等に調査を行い、その結果必要と判断された場合は関係機関に権利侵害の是正を要請するほか、「せたホッと」として意見表明を行うことができる。
- なお、緊急性がある相談はケース会議を待たず、個別に擁護委員に連絡を取って対応方針を仰ぐ。

(「せたホッと」の周知)

- 広報として、学校に年2回、全生徒分のテレホンカードサイズの広報用カードを配布。(小中学校にはそれぞれ年1回相談用ハガキを配布) 配布後1か月ぐらいに相談が上がってくるが多く、普及啓発に一定の効果があると考えられる。
- また、児童養護施設2か所には「せたホッと」のリーフレットを置いている。活動は出来る状態だが、「せたホッと」が訪れて権利普及・啓発をすところまではまだ至っていない。一時保護所についても同様。

(実績)

- 令和3年度の対応件数は新規300件、令和2年度からの継続件数66件の計366件。総活動回数(対応延べ回数)は2,253回(関係機関とのやり取りを除いた子どもと保護者のみのやり取りは1,855回)。
- 300件の新規相談のうち、こどもの権利侵害として最も多かったのは、「対人関係の悩み」(子ども同士)61件、次いで「いじめ」45件、「心身の悩み」35件、「家庭・家族の悩み」31件、「学校・教職員等の対応」29件。「心身の悩み」については、コロナ禍をきっかけに数字が上がってきた。コロナ禍以前も含めると、「いじめ」「対人関係の悩み」「家庭家族の悩み」「学校・教職員との対応」の4項目が上位である。
- 300件の相談者の内訳は、子ども本人からの相談193件、母親からの相談84件、友人からの相

談4件。また、相談の手段は73件がハガキというアナログ手法の相談で、電話に次ぐ大きな件数。LINEやSNSが注目されている中、ハガキ相談は小学校低学年を中心に利用があった。声を拾っていく手法については、今後も広い視野を持って取り組んでいきたい。

(附属機関のメリット・デメリット)

- 附属機関のメリットは、区のそれぞれの所管から独立している点、区に対して要請や意見を強く打ち出す権限を持っている点があげられる。また、調査等の権限を与えられた附属機関としての立場で、受け止める側に区の組織として効果的に働きかけることが可能。また、区長部局と教育委員会両者の附属機関であるため、学校や教育委員会との連携が取りやすい点もメリットである。
- デメリットは、区が予算を確保する形となるため、独立性とは相反する形としてみられてしまう。なお、実態としては、予算の額自体は政策的影響や区長の方針によって影響を受けることとなるが、活動上の支障はない。

【事業実施に当たり支援や連携を必要とした機関】

- 児童相談所、子ども家庭支援センター、教育委員会など

2 モデル事業・独自事業における権利擁護の取組の内容

<p>《意見表明等支援》</p> <p>意見表明等支援の内容・スキーム</p> <p>【関係機関、こどもへの説明・周知など必要な事前調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世田谷区では、いわゆる意見表明等支援事業に一致する事業は行っておらず、前述の「せたホッと」により、こどもの意見表明を支援し、権利擁護を実現すべく活動している。
<p>《児童福祉審議会等の第三者機関（権利擁護機関）の仕組み》</p> <p>権利擁護機関の位置づけ（児童福祉審議会か別の第三者機関か/条例等の規定・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改正児童福祉法施行後の権利擁護の仕組みについては、現在児童福祉審議会で臨時部会を立ち上げて検討中。 ○ 「せたホッと」は前述の通り、区および教育委員会の附属機関として、児童福祉審議会とは別の機関として設置されている。
<p>第三者機関による権利擁護等の仕組みの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「せたホッと」およびせたホッとに所属する子どもの人権擁護委員、相談・調査専門員が第三者機関として権利擁護等の活動を展開。仕組みは前述の通り。
<p>《その他の権利擁護に関する取組》</p> <p>意見表明支援以外の取組（あれば）</p> <p>【子供の権利ノート・一時保護所のしおりの配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の権利ノートは、年齢により低年齢用・学齢用に分かれている。一時保護所のしおりも同様。もう少し小さいこどもに対しては、保護所に入る際に紙芝居で説明を行っている。

【一時保護所における各種取組】

- 一時保護所における意見箱の設置。意見箱用の用紙は、宛先（第三者委員、保護所職員、「せたホッと」）を選択できるようになっている。
- 「せたホッと」とは別の取組として、一時保護所への第三者委員の訪問。月1回第三者委員2名が訪問し、こどもとの個別面談の機会を設けている。一時保護所は定員26名、昨年度の相談件数は9件で、内容は児童相談所への意見・要望、入所児童の対人関係の悩み、家族に関する悩みが多い。
- 第三者委員は弁護士と主任児童委員が1名ずつ。職を要綱で設置し、区長が委嘱している。児童相談所ができた令和2年度から同じ委員が担当。
- なお、区内の児童養護施設は2か所で、それぞれ独自に第三者委員を設置しているが、コロナの関係で通常の活動は難しい様子。

【子ども会議・子どもの意見を聴く会】

- 「子ども会議」は、こども主催でメンバーもこども。一時保護所内での生活ルールなどについて、こども自身で考え、話し合っ決めていく、こどもの意見を尊重した会議で毎週開催。
「子どもの意見を聴く会」（通称「聴くぞう会」）は、月1回程度、一時保護所の職員（課長、係長、担当等）が、こどもたちが生活上困ったことについてしっかり時間を設けて聴くことで、こどもたちが思っていることを職員に気軽に伝えられる関係性を構築することを趣旨に開催。聴き入れが困難なこと以外については、こどもたちの自主性に任せて運営している。

3 モデル事業・独自事業の実施における課題と解決策等

事業実施における主な課題とその解決策

【事業および子どもの権利擁護に関する普及啓発】

- こどもの権利に関する普及啓発は、こども向けだけではなく、大人（特に教員）に向けた取組も必要。特にいじめ問題は、こどもと保護者の温度差が大きく学校と保護者のトラブルに発展するケースが多い。こどもの意見表明・権利救済に対する大人の理解が課題である。
- 区に隣接している他自治体の学校に通っている（他自治体へ通っている）等、行政区を越えた他自治体の学校に働きかける際には、区の条例の趣旨を説明し、理解して対応してもらえるよう丁寧に取り組んでいるが、制度的な課題があり難しいという話が擁護委員や専門員から出ている。
- 擁護委員は児童養護施設、一時保護所のこどもから相談件数が少ないこと、また権利擁護を広め、意見表明ができる環境を作っていく上ではこどもの権利についての認知が必要ということ課題認識として持っている。
- 普及啓発への取組には、かなりのマンパワーが必要。学校だけでもかなりの数になり、児童養護施設、幼稚園、保育園を含めると大変な数になる。措置児童にフォーカスを絞った話ではないが、「せたホッと」がすべてに出向いて働きかけることは難しく、課題認識のある事項。

【一時保護所での対応】

- 一時保護所の意見箱に相談があった場合、こどもの滞在期間が決まっているため、状況を把握

してアプローチするまで急がなければならない。一方、こどもが気を使わず意見表明できるようになるには関係性を築く必要があるので、難易度が高い。

- 一時保護開始時に基本的なルールを説明するが、こどもたちの話し合いによって決めたルールについて特段説明を行っていない。自分たちでルールを変えることもできることを伝えていきたい。

【法改正に伴う対応】

- 今回の法改正による義務化の趣旨については、すでに児童相談所の運営方針に書いてある。現時点では、その方針を忠実に守っていれば法律上の問題はないのではないかと考えている。今後国から取組方法について具体的な示しがあれば、それに対応していく。
- 今回の法改正は社会的養護にかかるこどもを対象を限定して制度化されたが、その観点は大事なものと感じる。一方で、名ばかりの制度になるのではないか、「せたホッと」と児童福祉審議会の棲み分けはどうするのかといった懸念があり、それらを払拭することが今後の課題である。法改正の趣旨には賛同しつつ世田谷区としてどう運営していくか、今後考えたい。

【その他】

- こどもと接するうえで、こどもの変わる気持ちにも丁寧に耳を傾け対応するということは大切。例えばいじめの対応の際に、事前にこどもと細かく事実関係や気持ちを確認したうえで学校と協議した後、時間・場所を変えてもう一度こどもと話すと、こどもから聴いた最初の気持ちと違う話が出ること等がある。こどもが意見を変えるのはこどもの勝手ではなく、こどもにはその権利があり、こどもの意見表明であるということを強く意識して、こどもの声を無下にしないように苦労しながら対応している。
- 措置そのものがいや、保護所から家に帰りたいといった、措置に関わるこどもの意見については、児童相談所が児童福祉審議会に相談してケースワークを進めている。一方、一時保護所内や施設内のいじめ、施設のこどもが学校で受けたいじめについては「せたホッと」で対応。その棲み分けをどう整理して全体を見ていくかが一番の課題である。
- 児童相談所がこどもの話を十分に聴いているかどうかについては、援助方針会議でしか協議できない状況であり、関係機関の情報共有の必要性を感じる場所である。

実績及び事業評価に用いている指標（あれば）

- 明確な指標は持ち合わせていないが、「せたホッと」の活動を報告書として取りまとめる際に使うバロメーターとしては、新規相談件数、延べ相談対応数、活動回数、相談者の属性（年齢等）があげられる。相談件数はどれだけこどもたちの声を拾ってきたかという、最もスポットライトが当たる件数だと考えられる。

4 措置等における意見聴取について

聴取のタイミング

【以下の場面で事前に意見聴取を実施しているか】

- 在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（解除、停止、変更、期間の更新）

- 設けている。入所措置児童か、在宅支援児童かにかかわらず、児童相談所が援助方針を決定するに当たっては、原則児童福祉司が意見聴取を行っている。児童心理司は、児童福祉司が聴取したこどもの意見等について、個別面接時に真意の確認等を行う。その結果は児童福祉司とも情報共有を図る。

—母子生活支援施設や児童自立生活援助事業の契約による利用、自立支援計画の策定時

- 設けている。

—その他場面

- 設けている。施設入所後、職員が2～3ヶ月に1回定期的に施設を訪問。その他、生活状況などを確認する中で、ライフステージの変化（進級や家族との面会交流や外泊を始めるタイミング等）に合わせて、必要に応じて意見聴取を行っている。

【緊急を要し、事前に意見聴取等措置を行えない場合はその状況】

- 緊急一時保護の場合でも、こどもからは事前に可能な限り意見聴取等を行っている。

【聴取時の留意点】

- こどもが措置・一時保護を行う場合は、入所者等に対し子供の権利擁護について年齢に応じて説明を行っている。
- 意見聴取等の記録はそれ単体を個別に作成・保管することはないが、権利擁護に対して説明した事実、こどもの反応等について支援記録に速やかに記入することで対応している。
- こどもに発達特性がある場合は、まずは児童福祉司と児童心理司で援助の進め方を検討し、こどもの知的レベルに合わせて、文字にして説明する工夫を行うほか、必要に応じて一時保護所職員、施設職員を含めてこどもが理解しやすい最も適切な説明方法を協議しながら進める。

【聴取結果の検討や、反映の可否等を判断するまでのプロセス】

- ケースワークの基本的な流れと同様である。児童相談所の援助方針案とこどもの意向が一致している場合は、援助方針会議に付議し、所としての組織決定を行う。一致しない場合は、児童福祉審議会への意見聴取等の手続を経て、適当であると判断された場合は、所として援助方針を決定する。
- 今まで、28条の申し立てを除く措置の意向不一致として児童福祉審議会に提出された案件は0件。
- こどもが納得しても保護者が納得しないケースがある。法令上、児童福祉審議の意見を聴くことになっているが、実際に援助決定をそこまで強行することは難しい。長い調査期間を経て最後の最後で納得してもらい、同意による援助が決定する。

【こどもへのフィードバックの方法】

- 支援の節目（公的保護の方向性、援助方針会議の結果、入所・委託先の選定状況等）において児童福祉司が直接こどもに対し説明している。

5 マニュアルに関する意見

マニュアルに盛り込むべき項目（事業の準備・実施にあたり概ね必須と思われる事項等）

- 意見表明等支援事業の具体的な実施方法（頻度、人数、資格要件、役割等）
- 一時保護、入所等措置されていない、在宅の子供の権利擁護について（アウトリーチでの支援が必要かなど）
- 意見表明したこどもへのフィードバックのあり方
- 幼児や障害があるこどもの意見表明について

(4) 高知県（令和4年10月4日実施）

1 モデル事業・独自事業実施の経緯

事業実施のきっかけ（問題意識）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年に策定された「高知県社会的養護推進計画」や「一時保護ガイドライン」のこどもの権利保障への対応として、第三者による意見聴取を実施することとなった。
開始年度
<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度
事業が軌道に乗るまでの経緯
<p>【仕組・体制作りまでの流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度当初予算に本事業に係る委託料を組み込んだ。令和4年度予算は、2,711千円となっている。 ○ 令和2年8月21日に実施に向けた学習会（岡山県、岡山市の担当者を講師として迎えた）、令和2年12月24日に弁護士との事前研修会を実施し、令和3年1月より順次スタートした。令和3年度を通じて聴取回数を増やし、令和4年度から一定の形が出来てきた。基本的には今の形で続くと思うが、聴取方法等については改善の最中である。 ○ 高知県独自の工夫として、質問事項をこどもにとってわかりやすく答えやすい形に適宜変更しているため、事業開始当時と比べ、こどもたちから聴きとることのできている内容には変化があるかもしれない。例えば取組開始当初、意見表明の場があるとこどもに伝えても、ピンときていないようだった。そこで、「一時保護所をよくするため、皆が生活しやすくするための意見を言ってほしい」という伝え方にしたところ、意見が出るようになった。 ○ 取組への受け止め方、反応はこどもによって異なる。 ○ こどもにとって、弁護士は「テレビやドラマに出てくる人」というイメージであり、興味深く話をしているこどもが多い。自分が話したくない話や都合の悪い話は避けながら上手に面接を受けており、おおむね協力的である。特に、面接後に雑談をする頃には緊張感が解けて、良い雰囲気では終えられている。 <p>【事業実施に当たり支援や連携を必要とした機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県が日本子ども虐待防止学会で分科会を開催し、書籍を出していたことから、岡山県児童相談所、岡山市児童相談所の協力を得て、岡山県における取組を参考にした。 ○ 聴取は一時保護されたこどもに対し、一時保護所での生活についての意見を聴くスタイルで行っており、一時保護自体の説明や、今後の措置の動向をメインの話題にすることはしない。 ○ また、本事業に関して県から弁護士会に協力依頼した際に一緒に勉強の場を作ることになり、2020年1月に勉強会を開催、8月に岡山市の児童相談所職員と弁護士を講師に招き、県、児童相談所職員、弁護士合同の勉強会を開催した。 ○ 事業開始後に、日本子ども虐待防止学会での大分県等の発表を聴いて勉強させてもらった。

2 モデル事業・独自事業における権利擁護の取組の内容

《意見表明等支援》

意見表明等支援の内容・スキーム

【関係機関、こどもへの説明・周知など必要な事前調整】

- 現在は月2回聴取を実施している。実施予定日の約1週間前に、児童相談所保護所職員がこどもへ事業の説明と参加の意向を確認し、聴取対象のこどもと聴取者を決める。
- 弁護士には予定が立った際に、利益相反の確認を事前にしてもらう。
- ワーカーとの面接と被らないように面接時間を調整している。

【こどもへの訪問は定期的な訪問か、要請に応じた派遣であるか】

- 弁護士の予定確保の必要性から、定期訪問としている。

【訪問の概要】

- 今年度は月2回、第1・第3金曜日の実施を前提として、委託している弁護士（7名）の年間スケジュールを調整している。聴取はこども1名に対して弁護士1名で実施中。また、弁護士は1回の来所でこども2名まで対応する。
- 一時保護中のこどもとの面接を、児童相談所の面接室で行っている。
- 保護されて1~2週間のこどもを対象に、ひとり1回聴き取りを行うことが基本だが、回数を明確な取り決めはない。こどもから要望があれば検討するが、そのようなケースは今まではなかった。何度も保護されるこどもについては、その都度聴取を実施している。
- 当初は弁護士5名でスタートし、3名追加で8名となり、現在1名休んで7名。人員の不足はなく、むしろ、1回に2名ずつのため、弁護士が聴取行う回数が少なく苦労している。

【意見表明等支援後のスキーム】

—児相・施設等への伝達

- 秘密にしてほしい内容は記録に残さない（岡山県と同様）。それ以外は児童相談所内で聴取の記録の回覧と決裁を実施。
- 開始時から聴取弁護士と児童相談所とで学習会を継続しており、個別面接票の内容についても検討、修正を重ね、高知県独自の形になっている。

—意見の検討・解決の仕組み（誰が・どのように）

- 聴取の中で、こどもから回答が欲しいと表明があった内容には児童相談所の所長と保護部長で回答者を決定して回答する。弁護士は意見を聴くのみである。

—こどもへのフィードバックの方法（誰が・どのように）

- 回答は、こどもへ直接口答で伝えることを基本としている。その内容は聴取弁護士にも伝える。
- 申し送り書をこどもと一緒に弁護士が作成して提出し、児童相談所がそれに回答する県もあるが、高知県では回答が欲しい項目を面談中にこどもから指定してもらい、後ほど職員からフィードバックを行うスタイルになった。こどもの意見や質問に対する弁護士の関わり方、文書に

することに対する意見等を受けて、こどもが回答を求めている旨を記録には残すが、フィードバックは口頭で行うという形に落ち着いている。

意見表明等支援の担い手

【担い手の要件、人数】

- 現在は、高知県弁護士会 こどもの人権擁護委員会に所属している弁護士の中から、この事業に協力する意思のある弁護士個人と委託契約を結んでいる。現在活動している委託弁護士は7名。
- その他、児童相談所所属の非常勤弁護士がおり、直接意見聴取を行うことはないものの、記録の確認を行っている。こどもからの意見を踏まえたその後の対応や、企画などに関わっている。
- 委託弁護士の契約形態は、旅費を含めた単価契約。年度末にまとめて支払いを行っている。
- 聴取者である弁護士の質問によりこどもが傷つくことがないように、こども役、聴取者役、記録者役に分かれてロールプレイを行ったり、事業目的等を学ぶ学習会を毎年開催したりしている。また、弁護士によるこどもへの面接後に、非常勤弁護士も入って一緒に振り返りを行い、大幅な変更点がある場合には面接前に共有する時間を取って意識合わせを行っている。
- 弁護士以外に児相職員が記録係として面接に同席して様子を見ている。弁護士とこどものやり取りの中で配慮すべき点、聴取を進めづらそうな状況、疑問点などを他の聴取弁護士と共有した方が良いと思うことが多々あるため、週2日來ている嘱託弁護士と記録回覧のタイミングで日常的に会話し、その内容を学習会のテーマにして全体に共有している。
- 事業開始時、弁護士サイドは、こどもから「一時保護所から出してほしい」「こどもの権利を守るために代理人として児童相談所と交渉してほしい」という要望が出てくるのではないかと懸念していたが、いざ始めてみると、そのような意見はあまりなかった。
- 弁護士は、こどものあいまいな意見を誘導してしまうことを懸念していたが、いざ意見聴取を始めてみると、こどもから教えてもらうことが多かった。児童相談所の職員にはあまり話さないこどもも、弁護士にはいろいろな話をしてくれるため、児童相談所が把握していなかった側面が見えてきた。
- また、当初、弁護士サイドはこどもの意見を文書化することにためらいを感じていたが、実際にこどもから要望が複数出てくると、書面化の必要性を感じる場面も出てきた。
- アドボケイト養成については検討中である。

対象となるこども

【意見表明等支援を行う場面、対象施設】

- 一時保護所で保護中のこども。

【支援対象となるこどもの範囲】

—全件対象の場合（乳幼児や障害児は含まれるか、年齢や特性に応じた工夫）

- 基本的に小学生以上のこどもの一時保護を担う一時保護所では、意見表明等支援事業も小学生以上が対象となる。当初は、意見表明支援の対象を4～5年生以上に限定していたが、年齢にかかわらずこどもたちは意見又は意向を持っていることが分かったため、現在は制限していない。
- こどもにコミュニケーション上の特徴や配慮事項があっても、そのことを意見表明等支援を行う弁護士には伝えていなかったため、面接時に弁護士からの会話がうまく伝わらない、かみ合

わない場面が生じることがあった。発達特性や理解力、コミュニケーションに配慮が必要な場合は、あらかじめ共有しておくといよい。

- 発達特性のあるこどもも含め、どのこどもに対しても面接の流れや質問を視覚的に提示し、こどもと一緒に読んで確認しながら面接を進めている。具体的には、「今日の面接について」という A3 用紙のシートに赤い矢印を示して、質問箇所を提示している。

—対象を制限している場合はその条件（年齢等）

- 小学生以上

—面接実施の意向確認方法（リクエストボックス・当日希望があるか確認等）

- 面接予定の約 1 週間前に、一時保護所職員が、事業説明と聴取の意向確認を行う。

【対象とする意見の内容】

- 一時保護所での生活面と、保護所内の権利擁護の状態に関わる内容を聴取している。
- こどもから早く家に帰りたいという話が出ることはあるが、強い要望として出てくることはほぼない。

工夫や留意していること

【独立性を確保するための工夫】

- 聴取者は、児童相談所に所属しない外部の第三者である弁護士にお願いしている。

【事前に児童相談所等から対象となるこどもの背景等の個人情報を共有することがあるか】

- 弁護士には名前と性別、学年（年齢）、保護者名を伝えている。
- 利益相反の確認のため、こどもの氏名と保護者名を伝えて、全く関係のない弁護士に聴取者をお願いしている。

【こどもが意見表明をしやすくするための工夫】

- 弁護士に加えて、記録係として児相職員 1 名が同席するが、対象のこどもと面識がない職員としている。
- 児童相談所や保護所について知らない弁護士も多いため、こどもの保護時に使っている説明資料を意見聴取の際に使いながら話を聴いている。

【個人情報の管理や守秘に関する取り決め】

- 「言いたくないことは言わなくてよい」とこどもに伝えている。こどもが秘密にしてほしいと話したことのうち、例えば、一時保護所の職員に叩かれた等、児童相談所に伝えるべき内容の話があった場合には、こどもを説得して了解を得るよう弁護士にお願いしている。なお、実際には今までそういった報告はない。

【記録の作成・保管】

- 児童相談所職員が、聴取内容の記録を弁護士に確認を取りながら作成する。作成後は、児童相談所内で決裁後、まとめて保管する。

<p>【意見表明等支援の実績】</p> <p>○ 令和2年度（1月から3月）3回10名、令和3年度21回52名（前半は月1回、後半は月2回）実施。現在月2回で最大年24回。</p>
<p>≪児童福祉審議会等の第三者機関（権利擁護機関）の仕組み≫</p>
<p>権利擁護機関の位置づけ（児童福祉審議会か別の第三者機関か/条例等の規定・権限）</p> <p>○ 現在のところ未定（主管課において、今年度中に検討予定との状況で、児童福祉審議会とするかも詳細未定）。</p>
<p>≪その他の権利擁護に関する取組≫</p>
<p>意見表明支援以外の取組（あれば）</p> <p>○ 意見箱（一時保護所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ デイルームにポストを設置して意見箱の取組を開始した。当初は、一時保護所における紙の管理を厳密に行っていたため、意見を書き込む紙も職員を通じて渡す形を取っていたが、現在はいつでも書けるように紙を用意している。いつ書いたのか分からないケースもかなりある。人目につきにくいトイレや人通りの少ないところに設置するといった検討が今後必要だと考えている。 <p>意見箱への意見は今年度4月以降、約半年で3件あった。食事の量を増やしてほしい等、生活に関する要望が多い。意見箱への意見は、一時保護所職員ではなく副所長が開ける。その内容を一時保護所職員と共有する場合は、こどもの理解を得る。なお深刻な問題があった場合は、副所長が面談を行うことになっており、こどもたちも承知している。</p> <p>○ こどもの権利ノート</p> <p>（一時保護所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 養育支援部の担当者が、使い方について、入所時+年1回あらためて説明している。 ➢ こどもがハガキ、電話、メールアドレスを使って意見を寄せた際には、県主管課の子ども家庭課の職員が話を聴きに行く（意見表明支援とは別の対応）。担当ワーカーにも連絡が入り、権利ノートの対応とは別に児童相談所でも対応を行うが、その頻度は年に数件で、最近はない。 <p>（施設・里親）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設・里親措置のこども（小学生以上）全員に、「子どもの権利ノート」を配布し、毎年度初めに全員に内容を再説明し、その中に本課に意見等を言えるハガキとメールアドレス、相談先の電話番号を表示している。 ➢ その後の対応は、それぞれの内容に応じて、本課で対応する。 ➢ 施設によっては、こどもの紛失を防ぐため権利ノートを職員が保管しているところもあった。そのような施設には指導を行い、改善している。 ➢ 里親家庭の子どもの権利ノートは、検討を重ね昨年度新しく作成した。養育支援部の担当者が、丁寧にこどもと里親に権利ノートの意味を説明したうえで配布している。

- その他
 - サポートケアとして、養育支援部のケースワーカーが里親家庭・施設のこどもを訪問しており、こどもから不適切な対応の訴えがあった際には即時対応している。

3 モデル事業・独自事業の実施における課題と解決策等

事業実施における主な課題とその解決策

- こどもが意見を言いやすい聴取方法について、定期的に委託弁護士と学習会を開催して検討している。学習会では、こどもからの意見又は意向を尊重した対応のあり方について、事例を通じて検討している。また、聴取を行う上で弁護士が最も気を付けているのは、こどもを傷つけないことであり、学習会でも、そのことについての不安や意見がよく出る。直近の学習会では、情報共有の範囲を幹部から担当児童福祉司まで広げるか、こどもへのフィードバックの方法をどうするかについて検討を行った。学習会の議事録を作成し、疑問点が挙がった場合には児童相談所が回答している。
- 弁護士が8名（現在稼働しているのは7名）いるため、一人一人の担当スパン1~2か月程度と長くなり、感覚を忘れてしまう課題がある。面接前、弁護士にマニュアル（一時保護児童の意見聴取業務フロー）、手控えに目を通してもらい、面接の手順、目的を再確認してもらうことで対応している。
- 本事業は、県のインセンティブがあってスタートしたものであるため、当初、現場職員の間では目的等の共有が十分でないところがあった。しかし、こどもの意見を職員に共有したり、質問に対する回答をお願いしたりするなかで、権利擁護を重んじる意識が広がっていった。
- 意見表明支援について、児童相談所からの反対や心配は表立ってはなかった。意見聴取に対する児童相談所側の心配、弁護士側の疑問、どちらも先読みして、繊細な調整作業を行って今まで進めてきた。
- こどもが施設入所を希望していないが、児童相談所としては施設入所を選択しなければならない状況になった時、ケースワークを行う担当児童福祉司が意見聴取を行うと、こどもの中には、担当児童福祉司が一生懸命に支援をしてくれるので、その担当児童福祉司に遠慮して意見を伝えられないことがあるかもしれない。この点は、第三者であるアドボケイトが担当児童福祉司とは別に意見表明を支援してくれると解決するだろう。担当児童福祉司とアドボケイト、それぞれがこどもに関わるのが理想である。
- 一時保護措置という大きな節目にかかわる意見聴取は非常に難しい。気分や思い付きで意見が変わることはどうしてもあるため、学習会でも、「何をもってこどもの意見とするのか」という話題が出る。

実績及び事業評価に用いている指標（あれば）

- 一時保護児童の意見聴取事業の効果検証については、退所していくこどもへのアンケート等は実施しておらず、客観的評価というより、職員の行動や意識の変化によって評価している。
- 今年度、こども全員の満足度を知るため、こどもへのアンケート調査を検討している（内容はまだ具体的でない）。様々な年齢のこどもが対象なので、質問は簡単すぎても難しすぎてもいけないと考えている。
- アンケート調査を通じて、意見聴取事業単体での満足度というよりも、一時保護所での生活全

体への満足度を知りたい。また、結果を経年比較し、意見聴取の実施による満足度への影響を知りたい。

事業を実施したことによる変化・反応

- 一時保護所の職員として、こどもの意見又は意向を元に振り返る姿勢（支援の中で、一時保護所側の考えを押しつけてしまっていた面があったことに対する振り返りと改善）が進んでいる。当初の予想より、こどもからの一時保護所に対する評価がよいように感じている。
- 児童養護施設や里親から意見表明についての相談や要望はない。意見表明権を守る取組、仕組みがまだ確立されておらず、一時保護所で行っている取組が施設まで知られていない。高知県中央児童相談所には、施設・里親担当の養育支援部という児童福祉司の部署がある。養育支援部は施設や里親家庭を訪問したり、こどもに会ったりする機会が多くあるため、こどもの状態、生活、施設の状況について細やかに把握できている。

4 措置等における意見聴取について

聴取のタイミング

【以下の場面で事前に意見聴取を実施しているか】

—在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（解除、停止、変更、期間の更新）

- 設けていない

—母子生活支援施設や児童自立生活援助事業の契約による利用、自立支援計画の策定時、その他場面

- 設けていない

【緊急を要し、事前に意見聴取等措置を行えない場合はその状況】

- 意見聴取の時点で面接しているのではなく、ケースワークの中でこどもに説明をし、こどもの意向を確認している。また、施設に入所するこどもには、丁寧な説明・説得を行い動機付けを高めていく。それでもこどもが措置を拒否する場合は、第三者機関となる児童福祉審議会で意見を聴く。

【聴取結果の検討や、反映の可否等を判断するまでのプロセス】

- 上述（こどもが措置を拒否する場合は、第三者機関となる児童福祉審議会で意見を聴く。）

【こどもへのフィードバックの方法】

- 児童福祉審議会で意見を聴かなければならなかったケースは、今のところまだない。

5 マニュアルに関する意見

マニュアルに盛り込むべき項目（事業の準備・実施にあたり概ね必須と思われる事項等）

- 措置等にかかる意見聴取の流れとポイント
 - 措置等にかかるケースワークを行っている児童相談所員とこどもの意見聴取を行う人は分け

た方が良いように思うが、財政的基盤やアドボケイト養成といった仕組み自体がない状況であり、難しい。児童相談所員は意見聴取の視点でやりとりしていないので、こどもの意見聴取に基づいて進めていくという意識付けが十分とは言えない。

○ 意見聴取の効果評価の指標

- ▶ 一時保護児童の意見聴取事業の効果検証については、退所していくこどもへのアンケート等は実施しておらず、客観的評価というより、職員の行動や意識の変化によって評価している。

○ 意見聴取反映のしくみ

- ▶ ワーカー、審議者、一時保護所の担当者間で会議を開き、援助方針を決定したり、全体の動き・施設入所時の施設種別や支援の内容について管理職も含めて共有・検討したりしている。こどもと直接話をする調整役は担当ワーカーが務めるが、決定は一時保護所として行って、フィードバックしている。
- ▶ 記録の質には担当者の個人差があるかもしれないが、どの面接においても、こどもの意向については支援記録という形で残している。しかし、それがこどもの意見表明の助けになるという視点としては、まだ意識付けが弱いかもしれない。
- ▶ 中央児童相談所ではこどもの意向は支援記録に残るが、他の地域では援助方針会議で共有するシートの中に子ども意向欄を設けて、別途意向に注目して援助方針を立てることが可能なシステムにしているところもある。アドボケイターが付いているところでは、援助方針会議に向けてアドボケイターがこれまでのこどもとの関わりの中から、日々揺れ動き、生活の中で何気なく出る言葉まで踏まえて、かなり分量のあるこどもの意向シートを出す地域もあると聞いている。そういった各地で行われているアドボケイトの仕組みをマニュアルに盛り込んでもらえるとう参考になる。

6 その他事業に関する自由意見

- ケースワークのプロセスの一部に一時保護措置が入ってくるので、ケースワーカーの意見聴取に対する姿勢や視点が、タイミング等に現れると思う。
- 以前、他自治体のこどもの意見を尊重した支援に関する話を聞いた。家に帰りたくない、施設に行きたい、別れた父親のところに行きたい等、二転三転する希望に付き合うことがこどもに寄り添う支援として評価されているという話で、それまでの支援の価値観が根本から変わるような印象を受けた。大人は、こどもの意見を聴くのを実は怖がっていることが多い。しかし、勇気をもって聴取してみると、意外とこどもは考えていて、自分で選んでいく力もある。また、こどもの意見をきちんと反映されるやりの方が、実は大人も楽になる。ただ、このことについて現場職員の理解を引き出すためには、伝え方に工夫が必要である。
- こどもは思い付きやフィーリングで意見を言うこともあるが、その場その場で本当のことを言っている。しかし、業務としてワークを行っており、一時保護は2か月という期間制限もあることを踏まえると、流動する意見を受け止めることを最優先にケースワークを行うことには難しさがある。

(5) 大分県（令和4年10月5日実施）

1 モデル事業・独自事業実施の経緯

事業実施のきっかけ（問題意識）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当県では「子ども意見表明支援員」（子どもアドボケイト）による活動を展開している。児童福祉法改正を見すえて、モデル事業を行うこととなった。タイミングが全国的な社会的養育推進計画の策定と重なったことから、国が示したモデル事業に則る形で開始した。
開始年度
<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度秋
事業が軌道に乗るまでの経緯
<p>【仕組・体制作りまでの流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学教授で社会的養育推進計画の委員からの提案を契機に、県の担当部署が事務局を担当し、令和元年12月から準備を開始。 ○ 初年度（令和2年度）は大学に委託する形で約300万円の予算で事業を実施した。そこには研修等の子どもアドボケイト養成費用のほか、児童相談所や一時保護所、施設や里親家庭訪問等の旅費、報酬が含まれる。令和4年度からは大学の調整員の人件費等も加味し、委託費を700万円弱と設定した。 ○ 大学を委託先として選定した理由は、児童福祉や児童心理に関する専門知識及び高いスキルを身につけた有識者を数多く有しており、こどもの権利擁護（アドボカシー）に関して専門的な支援を行うことができるためである。 ○ 事業準備にあたっては、取組自体への懸念の意見も多い中、体制作りに重きを置き、実際の動き出しまで協議をかなり重ねた。 具体的には、大学の教授を中心に、児童相談所と本庁、大学で継続して話し合いを行った。既存のガイドライン等も参考に、回を重ねて話し合い、皆で理解をしていきながら、数か月の検討を経てアドボケイトの意義、派生する課題の整理、関係者周知の工夫等の検討を行った。 ○ 半年ほどかけて、各関係機関とこどもの権利擁護の仕組みに関する協議・周知を進めた。 <p><児童福祉審議会の活用等に関して></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の仕組みづくりにあたり、まずは、「話をただけでよいという子」「改善してほしいと考える子」「どうしても児童福祉審議会に伝えたい子」等の類型化を行った。類型化した結果、児童福祉審議会に意見を伝えたいこどもから確実に意見を聴き取る体制の確保を重視することとなり、既存の部会（児童相談部会）を活用しつつも、こどもから意見があれば、臨時部会を開いて迅速に対応できる体制を構築した。また、これによりこどもが誰に対して何を伝えたいのかをより明確に把握することができ、適切に対応できるようになったと思われる。 ○ 現在は社会福祉審議会の児童福祉専門分科会児童相談部会を第三者機関として活用している。モデル事業である間は新たな部会は立ち上げず、既存の児童相談部会を活用する方向とした。児童相談部会は原則2か月に1回の定期開催であるが、意見があれば速やかに開催すべきと部会委員からも意見があり、臨時部会という形で随時開催できる体制を確保することとした。

今後、随時開催できる5名程度の委員による新たな部会（権利擁護部会）の設置の必要性について、審議会所管課と協議している。児童相談部会は処遇困難事例を担当しており、委員も検討の目的・役割を混同してしまうおそれがあるため、こどもの意見をニュートラルに聴き、児童相談所に意見具申をしてくれる部会と、児童相談所の処遇に対してスーパービジョンを行う部会とは明確に分けたほうがよいと考える。権利擁護部会はこどもの意見表明等について審議する部会、既存の児童相談部会は処遇困難等事例等に対して助言等を行う部会として役割分担を行うことを検討している。なお、部会設置において条例の改正は必要ないことを確認している。

<子どもアドボケイトについて>

- アドボケイトの位置づけは、完全独立型とした。この立ち位置がぶれると関係者が不安になるため、「こどもの情報は一切伝えず会う」「ニュートラルにこどもの話を聴き、マイク代わりに伝える」ことを徹底することを皆で確認し、関係機関に周知した。
- 子どもアドボケイトの養成も、非常に難しいと思われたが、大学に養成、活動調整を委託事業として担当頂くこととした。

<調査員>

- 子どもアドボケイトの活動等に伴う調整等を担う「子ども権利擁護調査員」（調査員）も配置することとした。調査員には必須の資格等は求めておらず、ハローワーク等を通じて採用している。現在1名が活動している。

【事業実施に当たり支援や連携を必要とした機関】

<児童相談所>

- 入所後すぐに担当の児童福祉司からこどもに説明を行うことへの理解と協力を得るため、数回の研修に加え、意見交換を重ねた。

<一時保護所>

- 一時保護所から、職員の負担の増加等を懸念する意見等が多く寄せられ、調整・相談のため多くの時間を割いた。一時保護所の懸念点を一つひとつ拾い、解決する作業を地道に行い、理解を得た。

<児童養護施設>

- 初年度は施設を2か所選定し、他施設に段階的に広める際の標準モデルとすることとした。
- 最初に施設の施設長ほか、中心となる職員に制度説明と、当事業の定着に向けた取組の方法等の意見を聴いた。職員全体への説明は、事前に施設長等からいただいた意見を踏まえて行い、意見交換も行った。職員からは建設的な意見をいただくことができた。
- 施設入所児童への制度説明は、これら職員からの意見を踏まえて行った。

<里親・ファミリーホーム>

- 里親・ファミリーホームについては、物理的問題として他の人が入ることのない面談用の部屋を確保することが難しいことや、里親等が把握できない形でこどもの意見を聴いていくことへの戸惑い等から、理解を得るのに時間を要した。
- まず、県内6ブロックの一ブロックにいる里親・ファミリーホームを対象に試験的に開始することとした。里親への説明は、事業の一部を委託している大学の協力を得ながら、事務局が実施。面談の実施場所は、学校や公民館等で行ってはどうかという意見も出たが、調整が困難なため里親家庭で行うこととし、1回目は里親と一緒に制度説明を行い、2回目からアドボケイトとこどものみで面談して意見表明等支援を実施することとした。
- 里親の中には、こどもと里親の関係性を崩されるのではとの懸念の声もあった。
 - 大学教授から、モデル事業実施時にこれらの課題を抽出し、修正することのアドバイスがあり、一律で行う説明会ではなく、里親委託を始める際に、最初から里親にアドボケイトについて説明し、委託時から受け入れてもらうことについて理解を得るように方針を変えた。
- こうした経過もあり、これからの代替養育では、第三者がこどもに話を聴きに来るのはスタンダードであると、里親自身からも理解いただいている。
 - こども自身も、一時保護所を経て里親家庭へ行く場合等、すでに一時保護所でアドボケイトの存在を知っているため、里親家庭へ行っても意見を聴きに来る人がいることを理解している。

2 モデル事業・独自事業における権利擁護の取組の内容

≪意見表明等支援≫

意見表明等支援の内容・スキーム

【関係機関、こどもへの説明・周知など必要な事前調整】

<定期巡回>

- 一時保護所や児童養護施設等へ子どもアドボケイトが定期巡回し、当日面談希望者を募る形で行っている。
 - 一時保護所：こどもが集まる時間帯に調査員が紙を配布し、こどもに名前と面談希望について○×を書いてもらい調査員が回収している。紙を見て、アドボケイトに希望者が何人いると伝えて順番等決めてもらい、実施するという流れ。
 - 施設等：詳細な方法は各施設で異なるが、次回アドボケイトが来る日をポスターで掲示し、こどもの希望を集約していただく場合が多い。
- アドボケイトの活動時間は1施設あたり2時間とし、その前後に事前打ち合わせや振り返り等の時間を取っている。なお、施設では面談当日になると、対象のこどもの友達が覗きに來たり、「私も話をしたい」と來ることがある。その場合は、アドボケイトに興味のある意見表明の少し手前の段階と捉え、日常生活の雑談をしたり、一緒に遊ぶなどして、アドボケイトに馴染んでもらう機会としている。

<随時訪問>

- 定期巡回以外に、随時訪問の仕組みも設けている。施設入所時に権利ノートやアドボケイト受

付窓口の電話番号を渡し、施設の協力のもと、こどもが職員に言えば電話ができ、調査員が訪問日程を調整できるようにしている。

- 随時訪問は今のところこどもの希望はないが、制度が定着すれば機会も増えると考えている。

<その他>

- 一時保護所には意見箱を置き、児童養護施設等ではハガキによる意見表明も行えるようにしている。こどもの意見表明のチャンネルは多く確保されていた方が良く、それらをきちんと示せばこどもが自ら使い分ける、との考えによる。

【訪問の概要】

- アドボケイトは4人で訪問し、一人のこどもに対し2人1組で話を聴く体制としている。不慣れなアドボケイトが不安な気持ちでこどもに接すると、こどもが自分の気持ちを話せなくなる恐れがある。そのため、2人のうち一方を、令和2年度に養成を行った1期生（チーフアドボケイト）10人の中から選び、もう1人は経験の浅いアドボケイトで組み合わせる形をとっている。
チーフアドボケイトは、面談での対処、聴き方などをアドバイスするほか、一方の説明の姿をもう一人がきちんと観察することで、振り返り時のお互いの整合性を高めるという目的もある。
- こどもから「誰にも言わないでほしい」と要望があった話は、原則、アドボケイトが聞きおくのみにしている。ただし、虐待など明らかにこどもの権利侵害が疑われるような話が出た場合は「～に伝えなければならない」などの説明をする。
- 一時保護所へは、初年度から毎週月曜日、週1回のアドボケイトを行っている。
- 県内9か所の児童養護施設へは、令和3年度に一通り一度は訪問し、令和4年度は定期巡回という形で1か月または2か月ごとに訪問している。訪問頻度は大学と相談し、まずは2か月に1回としたが、毎月来てほしいという施設もあったため、訪問頻度は施設ごとに異なっている。今年度からは児童自立支援施設と児童心理治療施設にも入る予定である。里親等は定期巡回までは至っていない。
- 訪問先やアドボケイトの日程調整等は、委託先の大学（調整員）が行っている。

【意見表明等支援後のスキーム】

一見相・施設等への伝達

- アドボケイトが意見を聴くために面談した際に、こどもから児童相談所や児童福祉審議会等への意見表明の希望が出ることもある。その際は、誰に何を伝えたいか、意見を伝える場面にアドボケイトも同席してほしいか等について、こどもに確認書を書いてもらう。それをうい、アドボケイトが権利擁護調査員に意見表明があることを伝える。
- そして、こどもやアドボケイトのところに、こどもが意見表明を希望する方に来てもらい、そこで直接こどもから、あるいはアドボケイトを通して、こどもの意見を聴くという流れである。
- 各種調整は、関係機関との調整等を担う調査員が対応する形。
- なお、児童福祉司や児童福祉審議会にこどもの意見を伝えるのは、こどもから希望があった場

<p>合のみである。</p> <p>—意見の検討・解決の仕組み（誰が・どのように）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こどもから児童福祉審議会委員に話を聴いてほしいという要望があった際は、児童福祉審議会を活用している。 ○ 昨年度は1件あり、臨時会を開催した。一時保護所に入所中のこどもが、自身の今後の処遇に関する意見を述べた。 <p>—こどもへのフィードバックの方法（誰が・どのように）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一時保護所のこどもから、保護の理由をもう一度説明してほしいという訴えが多い。このような場合は、調査員が児童福祉司等対応を依頼しこどもへの説明を行ってもらうという流れである。 ○ このようなケースでは、なるべく意見表明があった日に、担当の児童福祉司と話ができるよう調整しているが、タイミングが合わない場合は、こどもの合意のもと、SV または担当課の課長が「良ければ代わりに話を聴くよ」という姿勢で対応している。
<p>意見表明等支援の担い手</p>
<p>【担い手の要件、人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の研修を受講済みの約40名が、子どもアドボケイトとして登録している。ここには学生も含まれている。 ○ アドボケイトには、2日間にわたり午前午後の研修を受講してもらうこととしている。令和4年度に養成予定はないが、県内全域の複数の施設や里親家庭に訪問となると、移動距離を含め、かなりの人数が今後必要になることが予想される。施設等からは、土日や水曜の午後、夕方からの時間での面談希望が多く、里親も共働きが多いため、土日に集中して活動することも増えていることや、大学生のアドボケイトはやがて卒業していなくなるという諸々の事情もあるため、アドボケイトのさらなる養成の必要性を感じている。 ○ これらの対応に当たる調査員は現在1名であるが業務量が非常に多くなっており、今後、施設や里親の巡回を広げる際に人数が足りなくなる点は今後の課題である。
<p>対象となるこども</p>
<p>【意見表明等支援を行う場面、対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一時保護所や施設等は施設内の別室で、里親委託については里親宅にてアドボケイトを行う。 <p>【支援対象となるこどもの範囲】</p> <p>—面接実施の意向確認方法（リクエストボックス・当日希望があるか確認等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 面談をためらう、恥ずかしいこどもへの配慮として、各施設でアドボケイト当日にこどもに紙を配り、名前と、面談希望について○×を記載してもらう形等でも、面談希望者を募っている。 ○ はがきに記載する方法も確保している。
<p>工夫や留意していること</p>
<p>【事前に児童相談所等から対象となるこどもの背景等の個人情報を共有することがあるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アドボケイトへの事前情報提供は基本的に一切行っていないが、面談実施にあたって配慮が必要なことがあれば、一時保護所は事前打ち合わせで伝えている。例えば、部屋から飛び出す可

能性がある、入所直後で不慣れであるなど、安全を確保するための工夫についてなど。

【こどもが意見表明をしやすくするための工夫】

- 一時保護所内で、アドボケイトの名前と写真、プロフィールを掲示し、どんな人が来るのかあらかじめイメージを持ってもらえるように心がけている。

【個人情報の管理や守秘に関する取り決め】

- 意見表明、アドボケイトの面談記録は委託先の団体が管理しており、担当者の入力内容は団体内の本事業の関係者以外からは見られない状況になっている。

【記録の作成・保管】

- 子どもアドボケイトの面談記録は大学で保管、管理されている。

≪その他の権利擁護に関する取組≫

意見表明支援以外の取組（あれば）

- モデル事業に合わせ、平成19年度に作成した子どもの権利ノート改定も行った。6月から、県本庁、児童相談所、里親、施設、代替養育経験者による部会を立ち上げ、内容を見直した。

3 モデル事業・独自事業の実施における課題と解決策等

事業実施における主な課題とその解決策

以下のような課題・懸念への対応を行った経過がある。

- 児童相談所から、「アドボケイトに話した意見が必ずかなうとこどもが思ってしまう、期待通りに行かなかった際に不安定になるでは」「そのケアが必要になり、保護期間が長期化してしまうのでは」など、アドボケイトが入ることで生じる混乱を心配する声があった。
 - 当該懸念はあるもののアドボケイトの意義、大切さを周知し続けた。
- 一時保護所のこどもから、保護所に対する不満が出てくるのではという声があった。外出できないことや、時間に決まりがあることへの不満等、一時保護所の行っている支援スキーム自体を揺るがされることを、アドボケイトの中で言われてしまうのではないかと不安が多く聞かれた。
 - 一時保護所には利用者目線も必要であるとの観点から、協議・説明を重ねた。
- 児童養護施設等からは、意見表明によりこどもが不安定になった際に、誰がどう対応するのかを心配する意見が多かった。
 - まずは最初の施設で運用し、その状況を確認しながら、これらは過度に心配する必要がないことを実証的に説明し、取組を行う施設を増やす方法をとった。
- 里親等からは、子どもアドボケイトが里親のいない席でこどもの話を1対1で聴くが、どのような話をしたのか里親が把握できないのは一緒に生活するうえで耐えがたい、という声が多かった。
 - 理解を得るまでにだいが苦労があり、アドボケイトに里親に会って頂いたり、どのような形

で子どもに会うのかロールプレイを見ていただいたり、初回の訪問では里親さんも子どもと一緒に制度説明を受けてもらいながら行うなどして不安解消を心掛けた。

事業を実施したことによる変化・反応

- 一時保護所等では、事業開始後、懸念していたような不満の声は上がり、「保護所に来た理由をもう一度知りたい」「お布団を上げるとき一緒に上げてほしい」「朝のカーテンを開ける時間が早い」など、むしろ処遇に良い影響を及ぼす内容が上がり、アドボケイトを実施してよかったと感じている。
- 子どもの声は、支援の実践の見直しに役立っている。一時保護所に入った子どもから「もう一度、保護理由の説明が聴きたい」という声上がるが、このことから入所時に説明はしていても、子どもにとっては説明が十分に届いていなかったり、きちんと理解できていない場合があると分かった。
こうした要望を児童福祉司等も快く引き受け、「説明が足りなかったね」と声をかけたうえで子どもに話をしている。その成功体験から、次のアドボケイトの際に子どもから「担当の職員とこんな話がしたい」という話が出るなど、お互いの関係向上にもつながっている。

4 措置等における意見聴取について

聴取のタイミング

【以下の場面で事前に意見聴取を実施しているか】

- 在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（解除、停止、変更、期間の更新）
- 措置における意見聴取は事前に必ず行う。施設入所や里親委託については、一時保護中に、子どもがどのような生活をしたいか、保護者に対する気持ちと併せて児童相談所が確実に聴き取っている。
施設入所や里親委託に対して消極的な子どもも、そうでない子どもも含め、家での生活が難しいことを丁寧に説明した上で、必ず事前に施設の見学や、里親とのマッチングを重ねている。施設見学は可能なら複数箇所行う。
今後どこで暮らしたいか迷っている子どもには、例えば里親家庭がどのような家なのか（犬がいるよ、等）ということや、学校の状況を伝えるなど、子どもが選択しやすいよう、できる限り必要な情報を伝えている。
- 虐待を受けているが家に帰りたいと希望するなど、子どもの希望がかなわない場合は、丁寧に話し合いを重ねる。
- これらの説明は、児童福祉司のみが行うこともあるが、児童心理司や一時保護所の職員も含めて複数で対応することもあるなど子どもの状況に応じ柔軟に対応。

<自立支援計画について>

- 施設との役割分担もあるが、基本的に児童相談所は、施設入所後の措置解除、変更へ向けでも関わることが必要。重要な方向性の検討・決定に向け、子どもの意見又は意向は施設だけでなく児童相談所でも確認すべきと考えている。施設入所中の子どもには、児童相談所の担当児童福祉司が措置の解除や変更といった支援方針に関する子どもの意見を直接聴取している。その

内容も参考にしながら、必要に応じてこどもの意見を聴く機会を増やしたり、援助方針の見直しを行うなど、施設の自立支援計画や支援方針への反映等を行っている。

—その他場面

- 上記の通り施設入所児童への意向の確認を行っているほか、事例は多くはないが、自立援助ホーム等でも機会があれば本人の話を聴いている。
- 在宅措置をとる場合も、これまで通り保護者だけでなく、こどもにもその措置の内容を説明し、合意の上で進めている。

【緊急を要し、事前に意見聴取等措置を行えない場合はその状況】

- 児童相談所の援助方針案とこどもの意向が一致している場合は、援助方針会議に付議し、児童相談所としての組織決定を行う。一致しない場合は、児童福祉審議会への意見聴取等の手続を経て、適当であると判断された場合は、改めて児童相談所としてその内容で援助方針を決定する。緊急を要する一時保護の場合であっても、全てのこどもに意向を確認しており、拒否された場合でも「安心、安全な生活が出来ないから来てほしい」「落ち着いた場所でゆっくり話を聴くから、来てほしい」等、その場で一時保護の趣旨を伝えるようにしている。

【聴取の実施概要】

- こどもとの面接の豊富な経験、高い専門性を有する職種である児童心理司が意見聴取を行うことが基本となっている。こどもの言いたいこと、気持ちを聴き出すのはスキルが重要と考えている。
- 検査、判定だけでなく、こどもの意見の聴取も児童心理司の主な業務のひとつに位置付けている。こどもの意見の聴取は児童心理司の育成計画の中に組み込まれており、組織としての日常的なOJTの中でトレーニングされている。
こどもへの意見聴取は長く児童心理司が担っており、緊急時を含め、意向を確認できないことはほぼない。意向に沿わない一時保護中にも中にはあるが、その場合でも保護の経過の中で丁寧に話をする。
- 一時保護所入所中のこどもについては、こどもの生活支援担当職員等、様々な職員も生活の中などでいろいろな意見を聴き取る。これらの意見も援助方針会議の時に参考意見として活用する。
- 夜間、休日に緊急に一時保護を行った場合でも児童福祉司、児童心理司が個別面談を実施できるよう、当番制としており、平日日中以外でも意見を聴ける体制が組まれている。
また、聴取後は速やかに面接記録を作成し、翌（開庁）日の会議で確実に担当者に引き継ぐようにしている。

【こどもへのフィードバックの方法】

- 保護者やこどもへのフィードバックも児童心理司が中心となるが、保護者と多く対応している児童福祉司が参加することもある。支援方針についてなど重要な面接は、児童福祉司、児童心理司と一緒に伝えている。

5 マニュアルに関する意見

マニュアルに盛り込むべき項目（事業の準備・実施にあたり概ね必須と思われる事項等）

- 核となる本庁など、事業実施主体が取組の意義等を理解し、こどものための制度を整備しようと思わない限り、事業を進めることは難しい。
- 現場からの要望がたくさん出てくるが、現場でのやりやすさを優先すると形式的なものになることもあり、本当のこどもの意見を吸い上げる仕組みができないと感じることもあった。
- こどものための制度を整備するには、自治体なりの理念、方向性を決めておかないと、必ず壁にあたるので、準備は丁寧に行うべきである。

6 その他事業に関する自由意見

- 事業の必要性を周囲に理解してもらい、取組を進められたのは、アドボケイトを独立型で進めたことが大きかった。独立型の意義等に対する意識統一を関係者間でしておくことが大切である。
- 独立型アドボケイトは県にとって大変重要だと感じている。そのメリットは、アドボケイトが何も知らない状態でこどもに話を聴けるということ。話をそのまま聴いてもらう機会がこどもには必要という点で、この事業の意義があると感じている。事情が分かっていると、どうしても最善の利益を確保しようという姿勢になりがちで、児童相談所職員と同じ立場・役割となるので、事業の意味が薄れると感じる。
- 社会的養育推進計画等の見直しがある場合は、こどもの権利の位置付けや、具体的な支援方策の検討に関する事項を盛り込むことで、計画に裏付けのある取組として進めることもできる。こうした工夫も大事である。

3. モデル事業等検討中自治体 ヒアリング結果

(1) 北海道・長崎県（令和4年11月9日実施）

【1. 北海道の取組み】

I 現時点の取組状況

現時点で権利擁護に関して取り組んでいること

<モデル事業開始の背景・経緯>

- 意見表明等支援については、国において検討（WT）がなされていたことと、国の事業として10/10で事業実施が可能なタイミングであったこと、加えて、令和6年度からの本格実施を考えたときに早く取り組むのが適当と、昨年度（令和3年度）に、今年度（令和4年度）のモデル事業実施を意思決定した。
- 最初の段階では、具体的な絵が描けていない状態であった。ゼロから作り上げていくには、国の調査の中で先進的に取り組んでいる自治体として挙げられていた大分県を参考にすることが一番と考え、同県に伺い、そのスキームを参考に道内での取組を開始した。
- モデル事業の事業者選定に当たっては、こどもの意見聴取への知見が一定程度あることを条件に、モデル事業開始時にプロポーザル方式で事業者を募集した。結果、北海道公認心理師協会に委託することとなった。
- 選定後は、まずは一時保護所でのアドボケイトを開始することとし、公認心理師協会と事業を実施する中央児童相談所及び道本庁とで10回以上の打合せを実施した。
- さらに、一時保護所児童への説明を挟み、9月から意見表明支援員派遣を開始した。現在、週1回ペースで一度に2名の支援員が中央児童相談所を訪問し、意見表明を希望するこどもたちの意見を聴いている。
- また、モデル事業実施のために、専属の会計年度任用職員1名を連絡員として中央児童相談所に配置した。主な仕事は、一時保護所に入ったこどもへの事業の説明や、保護所内の専用ポストに投函された面談予約票の回収、申込があった際の委託先への連絡、面談をする公認心理師、中央児童相談所職員との日程調整等である。
- 連絡員はもともと中央児童相談所にいた職員だったこともあり、児童相談所に専属職員が加わる際の事前調整等に苦労はなかった。

<モデル事業の今後の展望>

- 今年度は一時保護所にのみ支援員を派遣し、当事業の知見を積み上げていく予定である。今後、施設、里親へと範囲を広げることを視野に入れ、施設職員、里親へ向けた法改正の趣旨や説明会を今月中（令和4年11月）に開催し、普及啓発を図る予定である。
- 道内には、8つの児童相談所とその他2つの分室ある。予算のことを考えると、今後、全道域で一気に事業を展開するために各児童相談所に一人ずつ担当者置くのは難しく、どのように進めていくか検討する必要があると感じている。
- また、現場で必要となる担当者の数が増えると、広い道内に必要な人材を派遣したり置いたりすることに非常に費用がかかる。この部分は、今後大きな課題になるだろう。この点について、今後国が都道府県負担に対する支援をどのように考えているか伺いたい。

こどもへの意見聴取等措置に関する以下の事項

【聴取のタイミング、聴取者、方法、留意点】

- 一時保護については、開始前に、担当のケースワーカー（児童福祉司）が保護者の意向、こども本人の意向を、面談を繰り返す中で確認する。本人の納得がないまま一時保護所に来て、その先につながらない。面談では、一時保護所で本人がどのようなことを今後決めていくのかについても話し、納得を得た上で一時保護となる。
- 一時保護の後は、ケースワークや面談の中で本人の意向も確認しつつ、必要に応じて児童心理司や一時保護職員が行動観察を行う。そして、児童相談所として、そのこどもの特性や、本人が家に帰りたく希望した場合は健全な育成が叶う家庭環境なのか等、様々なことを判定調査し、その後の処遇の判断につなげる。その上で、本人の納得を得てから決定となる。

【記録、意見の反映、こどもへのフィードバックについて】

- 処置の決定を行う際、本人が納得しないままではその後が続かないため、本人に改めてフィードバックし、意向をすり合わせた上で、処遇を決める。
- 一般的な被措置児童虐待の案件や児童福祉法 28 条の案件等は、北海道社会福祉審議会の検証・処遇部会で扱っている。意見表明への対応については、現状の体制では対応するのは難しい。そのため、社会福祉審議会（部会）のあり方を検討することが必要と考えている。
- こどもたちは、自分が表明した意見がどうなるのかをすごく気にする。第三者に話すことによって全て実現するのではないかと期待してしまうので、こどもと面談するアドボケイトには、あくまでもこどもの意見表明を支援する立場に徹し、こどもの話には直接対応しないようお願いしている。アドボケイトが担うのは、こどもが児童相談所の職員に伝えたいことをまとめるところまでで、意見への回答は、児童相談所の職員が責任もって行う形にしている。

II モデル事業の検討状況

≪意見表明等支援≫

意見表明等支援の内容・スキーム

【関係機関、こどもへの説明・周知など必要な事前調整】

<一時保護所職員等への説明>

- 大分県を参考にしたときに、現場（北海道であれば一時保護所等）の職員に意見表明支援の実施やその内容についての理解を得ることがポイントになると考えた。
- 一時保護所職員等やこどもへの説明の前に、どういう趣旨で意見表明等支援員が入っていくか、事前にこどもに説明するシナリオ、語り掛けの方法など、細部にわたり事前に決定し、こどもが一時保護所の日常生活に戻った時に落ち着かない状態にならないよう、必要な工夫等を検討しながら説明資料を整理・作成した。
モデル事業に支援をいただく公認心理師協会との事前打ち合わせには、一時保護所職員にも参加を依頼した。様々な不安に感じている点も出されたが、モデル事業ということで、実施に向けてトライアンドエラーを積み重ねていこうという共通認識を持つことで、事業を進めることができた。
- また、中央児童相談所で各種調整を行う連絡員については、事前の打ち合わせに参加してもらったり、職員への説明会の際に紹介するなど円滑な導入に向けて調整を行った。

<こどもへの説明>

- こどもが一時保護所に入所した際に、中央児童相談所に配置している連絡員からこどもに「希望があれば意見表明支援員が、児童相談所職員とは別に話を聴いてくれる」と説明している。

【こどもへの訪問は定期的な訪問か、要請に応じた派遣であるか】

- 定期的に行っている。

【訪問の概要】

- こども達が、いつ誰が来るのかが分かるように、一時保護所内に面談予定を掲示している。こどもが意見表明を希望する場合は、こどもが好きなタイミングで、いつの面談を希望するか等申込用紙に書いてもらい、一時保護所内に設置してあるポストに投函してもらっている。

【意見表明等支援後のスキーム】

—児童相談所・施設等への伝達（全件か・希望した場合のみか/伝達する場合、誰が・どのように）

- こういうことについて意見表明したいと、こどもからの明確な意思表示があった場合にだけ、本庁に内容が共有される。
- 支援員に意見表明をして満足するケースもあるため、その場合は申し込みがあったという連絡だけが本庁に来る。

—意見の検討・解決の仕組み（誰が・どのように）

- まず、こどもからの意見表明内容を、こども自身、支援員、または、こどもと支援員と一緒に、担当のケースワーカーに伝える。対応自体は、基本的に担当しているケースワーカー（児童福祉司）がメインで行う。
- 今のところ一時保護所に関する意見は出ていないが、保護所に関する内容が出された場合は、保護所職員が対応することも考えられる。

—こどもへのフィードバックの方法（誰が・どのように）

- 対応状況は、担当のケースワーカー（児童福祉司）からこどもに改めて伝えてもらうこととしている。

意見表明等支援の担い手

【担い手の要件、人数】

- 公認心理師協会所属の公認心理師が支援員として活動している。誰を派遣するかは、同協会が決定している。
- 派遣する支援員については、意見表明をすることの要望に柔軟に対応できるよう、男性・女性の組み合わせで常時3名（男性1名、女性2名）を派遣できる状態にしている。そのうち2名が、一時保護所を訪問する。
- 支援員の他、支援員のSVを担当する者が（同協会所属）いる。SVはアドボケートへの同行等はず、支援員の振り返りや指導を担当している。

<p>【（委託・委嘱により実施している場合）委託等先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道公認心理師協会
<p>対象となる子ども</p>
<p>【意見表明等支援を行う場面、対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一時保護所 <p>【支援対象となるこどもの範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校5年生以上だが、拡大を含めて検討中 <p>一面接実施の意向確認方法（リクエストボックス・当日希望があるか確認等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 意見表明を希望する場合、こどもが保護所内に設置された専用のポストに申込用紙を投函する。中央児童相談所配置の専属職員が毎朝投函の有無を確認している。 <p>【対象とする意見の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制限はない。ただし、被措置児童虐待等に関する内容については別スキームで対応することとしている。
<p>工夫や留意していること</p>
<p>【独立性を確保するための工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部団体に委託。こどもが職員への意見表明を（結果として）希望しない場合には、その内容を一切委託元（道や児童相談所）に伝えないルールとしている。 <p>【事前に児童相談所等から対象となるこどもの背景等の個人情報を共有することがあるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 氏名等基本情報のみ。 <p>【こどもが意見表明をしやすくするための工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 趣旨の丁寧な説明等を心がけているが、さらに改善の余地があると考えている。 <p>【個人情報の管理や守秘に関する取り決め】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約上、書類に明記されている。 <p>【記録の作成・保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当道ではこどもが話したい内容、伝えたい内容について、意見表明等支援員がその内容を確認書としてとりまとめている。確認書は中央児童相談所配置の連絡員（意見表明等支援事業専属の会計年度任用職員）が保管し、他職員が閲覧できないようになっている。 <p>【意見表明等支援の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでに計3回（3人）実施した。

<p>《児童福祉審議会等の第三者機関（権利擁護機関）の仕組み》</p>
<p>権利擁護機関の位置づけ（児童福祉審議会か別の第三者機関か/条例等の規定・権限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉審議会の検証・処遇部会が、一般的な被措置児童虐待や28条の案件に対応している。 ○ こどもの意見表明の対応について、今後、社会福祉審議会に投げかけて、児童相談所へ意見具申するという流れが頻繁に起こると、部会では対応しきれないことが想定されるため、審議会のあり方について早急に決めなくてはならないと感じている。
<p>《その他の権利擁護に関する取組》</p>
<p>意見表明支援以外の取組（あれば）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アドボケイトに対する評価は、アドボケイトの訪問後、こどもからアンケート形式で聞き取っている。アンケート調査票の作成、配布・回収、集計は、連絡員（一時保護児童からの意見聴取実施のための専属職員）が担当している。アンケートの内容としては、四段階評価（よかった、まあまあよかった、あまりよくなかった、よくなかった等）で意見を聴いている。

【2. 長崎県の取組み】

<p>I 現時点の取組状況</p>
<p>現時点で権利擁護に関して取り組んでいること</p> <p><モデル事業実施の背景・経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ モデル事業の方には手上げをしている段階である。 ○ 令和元年度末に策定した長崎県社会的養育推進計画に、当事者となる社会的養護下のこどもの意見表明支援を、代弁も含めて行うことを盛り込んだ。 ○ 上記計画を受けて、令和2年度の途中からモデル事業実施の検討を開始。大分県庁等にヒアリングを行い、同県を参考にアドボケイトの仕組みを考え、事業を進めていくこととした。 ○ 令和3年度からは、細かい部分や予算確保に向け動き始めた。令和3年度には大分県への出張も行い、大分大学の相澤先生の助力も受けながら、同県の一時保護所を訪問したり、アドボカシー学会の堀先生へのヒアリングを通じて、アドボケイトに適切な人物像等への検討を重ねていった。 ○ モデル事業開始にあたっては、令和3年度に、同事業を担える民間団体が見つからなかったという事情もあり、県の直営で行うこととなった。県内には「子どもの権利オンブズパーソンながさき」等の団体もあるが、今回は委託とせず、職員の方にアドボケイトとして参加して頂く形としている。 ○ 直営である以上、事業が即時に実行でき、調整が必要な所には速やかに行けることが必要である。関わるこどもも大変なこどもが多いため、スムーズに委託できるものでもないため、まずはしっかり県でも責任を持っていこうと進めている。 ○ 予算化については、令和4年度当初ではなく6月補正の方で議会承認いただき、実際に動き始めた状況である。 ○ アドボケイトに対しては、5,000円を支払うことを予定している（1時間あたり1,250円×4時間（訪問・記録作成込）として計算）。そのほか、施設へ行く旅費等はまた別途、県の規定に基づいて支払う。

- 今年度はアドボケイト養成に専念している。今週末（令和4年11月第2週目）からは、候補者の研修が始まり、来年度からモデル事業をスタートできるよう進めている。
- 同事業に関わる職員としては、検討段階からいる正規職員の担当者1人（里親、民生委員等も兼務）と、養成講座の調整や今後アドボケイト派遣調整等を行う会計年度職員1名（専任）を今年9月から採用し、2人体制で動き出した状態である。
- こどもがアドボケイトのことを「自分の要望を聴いて、叶えてくれる人」というように捉えると、勘違いが起きてしまうと思う。この点をアドボケイトにもしっかりと伝え、事業の趣旨を理解してもらう必要があると思う。

こどもへの意見聴取等措置に関する以下の事項

【聴取のタイミング、聴取者、方法、留意点】

- 一時保護や措置の際に、担当の児童心理司がつき、こどもへの面談を行う。一時保護の最初の段階や、途中の段階、その後の処遇を決めるタイミングで、相談室や一時保護所内の部屋でこどもに意向の確認を行う。児童福祉司も都度確認は行うが、こどもへの面談や本音の聴き取り等は児童心理司が行っている。処遇決定の言い渡しなどの重要な局面では、誰がどのように伝えるかを、児童心理司や児童福祉司、一時保護所職員と打ち合わせをしてから臨んでいる。
- 聴取は、普段の面談の中だけでなく、必要に応じて速やかに対応する。
- 家に帰る、帰らないといった大きな処遇は、基本的にはこどももの意向に沿って進めるため、大きく食い違うことはない。
一方で、どのような措置先が良いか等は、こちらが考えていることとこどもの考えが異なることもあり、その場合は、説明をする中でお互いに調整している。

【記録、意見の反映、こどもへのフィードバックについて】

- こどもから聴き取った内容は児童心理司の記録に記載する。援助方針会議、途中の判定会議などの資料にも、こどもの意見を記載、共有し、残すようにしている。
- 現場からは、表明された意見の取り扱いをどうするのかについて、たくさんの意見をいただいた。例えば、こどもが児童相談所に「家に帰りたい」という意見を表明した後、児童養護施設職員はどう動くべきか。そこまで方針が決められていないと、なかなか施設としては受け入れがたく、アドボケイト対してはあまり良い印象がないという話を受け、現場の判断に任せることが現実的でないと分かった。施設側には、「意見表明後、誰がどうどこまで対応するのか」という悩みがあり、それがアドボケイト事業に関する不満を呼び起こしていると感じる。こどもが施設に入るまでのプロセスについては、いろいろなガイドラインで示されているが、施設入所後に生じる課題を解決するための情報が必要だということは想定できていなかったのので、そこから整理をつけていかななくてはならない。
- アドボケイトが聴き取った内容は、児童相談所又は児童養護施設等の職員、アドボケイト、こども本人の間で解決することを想定しているが、それでも解決しない場合は、児童福祉審議会の権利擁護部会に諮るよう、アドボケイトから提案してもらおうと考えている。
必要時には1週間以内で権利擁護部会で検討がなされるよう、夜間開催も含めて迅速に権利擁護部会を開く予定である。
- こどもの意見全部を権利擁護部会にあげるのではなく、アドボケイトが入った施設において対応が漏れてしまったものを権利擁護部会の中で検証して行って、意見の具申を行う想定である。このようなプロセスを踏む件数はあまり多くないだろうという想定であるが（実際に、大

分県では2年間で1回しかなかったと聞いた)、もしこのようなケースが発生した場合、権利擁護部会が開くまで時間がかかると、こどもが不安を感じてしまうと思われる。

<アドボケイト（子ども家庭課）、児童相談所の住み分けについて>

- 現段階の想定では、アドボケイトはあくまでマイクとしてこどもの意見を伝える役割である。その後のこどもへの説明等、意見聴取等措置については、児童相談所が担当し、日常生活に関することは、施設、一時保護所の方にしてもらう予定である。

II モデル事業の検討状況

≪意見表明等支援≫

意見表明等支援の内容・スキーム

【関係機関、こどもへの説明・周知など必要な事前調整】

- 施設等に対する根回しは昨年度から始めている。年1回の児童養護施設の協議会と、児童相談所職員等との定例的な会議の場で伝えるなど、少しずつ県がアドボケイトを行うことを周知している。そのため、今回のアドボケイトの研修についても、すんなり受けてくれる施設もあり大変助かっている。
- これまで築いてきた社会的養護施設との関係性があるため、施設への説明の際は、割とスムーズに受け入れていただけている。とはいえ、それは、アドボケイトへの理解とはまた異なるため、アドボケイトへの理解をしっかりと頂きたいと感じている。
- アドボケイトが施設に入ることになった際には、施設に何回も通い、別途、職員やこどもに対して説明を行う予定である。

【こどもへの訪問は定期的な訪問か、要請に応じた派遣であるか】

- 県内には児童養護施設11施設、児童心理治療施設と児童自立支援施設が1施設ずつの計13施設、そしてファミリーホームが7、自立援助ホームが5施設ある。まずは、2施設ごとに3か月間の強化期間を設け、期間中は毎週～2週間に1回のペースでアドボケイトの訪問を行う予定である。

強化期間終了後の施設については、基本的にはこどもの方から呼び寄せてもらう流れに移行していきたいと考えている。

- 一方で、里親宅への訪問は、かなり難しいと考えている。里親は住所も秘匿としている状況で、個人情報的な事情から里親に対する訪問にはハードルがある。県内50世帯以上あるため、施設のように強化期間を設けていると進まなくなってしまうため、定期的な訪問とした方が良いかなど、まだ検討の整理がついていない。

まずは施設やファミリーホーム、自立援助ホームに入った後に里親にも入っていったらと考えている。

【意見表明等支援後のスキーム】

—児童相談所・施設等への伝達（全件か・希望した場合のみか/伝達する場合、誰が・どのように）

- アドボケイトが施設に入り、こどもの話を聴く。聴いた結果、こどもが意見を伝えたい人がい

る場合には、アドボケイトがその人に対しこどもの意見を伝えるという流れである。

意見表明等支援の担い手

【担い手の要件、人数】

- モデル事業実施にあたり、本県では、民間からアドボケイトを募る他県の取組を参考に、一般の方の中から候補を募集した。候補者はアドボカシーに関する理解があることが必須と考え、アドボカシーの研修を受講してもらうことを前提条件とした。
初年度については事業の開始段階でもあり、福祉の知識、経験のある方を対象にすることとして、福祉系の学部 of 学生、精神保健福祉士、社会福祉士等に対象を絞り、そのうち興味のある方に研修を受けてもらう予定である。また、研修は単なる興味で受講するのではなく、次年度にアドボケイトとして活動するために受講してもらうことを前提とした。これに関しては「研修後に改めてアドボケイトになるかを聞いたほうがよいのでは」との意見もあったが、受講者には次年度以降のアドボケイトとして活躍し、アドボケイトの先輩として後進の参考となってもらうという役割を期待し、将来アドボケイトとして活動してもらうことを受講の前提とした。
- 研修の内容は、県として一からカリキュラムを組むのは現実的ではないとの考えから、他県でアドボケイトの養成講座等を実施している団体が用意したものを受講してもらう予定である。その内容は、こどもの権利の研修、社会的養護制度の研修等の座学と、シミュレーションやワーキング形式の実習等が含まれた12日程度（計60～70時間程度）にわたる講座である。
- 当初10名程度の予想していたが、学生が6人、社会人（スクールソーシャルワーカーや社会福祉士等）が6名の計12人が集まった。
- また、こどもの権利やアドボケイトに対する施設の理解も必要と、施設職員からの受講希望者も募ったところ13人からの希望があった。なお、施設職員は、アドボカシーにはなれないという前提での受講である。
- アドボカシー学会へは県として予算を出しているが、研修参加は無料とし、今年度は結果として合計25人が受講する予定である。
- 研修終後に、長崎県の事業の進め方、こういった施設に入っていくかなどを説明した上でアドボケイトとして活動してもらうつもりである。
- 長崎県がアドボカシー学会に相談に訪れた際に、すでに他自治体からも同じような話が寄せられていたようで、日程調整に苦労した。他県も研修についてのカリキュラムは苦慮していると感じたところである。

【（委託・委嘱により実施している場合）委託等先】

- 長崎県の直営
- 直営でやっていく中で、もし県のやり方で実施してくださる民間団体が出てくれば、そちらへの委託も検討する。

対象となるこども

【意見表明等支援を行う場面、対象施設】

- 前提として、一時保護所だけでなく、児童養護施設、里親・ファミリーホームも含め社会的養護に関わる全てのこどもが対象である。
理由としては、すでにやっている自治体の事業内容を見た時に、一時保護所のこどもに限る理

由はないと感じたためである。一時保護所のこどもも大変な思いを抱えていると思うが、一方で、児童養護施設等へ長期に入所する中でのまた違ったこどもの悩みや不安があると思う。社会的養護全体に関わる仕組みとして、アドボケイトが必要な体制と考え、全体を含めた形に体制を考えた。そのため、それなりの数のアドボケイトが必要になることが想定されるため、今後増やしていきたいと考えている。

- 各施設には3か月に1回訪問するほか、こどもの要請に応じて訪問を行う予定。ただし新たに訪問を開始する施設に対しては、アドボケイトによる意見表明支援の体制を初期の段階で確実に構築するための強化期間が必要と考え、訪問開始後の最初の3か月間は、1~2週間に1回のペースで訪問を行う予定。
- その後、別の2つの施設にまた3か月間、集中的に入っていくという流れで対象施設を広げていく予定である。各強化期間の間に1か月の検証期間を設け、来年度は3ターム、計6施設に入っていけたらと考えている。

<施設ごとの特色>

- 様々な方と話す中で、施設ごとの理解の差がかなりあると感じている。アドボケイトが必要という職員もいれば、なんで一生懸命やっているのに監視する人が入るのかという方もいた。まずは、今後始まる研修に参加いただいた施設から実際に訪問を開始し、あまり理解が進んでいない施設についても、先に入った施設からの口コミや理解を児童養護施設の中で広めていきたいと思っている。
- 施設ごとの特色を考えた際の課題としては、例えば、児童養護施設では学校が外にあるため、アドボケイトに対する悩みも、施設内のことが主だと予想している。一方で、児童自立支援施設では施設内に学校があり、学業と生活の区切りがあいまいな部分がある。そのため、アドボケイトに対し、学校の先生の不満を言われた場合に、（アドボケイトは福祉の範疇でやっている事業であるため）先生に意見表明できるのか、まだ整理がついていない。
- 一時保護所はこどもによっては入所期間が短い。アドボケイトの訪問頻度を毎週にした場合、アドボケイトの業務量が、施設と同時並行だと重なる部分がでてくるため、訪問のやり方をどうするか検討中である。

【支援対象となるこどもの範囲】

—全件対象の場合（乳幼児や障害児は含まれるか、年齢や特性に応じた工夫）

- 今回、乳児院は対象外である。2歳以下のこどもの意見も大事だが、事業の中で今のところは対象外としている。

≪児童福祉審議会等の第三者機関（権利擁護機関）の仕組み≫

権利擁護機関の位置づけ（児童福祉審議会か別の第三者機関か/条例等の規定・権限）

- 児童福祉審議会について、今年度8月に審議会要綱を改正し、これまで28条案件の措置、里親認定をしていた措置検証部会を改正、こどもの権利についても取り扱うことを明確に打ち出そうと、「子どもの権利措置検証部会」と名前を改めたところである。

<p>第三者機関による権利擁護等の仕組みの概要</p>
<p>○ こどもが意見表明をしたものの、アドボケイトが対応してくれなかったり、適正な説明を受けることができなかった場合、こどもが希望すれば児童福祉審議会に申し出を行い、これを受けて児童福祉審議会メンバーが協議行った後、児童相談施設や施設に意見の具申を行うという流れを考えている。</p>
<p>≪その他の権利擁護に関する取組≫</p>
<p>意見表明支援以外の取組（あれば）</p>
<p>○ モデル事業実施前から、権利条約等について解説した権利擁護の冊子を作っている。児童相談所等ではその冊子をもとに、措置されるこどもに対する説明を行っている。冊子には、悩み事等を記載できる切手不要の返信用ハガキが入っており、投函すれば県庁に直接届く仕組みである。</p> <p>○ また、施設や一時保護所には、意見箱的なものが設置されている。こどもが相談したいことがある場合は、その内容を紙に記載し投函すれば、職員がそれを開け、内部で処理するという苦情解決システムを設けている。</p>

(2) 三重県・神奈川県横浜市（令和4年11月25日実施）

【1. 三重県の取組み】

I 現時点の取組状況
<p>現時点で権利擁護に関して取り組んでいること</p> <p>【県庁による取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県では、こどもが健やかに育つことのできる地域社会の実現をめざして、平成23年度に「三重県子ども条例」を制定した。本条例に基づき、こどもからの相談に対応する電話相談窓口「こどもほっとダイヤル」を開設、年末年始を除く毎日（午後1時～午後9時）、フリーダイヤルの電話相談を行っている。権利擁護部会は設置していないが、相談内容に応じて、関係機関とも連携して対応している。 <p>【児童相談センターの取組】</p> <p>県内に6か所ある。児童相談所を管轄する部署として児童相談センターを設置しており、以下のような活動を行っている。</p> <p><アドボケイトに関する取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アドボカシー事業は平成30年度から開始した。 <ul style="list-style-type: none"> —児童相談所職員、施設職員の反応 <ul style="list-style-type: none"> ➢ アドボケイトの意義や、法改正に当たり実施の必要性に対する児童相談所職員全員の理解は得られている。一方で、こどもがアドボケイトに話した内容の全てが共有されるわけではなく、そのことに対し一時保護職員や児童相談所の担当ワーカーから不安の声が上がっているのが正直なところである。 ○ 児童相談所職員を対象としたアドボケイト研修を平成30年度から実施し、現在は、児童養護施設職員等にも対象を拡げている。さらに、本年度は一時保護所においてアドボケイトの派遣を実施するため、アドボケイトの役割や活動内容についての説明会を実施し、職員への周知を図った。また里親登録前研修（基礎研修）の中で、権利擁護について説明している。 ○ 一時保護所の中でアドボケイトの役割を担う職員を決め、こどもとの対話を行っている。一時保護所職員がアドボケイトの役割を担う機会を設けることで、アドボケイト事業への理解を深めることを目指している ○ 当県では、アドボカシー事業の推進やこどもの権利擁護の取組の環境整備などを行うため「子どもの権利擁護コーディネーター」を配置している。 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利擁護コーディネーターの主な具体的役割としては、事業の委託団体との調整や、こどもから意見表明があった場合の担当児童福祉司などとの調整がある。 ○ 令和4年度には、アドボケイトの派遣事業を試行的に開始した。「子どもアドボカシーセンターMIE」に委託し、職員説明会の開催（令和4年度）や、児童相談所、一時保護所へのアドボケイトの派遣をお願いしている。 <p><児童養護施設に対する取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こどもの権利擁護プログラムとして、CAPプログラムも平成19年度から実施している。

- 平成 20 年度からは性教育を開始した。
- 平成 30 年には施設での生活の中で権利侵害があった際に自由に意見表明できるよう「権利擁護の手紙」を作成している。

<その他の取組>

- 平成 13 年度から児童養護施設の入所児童を対象に、自分の権利について取りまとめた冊子「子どもの権利ノート」を配付している。
また、施設での生活と、里親・ファミリーホームでの生活は異なるため、令和 3 年度に里親・ファミリーホーム委託児童向けの権利ノートを作成した。
- 平成 30 年度からは、権利擁護の相談専用電話を児童相談センターに設置している。

【アドボカシー事業のきっかけ】

- 平成 29 年に、当時の知事がカナダ・オンタリオ州を訪問したことがきっかけである。現地での児童虐待の対応、里親の推進状況のほか、関係施設を訪問し、現地の職員との意見交換を行った。
- 重篤な虐待に対しては多数の専門職が集まり、調査、アセスメント、養育プログラム等、ブーストという取組や、こどもと若者の権利擁護センター等も視察し、知事自身がアドボカシーの重要性を認識した。
- 当時のセンター所長も同行し、カナダ訪問の知見を活かすために平成 30 年度より様々な事業展開へと繋がった。

II モデル事業の検討状況

≪意見表明等支援≫

意見表明等支援の内容・スキーム

【関係機関、こどもへの説明・周知など必要な事前調整】

- 関係機関としては、委託先である子どもアドボカシーセンターMIEと、（令和 4 年 9 月から派遣を開始した）中勢児童相談所の一時保護所、あるいは中勢児童相談所の一時保護所に保護を依頼している担当児童相談所が該当する。
- 事業開始に当たっては、事前に職員説明会を行い、アドボケイトの実際の進め方等を共有した。
- 委託先とは、事業開始前に数回の打ち合わせを持ったほか、一時保護所と委託先を交えた事前調整も行った。
- こどもへの周知は、事業の委託団体が作成したアドボケイトの写真入りポスターを一時保護所内に掲示し、次回訪問日を案内するなどの対応をしている。

【こどもへの訪問は定期的な訪問か、要請に応じた派遣であるか】

- 中勢児童相談所への定期訪問を行っている。

【訪問の概要】

- 定期訪問は、隔週火曜日の昼から、計6回実施している。
- 希望する子どもがいる場合は、まずは、委託先を通して、児童相談センターに連絡が入る形になっている。その後、権利擁護コーディネーターが中心となり、担当の児童相談所のケースワーカーと調整を行ったり、あるいは、児童の担当職員と、例えば一時保護所であれば保護所内の権利擁護の担当窓口となる職員とで調整して、児童相談センターへ情報を連絡し、調整を行う流れである。

【意見表明等支援後のスキーム】

—児童相談所・施設等への伝達（全件か・希望した場合のみか/伝達する場合、誰が・どのように）

- アドボケイターが子どもと意見表明の打ち合わせを行う際には、内容を伝えてよいのか、伝えて良いのは誰か、誰から回答が欲しいのかを確認している。
また、アドボケイト実施日も子どもの希望を聞いてもらっているので、出来るだけその日に調整できるようにしている。
- 子どもから、児童相談所職員にも伝えてもよいと表明があった場合にのみ、児童相談所に情報が共有される。
そのため、児童相談所職員も、子どもが何を話したかは全ては把握していない。

—意見の検討・解決の仕組み（誰が・どのように）

- 全体での会議という形はとっていない。子どもから、担当のケースワーカーや児童心理司に伝えたい、一時保護所に伝えたいという意見が出た場合は、回答内容や回答者は各担当者で議論し、対応してもらう。また、意見表明の希望が出たことを知っている範囲は、最小限にとどめている。

—子どもへのフィードバックの方法（誰が・どのように）

- フィードバックを、いつまでに行うという期限の設定はしていない。
- フィードバックを行うのは、基本的には一時保護所の室長や、子どもが希望した職員から伝えることが多い。
一時保護所内の権利擁護担当職員へは、話は基本的には伝わってしまうため、彼らがフィードバックする可能性もある。

意見表明等支援の担い手

【委託先機関について】

- 子どもアドボカシーセンターMIEは、代表者・構成員共に、子ども等に関するネットワークや団体で活動している方が中心である。専従職員は置いていない。児童相談所に権利擁護の関係で来るのは、代表者と副代表、事務局の方等。
- 子どもアドボカシーセンターMIEの独自の事業は、子ども食堂でのアドボカシー活動や地域の児童委員を対象とした学習会等で、県のアドボケイト事業が、大きなウェイトを占めている。
- アドボケイトとして登録しているのは10人強で、その中で今年度の協力について相談した。

【担い手の要件、人数】

- 一時保護所での意見聴取は、子どもアドボカシーセンターM I Eに委託している。
- モデル事業に該当する大規模なものではなく、あくまでも試行的な試みとして、県内2か所ある一時保護所に対し、隔週6回、3か月ずつ派遣し、こどもの権利とアドボケイトの紹介、希望するこどもへの個別面談、意見表明などこどもの求めに応じた支援等を行っている。
- 1回の訪問につき、アドボケイト2名、スーパーバイザー1名の計3名で実施して頂いている。
- アドボケイトの職種について、具体的な内訳は聞いていないが、様々な分野で活躍されている方がいると聞いている。アドボカシー研究会のアドボケイトの基礎講座等を受け、アドボケイトとして認定された方が登録できると伺っている。
- 派遣頂いているのは、全て子どもアドボカシー研究会の講習会を終了した方である。

【（委託・委嘱により実施している場合）委託等先】

- 子どもアドボカシーセンターM I Eに委託している。
- 「子どもアドボカシーセンターM I E」について。
 - 平成28年に開催された伊勢・志摩サミットの際、子ども分科会の提言作りに携わったメンバーのうち、東海三県の市民サミット運営者が集まり、子どもアドボカシーの勉強会を開催していた。
 - 令和2年7月には、愛知県に「子どもアドボカシーセンター名古屋」が設立されたことをきっかけに、三重県にも作ろうと令和4年2月に「子どもアドボカシーセンターM I E」の設立に至った。
- 同NPOの主な活動としては、アドボケイト派遣、養成に加えて、子どもアドボカシーの実践、実習、関連団体とのネットワーク構築を行っている。

対象となるこども

【意見表明等支援を行う場面、対象施設】

- 現在、訪問している中勢児童相談所の他、12月からは北勢児童相談所でもアドボケイトを行う予定である。

【支援対象となるこどもの範囲】

—全件対象の場合（乳幼児や障害児は含まれるか、年齢や特性に応じた工夫）

- アドボカシーセンターと相談して、制限は設けないこととしている。
- これまで意見表明した方は、小学生以上の学齢児であった。
- 障害については、ADHDや、一部精神疾患の疑いのこどももいたが、面接の実施はしている。

—面接実施の意向確認方法（リクエストボックス・当日希望があるか確認等）

- アドボケイト訪問日を事前に保護所内に掲示するほか、訪問時の最初の30分間で行っている権利擁護の説明の中で、アドボケイトの事前予約や、当日の希望も出せるようにしている。

【対象とする意見の内容】

- 内容については、基本的にこどもが「ほかの人にも伝えてよい」といったことしか把握してい

ない。

これまで挙がってきたものの中には、ケースワーカーの変更要望があったことは聞いている。

工夫や留意していること

【独立性を確保するための工夫】

- こどもの権利擁護に取り組む NPO に委託していることもあり、県職員が携わることはないと考えている。

【事前に児童相談所等から対象となるこどもの背景等の個人情報を共有することがあるか】

- 個人情報の共有はしない。
- アドボカシーセンターに伝える情報は最小限とし、障害等については伝えている。

【こどもが意見表明をしやすくするための工夫】

- アドボケイトのこどもへの働きかけの具合に難しさを感じている様子である。どのくらい寄り添う形で、かつ積極的に、話をしやすくするかは手探りのようである。一時保護所により雰囲気も異なるため、相談しながら立ち位置を調整して頂いている状況である。
- こどもが意見表明しやすくする工夫は、一日あたりの訪問時間 2 時間を目安としているが、最初の 30 分は皆に集まってもらいビデオ見たりしている。実際に意見表明する際は個室を用意し、児童 1 人に対しアドボケイトとスーパーバイザー 2 人で対応している。

【個人情報の管理や守秘に関する取り決め】

- 情報については、委託契約の中で決まりを設けている。こどもの情報は、こちらから提供せず、内容も特定される形では共有していない。

【意見表明等支援の実績】

- こどもの特性により、興味が先行して個別面接を利用するケースもあれば、実際に来たアドボケイトを見て、少しずつ近づきながら、次の週に個別面接を希望したこどももいる。興味を持つこどもが多く、楽しそうな感想が聴けている。

【意見表明等支援の効果】

- 意見表明等支援事業の効果測定については、委託事業者がアドボケイト訪問日に、アドボケイトを受けたこどもに対し匿名のアンケートを取り、確認している。内容は、「こどもの権利について」「アドボケイトと話してみてどうだったか」等である。アンケートの質問項目は他県などが作成した調査票を参考に、委託事業者が作成した。
- なお、保護所職員から、こどもに対しアドボケイトの感想を聴くことは行っていない。1 日 1 回の個別面接の際に、こどもから「話を聴いてもらった」という話を聞くことはある。

≪児童福祉審議会等の第三者機関（権利擁護機関）の仕組み≫

権利擁護機関の位置づけ（児童福祉審議会か別の第三者機関か/条例等の規定・権限）

- 児童福祉審議会の活動は、具体的な検討は進めていない。検討の際は、どのようなスキームで実施するかについては、過去に厚労省から示されたガイドラインを参考にして、検討していく

<p>ことを考えている。</p> <p>○ 仕組みを検討するにあたり、課題に感じていることがある。現在実施している、権利ノートの取組について、実際に声が挙がってくることがあまりなく、実績や事例が少ない。今後、全国的な取組を参考にしながら、仕組みづくりが出来たらと思う。</p>
<p>《その他の権利擁護に関する取組》</p>
<p>意見表明支援以外の取組（あれば）</p> <p>○ アドボケート訪問日に、権利擁護に関するビデオを見たり、こどもが楽しめるワークを実施するなど、権利擁護についての理解を深める工夫をしている。</p>
<p>《課題・解決策》</p>
<p>意見表明支援の試行的実施で直面した課題等</p> <p>○ 児童相談所に対し、説明、周知はしているが、細かな流れまではできていないため、意見表明される側になった時にどうしたらよいかの動揺があると思われる。</p> <p>その点は実施する中で振り返りを行いながら、来年以降も説明会、相談会を行っていく必要があると感じている。</p> <p>○ 現在は、アドボケートを、一時保護所という児童相談所内部でやっている。今後、養護施設、一時保護専用施設、里親家庭、ファミリーホームと展開するにあたり、検討せねばならない事項が出てくる。</p> <p>児童養護施設の場合、地域小規模化、ユニット化が進んでいる中で、どこまで対象にしていくか。また、そういったところに派遣をする場合、現在のようなスーパーバイザー1名、アドボケート2名の3名体制で回していけるのか。</p> <p>今後、調整が増えると、現在の権利擁護コーディネーターだけでは回らない。今は、児童相談センター職員のうち3名で権利擁護を担当しているが、今後どう事業を進めていくかが課題と感じている。</p> <p>➤ 県内に2か所の一時保護所がある。権利擁護コーディネーターは児童相談センターに配置されており、また、児童相談センターと中勢児童相談所は一体に運営しているため、現在はうまく回している。</p> <p>今後、北勢児童相談所にまで取組を広げることになると、車で1時間強離れているため、コーディネーター1名体制では厳しく、業務的にも難しいと思う。</p> <p>➤ 加えて、養護施設への展開も考えると、その調整を児童相談センターが引き続き担うことは難しい。そのあたりは、委託契約の中で相手方の団体の方に担ってもらえないかと考えている。</p>

<p>Ⅲ マニュアルに関するご意見</p>
<p>マニュアルに盛り込むべき項目（事業の準備・実施に当たり概ね必須と思われる事項等）</p> <p>○ 意見表明等支援事業を実施するにあたり、事前に保護者への説明の要否やこどもに関する情報提供の範囲などを示してほしい。</p> <p>○ 今後、ファミリーホーム、里親宅で実施する際に、個室の準備などをどうするか課題がある。こどもが話をする際に、プレッシャーがないよう環境を整備する必要がある。里親宅やファミリーホームでも、そのような配慮をお願いする際の、説明がしやすくなるような文言が盛り込ま</p>

れると良い。

- アドボケートの定義、資格要件について、団体に委託する際にどう定義すべきかを悩んでいる。他の都道府県が実施する際も、どう人を集め、どのように予定したらよいのかが課題になると思う。
- 養護施設、一時保護所等、施設ごとの手順があると活用しやすいのではないか。
- 三重県では、アドボカシーセンターM I Eがちょうど試行のタイミングで設立されたため、スムーズに事業を行うことができた。

しかし、他の都道府県が同じように権利擁護の団体あるわけではなく、実際に関連団体に委託する際に、どう委託するのか、団体が事業を行う中で、団体と児相との調整や、入る施設、こどもとのやり取り手順も例示していただくとより参考になると感じた。

- 児童福祉審議会の活用に当たり、具体的に法律の改正内容を見ると、全ての措置のタイミングでこどもから意見表明あったら、児童福祉審議会で意見を聴きとり対応すると読める。実際の運用に当たり、全ての声を拾い上げるのか、どこまで児童福祉審議会で拾い上げるのかの判断基準が分からないため、その点を明確に説明する形でマニュアルにも盛り込んでほしい。

【2. 神奈川県・横浜市の取組み】

I 現時点の取組状況

現時点で権利擁護に関して取り組んでいること

【横浜市・子どもの権利擁護課の取組】

- 市内にある 38 施設の所管部署として、措置時の運営、事件・事故が起きた際の対応をしている。
- 措置児童に対し「子どもの権利ノート」を配布している。児童相談所での措置決定時に手渡し、こどもの権利の話に加え、困った時は、はがきを施設内のポストに投函してほしい旨説明をしている。投函されたはがきは、こどもの権利擁護課に届き、受理後、調査・こどもへのヒアリングを行い、最終的に児童福祉審議会へ行く流れである。
 - 投函件数は年 3~4 件程度である。施設の入所児童にとって、施設内のポストへの投函には壁がある様子である。

透明性に疑問があり、施設長が見ているのではないかと不安を持つこどももいる。自分で外に投函できないこどももいるため、匿名性担保が課題である。

【児童相談所（横浜市中央児童相談所）の取組】

<アドボカシーに関する取組>

- 昨年、中央児童相談所一か所で、アドボカシー事業を試行的に実施した。1年間実施し、児童相談所の常勤弁護士が対応した。令和4年度からは、試行的実施を市内にある全ての児童相談所4か所に広げている。

<その他の取組>

- アドボカシー事業以前から、一時保護所の意見箱設置や、全く別の第三者委員による一時保護所訪問を月1回行っている。こどもとの昼食を交え訪問していただいていたが、新型コロナウ

イルス感染症の影響により、ここ数年は活動が停滞している状況である。

- 子ども会議といふこともだけで話し合う場を設け、色々な意見を出し合う機会も設けている。

【アドボカシー事業取組のきっかけ】

- 昨年、中央児童相談所職員による、こどもの権利を直接侵害する不祥事があり、こどもの権利擁護や人権意識そのものの全ての見直しを行った。
- 残された職員の心の傷もあるが、皆で前を向いてしっかりと取り組もうと全体の中で考えたことが、実施の直接的なきっかけの一つとなった。
- 保護されるこどもの特性に対する理解も足りていないのではないかと研修数を増やしたり、内容も工夫した。一時保護児童の対象児へのアンケートも同じタイミングで開始した。

こどもへの意見聴取等措置に関する以下の事項

【聴取のタイミング、聴取者、方法、留意点】

- 意見聴取に関して、現時点では担当児童福祉司が行っている。

【記録、意見の反映、こどもへのフィードバックについて】

- 一時保護所の場合、退所時期の関係では、なるべく早くこどもに返そうとしても、調整しているうちに解除されることがこれまでもあった。
- 支援としては継続しているという点で、担当ケースワーカーからその話を伝え、また回答もらった後にこどもに伝えてもらう形でないでいる。

II モデル事業の検討状況

《意見表明等支援》

意見表明等支援の内容・スキーム

【関係機関、こどもへの説明・周知など必要な事前調整】

- 昨年の試行含め、児童相談所の一時保護所内だけに実施が限られており、周知は4か所ある児相に留まっている。
- こどもへの説明は、各所への入所のタイミングで、保護所のルールと一緒にアドボケイトについても話している。

【こどもへの訪問は定期的な訪問か、要請に応じた派遣であるか】

- 一時保護児童について月1回～2回の頻度で話を聴いている。
- 第何何曜日と定期的に実施している。
実施回数は、月0件～10件以上と差があるが、行う直前にこどもに声がけすると、私も相談したいと声が拳がったり、相談したいと後でこっそり言いに来ることもある。

【訪問の概要】

- 一時保護所内にポスターを掲示し、次回の訪問日をこどもに周知している。アドボケイトが工夫し、自己紹介として似顔絵を描いたポスターを掲示している一時保護所もある。

【意見表明等支援後のスキーム】

一児童相談所・施設等への伝達（全件か・希望した場合のみか/伝達する場合、誰が・どのように）

- こどもから聴いた話の共有範囲は、それが相談部門に関する事か、一時保護所のことかで異なる。いずれにしても、具体的な個人名の共有は、担当の児童福祉司やその係長まで。内容は個人名を外した上で、全体の所長会等全ての会議で共有している。
- こどもへの説明はアドボケイトが行っているため、具体的なことまでは分からない。ただ、報告用紙の中に、児童相談所に話してよいかを聴く項目があるため、児童相談所の中で共有されるということはこどももある程度理解していると思う。
児童相談所へは、その項目にチェックが入っているものだけが来る。
- 聴いた意見を児童相談所の担当に言ってよいかを確認項目に入れており、こどもと話をする際に、必ずチェックした上で共有している。
- 中央児童相談所1か所のみで試行実施した際は、話したくない内容があった場合は、その話は共有せず、情報も削除したうえで児童相談所に記録を渡した。
- 児童相談所へ、アドボケイトが話したくないという内容があったことを、児童相談所へ伝えるかどうかの判断はアドボケイト（弁護士）各自が判断している。

一意見の検討・解決の仕組み（誰が・どのように）

- アドボケイト訪問後、原則として10日以内にこども本人へフィードバックするべく、こどもから相談が出たら、直近の方針決定の定期会議（週2回の頻度）で内容を共有する。そこで、回答の内容や、児童相談所からの回答を誰からこどもに伝えるか等を速やかに決めて行く。一時保護所内での生活に関する相談であれば、一時保護所係長が回答することが多い。支援そのものや一時保護所の後の不安、保護者に関する事であれば、相談部門の児童福祉司、場合によっては児童心理司が答えることもある。

一こどもへのフィードバックの方法（誰が・どのように）

- すぐに答えが出ない案件についても、10日以内に「話は伝えたよ」という形で返し、1か月以内に「こうなったよ」と本人へフィードバックする仕組みで進めている。

意見表明等支援の担い手

【担い手の要件、人数】

- 弁護士4名が、各一時保護所で1名ずつ、アドボケイトとして活動している。継続で同じこどもが相談を希望する場合や、所全体のことを理解していただくためにも同一の弁護士の方がメリットがあることなどから、弁護士を各一時保護所ごとの担当とした。アドボケイトは県の弁護士会に推薦していただいた4名の弁護士に委託している。アドボケイトの選定に当たっては、児童相談所の嘱託弁護士はもちろん、短期的に横浜市の依頼を受けている方も対象外とする等、独立性を確保できる方をお願いしている。

【（委託・委嘱により実施している場合）委託等先】

- 弁護士

対象となるこども

【意見表明等支援を行う場面、対象施設】

- 一時保護所

【支援対象となるこどもの範囲】

—全件対象の場合（乳幼児や障害児は含まれるか、年齢や特性に応じた工夫）

- 障害の有無では制限は設けていない。
これまでに障害がある方から相談が来たということは聞いていないが、普段の面接と同じように対応できればと考えている。

—対象を制限している場合はその条件（年齢等）

- 対象年齢に制限を設けたくはなかったが、試行段階では学齢児に限定している。
希望制としていることもあり、未就学児の場合、希望をうまく伝えられるのかという点や、内容をうまく言葉にできないこともあり、聴き手の主観が入るのではないかという懸念があった。
- 以前、幼児グループが集団で遊んでいる中で、試行的にアドボケイトに話を試みていただいたが難しいようだった。
「ずっと一時保護所ではなく、ここからは出たい」という意見が聴けたようではあったが、幼児に対してアドボケイトを行う際は、その方法を工夫する必要性を感じている。

—面接実施の意向確認方法（リクエストボックス・当日希望があるか確認等）

- 面接の希望については、いつまでに言うなど限定はせず、当日朝でも希望があれば実施している。

【対象とする意見の内容】

- どんな相談でもよいとしている。
そのため、相談ではなく、一緒に遊びたいということもあれば、暴力に関する事、性被害の話、解除後の話、里親からいったん離れたものの里親に戻りたいとケースワーカーに伝えているが、どうにかならないか等を再度話すケースが多いと聞いている。

工夫や留意していること

【事前に児童相談所等から対象となるこどもの背景等の個人情報を共有することがあるか】

- 基本的にはない。共有するのは名前と年齢くらいである。

【こどもが意見表明をしやすくするための工夫】

- 児童相談所としては、意見表明している間、他の方に聞かれないように配慮している。アドボケイトと2人でゆっくり話せる環境を提供している。
そのほか、実際に、そのこども自身が話しやすくするための工夫はアドボケイトが行っていると思う。

【個人情報の管理や守秘に関する取り決め】

- 当然守秘義務を課している。

【記録の作成・保管】

- 弁護士が聴いた話は、簡単な記録としてまとめていただき、児童相談所の所内で共有する。
- 記録がその場でできずに持ち帰ってメールで送る際は、名前は書かず、番号で表記し、個人情報のやりとりはメールでも行わない。

【意見表明等支援の実績】

- これまで、アドボカシー以外にも一時保護所の職員、係長が話を聴く機会が制度としてあったため、アドボカシーとは何かという理解の話はあった。
- 一方で、アドボケイトを弁護士に限定しているため、子ども達に弁護士が話を聴くという案内すると、「弁護士ならこのことを聴いてみたい」と反応を示すことがある。
例えば家庭内の暴力のことへの質問や、性被害の子どもが、加害者である保護者に反省してほしいが罰してほしいという話など、弁護士ならこういうことを話してみたいということもあれば、純粋にただ話がしたいということももいる。
- 弁護士がアドボケイトを行う関係で、少年保護手続に入っている子どもが一時保護されているケースもある。その場合は、自分としてこうなりたいという話をすることもや、当番付添人の派遣につなげることもある。また、仕事の話を知りたいということももいる。

【意見表明等支援の効果】

- これまでは意見表明について、保護所内だけに限定された意見表明だった。アドボケイトが導入され、外の弁護士に聴いてもらえるという点で、子どもの気持ちとしては少し開けた、安心して話せるようになった部分があるように感じている。
- 保護後の不安も聞くことがある。十分に担当福祉司とは話をしている、アドボケイトに同じ不安を伝えることがある。
話しても変わらないことも多いが、担当福祉司のセカンドオピニオンの、他の人からのアプローチでもそうなんだと自分で納得する部分はあるようだ。
子どもにとっては間違いなく他の人に話を聴いてもらい、それに対して何人もの大人が関わってくれるということを実感してもらえている。

≪ 児童福祉審議会等の第三者機関（権利擁護機関）の仕組み ≫

権利擁護機関の位置づけ（児童福祉審議会か別の第三者機関か/条例等の規定・権限）

- 現時点では、児童福祉審議会の体制等の議論にも進んでいない状況である。
一時保護所に限らない、大きな取組になると思うため、市役所とこの辺りの仕組みづくりについても早急に検討したいと考えている。

第三者機関による権利擁護等の仕組みの概要

- 各一時保護所に第三者委員を委嘱している。以前は、子どもの様子を様々な外部の方からご意見いただいていた。現在も、こちらから子ども達の様子を共有したり、定期的に月1回保護所に入って、見て感じたことがあれば意見をいただいている。
保護司や地域の主任児童委員の方が担当することが多く、1か所につき2人の方に入っている。

<p>○ 権利擁護も含めた、外部評価の仕組みが児童審議会内の仕組みとしてある。 具体的には、一時保護所に外部評価委員がおり、年1回各施設を訪問し、自己評価、外部評価、こどものヒアリングを行っている。</p>
<p>《その他の権利擁護に関する取組》</p>
<p>意見表明支援以外の取組（あれば）</p>
<p>○ 一時保護所内でも意見箱を用意し、こどもの意見を聴いている。 意見箱には鍵かかっており、係長だけ開けられる仕組みである。職員に話せないが、係長に聴いて欲しいという意見が寄せられることがあり、多くは、こどもが口頭で職員に伝えているが、それだけでは伝わらないとこどもが感じた内容である。 誰に言ったが直らない、誰に叩かれた、こういうおもちゃ・ゲームを入れてほしいといった意見がある。</p>
<p>《課題・解決策》</p>
<p>意見表明支援の試行的実施で直面した課題等</p>
<p>○ こどもの生の声をいかに組織として受け止めるかという中で、試行的な実施として、一時保護所の係長が全ての調整を担っているのが現状である。 事前に相談者の調整が済めばいいが、当日希望が入ることもあり、当日の進行管理やこどもの出入りの調整も、一時保護所の係長だけが行っている状況である。 記録作成もアドボケイターと一緒に係長が直に関わっているため、コーディネーターのような役割が必要ではないかと感じている。</p> <p>○ 現状アドボケイト事業が、保護所だけに留まっており、それをどのように広げていくかも課題と感じている。</p> <p>○ アドボケイト事業そのものが、こどもが発信して終わりではない。自分が意見言ったことで変わるんだと、こどもにいかに実感してもらえるか、また、そのためにどう取り組むことができるかがもう一つの課題である。</p>

<p>III マニュアルに関するご意見</p>
<p>マニュアルに盛り込むべき項目（事業の準備・実施に当たり概ね必須と思われる事項等）</p>
<p>○ 意見聴取に関して、現時点では担当児童福祉司が行っている。担当により、経験年数に差があったり、横浜市自体が施設の枠がいっぱいで提供できる選択肢が狭いという現状がある中で、担当児童福祉司がどうこどもに説明しているのか懸念がある。そのため、どういう項目についてこどもに事情聴取、意見聴取するかという例示があると、経験の浅い児童福祉司の参考になるため、ありがたいと感じる。</p> <p>○ 意見表明等事業については、検討の必要性を感じている一方で、国のイメージが分からず、検討が難しいのが現状である。市でこの事業を行う場合、今の体制では難しく、人が必要という認識がある。どれだけの人数が必要で、予算はどのくらいかが見えていない状況である。国が考えている意見表明等支援がどんなものなのかを示していただくと、そのために何ができるかという話がしやすいのではないかと感じる。</p> <p>○ こどもと児童相談所の方針が異なる場合に、児童福祉審議会に掛けるかについては、どの時点をもとにそれを判断するのかを知りたい。 担当福祉司とこどもが常に話をする中で、こども自身も意見がどんどん変わっていく。どの時</p>

点でこういった判断をするのかがあれば、参考にしやすいと感じる。

- 市内の全施設にアドボケイトを展開した際に、マンパワーが足りていない現状と、意見が顕在化した時にどう調整するかが課題である。

現体制下では、マンパワーの点も厳しく、その実際のスキームや、委託をどうしている、具体的に何件あり、どうさばいているか等、うまくやっている事例があれば共有いただきたい。

4. 当事者の子ども及び社会的養護経験者 ヒアリング結果

(1) 施設入所中の子ども、及び里親委託中の子ども

こどもの権利について
<p>○大切だと感じるこどもの権利とその理由</p> <p>以下をこどもたちに提示し、自身が大切だと思うカードを1人3つ選んでもらった。</p> <p>叩かれたり痛い思いをしない／病気になったり痛いことがあったら手当される／自分のおうちがある／自分の気持ちや考えを自由に言える／他の子どもと比べられない／おいしくて栄養のあるご飯やお菓子を毎日食べたい／もっと勉強したい／勝手に体を触られたり見られたりしたくない／好きな服を着たり、好きな髪形にしたい／秘密を守ってほしい／心のケアを受けたい／話を聞いてくれる大人がいる／友達や好きな人たちと集まりたい／もっとゲームしたい／学校に行く日を選びたい／ゆっくり休みたい／もっと遊びたい／大学に行きたい／知られたくないことや触られたくないものがある／ネットや本を自由に見たい／なぜ施設で暮らしているのか聞きたい／ひとり暮らししたい／前の学校の友達に会いたい／親や兄弟に会いたい／親や兄弟と暮らしたい／親や兄弟のことを知りたい</p> <p>選んだ項目と理由；</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ もっとゲームをしたい。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 休みの土日の時しかゲームできないので、月～金ゲームしたい。 ○ ネットや本を自由に見たい。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ネット動画等を見たい。ネットや本を読む時間がない。 ➢ たまにネットを見せてもらえることもあるが、ある程度見ても良いルールが欲しい。 ➢ 友達は皆、スマートフォンを持っており、羨ましいと思ってしまう。 ➢ 高校生になればスマートフォンを買ってもらえることになっているが、その時の生活態度や通学状況等で買ってもらえるかが決まる。また、宗教行事への参加が、自分の時間がとれないので面倒だと感じることもある。 ○ もっと遊びたい。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 今の時間では十分ではない。遊ぶのは楽しいし、好きなこと(学校でもドッチボールなど)が出来る。 ➢ 学校の後、宿題を終えてからしか遊ぶことができず、遊ぶ時間が少ない。 ○ 勝手に体を触られたり見られたりしたくない <ul style="list-style-type: none"> ➢ 痴漢と同じ。 ➢ ケンカしたばかりと知っているのに、(体に)触れられるのは嫌。 ○ 学校に行く日を選びたい。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 土日しか休みがないため、もっと選びたい。 ○ 前の学校の友達に会いたい <ul style="list-style-type: none"> ➢ 4年くらい会ってないから会いたい。 ○ 秘密を守ってほしい <ul style="list-style-type: none"> ➢ 秘密を守らず他の人にしゃべられたら嫌な気持ちになる。 ○ 大学に行きたい <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大学に行くといいことがあるし、推薦などもある。勉強も大事。

- 大学進学への支援があるため、資格を取って今いるところで働きたい。
- ゆっくり休みたい
 - 部活などやることがいろいろあり、ゆっくり休みたい気持ちでいっぱい。
- おいしくて栄養のあるご飯やお菓子を毎日食べたい。
 - 今は(食べるものを自分で)選べない。

大人に意見を言いやすくするための取組・工夫について

○ 考えや気持ちを自由に発言できる環境の有無、聴いてくれる大人の有無

- 自由に発言できる環境の有無
 - 言えていることもあるが、言えていないこともある
- 聴いてくれる大人
 - 里親
 - ケースワーカー
 - 児童相談所の人と学校の先生
- 施設・里親家庭で生活をするようになった際、そのことについて意見を聞かれたか？
 - 聞かれていない。
- 要望等は伝えることが出来ているか
 - 言っている。
 - 家に帰りたいたい等、まわりの大人に伝えている。外出はできるが、実際に家に帰ることは出来ない。
 - 家に帰りたいたいが、帰りたくないという気持ちもあるため、言っていない。
 - 言ってもちゃんと聞いてもらえない。言う気はない。
 - もともと自分の意見をはっきり言えないので、言えない。
 - 自分の心に言っている。
 - 身近な大人に言う。
 - アドボケートの人と話して、一緒に言ってもらう。
 - 誰にも伝えてない。面倒くさいしだるい。
- 意見を聞く取組、仕組みを使ったことはあるか。
 - 実際に使ったことはない。
 - 使ったことがあるが、何も変わっていない。
 - 相談したいことを書いたり、いじめられたときや、嫌なことがあった時に書ける仕組みがあることは知っているが、使ったことはない。

○ 考えや気持ちを伝えやすい状況について

- 話をしやすい大人について
 - 優しい人
 - 声がかわいい人
 - 顔が優しい人
- 話しにくい大人について
 - チクチクした洋服を着ている
 - ネクタイ姿

- サングラスをかけている
- 怖そうな人(金髪、モヒカン、リーゼント等)
- 何度も聞き返されるのは嫌だ
- 話をしやすい状況
 - 遊びながら
 - お菓子を食べながら
 - ただ座って話すのは嫌だ
 - 人がたくさんいる場所の方が良い
 - 人が少ない方が良い
 - 1対1は話しにくい
 - 友人より家族の方が話しやすい
- 変えて欲しいことや、仕組みなどはあるか
 - あまりない。
 - 家に帰りたい／帰りたくない。
 - こどもの意見を聞いて、ルールを決めて欲しい。
 - お小遣いをアップして欲しい。
- こどもの意見を聞く仕組みについてのアイデア、意見
 - 意見箱に書くと良いと思う。
 - 権利ノートをもらったものの、ハガキや住所等、意見を聞いてくれる人に届ける方法がわからない。
 - 誰に、どんな方法で言ったらよいか分からない。
 - 電話が自由に使えない。電話をしたくとも、近くに人がいるので話しにくい。
 - 手紙を自由に送りたい。手紙を送るには大人の許可を受けて、さらにコピーを取ってから送られる。

アドボケイトに求めること

- アドボケイトについて、事前にどのような人が来るかが分からないと嫌だという意見があった
 - 事前に知りたい情報として以下が挙がった。
 - ・写真 ・誕生日・生年月日 ・名前 ・どこに住んでいるか、どこから来たか
 - ・どんな車に乗っているか ・どんな食べ物、果物が好きか ・どんな生き物が好きか
- アドボケイトに関わった経験について。
 - (2回程度)会ったことがある。
 - 「権利すごろく」をやった。
 - 大学の先生が来た。
 - 児童福祉審議会について説明を受けた。
 - 2～3回くらい来た事があり、遊んだこともある。話しやすく、いつも接している大人でないからこそ言えることがある。秘密も守ってくれる。
 - 身近な大人に言える悩みは、直接その大人に伝えている。自分から言えないことをアドボケイトに言ったりしている。
 - 悩みがないので特にアドボケイトに言うことはない。

(2) 社会的養護経験者

こどもの意見を聞くための取組に関する知識・経験について	
○こどもの意見を聞くための取組・仕組みに関する知識	
○	自分が一時保護所にいた時は、こどもの権利の説明を受けた記憶が全くない。このことは、最近、自分がこどもの権利関連の活動を行う中で気が付いたことである。もしかすると説明があったのかもしれないが、それを覚え行使する余裕はなかった。
○	一時保護所にいた際は、権利ノートが存在も知らなかった。意見箱はあったが、ただ有るという感じ。次に移った自立援助ホームでは不適切な養育を受けていたと感じており、知る機会もなかった。
○	施設入所中に自身が権利擁護に関する講座を受け、権利擁護の仕組みを知ったが、施設の意見箱はあるが紙がないことに気づいた。そこで、職員に紙の場所を聞いたが、知らないと言われた。施設から、児童相談所へ権利ノートを取りに行くよう言われて取りに行ったこともある。
○	十数年前の話だが、意見を聞く取組・仕組みの説明は受けていない。一時保護所や児童養護施設等、自分が経験した全ての場所において、権利はもとより、自分がいる段階や将来について、大人が現在何を話していて、何を悩んでいるのか、どういう根拠でどういう決定を下すのか何も分からない状態であった。また、それに対して自分にどのような権利があり、主張できるのか、一時保護所では特に不明だった。
○	里親家庭では意見箱などはなく、そもそも権利という概念もない状態であった。
○	よほど福祉や権利に興味がない限り、こどもは自分に権利があることは分からないと思う。一般家庭の子でも同じだと思う。前提として権利の意識がないため、疑問を持たない。権利の活動をするようになって、後から気づく人が大半ではないか。そのため、権利ノートの説明の有無も分からず、説明がなくとも何とも思わず、気づくこともない。権利ノートに限らず、権利ということまでに至っていないのではないかと思う。
○実際に取組・仕組みを使った経験	
○	意見箱は、結局誰が意見を言ったのかばれるため、使うことはなかった。
○	十数年前の当時の児童養護施設に意見箱はあったが、記名で入れた際に報復がない保証はない。そのため、意見箱は飾りものにならざるを得ず、意見箱に入れた意見がどう処理されるのか、入れたらどうなるのか等、良く分からなかった。

大人に意見を言いやすくするための取組・工夫について	
➤	こどもが自身の権利を行使する前提として、自分が権利を持っていることを知る必要がある。加えて、同様のツールの一つとして、当事者活動というものもあることを、こどもたちに知っておいてもらっても良いのではないか。自分自身、何かをやりたいと思っていたが、どうしたらよいか分からない時期が長くあった。当事者活動を推進する団体と会ったことで、権利への理解が進んだという経験がある。
○	権利があることを知識として知ることも大事だが、生活の中で、「あなたは大事にされている、あなたを大切に思っている」ということを、大人が押し付ける形ではなく、こどもが生活の中で自然に理解できる養育環境にしないと、権利の話を実感をもって理解することは難しい。自身は大人になってようやく権利を理解してきたところ。小さい子ならなおさら、生活や学校等生活することに必死で、権利を理解するところまでいかない。

- マニュアルがあることが重要なのか。小さいころからの養育・教育で、権利意識を醸成したり、こどもの権利の尊重を主体とした生活のベースを作り続けることが重要では無いか。そのベースなしでは、こどもはノートを渡されても見ないし、期待もしない。
- 一部の関係者が権利は大事だ、と書いていても、現場の人間はそこまで権利を大事だと思っていないのが現実。理想と現場との乖離は今も変わらずあり、そこを埋めていくことが必要。
- 大人も満たされなければ、こどもに分け与えることはできない。職員も里親も余裕がない中、外から「権利は大事」「権利を侵害している」と言っても伝わらない。現場の大人が、権利重視に思いが至らないことが、そもそもの要因ではないか。
- アドボケート派遣や、権利擁護推進の議論は進むが、それは一時保護所や施設の中だけで、そこから始まる話なのか？という印象が正直ある。自身が保護に至るまでには、保護される前までの家庭や学校で抑圧され続けた不信感の積み重ねがすでにあり、どうなっても良いとあきらめに近い感情を抱いた状態で保護された。当時、そこにアドボケートとして独立した立場の大人が来ても、誰に対しても何も話すことができなかつたと思う。
- 自分は、自身で警察に電話をして保護され、一時保護所に入った。当時は人間不信で、警察に保護されなければ家に戻されるという恐怖があり、一時保護所でも、自分で意見が言いたいというよりは、言わないと家に戻されるから言うなど、無理やり発した言葉が多い。一時保護所でアドボケートが話を聞く場合、聴いた声が本当の声だったのかは、その先にしか分からない。
- 現場の乖離については、「職員にも余裕がない」等マクロな全体としての話と、「家庭、地域での積み重ね」という前提があり、現場だけよくなっても話すことができない」「聞いた声が本当の声なのかは分からない」等ミクロな所、その両方の側面があるので、両方の視点を合わせて考えて欲しい。
- 権利を保証する側の大人の環境へのアプローチがないと、できることもできない部分が多々あると感じている。幸せは(自分が満たされ)余っている分しか分けられない。支援する側のことも考えた上で包括的な制度施策にならないとうまくいかない。

マニュアルに対する意見

○マニュアルに載せてほしい事項

- 学校教育の段階で、権利について身に付けるべき。
 - 家庭での状況や親の声掛けの内容は、学校で現れることが多いと感じる。つまり、こどもに関わる大人たちが持つ権利意識がこどもに伝播し、学校で現れる。大人になってから意識を変えることは難しいため、大人になった時に変えるのではなく、権利意識を幼いころから身に付けるなど、小さい頃からの積み重ねが大事である。そのためには、学校教育に関わる大人側に、こどもは権利の主体であるという事を知識として理解してもらい、また体現してもらうことが必要。
 - 学校の先生も、「こういうケアをして欲しい」「ああいうケアをして欲しい」など、生徒のケアに時間や体力を割かれて、自分のケアができないことがある。学校の先生の余裕のなさも関係していると感じる。
 - 困っている人を助けること、世界規模での障害・人種差別など、思いやり優しさについては道徳の授業で学ぶが、自分たちの権利については勉強が足りていないと思う。自分たちの権利は、思いやり等ではなく、もっと身近で、誰しもが持ってあり、そこを主体に、次に家族、友達に広がるものであ

る。当たり前にあるものとして学ぶ機会が足りていない。

- こどもへの話の聴き方について。大人の余裕のなさや、しんどさを引き合いに出さない。大人の都合は大人で片づけることが大事である。例えば、「お母さんもこれだけ辛くて●●だ」等、こどもに大人の行為の背景を分からせようと諭すこと自体が虐待の連鎖を生むと感じる。
- 「意見箱を置いてないところは設置しましょう」と声掛けしているのを見るが、意見箱をただ置いただけでは、意見を聞いたことにはならない。そこを勘違いしないようにして欲しい。箱を置いたから OK、意見が出ないのは仕方ない、ということではない。出された意見に対して、実現に向け検討し、実現できないのならその理由を説明する等、当たり前のコミュニケーションが無いとこどもは意見を言わなくなる。
- 細かい点だが、こどもの支援にあたり、他者を引き合いに使わないようにして欲しい。大人とこどもの間でも、「お母さんはこんなに苦労したんだから、配慮してあげて」などの発言があるが、施設のこども同士でも「この子がいじめをするのはこういう背景があるからしょうがない」という理由で、自分へのいじめが許されるという経験がある。それはおかしいと感じる。これは大舎では難しいと感じるため、制度施策をしていかなければ根本的に良くなれないと思う。

○マニュアルを読む自治体、現場の方に伝えたい事項

<新たに取組を開始する自治体・現場の方に対するの意見>

- 実際に一時保護所等を訪問してみしてほしい。特に仕組みを作る方には、人から話を聞くのではなく、自分で体験してみないと、どんな状況かが伝わらない。毎日炎天下の中で何キロも走らされれば、権利侵害を実感できると思う。
- 児童相談所に保護されたこどもがどのような思いでいるかは、自分がその立場にならない限り分からない。開かれている保護所は少ないと思うが、経験はして欲しい。感じ方は全く同じにはならないと思うが、少なくとも近づけると思う。

<新たに取組を開始する、すでに開始している、両方の自治体・現場の方への意見>

- 大人の余裕が足りていない。こどものことを考えることも大切だが、職員の労働環境にも目を向けてほしい。自分のことを顧みた時に、どれだけ日常の中で自分が大事にされているかという視点を持てば、こどもと感覚が近づくのではないかな。
- 大人自身が大切にされていないので、アドボケイト含めこどもに対する支援が入ると「こどもがわがままになる」等、否定的な感情を抱いてしまうのでは。
- こどもの権利擁護の施策においては、プロセスは多様である必要はあると思うが、勇気を持った決断をして欲しい。何かを決定する際には様々な意見が出ることもある。例えば「公園のこどもの声がうるさい」「権利には義務が必要。こどもは何の義務を果たしているのか」など、少数でも強い意見も出てくる。そこへの理解は大切だが、誰にでもうまく配慮することはできないので、ある意見を最終的に退ける勇気や、自分が正しいと思うことに対し最終的にコミットできる勇気が必要。施策を行う際に、現場やこどもとの相互性も持った上で、多様なプロセスをもって何が正しいかを決定して欲しいと思う。そこで下す決定が、必ずしも多様にならないとしても、勇気をもって権利擁護を進める努力をして欲しい。
- こどもと関わる方に、こどものその時の声が 100%ではない、その時思っていることの全てではない、ということを受け止めながら関わってほしい。

第2章 ヒアリング調査

<すでに取組を開始している自治体・現場の方に対する意見>

- 「私たちはやっている」「やれている」ではなく、「やれているのかな」ということを常に自問して欲しい。例えば、何か企画する際には、その全てにこどもの意見を聞き、反映させることも検討頂けるとよい。

5. 乳幼児や障害など配慮が必要な子どもたちに対して意思の推察を実施している事例

兵庫県明石市(社会福祉審議会こどもの権利擁護部会)の事例

- 乳幼児や障害児等のケースでは、特に、緊張や不安・不快を感じると、黙って周囲の様子をうかがう状態になるなど、自身の気持ちを上手く表現できなくなることもある。このため、以下の点に留意しつつ、子どもがリラックスした状態で面会できる環境を整えるようにしている。
 - ① 1日のスケジュール(授乳・食事、おやつ、お昼寝、外遊び等のルーティン)を確認の上、子どもの機嫌がよさそうなタイミングで日時を設定する。
 - ② 子どもが寝ている場合や機嫌が悪い場合は、無理に面会しようとせず、そのままの状態でも子どもの様子を観察する。
 - ③ 子どもが機嫌よく遊んでいる場合でも、急に1対1で面会するのではなく、少しずつ遊びの輪に入っていくなどして、自然な接触を心掛ける。
 - ④ 子どもが何かを話したり絵を描いたりしている場合は、無理にこれを遮らず、ありのままの様子を観察する。
 - ⑤ 子どもを質問攻めにしない。無理に気持ちを語らせようとしない。
 - ⑥ 子どもには常に笑顔で接し、これに対して子どもの表情がどのように変化するかを観察する。
 - ⑦ こどもの応答の評価は、こどもの視線がどこを向いているかや、質問と回答が噛み合っているか等にも注意しつつ行う。
 - ⑧ 初回面会時のこどもの反応の評価は、特に緊張や不安を感じやすい状況であることも踏まえつつ、先入観なく行う。
- また、幼児であっても、家族の絵を描いたり、「ママ」「パパ」と言いながら誰かを探すそぶりをしたりする様子から、家族と会いたい気持ちを推察できるケースもある。
- 乳幼児・障害児等の確認・評価事項(記録への記載事項)
 - ア 直接確認した内容
 - ・こどもの発達・発育・発語の状況、栄養状態、健康状態、衛生状態、負傷の有無及びその状況、服装、乳児院職員に抱かれた際の乳児の様子、確認者が笑いかけたり手を振ったりした際の乳児の様子 等
 - イ 乳児院職員から聴き取った内容
 - ・こどもの発達・発育・発語の状況、性格・特性、栄養状態、健康状態、衛生状態、負傷の有無及びその状況、授乳・食事の状況、睡眠状況 等
 - ・保護者面会や外泊の状況、保護者等家族の状況、里親等・乳児院等による支援の経過 等
 - ウ 所感・方針
 - ・上記ア・イを踏まえた所感、気になる点(アレルギーの確認の有無等)、留意点、等

6. 弁護士がこどもの代理人として活動している事例

兵庫県明石市の事例

- 一時保護されたこども全員(乳児を含む)に対して第三者委員による面接を行うほか、一時保護後できるだけ早い段階で、児童相談所の常勤弁護士が一時保護されたこども(原則として小学生以上)に対し、意見表明支援員(弁護士)に関する、制度を説明するとともに、こどもに面接の希望の有無を確認し、その時に面接を希望しなくとも、呼びたくなったらいつでも呼ぶことができることを伝えている。
なお、第三者委員からも、意見表明支援員(弁護士)の制度説明と利用希望の聴取がなされる。
- こども本人が意見表明支援員(弁護士)との面接を希望する場合、児童相談所から兵庫県弁護士会に意見表明支援員(弁護士)の派遣を依頼し、同弁護士会から派遣された意見表明支援員(弁護士)がこどもと速やかに面接し、こどもの意見表明を支援する。
こどもと面接した意見表明支援員(弁護士)は、マイクとなってこどもの声を大きくし、児童相談所、保護者、学校など様々な関係者にこどもの意見を伝える。この際、こどもの希望があれば、日本弁護士連合会委託法律援助事業を利用し、継続的にこどもと面接を行い、継続的な意見表明支援活動を行う(こども自身に費用負担はない)。
- さらに、こどもの希望があれば、上記委託法律援助事業を利用し、こどもから委任を受けて法的代理人として、一時保護に対する審査請求、少年事件の付添人、保護者との協議交渉(離縁に関する協議交渉等)、犯罪被害者代理人として活動すること等を想定している(こどもに費用負担はない)。
意見表明支援員(弁護士)は、児童相談所でも保護者でもなく、こども本人の意思にもとづいて活動する。実際に、意見表明支援員(弁護士)が、児童相談所の援助方針会議に出席してこどもの意見をまとめたものを発表したり、こどもの代理人として養親との離縁を成立させたり、付添人や犯罪被害者代理人として活動したことがある。
- なお、意見表明支援員の派遣費用(原則として意見表明支援員(弁護士)とこどもとの初回の面接にかかる兵庫県弁護士会への委託料)は市が負担している。令和5年1月以降、一時保護児童のみならず、すべての被措置児童(原則として小学生以上)も制度の対象としており、令和4年度末までに、担当児童福祉司等からこどもに対して、意見表明支援員の制度説明をするとともに、利用希望の有無を確認し、こどもから利用希望がない場合にも、呼びたくなったらいつでも意見表明支援員(弁護士)を呼ぶことができることを伝えて、こどもに申込用のはがきを渡しており、既に派遣の実績がある。

第3章 都道府県等向け意見収集

1. 実施方法

都道府県等向けの意見収集は以下の方法で実施した。

【調査対象】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【実施期間】

2月1日（水）～2月14日（火）

※2月14日の締切後も複数の意見提出があったため、一定期間受付を継続した。

【意見収集の方法】

- (1) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課より、上記「調査対象」の自治体に、意見収集時点（2月1日時点）の権利擁護スタートアップマニュアル案、及び意見記載用の様式をメールで送付した。
- (2) 当メールにて、対象自治体へマニュアル原案を確認し、内容に関する意見があれば意見記載用の様式に記入のうえ、事務局（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）へメールで返送してもらうよう依頼した。
- (3) 収集した意見は事務局で整理し、検討会へ提示するとともに、マニュアル原案の修正に活用した。

※自治体より提出のあった意見は関係者（委員・厚生労働省・事務局等）で共有し、マニュアル原案の修正に活用することとし、一般公表はしない取扱いとした。

※自治体の回答は任意（特段の意見が無い場合は回答不要）とした。

2. 実施結果概要

【意見等のあった自治体数】

24 自治体（令和 5 年 2 月 24 日時点）

【質問項目及び各項目に寄せられた意見等の件数】

各都道府県等に送付した、意見収集用の様式に記載の質問項目、及び各項目に寄せられた意見等の件数は以下の通りであった。（質問項目の表現は趣旨が変わらない範囲で一部変更した）

質問項目	意見等の件数
I:第2～4章について	
1.マニュアルの記載内容のうち、貴自治体で実施困難な記載内容について、その理由とあわせ具体的にご教示ください。(最大5件)	25 件
2.マニュアルのうち、以下に掲げた章・節の記載内容に関して、貴自治体で実施している、権利擁護に関する取組等がある場合は、その取組等の詳細(工夫した点など)、及びその取組等のマニュアルへの掲載の可否をご記載ください。	24 件
II:全体(第1章～第4章)について	
マニュアル内に分かりづらい記載がございましたら、該当箇所と、分かりづらいと感じた点の詳細・理由を教えてください。(最大8件)	49 件
III:その他	
1.マニュアルの2～4章に記載した3つの事業等(意見聴取等措置、意見表明等支援事業、環境整備)の実施にあたり、貴自治体における課題や、これに対処するための解決策がございましたら、ご記載ください。	10 件
2.その他、本マニュアルに関するご意見等がございましたら、ご記載ください。	10 件

(令和 5 年 2 月 24 日時点)

第4章 マニュアル案の作成

ここまでに記載した実施内容等を踏まえ、「権利擁護スタートアップマニュアル案」を作成した。本マニュアル案の全体構成は以下の通りである。

第1章 総論

1. こどもの権利擁護について
2. こどもの権利擁護に関する検討経緯
3. 令和4年児童福祉法改正を受けた都道府県等の要対応事項
4. 本マニュアルについて

第2章 こどもの意見聴取等措置

1. こどもの意見聴取等措置の目的・趣旨
2. 意見聴取等措置が必要となる場面
3. 意見聴取等の実践について
4. 聴取した意見に対する対応
5. 上記意見聴取等措置の実施に向けた準備・留意事項

第3章 意見表明等支援事業

1. 意見表明等支援事業の目的・趣旨
2. 意見表明等支援を実施する場面
3. 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項
4. 意見表明等支援事業の評価及び検証

第4章 こどもの権利擁護に係る環境整備

1. こどもの権利擁護に係る環境整備の背景・目的
2. 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組み
3. 意見表明等支援事業の実施・活用促進等
4. こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発
5. 関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成
6. こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組

第5章 参考資料編

「第1章 総論」では、こどもの権利擁護に関する基本的な事項や検討経緯、また令和4年児童福祉法改正によって定められたこどもの意見聴取等措置、意見表明等支援事業、こどもの権利擁護に係る環境整備の概要等を記載した。その上で、各事業の具体的な内容について「第2章 こどもの意見聴取等措置」「第3章 意見表明等支援事業」「第4章 こどもの権利擁護に係る環境整備」の各章で説明する形式とした。

第4章 マニュアル案の作成

また、第2章から第4章では都道府県等が取り組む事項を、正確かつ詳細に記載するよう留意して作成したが、実際にそれらの取組事項を達成するための手法・工夫は、各都道府県等の実情により異なることも想定される。こうした観点から、第2章から第4章には、本調査研究のヒアリング調査で得られた取組事例を、ヒアリングを行った自治体の承諾のもと随所に掲載し、読み手の参考になるよう配慮した。掲載事例はあくまで一例であるが、事例の内容を踏まえ、各都道府県が自地域の実情に合わせた円滑な取組を進めることをねらいとしたものである。

なお、本調査研究で作成した権利擁護スタートアップマニュアル案は、有識者や現場職員等による検討を重ね作成したものであるが、実務上、各都道府県等へのマニュアルの周知が厚生労働省からの通知・事務連絡等の形で行われることを想定し、本調査研究の最終的な成果物への名称にも「案」を残し、「権利擁護スタートアップマニュアル『案』」とした。

マニュアル案の本文は、本報告書の巻末資料として掲載した。

巻末資料

- ・ 事前ヒアリングシート
- ・ こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（案）

<事前ヒアリングシート>

令和4年度厚生労働省委託事業 権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究 事前ヒアリングシート				
<p>この度はヒアリング調査へのご協力を頂き、誠にありがとうございます。</p> <p>限られた時間内で、より質の高いヒアリング調査とさせて頂くため、ヒアリングに先立ちまして事前ヒアリングシートへのご記入、ご返送を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>※各項目のうち、貴自治体の既存資料に記載のあるものについては、その資料の送付をもって回答に代えていただいても差し支えございません。（その際、回答欄には「別添資料参照」等の記載をお願いいたします）</p> <p>※表示上、エクセルの枠から記載内容がはみ出して（欄外になること）も差し支えございません。</p>				
<p>【送付先】 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部</p> <p>担当：井出・玉山・松山・佐藤・嘉藤</p> <p>(メールアドレス) XXXXXXXXXX</p>				
◆ 貴自治体・ご記入者について				
<p>(1) 貴自治体名（市区町村の方は市区町村名まで）</p> <p>(2) ご記入者のご所属の部署名</p> <p>(3) ご記入者のお名前</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> </table>			
◆ モデル事業・独自事業実施の経緯				
<p>(1) 事業実施のきっかけ（問題意識）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> <p>(2) 事業の開始年度 (西暦) <input style="width: 50px;" type="text"/> 年度</p> <p>(3) 事業が軌道に乗るまでの経緯について</p> <p>① 仕組み・体制づくりまでの流れ（予算確保までの流れ、および現在の予算規模を含む）</p> <p>※事業に関する職員への理解促進の取組を行っている場合は、その概要もあわせてご記載ください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> <p>② 事業実施に当たり支援や連携を必要とした機関（専門家・先行自治体・民間団体など）</p> <p>※特に事業実施に大きな役割を果たした機関、貴自治体の強みと考える機関等や要素があれば、あわせてご教示ください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>				
◆ モデル事業・独自事業における権利擁護の取組の内容				
<p>【意見表明等支援】</p> <p>(1) 意見表明等支援の内容・スキーム</p> <p>① 必要な事前調整の内容と実施方法（関係機関、子どもへの説明・周知方法など）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div> <p>② 子どもへの訪問は定期的な訪問か、要請に応じた派遣であるか <input style="width: 50px;" type="text"/></p> <p>③ 訪問の概要</p> <p>※特に、面接者の派遣・調整方法（誰がどのように行っているか）、訪問・面接の際の体制（複数名で対応している等）、面接の頻度（対象施設ごと）や面接場所についてご教示ください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>				

④意見表明等支援後のスキームに関する、以下の事項

- ◆児相・施設等への伝達（希望した場合のみ伝達するか、伝達は誰がどのように行うか等）
- ◆意見の検討・解決の仕組み（誰がどのように対応しているか）
- ◆子どもへのフィードバックの方法（誰がどのように伝えているか）

(2) 意見表明等支援の担い手の確保・育成方法

※貴自治体における担い手の要件・人数、（委託・委嘱により実施している場合）委託等先についてもご教示ください。

--

(3) 対象となる児童に関する、以下の事項

①意見表明等支援をどのような場面・対象施設で行っているか

※「場面」は、一時保護所・施設・里親等での入所・委託期間中、措置の決定時など。また、場面・対象施設を段階的に拡大した場合は、その方法についてもご教示ください。

--

②支援対象となる子どもの範囲

- ◆（子ども全員が対象の場合）対象に乳幼児や障害児は含まれるか、また含まれる場合、年齢や特性に応じた工夫を行っているか
- ◆（対象を制限している場合）その条件（年齢等）
- ◆面接実施の意向確認方法（リクエストボックス・当日希望があるか確認等）

③対象とする意見の内容（日常生活に関する不満、措置等の内容に関する不満等）

--

(4) 意見表明等支援にあたり、工夫や留意していること（あればご記入ください）

- ①独立性を確保するための工夫
- ②子どもが意見表明をしやすくするための工夫（多様なアクセス手段の確保、周知啓発等）
- ③個人情報の管理や守秘に関する取り決め
- ④事前に児童相談所等から、子どもの背景等の個人情報を共有することがあるか※
- ⑤記録の作成・保管

※日常生活に関する面接の際は共有しないが、措置決定時の際は共有する等、場面により差異がある場合はその内容も含む

(5) 意見表明等支援の実績

※特に、支援を行った児童数、面接延べ回数など、数値的な実績があればご教示ください。

--

【児童福祉審議会等の第三者機関（権利擁護機関）による権利擁護の仕組み】

(1) 権利擁護機関の位置づけ（児童福祉審議会か別の第三者機関か/条例等の規定・権限）

(2) 第三者機関による権利擁護等の仕組みの概要

※ご記入にあたっては、以下の内容についても可能な限りご教示ください。

- ・委員の職種、人数、開催頻度、子どもからの意見聴取方法（意見表明等支援との関係性）
- ・申立てを行える者の範囲（子ども、関係機関等）
- ・審議対象とする意見の内容、検討・意見具申の仕組み、実績等
- ・関係機関、子どもへの説明・周知

【その他、意見表明支援以外に行っている取組（あればご記入ください。意見箱・相談機関の設置・子ども会議等）】

◆ モデル事業・独自事業の実施における課題と解決策等

(1) 事業実施における主な課題とその解決策（課題を取り除くために必要と思われる支援・工夫）

※実施したいができていない取組がある場合は、その内容と阻害要因についても、あわせてご教示ください。

(2) 実績及び事業評価に用いている指標（あればご記入ください）

(3) 事業を実施したことによる変化・反応（子ども・児童相談所・施設等、対象は問いません）

◆ 措置等における意見聴取について

(1) 聴取のタイミング

① 以下の場面で事前に意見聴取の機会を設けているか

◆ 在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（解除、停止、変更、期間の更新）

◆ 母子生活支援施設や児童自立生活援助事業の契約による利用、自立支援計画の策定時

◆ その他上記以外の場面（施設入所中の児童に定期的に意見聴取を行っている等）

② 緊急を要し、事前に意見聴取等措置が行えない場面がある場合は、その状況

※緊急一時保護等。また、その場合事後どのくらいのタイミングで意見聴取を行っているかについても、ご教示ください。

(2) 聴取の実施概要

※ご記入にあたっては、以下の内容についても可能な限りご教示ください。

- ・誰が聴取を行っているか（児童福祉司、児童心理司、弁護士等の第三者等）、またそれらの者の育成方法（研修等）
- ・聴取方法、説明・聴取項目、聴取時の留意点・工夫（年齢・発達の状況等に応じた対応、意見を言いやすくする工夫等）
- ・記録の作成・保管方法

(3) 聴取結果の検討や、反映の可否等を判断するまでのプロセス

※特に、プロセスにおける組織的な検討・決定の流れ、外部委員等への相談の有無や、子どもの意向と実施しようとする措置の内容が異なる場合の取扱い（児童福祉審議会への意見聴取の実施等）についてご教示ください。□

(4) 子どもへのフィードバックの方法（誰が、どのように行つか）

◆ 本事業で作成するマニュアルに盛り込むべきと考える項目（事業の準備・実施にあたり不可欠と思われる事項等）

【事務局よりご依頼】

モデル事業等に関し、実施要領・実施報告書・子どもへの説明資料など、ご提供可能な資料がございましたら参考とさせて頂きたく、可能な範囲でのご恵与くださいますよう、お願い申し上げます。
(ヒアリングより後でも結構でございます)

◆ その他事業、マニュアルに関する自由意見

記載項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（案）

目次

第1章 総論.....	1
1. こどもの権利擁護について.....	1
2. こどもの権利擁護に関する検討経緯.....	2
3. 令和4年児童福祉法改正を受けた都道府県等の要対応事項.....	3
4. 本マニュアルについて.....	4
第2章 こどもの意見聴取等措置.....	7
1. こどもの意見聴取等措置の目的・趣旨.....	7
2. 意見聴取等措置が必要となる場面.....	9
3. 意見聴取等の実践について.....	14
4. 聴取した意見に対する対応.....	24
5. 上記意見聴取等措置の実施に向けた準備・留意事項.....	27
第3章 意見表明等支援事業.....	30
1. 意見表明等支援事業の目的・趣旨.....	30
2. 意見表明等支援を実施する場面.....	31
3. 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項.....	39
4. 意見表明等支援事業の評価及び検証.....	53
第4章 こどもの権利擁護に係る環境整備.....	56
1. こどもの権利擁護に係る環境整備の背景・目的.....	56
2. 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組み.....	57
3. 意見表明等支援事業の実施・活用促進等.....	66
4. こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発.....	68
5. 関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成.....	69
6. こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組.....	70
第5章 参考資料編.....	74

第1章 総論

1. こどもの権利擁護について

- こどもの権利擁護は、わが国のみならず世界的にもその重要性が明確に示されている事項である。1989年に定められた「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）では、「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の4つを原則としており、日本も1994年に当条約を批准している。
- こうした動きもあり、平成28年度に改正された児童福祉法では、1947年の制定以降見直されることのなかった理念規定を、子どもの権利条約を踏まえ初めて見直すこととなった。具体的には、第1条にこどもの権利保障を同法の理念として明確に位置付けることとし、これにより、こどもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないことが明らかにされた。
- また、こどもの権利を守り、福祉を保障するためには、保護者、国民、国や地方公共団体といった社会全体がこどもの意見又は意向を尊重し、その最善の利益を優先して考慮していくことが求められる。このため、同法第2条では、このことを全ての国民の努力義務として規定したほか、こどもの健やかな育成の第一義的責任を保護者としつつ、国及び地方公共団体も、ともにその責任を負うことが明記された。

児童福祉法（抜粋）

第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

- 上記を踏まえると、本来、全てのこどもの権利は等しく守られるべきであり、都道府県等もその責任を担うことが責務となる。一方で、健やかなこどもの養育にあたり、保護者への何らかの支援が必要な場合、こどもが不適切な養育環境にある場合などは、上記に挙げたこどもの権利が制約される状況にあることが想定される。このため、こどもの権利擁護の仕組みを整備する上では、まずは、こども家庭福祉分野、特に児童相談所が関わるこどもを念頭に進める必要があるとして、近年、施策の検討が進められているところである。
- また、障害者基本法第1条には「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念が規定されている。こうした施策の検討に当たっては、対象となるこどもには障害児が包含されることに留意する必要がある。

2. こどもの権利擁護に関する検討経緯

- 前述の通り、平成 28 年度の法改正によりこどもの権利擁護に関する事項が法律上明記されて以降、その具体的な在り方についてはこれまで様々な議論が行われてきた。
- 例えば、「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年）では、児童福祉審議会による権利擁護の在り方や体制を全国的に示すことや、社会的養護に関わる全ての機関の専門的評価機構の創設やアドボケート制度の構築等が提言された。また、都道府県社会的養育推進計画の策定要領では、当事者であるこどもからの意見聴取や意向をくみ取る方策、こどもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めることが定められ、これに基づき現在具体的な取組が展開されているところである。
- また、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年）でも、こどもの意見を聴く機会の確保や、意見表明支援の仕組みの構築、権利擁護の仕組み等が改めて検討事項とされた。
- さらに、これらの経緯を踏まえ、こどもの意見表明権の保障のあり方、権利擁護の仕組みのあり方等を検討し、目指すべき方向性を整理するため「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」が設置され、以下の 3 点を含むとりまとめが公表された。
 - ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が在宅指導措置、里親等委託、施設入所の措置をとる場合には、こどもの年齢等に合わせた適切な方法により、あらかじめこどもの意見を聴取しなければならない旨を規定すべきであること
 - ② 都道府県等は意見表明を支援する者の配置などこどもの意見表明を支援する環境の整備に努めなければならない旨を規定すべきであること
 - ③ 権利救済の仕組みとして、児童福祉審議会を活用した権利擁護の仕組みを都道府県等が構築に努めなければならない旨を規定すべきであること
- 上記 3 点を含む「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）でとりまとめられた内容については、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会においても議論がなされた後、同様の内容が報告書に盛り込まれた。
- その他にも、以下に示すような報告、とりまとめ等が行われている。

タイトル	議論等の概要
社会保障審議会 児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）（平成 28 年）	児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護に関する仕組みやこどもの権利擁護に係る第三者機関の設置等を提言
一時保護ガイドライン（平成 30 年）	一時保護における権利擁護、意見表明の必要性や、これらにおける具体的な実施事項等について記載
社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ（平成 30 年）	行政処分に不服がある際にこども自身が児童福祉審議会に申し出ることを可能にするなどの枠組みの構築やモデル事業の実施等児童福祉審議会等の活用やアドボケート制度の構築を提言

児童福祉防止対策の抜本的強化について（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）（令和元年）	児童福祉審議会における意見聴取の際のこどもへの配慮義務など児童福祉審議会の活用促進やこどもの権利擁護の在り方に関する検討を行う旨を決定
--	---

3. 令和4年児童福祉法改正を受けた都道府県等の要対応事項

- 前述の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告書やワーキングチームのとりまとめの内容等を踏まえ、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による改正後の児童福祉法（以下、「改正児童福祉法」という。）では、社会的養護に係るこどもの権利擁護に係る様々な取組が規定された。都道府県等も、こどもの権利擁護に係る取組を引き続き推進することとされ、特に本法改正では以下の3点が新たに定められた。

<p><児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>（意見聴取等措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等※に意見聴取等を実施 <p>※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもの最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他のこどもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。
<p><意見表明等支援事業（都道府県等の事業）></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっているこども等を対象 ➢ こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。
<p><こどもの権利擁護に係る環境整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等※による調査審議・意見具申その他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の行わなければならない業務とする。 <p>※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、こども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。</p>

- 各都道府県等は、本庁職員、児童相談所、一時保護所や、児童福祉施設、里親家庭等を含む関係者間で、本改正児童福祉法の趣旨、また各事業の趣旨・背景等の十分な共有・理解を進め、改正児童福祉法の施行期日である令和6年4月1日までに、準備を着実に実施していく必要がある。
- また、各都道府県等では人員体制や予算等の制約、地域の社会資源の数や活動状況等、様々な実情があると考えられるが、「改正児童福祉法で定められているので形式上事業を立ち上げ、運営しておく」といった形のみでの体制構築やスキームの検討・実践では、真にこどもの

権利擁護が保障されるとは言い難い。改正児童福祉法及び各事業の趣旨・背景等を踏まえ、各都道府県等がこの権利擁護に係る取組で本来実現すべきと考える将来像、こどもの支援体制、理念等を十分に協議することが望ましい。

4. 本マニュアルについて

- 本マニュアルは、「①こどもの意見聴取等措置」「②意見表明等支援事業」「③こどもの権利擁護に係る環境整備」を担当する都道府県等担当者を主な読み手と想定し、これらの事業等を各都道府県等が円滑に進められるよう、具体的に何を準備すればよいか、どのように進めればよいかといった実施事項を示したものである。
- ①から③のそれぞれの事業等について、都道府県等が行うべき事項を場面（施設入所等の措置決定の場面、日常生活の場面など）ごとに示し、都道府県等が社会的養護に係るこどもの権利擁護に係る環境整備や意見聴取等措置等を実施するに当たって参考となるものにした。
- 実施事項を示すにあたり、本マニュアルでは実施が法律上の義務である事項のほか、「～すべきである」や「～することが望ましい」といった、法律上の義務ではないが、実施がなされることが望ましい事項について、各事項の優先順位をできる限り検討し、それらの優先順位が分かるような表現とした。

文末表現	優先順位
行わなければならない	①法律上の義務事項
行うべき	②権利擁護の観点から特に優先して行う事項
行うことが望ましい	③権利擁護の観点から実施が求められる事項

各都道府県等ではこれらの記載内容も参考に、地域の実情や予算・人員体制等も考慮しながら、どのように事業を進めていくかを検討していただきたい。なお、本マニュアルに掲載した事項は、優先順位にかかわらず本来的には実施が望ましい。そのため各都道府県等では、全ての事項について実施に向けた検討を重ねていくことが望ましい。

- また、マニュアル内に記載した取組等に関して、実際に都道府県等で類似の事例がある場合には、これを参考事例として適宜マニュアル内に掲載している。（事例の凡例は以下の通り）必ずこの通りに進めなければならないものではないが、貴重な参考事例としてぜひご参照いただきたい。

●●の事例

◎：（利点、メリットを紹介）

!：（留意点を紹介）

.....

- 【事例本文】（●●県）

- 本マニュアルにおける「こども」は、在宅指導措置・施設入所措置・里親等委託・指定発達支援医療機関委託・一時保護等で児童相談所が関わるこどもを対象としている。
- 本マニュアルにおいて、特段の法令名無しに条項が記載されている場合は、改正児童福祉法（令和6年4月1日施行時点）の条項である。
- 本マニュアルの具体的な構成は以下の通りである。

第1章 総論（本項）

1. こどもの権利擁護について
2. こどもの権利擁護に関する検討経緯
3. 令和4年児童福祉法改正を受けた都道府県等の要対応事項
4. 本マニュアルについて

第2章 こどもの意見聴取等措置

1. こどもの意見聴取等措置の目的・趣旨
2. 意見聴取等措置が必要となる場面
3. 意見聴取等の実践について
4. 聴取した意見に対する対応
5. 上記意見聴取等措置の実施に向けた準備・留意事項

第3章 意見表明等支援事業

1. 意見表明等支援事業の目的・趣旨
2. 意見表明等支援を実施する場面
3. 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項
4. 意見表明等支援事業の評価及び検証

第4章 こどもの権利擁護に係る環境整備

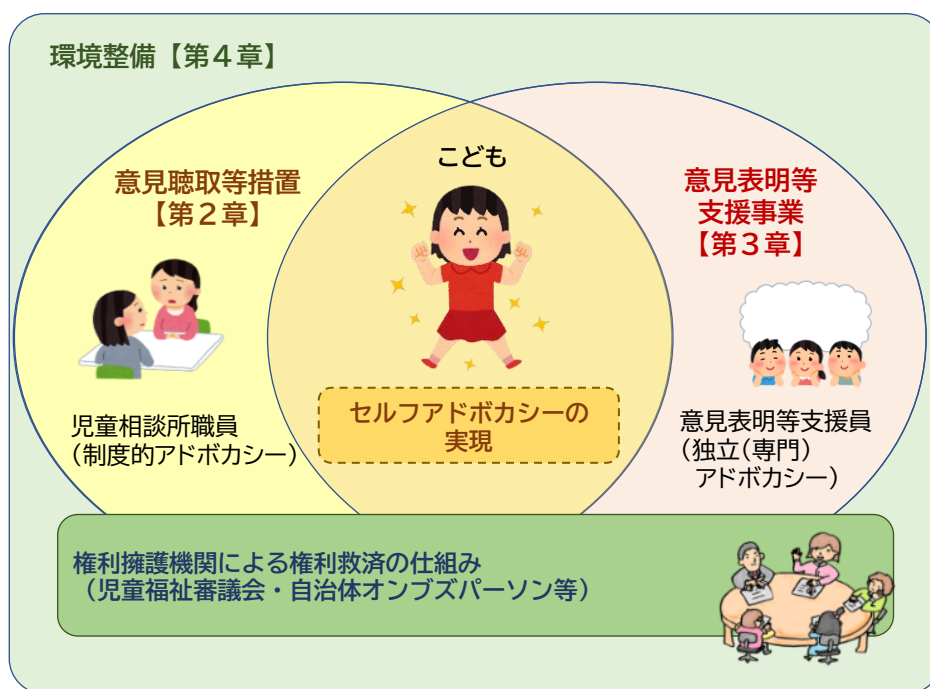
1. こどもの権利擁護に係る環境整備の背景・目的
2. 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組み
3. 意見表明等支援事業の実施・活用促進等
4. こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発
5. 関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成
6. こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組

第5章 参考資料編

- 第2章から第4章に記載した事項の関係性を概括的に図示すると、以下の通りとなる。
- こどもの生活場所が決まるなど、こどもに大きな影響を及ぼす行政処分である一時保護や里親等委託、施設入所措置等の決定に際しては、都道府県等（児童相談所）の責任として、こどもが十分に理解できるように説明をし、こどもの意見を聴き、意向を十分に尊重した上で、こどもの最善の利益につながる決定をしなければならない（第2章こどもの意見聴取等措置）。

- また、意見表明等支援事業を活用し、児童相談所等から独立した立場である意見表明等支援員が、こどもの意見形成・意見表明等を支援していくことも有用である。意見聴取等措置をとる場面に限らず、日常生活においても、関係者・関係機関とは異なる立場からこども主導で意見を聴く役割を有する意見表明等支援員が関与し、こどもの意見形成及び意見表明を支援することは、こどもの意見表明機会の確保の観点で大きな意義があると言える。(第3章 意見表明等支援事業)
- 都道府県は、児童福祉法により定められた、行わなければならない業務として、こどもの権利擁護に係る環境の整備を行い、2章及び3章のこどもの意見表明に関する取組はもとより、こどもの権利擁護を保障するための総合的な体制及び仕組みを構築することが求められる。具体的には、こどもが表明した意見の具体的内容を把握し、児童福祉審議会等で審議できる道筋を確保すること、こどもに対して自らの権利や権利擁護のための仕組みについて周知啓発を図ること、関係者・関係機関の権利擁護に関する理解醸成を図っていくことなどが求められる。(第4章こども権利擁護に係る環境整備)
- これら全ての取組により、こどもが自分の意見を持っていいし、話していいというこどもの安心感や自己効力感が回復して成長し、こども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できる(セルフアドボカシー)ようになることが望まれる。

第2章から第4章に記載した事項等の関係性



第2章 こどもの意見聴取等措置

1. こどもの意見聴取等措置の目的・趣旨

- 本章では、児童相談所等が措置や委託・一時保護等に際し、とらなければならない意見聴取等措置について、こどもの意見聴取・考慮・反映の一連のプロセスが実効性のあるものとして機能するよう、都道府県等が行うこと、実施に当たっての準備や留意事項などについて述べる。

(現状)

- こどもにとって、在宅指導、里親等委託、施設入所、指定発達支援医療機関への委託といった措置は、その後の生育環境に大きな影響を与える。また同様に一時保護に関しても、こどもにとっては家庭から離れる一定の権利制約を伴うことから、こどもの心理にも大きな影響が生じうる。
- 現行の児童相談所運営指針や一時保護ガイドラインにおいても、里親等委託や施設入所措置・一時保護の決定等に際して、こどもや保護者等に十分説明し、意見を聴き、意向を十分尊重すべきことが定められており、こども家庭福祉に携わる関係者・関係機関はこどもから意見聴取をした上でこどもの最善の利益につながる決定をすることとされている。
- 令和2年度に厚生労働省が行った実態調査によれば、①一時保護等の決定、②入所措置等の決定、③措置等の解除の各局面で、こどもの意見聴取の手続きを設けている児童相談所は8割程度、意向等を考慮・反映する手続きを設けている児童相談所は5～6割程度となっている。一方で、同調査では、意見又は意向などの聴取・考慮・反映における課題が複数挙げられていた。
- こうした中で、社会的養護を経験したこども・若者からは「この先どうなるか、意見を尊重してくれた」「『あなたはどうしたい』ときいてくれた」という肯定的な声がある一方、「施設に行くかはきかれたがよくわからないまま決められた感じ」、「(一時保護について)「嫌だ」と言ったら『仕方がない』と言われた」などの声が寄せられているように、こどもにとって十分に説明された、聴かれたと実感するに至っていない、意見又は意向を尊重されていないと感じる場合も多々あることが示唆される。
- 「権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究」(令和5年3月)(以下、本マニュアルにおいて「本調査研究」)で行った、社会的養護のもとで生活するこどもからのヒアリングにおいても、「施設・里親家庭等で生活をするようになった際、そのことについて聞かれたか」という質問に対して「聞かれていない」と答えたこどもがいた。
- 上記のような現状を踏まえれば、こどもの意見を聴取する際に形式的な実施をもってよしとするのではなく、こどもの年齢や発達の状況を踏まえた適切な方法や支援によって意見表明の機会を実質的に確保する必要がある。こども家庭福祉に携わる関係者・関係機関は、意識的に措置や委託・一時保護等の適切な説明を行い、こどもの意見をしっかりと聴いた上で、こどもの最善の利益を優先して対応することが重要である。

(今後の取組)

- このような中、こどもの権利擁護に関するワーキングチームにおいては、措置や委託・一時保護等の決定の場面においては、原則として、決定に先立ってあらかじめこどもが意見を言える仕組みが必要であるとされた。

- 上記の議論を経て、改正児童福祉法では、都道府県知事又は児童相談所長は、児童に入所措置等を採用する場合又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合等においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して入所措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとらなければならないこととされた（第33条の3の3）。
- また意見聴取等措置について、自ら意見を述べる事が可能なこどもに対しては、意見聴取を実施しなければならないところ、本措置等の対象者には乳幼児や障害児等も含まれることから、意見又は意向として言語を発することができない又はそれが困難なこどもに対しては、様々なコミュニケーションツール、合理的配慮により、別途適切な方法や支援を検討・実施した上で、意向をくみ取ることなどが重要である。
- なお、意見聴取等措置は措置や委託・一時保護等に先立ってあらかじめこどもの意見又は意向を確認するものであるが、これはあくまで最低限行わなければならないものであり、こどもの意見又は意向を尊重し、こどもの最善の利益を図るためには、措置や委託・一時保護等に先立つ意見聴取等措置にとどまらず、措置や委託・一時保護等の措置を行った後においても、新たに得られた情報を含め、こどもに対して定期的に説明し、意見又は意向を確認し続けるべきである。特に、一時保護については、こどもが一時保護された後でなければ親や家族の状況を十分に把握できない場合があるため、一時保護されているこどもに対して、親や家族の現在の状況を含めた一時保護の必要性を、新たに得られた情報を含め定期的に説明すべきである。
- こどもが意見表明する上での障壁を取り除くとともに、そのようなこどもの状態について理解した上で、言語やそれによらない意見の表明を理解しようとする姿勢を持ち、年齢・発達の程度・障害の状態等に応じた聴取を行わなければならない。
- こどもの意見又は意向を尊重し、こどもの最善の利益を考慮した上で、措置や委託・一時保護等が行われるよう、都道府県等においては、以下に示す意見聴取等措置についての各種方策を講じられたい。

（意見聴取等措置に関する児童福祉法の条文）

第33条の3の3 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、次に規定する措置を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

- 1 第26条第1項第2号の措置を採用する場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
- 2 第27条第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を採用場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合
- 3 第28条第2項ただし書の規定に基づき第27条第1項第3号の措置の期間を更新する場合
- 4 第33条第1項又は第2項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

2. 意見聴取等措置が必要となる場面

(意見聴取等措置の要件)

時点 : 意見聴取等措置は措置や委託・一時保護等に先立ってあらかじめ実施しなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、一時保護等を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

プロセス : 措置や委託・一時保護等についてのこどもへの説明、こどもからの意見聴取等を行ったことをもって、意見聴取等措置がとられたこととなる。

説明内容 : 以下の事項について説明すべきである。

- ・ 児童相談所の役割
- ・ こどもが置かれている現在の状況、親や家族の現在の状況
- ・ (一時保護の場合) 一時保護ガイドラインで定められている内容
- ・ (措置や委託の場合) 児童相談所運営指針で定められている内容
- ・ 聴取した意見の取扱い・権利救済の仕組み

聴取内容 : 以下の事項について聴取すべきである。

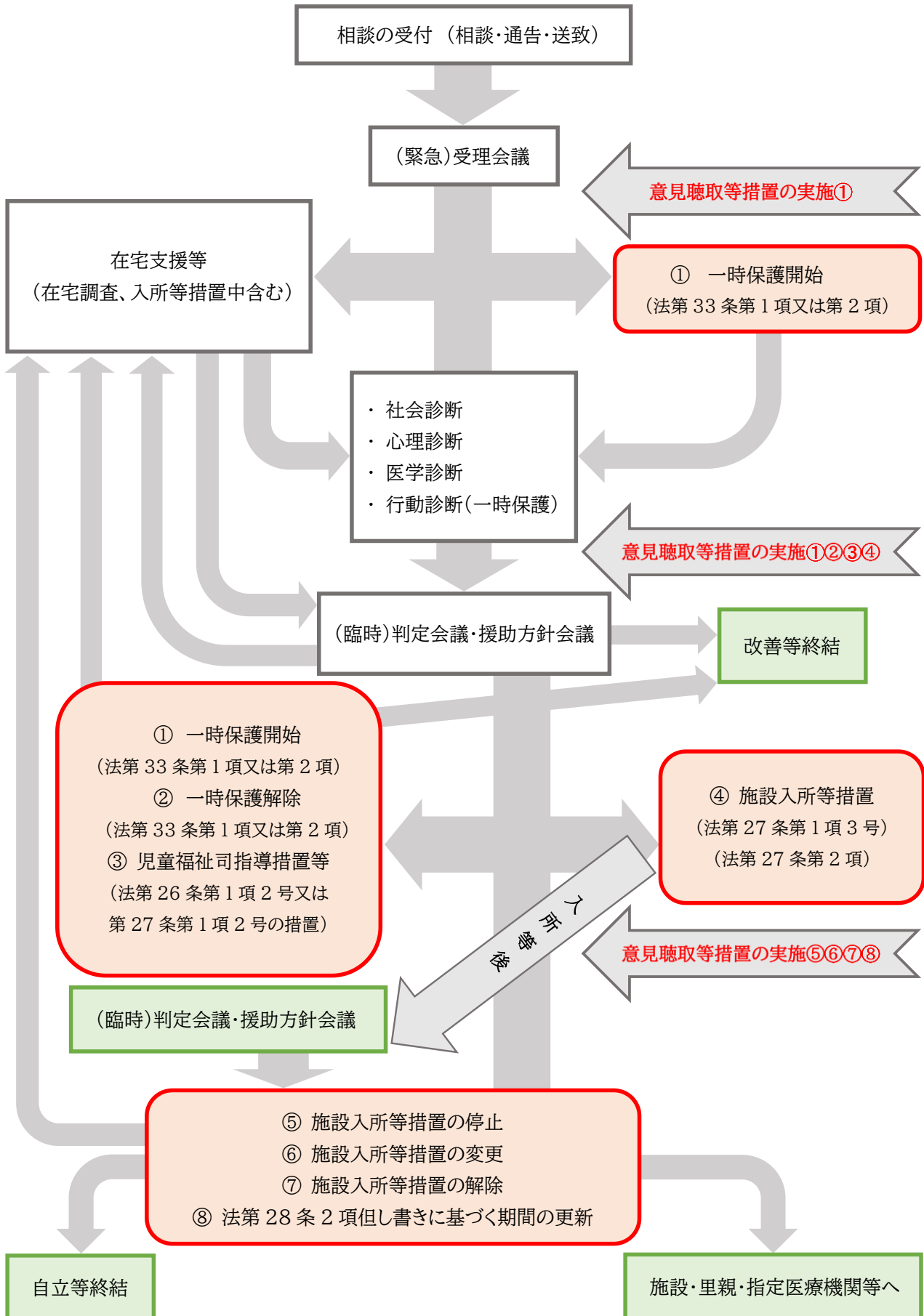
- ・ 措置や委託・一時保護等に対する意見又は意向やその理由
- ・ こども自身の今後に対する希望
- ・ こども自身が置かれている現在の状況についてどのように考えているか
- ・ 親や家族、友人と一時的に離れることについてどのように考えているか

(意見聴取等措置をとらなければならない場合)

- 児童相談所は、第33条の3の3の規定に基づき、以下の(1)、(2)の場面において、事前の意見聴取等措置をとらなければならない。また、(3)の場面においても意見聴取等を行うべきである。

※以下の図のうち、具体的な法律名を記載していない条項は、全て改正児童福祉法のものである。

* 赤枠内は意見聴取等措置を行わねばならない項目



(1) 措置

- 以下の措置の決定・停止・解除・変更・期間の更新を行う場合
 - 第26条第1項第2号の措置を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合（在宅指導等）
 - 第27条第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合（在宅指導等、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託）
 - 第28条第2項ただし書の規定に基づき第27条第1項第3号の措置の期間を更新する場合

- 第27条の2第2項により、少年法の保護処分決定によって児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置は、第27条第1項第3号の措置とみなすため、家庭裁判所の決定による入所措置をするこどもも意見聴取の対象となる。（なお、第27条の2第2項ただし書において、家庭裁判所の決定による入所措置については、児童福祉審議会の意見聴取の義務の適用が除外されている。）

- 措置や委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新等に際して、こどもの意見又は意向がしっかりと考慮されるタイミングで前もって意見聴取を行うことが原則であり、意見聴取等措置をとること自体が目的化しないよう、配慮しなければならない。

(2) 一時保護

- 一時保護及び一時保護委託の決定、解除を行う場合（第33条第1項又は第2項）
 - ※2か月を超える一時保護に係る家庭裁判所への申立てが却下されたことを受け、一時保護を解除する場合を含む
 - ※今後導入されることとなる、一時保護開始時の司法審査について、児童相談所による一時保護状の請求が却下されたことにより、一時保護を解除する場合を含む

(3) その他（意見聴取等を行うべき場面・行うことが望ましい場面）

- 第33条第5項に基づき2か月を超えて一時保護を行おうとするときに家庭裁判所の承認を得る際には、こどもの意見聴取等を行うべきである。
- 第27条1項3号の措置をとることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき、第28条1項の規定に基づき、家庭裁判所の承認を得て、同号の措置をとることができるが、家庭裁判所に申し立てる際においては、司法手続を行うことについても、こどもの意見聴取等を行うべきである。
- 自立援助ホームは措置解除者等が契約に基づいて入居するため、第33条の3の3における意見聴取等措置の対象ではないが、里親等に委託されるこどもや児童養護施設等に入所するこどもと同様、こどもの最善の利益や権利擁護の観点などから、自立援助ホームの利用調整を行う場合には児童相談所が事業所と連携してあらかじめこどもの意見聴取等を行うべきである。
- 母子生活支援施設は母子が契約に基づいて入所するため、第33条の3の3における意見聴取等措置の対象ではないが、里親等に委託されるこどもや児童養護施設等に入所するこども

と同様、こどもの最善の利益や権利擁護の観点などから、都道府県等が利用調整を行う場合にはあらかじめ、福祉事務所が施設と連携して子どもから意見聴取等を行うべきである。

- 自立支援計画については、児童相談所で作成した援助指針に基づき施設が中心となり策定していくものであるが（里親等については児童相談所が中心となり策定）、その中でも子ども本人の自立に向けた支援方針を設定するなど、施設入所等した後の解除、変更についても評価・検討していくものである。そのため自立支援計画については児童相談所又は当該施設がこどもの意見又は意向を聴いた上で策定するべきであり、策定された自立支援計画については、定期的に（3～4か月に1回程度）見直しを行う*中で、こどもの意見又は意向を継続して聴くべきである。なお、策定された支援方針に係る意見聴取等を行うに当たっては、基本的には児童相談所職員が直接子どもに聴くことが望ましいが、子どもにとって身近な存在であることが多い施設職員等に意見又は意向を聴いてもらうことが望ましい場合に限っては、施設職員等が確認することも考えられる。いずれの場合においても、策定された自立支援計画がこどもの意見又は意向、発達や心理的状况に応じたものであることが担保されるべきである。

※児童相談所運営指針 P72, 100, 109, 189, 190

自立支援計画に意見聴取等を活用している事例

◎こどもの意見聴取結果を、自立支援計画等の見直しに活用

児童相談所職員の定期的な意見聴取結果は、こどもの援助方針の見直し等における貴重な情報となる。必要があれば意見聴取の頻度を増やす等の検討もされることが望ましい。

- 施設との役割分担もあるが、基本的に児童相談所は、施設入所後の措置解除、変更へ向けても関わる必要がある。重要な方向性の検討・決定に向け、こどもの意見又は意向は施設だけでなく児童相談所でも確認すべきと考えている。施設入所中の子どもには、児童相談所の担当児童福祉司が措置の解除や変更といった支援方針に関するこどもの意見を直接聴取している。その内容も参考にしながら、必要に応じてこどもの意見を聴く機会を増やしたり、援助方針の見直しを行うなど、施設の自立支援計画や支援方針への反映等を行っている。（大分県）
- 施設入所中等の子どもについては、年に1度、自立支援計画策定の際に、児童相談所職員が直接訪問して、こどもの話を聴くようにしている。話すのが苦手な子どもの場合には、事前に施設職員や里親にヒアリングシートを渡して意見をまとめてもらうこともある。なお、里親委託の場合は2年おきに行う委託更新の際にも、児童福祉司と児童心理司が訪問し、子どもから意見をしっかり聴いている。（東京都）
- 面会通信制限（児童虐待防止法第12条）についても、子どもと親との関わりを制限するという、子どもにとって影響の大きい決定であることから、こどもの意見又は意向を把握するためにあらかじめ意見聴取等を行うべきである。
- 第31条第4項の措置延長者については、本人の意に反し一時保護や入所措置等をとることはできないとされているが、一時保護の解除、措置等の停止・解除・変更に際しては、本人の安全等を損なう結果とならないよう、本人の置かれた状況を踏まえつつ真意を確認するなど、児童同様に意見聴取を行うことが望ましい。

(事前原則の例外等)

- 児童相談所等は、第33条の3の3の規定に基づき、上記の(1)、(2)の場面において、原則として、意見聴取等措置を事前にとらなければならないこととされている。ただし、こどもの生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合であらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときとしては、緊急に一時保護をする必要があるなど緊急性が高い場合が想定される。
- 上記のようにあらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、事後速やかに当該児童への意見聴取等措置をとらなければならない(第33条の3の3本文ただし書)。緊急性が高い場合について、こどもが精神的に混乱していたり、不安が非常に強く、極度に緊張していたりする等の理由で措置や委託・一時保護等に先だつてあらかじめ意見聴取等措置をとることができない場合も想定されるが、このような場合であっても、こどもの意見又は意向を尊重した上で、最善の利益のために措置や委託・一時保護等がとられることが重要であり、こどもの意見又は意向を聴取・考慮・反映する一連のプロセスが実効性のあるものとなるよう、事前の意見聴取等措置と同様の対応をとらなければならない。ただし、意見聴取等措置をとることにより強い不安を訴えたり、泣き出したり、冷静でいられない状態を示した場合には、18ページ「(3)年齢・発達の状況等に応じた配慮、こどもが意見を言いやすくするための工夫等の留意点」にも記載の通り、こどもの心情に配慮しながらこどもの安全を図り、こどもの不安を受けとめた上で、適切なタイミングで行う。
- また、以下の場合のように、措置や委託・一時保護等の決定・停止・解除・変更・期間の更新等複数の処分が同時に行われる場合には、これらの処分についてまとめて意見聴取等措置をとることとして差し支えない。

例①：施設不調(里親不調)が起き、入所措置(里親委託)の停止と一時保護開始を同時に採った場合

例②：里親委託中に里親から被措置児童等虐待があり、委託措置を停止し、同時に一時保護を開始する場合

①事前に意見聴取等措置をとることができない場合の対応を決めている事例

- 夜間、休日等、警察からの身柄を伴う通告の場合などは、受け入れる一時保護所職員がこどもの意向を十分に確認してから、一時保護を実施している。そして、翌開庁日に児童福祉司等が改めて意向の確認をしている。また、病院等に一時保護委託する場合は、けがの重篤度によっては意向確認ができない場合もあるため、状態に合わせて改めて説明する。(東京都)

②意見聴取等措置を事前にとることができるよう、体制を組んでいる事例

- 夜間、休日に緊急に一時保護を行った場合でも児童福祉司、児童心理司が個別面談を実施できるよう、当番制としており、平日日中以外でも意見を聴ける体制が組まれている。また、聴取後は速やかに面接記録を作成し、翌(開庁)日の会議で確実に担当者に引き継ぐようにしている。(大分県)

3. 意見聴取等の実践について

(1) 意見聴取等を行う者

- 意見聴取等は、原則として児童相談所職員が実施する。
- 具体的な方法としては、以下が考えられるが、各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、こどもの意見又は意向を適切に把握できる方法を検討することが重要である。
 - 担当の児童福祉司又は児童心理司（必要に応じて双方）が、意見聴取等措置を実施
 - 担当の児童福祉司・児童心理司とは別の職員が、意見聴取等措置を実施
- なお、児童相談所職員が意見聴取等措置をとる際、児童相談所職員には自らの意見を伝えづらいつ感じると感じる子どももいると考えられるため、第三章の意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて、意見表明等支援員がこうした機会においてもこどもの意見等の表明を支援したり、必要に応じて代弁するといった支援を行えるようにすることも、こどもが意見等を表明する実質的な機会を確保するために有用と考えられる。
- 下記の事例にみるように、児童の意見聴取を児童福祉司が行っている自治体や児童心理司が行っている自治体がある。各都道府県等における職種間の既存の役割分担や、各都道府県等の考え方（相談援助等ソーシャルワークの専門性を有する児童福祉司が行う方がよいか、心理診断・心理的ケア等の専門性を有する児童心理司が行う方がよいか等）に沿い、意見を聴く子どもにとって適切な者から聴き取りを行うことができるように検討と選定を行うことが重要である。もちろん、どちらか一方の職種のみという限定にとらわれず意見を聴くこどもの状況も考えながら、両者が適切に協力・分担して聴取を行うという視点も非常に重要である。

① 児童福祉司が意見聴取を担当している事例

◎ 児童福祉司の役割・専門性を活かした意見聴取が可能

児童福祉司は担当するケースの子どもとコミュニケーションを取る機会が多いため、こどもとの日々の面談の機会に、意見聴取等措置の実施を、無理なく位置付けることが可能である。

- 聴取は、基本的には児童福祉司が行う。例えば、こどもの意見のうちどの部分を親に伝えるべきか（又は守秘すべきか）を把握し、親との向き合い方を判断する必要がある、それは児童福祉司が子どもにしっかり確認をとった上で行うべきとの考え方による。一時保護にあたっては、虐待の初期対応チームと児童心理司がセットで聴取を行うこともある。児童心理司が同席することで、心理的な傷つきが特に重いと予想されるケースや精神的な不安定さが予想されるケース等においては、児童心理司が同席することで初期対応時の心理面でのサポートや、精神科受診の必要性の有無の見立て等に有効と考えている。（東京都）
- 入所措置児童か、在宅支援児童かにかかわらず、児童相談所が援助方針を決定するに当たっては、原則児童福祉司が意見聴取を行っている。児童心理司は、児童福祉司が聴取したこどもの意見等について、個別面接時に真意の確認等を行う。その結果は児童福祉司とも情報共有を図る。（世田谷区）

②児童心理司が意見聴取を担当している事例

◎ 児童心理司の役割・専門性を活かした意見聴取が可能

児童心理司は、心理検査や観察、面接等をもとにこどもの心身の状況（知能・発達・情緒）や適応状況を踏まえた上で、意見聴取を行うことが可能である。

- 検査、判定だけでなく、こどもの意見の聴取も児童心理司の主な業務のひとつに位置付けている。こどもの意見の聴取は児童心理司の育成計画の中に組み込まれており、組織としての日常的なOJTの中でトレーニングされている。
こどもへの意見聴取は長く児童心理司が担っており、緊急時を含め、意向を確認できないことはほばない。意向に沿わない一時保護中にはあるが、その場合でも保護の経過の中で丁寧に話をする。（大分県）
- 一時保護や措置の際に、担当の児童心理司がつき、こどもへの面談を行う。一時保護の最初の段階や、途中の段階、その後の処遇を決めるタイミングで、相談室や一時保護所内の部屋でこどもに意向の確認を行う。児童福祉司も都度確認は行うが、こどもへの面談や本音の聴き取り等は児童心理司が行っている。処遇決定の言い渡しなどの重要な局面では、誰がどのように伝えるかを、児童心理司や児童福祉司、一時保護所職員と打ち合わせをしてから臨んでいる。（長崎県）
- （意見聴取等措置の担い手は、基本的に児童福祉司としているが、）児童心理司は、児童福祉司が聴取したこどもの意見等について、個別面接時に真意の確認等を行う。その結果は児童福祉司とも情報共有を図る。（世田谷区）

(2) 説明・聴取の内容

ア. 説明

- 措置・一時保護等の決定の場面に当たり、前述の通り原則として事前に（やむをえず事前にはできなかった場合には事後速やかに）意見聴取等措置をとるに当たっては、まずはこども本人が、自身の置かれた状況や措置等の内容を十分に理解した上で意見表明を行うことができるよう、以下の事項について、丁寧に説明を行うことが重要である。この際、権利ノートや図、イラストなどを用いて説明することが効果的と考えられるため、必要に応じて準備することが望ましい。
 - こども本人の生活に対して、児童相談所が果たしている役割
 - こどもが置かれている現在の状況、親や家族の現在の状況
 - （一時保護の場合）一時保護ガイドラインに定められている説明の内容（※1）

※1 一時保護ガイドライン（抜粋）

一時保護の決定に当たっては、こどもの権利擁護の観点からこどもや保護者に一時保護の理由、目的、予定されるおおむねの期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましい。ただし、緊急保護の場合等こどもの安全確保等のため必要と認められる場合には保護者の同意は必須ではない。この場合にも、こどもへの説明は十分に行う必要がある。

- (その他の措置等の決定の場面) 措置等の内容、当該措置等が必要と判断した理由、措置先の施設や里親等での生活等、児童相談所運営指針に定められている説明の内容(※2)
- 聴取した意見の取扱い(聴取内容を考慮・反映するプロセス)
- 第4章の児童福祉審議会等の個別救済の仕組みやその利用方法
- 第3章の意見表明等支援事業を実施している場合は、その仕組みや利用方法

※2 児童相談所運営指針(抜粋)

子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、子どもや保護者に対し、次の事項について十分な説明を行う。ただし、保護者に対して子どもの住所等を明らかにした場合に子どもの保護に支障を来すおそれがあると認める時は、支障のない事項について説明する。

- ①入所等措置を採ることとした理由
- ②児童福祉施設等の名称、所在地、施設の特徴、施設生活等、入所又は委託をする施設等に関する事項
- ③児童福祉施設の長(以下「施設長」という。)による監護措置及び親権者等のない場合の親権代行、これに対する不当な妨げの禁止、緊急時の施設長による対応など、施設入所等中の監護措置に関する事項
- ④施設入所等中の面会や通信に関する事項
- ⑤施設入所等中の費用に関する事項

また、子どもに対しては、子どもが有する権利や権利擁護のための仕組み(子ども自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できることや、施設における苦情解決の仕組み、社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への苦情の申し出などの仕組み、被措置児童虐待防止の仕組み)についても子どもの年齢や態様等に応じ懇切に説明する。

説明の留意点や具体例 ※子ども虐待対応の手引き抜粋

○ 一時保護時の場合

① 子ども本人が、帰宅を拒否し保護を求めている場合

子どもに対して虐待の事実関係や状況等を確認することはもちろんのことであるが、まず、子どもの話や言葉を十分に傾聴し、子どもに安心感を与えることが大切である。保護者の同意がなくても安全に生活できる場があることを伝え、一時保護所のパンフレットやアルバムなどを見せて具体的な情報を提供する。併設されている場合は、他児との関係などにも配慮して支障がなければ見学させてもよい。「少し親と離れて生活しながら、これからのことをいっしょに考えよう」などと話し、ひとりで問題に立ち向かうのではないということを伝え、不安な気持ちを少しでも取り除くような配慮が必要である。また保護者には一時保護の告知を行うが、その際、保護は子どもの状況を把握した児童相談所の判断により実施したのであり、子どもの意向により判断したのではないことを明確に伝え、また子どもにもそのようにあらかじめ説明する。面会や引取りについても、子どもの意向を聞いて判断するという子どもに説明し、児童相談所として「安全を確認できない限り、親元に戻すことはない」という保証をする必要がある。

② 子ども本人が、一時保護を躊躇したり拒否している場合

虐待を受けた子どもは、人間に対する不信感を抱いていたり、心を開いて本当の気持ちを表現できないことが多い。保護者の前では萎縮して保護者の意向にそった返事しかできないこともある。また、悪いのは自分だから仕方がないと思いつんでいたり、家を出ることで親から見捨てられるのではないかという不安から、自分からはなかなか判断できないような場合もある。したがって、虐待の事実があり、保護者からの分離が必要と判断される事例で、子ども本人が一時保護を躊躇したり、拒否する場合は、虐待の原因は子どもにあるのではないこと、児童相談所として「子どもの身の安全を確保するために、保護者には引き渡せない」という判断をしていることを子どもにわかりやすく伝える必要がある。

○施設入所又は里親委託の場合

入所決定に至るまでに行われた面接その他の中で確認した子どもの意向を踏まえた上で、施設入所が最善であると判断したこと及びその理由を、子どもの年齢や特徴に沿ってわかりやすく説明する。その上で、入所する施設や里親についての情報を提供し、事前に施設を見学したり、施設職員に一時保護所で面会をしてもらうなどして不安をやわらげ、疑問には丁寧に答える。入所期間や保護者との面会等の今後の見通しについても分かる範囲で伝える。今後のことについては、状況の変化によることから、子どもの意見を聴きながら対応していくことを説明する。

○在宅援助の場合

具体的な援助方法とそのような方法をとる理由について、子どもにわかりやすく説明する。たとえば、「お父さん、お母さんは〇〇ちゃんの気持ちをもっとよくわかって、楽しく暮らせるようになりたいと思っている。そのために時々一緒にここに来てもらうことになった。」などと、通所指導や家庭訪問の目的や方法について子どもが安心感を持てるように話す。

イ. 意見聴取

- こうした説明を行い、こどもから質問を受けたり、こどもが説明を理解できたことを確認した上で、措置や委託・一時保護等に関するこどもの意見を聴取する。
- 特に、措置等の決定の場面における意見聴取等は、こどもの意見又は意向を十分勘案した上で具体的な措置等の決定を行えるよう、援助方針の検討における可能な限り早期の段階で実施する。こどもに対しては、意見又は意向が変わった時はいつでもその旨を伝えてよいと説明するなど、複数回にわたり意見聴取を実施する等の対応を行うことが望ましい。具体的に聴取する内容としては以下の事項が挙げられる。
 - こどもが置かれている現在の状況を、こども自身はどう考えているか（親やきょうだい等の家族、友人との関係、今の生活でよいと思う点／変わったほうがよいと思う点、など）
 - 今後、どのような環境で生活したいと思っているか
 - 現在検討がなされている具体的な措置等の内容についての意見又は意向とその理由、措置等に関する希望、不安等
- また、こどもの年齢や特性によっては、口頭ではなく文章や図、絵で表現した方が、自らの意見又は意向をありのままに表現できることがあるため、意見表出方法は口頭に限らない。

(3) 年齢・発達の状況等に応じた配慮、こどもが意見を言いやすくするための工夫等の留意点

- こどもの中には、大人に対する警戒心や不信感が強いこどももおり、初対面の大人に自分の気持ちを打ち明けることが難しい場合が多くある。それが援助方針の決定というこどもの生活に多大な影響を及ぼす決定の権限を有する児童相談所職員等に対してであれば、なおのこと本音を話しづらく感じ、また話したことがどう受け止められるかを不安に感じることは想像に難くない。こどもにはこのような緊張感や不安を抱えている場合があることを理解しながら、安心感を与えられるように面接を進める必要がある。

措置にあたり、丁寧な説明や意見聴取を実施している事例

◎こどものニーズ・希望に最大限配慮した措置等を実現

こどもによっては、自分の意見又は意向が自分でもよく分からない、うまく表現できないという状況もある。具体的で平易な内容・表現で説明することのほか、措置先の見学を実際に行う等、こどもに分かりやすく情報を伝えることにより、こどもが意見又は意向を話しやすくなりこどもの気持ちを踏まえた措置につながる。

- 措置における意見聴取は事前に必ず行う。施設入所や里親委託については、一時保護中に、こどもがどのような生活をしたいか、保護者に対する気持ちと併せて児童相談所が確実に聴き取っている。

施設入所や里親委託に対して消極的なこどもも、そうでないこどもも含め、家での生活が難しいことを丁寧に説明した上で、必ず事前に施設の見学や、里親とのマッチングを重ねている。施設見学は可能なら複数箇所行う。

今後どこで暮らしたいか迷っている子どもには、例えば里親家庭がどのような家なのか（犬がいるよ、等）ということや、学校の状況を伝えるなど、子どもが選択しやすいよう、できる限り必要な情報を伝えている。（大分県）

- 児童相談所の援助方針会議で、こどもの暮らしの場や支援を検討する際は、必ずこどもの思い、願い、希望を共有する。「こどもはどう思っているの?」「こどもは何を願い、何を希望しているの?」「こどもがお話してくれた時、どんな様子だった?」と確認し、こどもの意見を踏まえ、「こどもにとって、どうなのか」「よりよい結果（暮らしの安定）がもたらされるのか」を吟味して、新たなこどもの暮らしの場などを決定する。
こどもが意見を表明できるように、一人ひとりのこどもに応じて、様々なツールを用い、工夫しながら意見を聴いている。例えば、一時保護中のこどもが、これからの見通しを把握できるように、フロー図や絵などを描いて伝えている。こどもも、イラストや自分の思い、聴きたいことなどを楽しみながら、自由に書き込む。こどもと一緒に作成することを通じて、一時保護中の暮らしのイメージを共有できる。視覚化することで、互いに理解しやすくなる。（岡山県）
- こどもが表出した意見に対し、児童相談所がどのような考えでその決定に至ったかについて、児童福祉司、児童心理司が連携して、こどもに分かりやすい言葉やイラストなどをその場で書きながら説明を行っている。必要に応じて、説明した資料はこどもに渡すが、説明した内容等については、こどもの経過記録（いわゆる児童記録票）に記し、保管する（例：「記録の中に「イラストを使って説明を実施」等）。
また、こどもから聴取した意見を記録する際には、こどもの反応や気持ち、発言などを丁寧に記載するようにしている。
なお、担当児童心理司は、所内援助方針会議時などの会議資料にこどもの意向を記載したり、こどもの気持ちを代弁したりする役割を担っている。（兵庫県）

ア. こどもが意見を言いやすくする場づくり

- 前述の通り、警戒心が強く、初対面の大人に自分の気持ちを打ち明けることが難しい場合には、こどもの緊張感や不安感に共感しながら、安心感を与えられるように面接を進める必要がある。
- こどもへの面接の案内を行うに当たっては、日時や面接実施者の案内のみならず、面接実施者がこどもと話したいと考えている内容、こどもからも考えを話してもらいたいと思っている内容を事前に伝えるのがよい。こどもの年齢・発達に応じてイラストを用いた手紙などで視覚的に訴えること、面接で話す予定のテーマを事前に伝えられる場合にはワークシート（年少児の場合は吹き出し付きイラストなど）を用いることも考えられる。さらに可能であれば、こどもから面接実施者（誰に伝えたいか）や面接を行うタイミングについて希望を聴くなどして、こどもが主体的に意見を伝えることができるような場づくりを行うことも大切である。
- 面接場面の環境自体もこどもの心理に大きく作用しうるため、部屋の構造を変更するのは現実的には難しいものの、下記の工夫例等を参照しつつ、工夫を行うことが望ましい。

面接場面の環境に関する工夫例

- 特に低年齢のこどもと面接を行う場合、生活の中で馴染んだ私物を持ち込んでもらうことが有効な場合がある。
- 普段からこどもがスクールソーシャルワーカーに相談をしていた場合など、こども本人に馴染みがある方がいる場合は、意見聴取時に同席してもらうことが有効な場合がある。
- 都道府県等は管内の児童相談所等に対して、こどもの年齢や発達の状況を十分に勘案した場づくりを行うよう促すため、各児童相談所等で共通して活用できるツールを配付したり、研修の機会に情報提供することが期待される。

イ. こどもから意見を聴くときに留意・工夫が必要な点

- 発達段階における特徴（言語表現、認知・思考、記憶、感情）や心身の状況（発達特性・親子関係・虐待等による心理的な影響）など心理学の知見等を参考にしながら、そのこどもに応じて説明方法を工夫し、意見又は意向・心情を適切に把握することが重要である。
- また、面接の場面でこどもが考えを話してくれることになったとき、社会的養護の経験者からは「多忙なケースワーカーに対して遠慮してしまう」との声も聴かれる。そのため、こどもから意見を聴くときは、聴取の技術的な工夫に加えて、こどもは立場上、意見を言いづらいことを留意しておく心構えも必要である。その上で、こどもが自分から意見を伝えようとした時、聴き手はまず意見を伝えようとしてくれたことへの肯定・感謝の意を示すことや、こどもからの意見又は意向を出来るだけ丁寧に受け止めようとする姿勢を見せていくこと等により、意見を言ってよいことを積極的にこどもに伝えることが重要である。
- 意見聴取等措置をとるに際しては、こどもが自身の意見を言うことを希望しない場合も考えられる。このような場合においては、言いたくないことは言わなくてもよいことをこどもに伝えることが重要であり、意見を言いたくないという気持ちも尊重し、児童記録票にはその旨を記載する。引き続きこどもの状態・心情に配慮し、適切なタイミングで説明を行い、意見を聴く機会を設けることが重要である。

①こどもから意見を適切に聴き取る上での工夫例

- 可能な限り、クローズドクエスチョン（はい／いいえ形式）を使わず、こども自身の考えを直接言葉にしてもらうオープンクエスチョンを使う。それが難しい場合は、いくつかの選択肢からフラットに選んでもらう形式で問いかけ、こどもがどのような環境の中で生活したいのか、幅広く聴き取れるよう留意する。
- こどもには支援者の問いかけに追従して肯定する傾向があることや、初対面の（又はそれに近い）支援者に自分の考えを伝えづらい気持ちがあることを理解する。こうしたこどもの警戒・緊張に寄り添い、こどもが安心できるよう関わっていく。
- 発言する人が手に持ったり話しかけたりするトーキングオブジェクト（ボールなどのアイテムを持っている人が話すことができるというルールの下での会話）を活用し、年齢・性別を問わず考えを述べやすくなるよう配慮する。

②ツールを用いてこどもの意見又は意向を聴き取る工夫例

- 判定会議の前、入所する施設が決定した際の援助方針会議の前、入所した後の援助方針の見直しの会議の前には、担当児童福祉司・児童心理司が児童の意向を聴いている。（施設入所決定の際の援助指針の書式の中に「本人の意向」を記載する部分がある。）それ以外にも、一時保護所職員など他の職員による面談は行っているため、その際にこどもから新たな意向が示された場合は、改めて聞き取りを行う。

また、担当児童福祉司から措置等や家庭復帰の方針と理由を伝え、その後担当児童心理司や一時保護所職員など他の職員が面接し、それに対する児童の思いを聴いている。（必要に応じて、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチで紹介されているマイ・スリー・ハウスやワーズ&ピクチャーズを活用したり、再度担当児童福祉司等が話を聴くこともある。）（千葉県）

- 措置決定前に、担当児童福祉司・児童心理司が協力して、措置が必要な理由や措置先の情報、今後の見通し等について、こども向け資料を用いながら丁寧に説明している。こども向け資料は、ケースにより担当ケースワーカーが個々に作成しているほか、1枚の紙に書く情報を1つに絞る、登場人物や施設の絵等を入れる等の工夫をしている。

また、児童相談所では、日頃から SoSA（サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ）の考え方をういて子どもの意見や意向を大事にするケースワークを行っており、それが意見聴取を行う際の姿勢にもつながっている。（高知県）

- 発達に特性のあるこどもに対して、簡潔明瞭な言葉で伝えることや、絵や図で示すことなど、こどものコミュニケーション特性に応じた対応は、既にいくつかの現場で取り組まれているが、全国の児童相談所において、こうした配慮の必要なこどもに対する意見聴取等措置の実施体制を構築するに当たっては、以下の工夫を行うことが望ましい。

こどもの発達状況、コミュニケーション特性に応じた聴取体制を組むための工夫例

- 比較的経験年数の浅い職員が、こどもの発達状況等に応じた聴取方法について理解を深められるよう、研修を受講する機会や、経験のある職員から指導を受ける機会を設ける。
- 社会的養護を経験した人から、こども時代に児童相談所職員等の説明を理解できていたか、どう話をしてもらえれば良かったか、といった話を聴く機会を研修等で設けることで、こどもの発達状況等に応じた留意・工夫の必要性について、児童相談所職員に気づきを得てもらう。

- 面接でこどもから直接聴取した内容・様子と、一時保護所・施設職員・里親等から聴き取った日常的なこどもの生活の様子などを比べて発言内容に違和感がないかを確認しつつ、それでもなおこどもの本音が引き出せているかを慎重に考慮するとよい。
- 意見聴取後にこどもの気持ちが揺らいだり、撤回する場合もあるが、こども自身の今後に関わる重大なことを決めるにあたり、こうした揺れが生じるのは当然のことである。その場合、揺れる心情を理解し、受け止めた上で、改めて説明を繰り返し、意見を聴くことが重要である。こうした丁寧な対応は、こどもとの信頼関係の構築につながる。

ウ. 年齢・発達の状況等に応じて、意見聴取以外の方法を用いる場合

- 本措置は、基本的に意見聴取を行うことを原則とする。言葉による意見聴取が困難な場合も、手話やトーキングエイド、文字盤、絵カードといった様々なコミュニケーションツールの活用、また適切な合理的配慮の実践により、こどもが意見又は意向を表明できるよう最大限の配慮を行うこととなる。しかし、こうしたツールの活用、合理的配慮の実践をもってしても、意見の表出が困難なこどもに対しては、意見聴取以外の方法を用いることが重要である。
- このような場合、非指示的アドボカシーの実施が想定される。非指示的アドボカシーは「意思と選好の最善の解釈」に基づいたアドボカシーであり、具体的な手法として、こどもとともに時間を過ごしている児童相談所職員が、こどもとの間で信頼関係を構築する過程で、こどもの生活スタイルや選好等を理解し、それらをもとにそのこどもの意思を推察してアドボカシーを実施することや、0歳児や幼児等自ら意見を述べる能力が未熟な場合であっても、言葉のみならず、その態様や行動変化など客観的な状況をくみ取ること、例えば、乳児について親と面会したときに、乳児院での様子との違いを観察するなどが挙げられる。
- また、児童発達支援を実施するに当たって必要となる基本的事項が示されている「児童発達支援ガイドライン」では、障害のあるこどもへの具体的な働きかけ・支援に関して、以下の記載がある。これはこどもの支援に当たっての配慮事項であり、意見聴取を直接的な目的とした工夫・取組例ではなく、また下記のような特性のあるこどもには必ずこのような支援・意見聴取に当たっての配慮が必要となるものではないが、適切な意見聴取を行うために必要な配慮の一例として参考とされたい。
 - 精神的に強い不安や緊張を示すこどもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、情緒の程よい表出を促すとともに、人との関わりを広げていけるようにすることが必要である。また、少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。
 - 重症心身障害のあるこどもに対しては、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取り、興味や関心を持った体験的な活動の積み重ねができるようにすることが必要である。
- このようなこどもの選好の理解、意見又は意向の推定については、こどもの支援に携わってからの期間が短く関係構築が十分でない場合など、児童相談所職員のみで行うことが困難な場合もあると考えられる。その際は、こども本人をよく知る関係者（利用している障害福祉サービスの職員等）へ事前にこども本人のコミュニケーションの方法を聞いておく（本人が「良い」「そうしたい」と思うときにどのような行動・表情をするのか等）ことや、必要に応じ意見聴取等の場面に同席してもらうことなど、周囲の協力も得ながらこども本人の意向を適切に推察するべきである。

①乳幼児や障害など配慮が必要な子どもたちに対して意思の推察を実施している事例

- 乳幼児や障害児等のケースでは、特に、緊張や不安・不快を感じると、黙って周囲の様子をうかがう状態になるなど、自身の気持ちを上手く表現できなくなることもある。このため、以下の点に留意しつつ、こどもがリラックスした状態で面会できる環境を整えるようにしている。
 - ① 1日のスケジュール（授乳・食事、おやつ、お昼寝、外遊び等のルーティン）を確認の上、こどもの機嫌がよさそうなタイミングで日時を設定する。
 - ② こどもが寝ている場合や機嫌が悪い場合は、無理に面会しようとせず、そのままの状態でこどもの様子を観察する。
 - ③ こどもが機嫌よく遊んでいる場合でも、急に1対1で面会するのではなく、少しずつ遊びの輪に入っていくなどして、自然な接触を心掛ける。
 - ④ こどもが何かを話したり絵を描いたりしている場合は、無理にこれを遮らず、ありのままの様子を観察する。
 - ⑤ こどもを質問攻めにしない。無理に気持ちを語らせようとしない。
 - ⑥ こどもには常に笑顔で接し、これに対してこどもの表情がどのように変化するかを観察する。
 - ⑦ こどもの応答の評価は、こどもの視線がどこを向いているかや、質問と回答が噛み合っているか等にも注意しつつ行う。
 - ⑧ 初回面会時のこどもの反応の評価は、特に緊張や不安を感じやすい状況であることも踏まえつつ、先入観なく行う。

- また、幼児であっても、家族の絵を描いたり、「ママ」「パパ」と言いながら誰かを探すそぶりをしたりする様子から、家族と会いたい気持ちを推察できるケースもある。

- 乳幼児・障害児等の確認・評価事項（記録への記載事項）
 - ア 直接確認した内容

こどもの発達・発育・発語の状況、栄養状態、健康状態、衛生状態、負傷の有無及びその状況、服装、乳児院職員に抱かれた際の乳児の様子、確認者が笑いかけたり手を振ったりした際の乳児の様子 等
 - イ 乳児院職員から聴き取った内容

こどもの発達・発育・発語の状況、性格・特性、栄養状態、健康状態、衛生状態、負傷の有無及びその状況、授乳・食事の状況、睡眠状況 等

保護者面会や外泊の状況、保護者等家族の状況、里親等・乳児院等による支援の経過 等
 - ウ 所感・方針

上記ア・イを踏まえた所感、気になる点（アレルギーの確認の有無等）、留意点、等（明石市（社会福祉審議会こどもの権利擁護部会））

②こどもの特性に応じた意見聴取方法を組織として検討している事例

- こどもに発達特性がある場合は、まずは児童福祉司と児童心理司で援助の進め方を検討し、こどもの知的レベルに合わせたり、文字にして説明する工夫を行うほか、必要に応じて一時保護所職員、施設職員を含めてこどもが理解しやすい最も適切な説明方法を協議しながら進める。(世田谷区)

4. 聴取した意見に対する対応

(1) 聴取した意見又は意向の考慮、反映の検討

- 意見聴取等措置により把握したこどもの意見又は意向は、援助方針会議等の場において児童相談所の関係者で共有し、これを十分勘案した上で、こどもの最善の利益を考慮して、組織として支援の方法や内容等を検討する必要がある。結果的にこどもの意見又は意向を反映した支援方針の決定が難しい場合でも、可能な限りこどもの意見又は意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行うべきである。なお、措置や委託、一時保護はあくまでもこどもの最善の利益を優先して考慮した上で決定すべきものであり、児童相談所や関係機関が専門性に基づき責任を持って判断するものであることは言うまでもない。
- 第27条第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合で、こどもが措置を拒否する等こどもの意向が当該措置と一致しない場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない（第27条6項、法施行令第32条1項）。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りではない。

(参照条文)

児童福祉法（抄）

第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 1 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
 - 2 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。
 - 3 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
- ② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第3号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託す

ることができる。

- ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

児童福祉法施行令（抄）

- 第32条 都道府県知事は、法第27条第1項第1号から第3号までの措置（同条第3項の規定により採るもの及び法第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは法第27条第2項の措置を採る場合又は同条第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、又は都道府県知事が必要と認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

（2）意見聴取後、記録の作成・管理を適切に実施する方法

- こどもから聴取した意見は、児童記録票に記録して保管する。
- 記録には、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載する。
- 聴取内容は、こどもから聴き取った内容をそのまま記載し、必要に応じて聴取内容を要約する。可能な限り聴取者が理解した内容に相違がないか、こども本人に確認することが望ましい。
- こどもの反応・様子は、観察によって得られる事実を記載し、分析評価等の見立ては所見として、事実とは明確に区別して記載するよう留意する。
- なお、「出自を知る権利」の保障や「ライフストーリーワーク」などの取組を行う観点からも、記録の記載については、記録者以外が読んでも、理解・納得ができる内容であることが求められる。

①意見聴取内容の記録を所内会議資料に入れ込んでいる事例

- こどもから聴き取った内容は児童心理司の記録に記載する。援助方針会議、途中の判定会議などの資料にも、こどもの意見を記載、共有し、残すようにしている。(長崎県)

②意見聴取内容を支援記録に書き込んでいる事例

- 意見聴取等の記録はそれ単体を個別に作成・保管することはないが、権利擁護に対して説明した事実、こどもの反応等について支援記録に速やかに記入することで対応している。(世田谷区)

(3) こどもへのフィードバック

- 児童相談所は、(1)の通りこどもの意見又は意向を十分勘案した上で、措置や委託、一時保護等の決定をした後、こども本人に対して速やかにその決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明し、フィードバックを行う必要がある。特に、こどもの意見又は意向と反する意思決定を行う場合には、その決定がこどもの最善の利益を守るために必要であること等について説明を尽くすことが求められる。こどもへの説明は、児童福祉司又は児童心理司、あるいは児童福祉司と児童心理司が一緒に対応するなど、こどもの状況に応じた対応を行うことが適当である。
- フィードバックについても、児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載することが望ましい。

①フィードバックの担当者を個別に決めている事例

- 最終的な総合診断の後、その結果のこどもへのフィードバックは、基本的には児童福祉司が行う。ただし、「このこどもに対しては児童心理司から丁寧に説明した方が良い」と判断される場合は、児童心理司同席でフィードバックを行うなど、方法は様々である。(東京都)
- 保護者やこどもへのフィードバックも児童心理司が中心となるが、保護者と多く対応している児童福祉司が参加することもある。支援方針についてなど重要な面接は、児童福祉司、児童心理司が一緒に伝えている。(大分県)

②児童福祉司とアドボケイトが協働してフィードバックしている事例

- 援助方針会議等で施設入所が決定した際は、児童福祉司がこどもとの面談の中で、まず「施設入所に決まった」等の決定事項を伝え、その後に「これから施設を探すから少し時間が欲しい」などの詳細や予定などを説明するようにしている。また、決定内容を伝えた時は、その後、アドボケイトからこどもに今の気持ちを聴いてもらっている。(港区)

5. 上記意見聴取等措置の実施に向けた準備・留意事項

- 意見聴取等措置は児童相談所職員が実施者となることから、こどもの意見聴取が形骸化せず
に実効性のある運用がなされるためには、児童相談所の職員が、こどもの意見表明権に対す
る理解を深め、適切な意見聴取及びそれを尊重しつつこどもの最善の利益を優先して考慮し
た決定ができるような技量を身に着けることが不可欠である。
- すでに児童福祉司任用前講習会や児童福祉司任用後研修には、こどもの権利擁護に関する内
容が含まれているが、都道府県等においては、さらに、こどもの意見表明権やこどもの意見
聴取等措置の趣旨・目的、適切な運用方法など、本マニュアルの内容等を研修カリキュラム
に盛り込むことなどにより、児童相談所職員全員（特に児童福祉司・児童心理司）が適切な
対応を行えるような環境を整備することが求められる。
- なお、施設への入所ケースの場合、自立支援計画の策定時の意見聴取等措置には施設職員も
関与することから、こどもの権利擁護に関する基本的な概念の確認、また意見聴取等措置の
目的・内容の習得の対象には、施設職員を含めることが望ましい。また、施設への入所措置
をとるに当たっては、児童相談所職員と施設職員が、自立支援計画がこどもの意見又は意向
を踏まえたものであるかどうかについて、施設入所後定期的に（3～4か月程度に1回）把
握する必要があることを確認しておく。
- また、意見聴取等措置は、児童福祉司や児童心理司をはじめとした児童相談所・一時保護所
の職員、及び施設職員（施設への入所ケースで、施設職員等に意見又は意向を聴いてもら
うことが望ましい場合）の業務の中に位置付けられることとなる。日々の業務の流れを改めて
確認し、各児童相談所の体制等を踏まえ、効果的に意見聴取等措置をとる方法について、本
マニュアル等を参照しつつ、各自治体・児童相談所等で具体的な議論が必要である。

①自治体での人材育成に関する事例

- 児童相談所職員人材育成研修において、「こどもの権利について」をテーマに、職員の経
験年数に応じて、グループワークを実施し、互いに学び合っている。

新任者に対しては、新任者研修の1日目に実施し、こどもの立場に立って、支援を必要
としている子ども達が求めていることを考えるワークを行っている。ワークを通じて自
分自身の価値観を振り返るなど、日々の相談支援活動の中で、こどもの権利に基づいた
実践を行うための基盤づくりをしている。

また、管理職を含めた児童相談所職員に対して、「子どもの権利擁護推進事業」の実践報
告を行い、こどもが表明した意見等を含む取組状況について共有し、「こどもの権利」に
ついて意識の醸成を図っている。（岡山県）
- 入所措置、一時保護時や解除時やそれに至った経緯などを、児童福祉司、児童心理司、
一時保護所職員等が連携し対応している。 具体的な役割分担は下記の通り。
 - ・児童福祉司…基本的に保護者対応を担う。また、保護者との話を踏まえ、こどもに面
接結果を伝えたり、こどもの気持ちを聴取したりする。また、こどもに対し、判断の説
明を丁寧に行う。
 - ・児童心理司…主にこどもへの面接を担う。児童福祉司の説明を受け、こどもがどんな
思いをしているか、これからどうしたいか、保護者へ伝えたいことは何かなどを聞き取
る。こどもへの面接は児童福祉司と同席で行う場合もあり、内容や関係性によって対応
を分けている。

・一時保護所職員は、面接場面ではなかなか切り出せなかった思いを聞き取り、整理する役割を担っている。納得しているような雰囲気でも児童福祉司、児童心理司との面接を終えるが、一時保護所に戻ると、「納得がいかなかった」と話す子どもや、その場では話を理解できなかった子どももいる。そのため、一時保護所職員が児童福祉司、児童心理司から面接内容を把握し、子どもに対するその後のフォローを行うようにしている。また、フォローの際のこどもの様子を再度児童福祉司等に伝えている。(兵庫県)

- 意見表明支援事業の実施に伴い、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等を中心に年3～4回程度意見表明支援に関する研修(意見表明支援員との合同研修等)に参加し、権利擁護やこどもの意見表明に関する知識や意識の向上等に努めている。研修の詳細は下記の通り。

- ・ 時間数：1回2時間程度。意見表明に関する座学と、事例検討を行っている。
- ・ 対象の年次：年次の指定はせず、幅広く参加を促している。対象職種は、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員。
- ・ 研修項目：座学と事例検討。
- ・ 講師、担当部署：委託先弁護士会弁護士と本庁主管課事業担当者。

(兵庫県)

②施設において意見聴取等が行われた場合の記録に関する事例

- 施設等の指導監査時において、児童自立支援計画策定時におけるこどもの意見聴取の場の設定及び意見聴取の日付・内容を、各施設の行動記録の中に記載するよう指導している。

また基幹的職員研修において、児童自立支援計画策定時におけるこどもの参画の必要性・重要性について周知啓発を行っている。

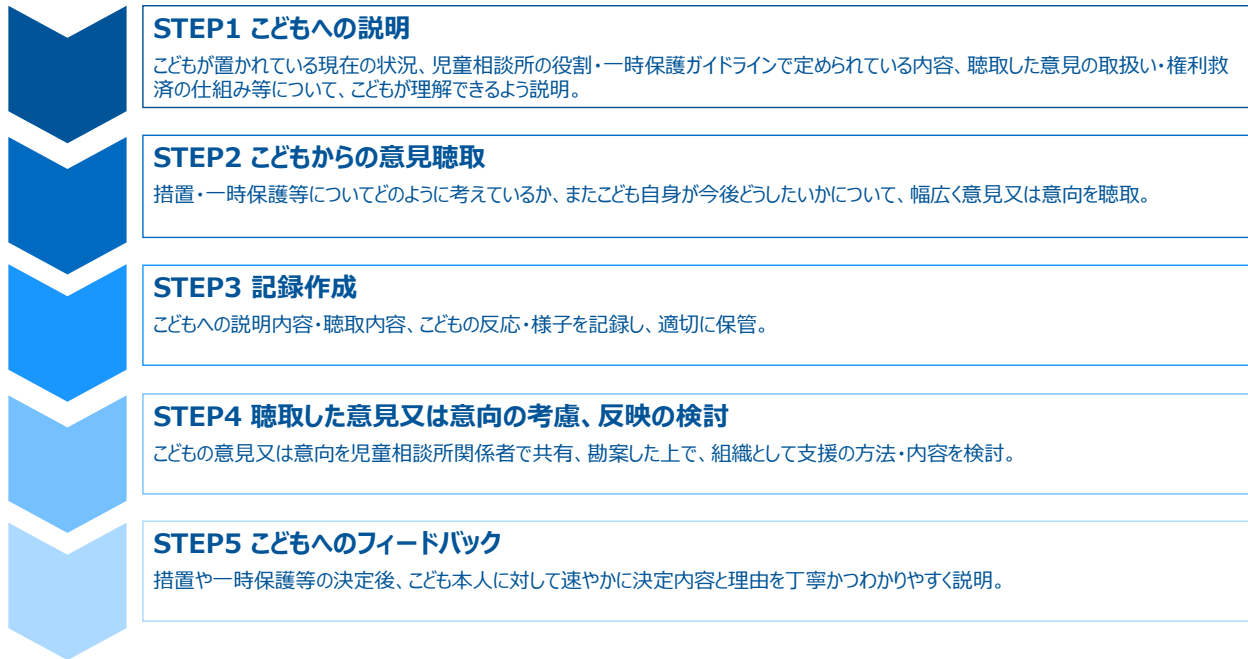
例えば、施設で実効性のある自立支援計画の策定に向けた留意点として、「ヒアリングを対面で実施し、日付を確認しているか」、「(こどもの)各意向が、直近に確認した現在の状況に更新されているか」、「長期目標が本人や保護者等の意向を踏まえた内容になっているか」等を挙げて、説明を行っている。

また児童自立支援計画策定における、「こどもが自立支援計画の策定に参画していない」等の課題を解決するために、以下の点をポイントとして挙げている。

- ・「職員がこどもの意向を聴く」ことが大切だとして、「日常生活の中の会話からでも良いので、こどもの本音を理解していくべきこと(会話が成り立たない場合は押し量ることも必要)」
- ・「児童自立支援計画という存在をこどもが知ることが重要である」こと
- ・「職員だけで目標を決めず、主体はこどもにある」こと
- ・児童自立支援計画の策定時・策定後に、こどもに見せなければならないこと

(香川県)

意見聴取等措置の流れ



第3章 意見表明等支援事業

1. 意見表明等支援事業の目的・趣旨

- 本章では、こどもの意見表明権などの保障を目的として、こども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できる（セルフアドボカシー）ように支援することを前提として、その具体的な取組としての意見表明等支援事業を都道府県等が実施する際の準備や運用について述べる。
- 児童の権利に関する条約第12条の理念も踏まえ、改正児童福祉法第2条では、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される旨が規定されているが、その趣旨を実現するためには、こどもが意見表明する機会を確保するのみならず、こどもの意見表明を支援する仕組みもあわせて構築することが重要である。
- こどもの中には大人に意見を表明することへの抵抗感や、自分の考えや思いを意見として整理し表明することが難しいために、一人では意見又は意向を形成し表明することに困難を抱える者も少なくない。被虐待経験を有する場合や、代替養育のもとで生活しているこどもの中には、大人に対して根強い不信感を持ち、対面で意見を表明する場面になると、緊張したり、精神的に混乱したり、無口になったりと意見表明が困難になる場合もあると考えられる。また障害児や乳幼児には、言語による意思表示が難しいこどももいる。さらに社会的養護の者で生活するこどもの中には、「大人に意見を伝えたとしても、受け止めてもらえない」と大人に意見を表明すること自体を諦めているケースもある。このため、意見表明の機会が確保されたとしても、適切な意見表明支援が伴わなければ仕組みが有効に機能しないケースも生じうる。
- こうしたことから、改正児童福祉法では、児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっているこども等を対象として、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等の必要な支援を行う事業（意見表明等支援事業）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施がなされることが都道府県等の努力義務となった（第33条の6の2）。
- 本調査研究において実施した社会的養護のもとで生活するこどもからのヒアリングにおいても、「要望等は伝えることができているか」という質問に対して、「言っている」と答えたこどもがいる一方で、「家に帰りたい等、まわりの大人に伝えている。外出はできるが、実際に家に帰ることは出来ない」「言ってもちゃんと聞いてもらえない。言う気はない」「もともと自分の意見をはっきり言えないので、言えない」と答えたこどももいた。「アドボケイトの人と話して、一緒に言ってもらおう」と答えたこどももおり、意見表明等支援員の存在がこどもの意見表明をエンパワーメントすることがうかがえた。
- 意見表明等支援員の活動がこどもの意見表明の機会に関与することで、こどもの意見又は意向が適切に関係機関へ届けられるよう、都道府県等では以下に示すような各種方策を講じることで事業の適切な構築を図られたい。

2. 意見表明等支援を実施する場面

- 意見表明等支援事業は、第33条の3の3に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置をとることに係る意見又は意向及び第27条第1項第3号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勧告して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう（第6条の3 17項）。具体的には、一時保護所や施設・里親家庭等において、意見表明等支援員がこども本人や関係機関の求めに応じたり、定期的に訪問したりすることにより、生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見などを取り扱うものである。
- 本節では、意見表明等支援を実施することが想定される主な場面を示す。実施主体である各都道府県等においては、この事業がこどもの意見表明権の保障につながるよう、地域の実情も踏まえながら効果的な事業スキームを検討することが望まれる。

(1) 措置等の決定の場面

- こどもにとって、在宅指導、里親等委託、施設入所、指定発達支援医療機関への委託といった措置は、その後の成育環境等を定める重大な決定である。一時保護に関しても、こどもにとっては親や友人、学校と引き離される経験であって、一定の権利制約を伴うものであり、こどもの心理にも大きな影響が生じうる。
- 現行の児童相談所運営指針やこども虐待対応の手引きでもこどもの意見を聴くことを明示的に求めており、こども家庭福祉に携わる関係者・関係機関は意見聴取をした上でこどもの最善の利益につながる決定をするよう努めているものと考えられる。しかしながら、社会的養護を経験したこども・若者からは「(一時保護について)『嫌だ』と言ったら『仕方がない』と言われた」などの声が寄せられているように、こどもにとって自分の意見を十分に聴かれたと実感するに至っていない場合も多々あることが示唆される。
- 上記のような現状を踏まえれば、こどもの意見表明が形式的なものとならないよう、こどもの年齢や発達の状況を踏まえた適切な方法や支援によって意見表明の機会を実質的に確保する必要がある。その際、児童相談所職員が改正児童福祉法に定められた意見聴取を行うことに加えて、意見表明機会の一層の強化を図るために意見表明等支援事業を活用することは、意見表明機会の実質的な確保のために有用と考えられる。具体的には、例えば、里親等委託・施設入所の措置を決定する場面などで、児童相談所における援助方針会議等の決定の場において、あるいはその場に先立って、意見表明等支援員がこどもの意見又は意向を児童相談所に伝え、その意見又は意向が適切に考慮された上で措置等の決定がなされ、その結果がこどもの納得が得られるようにフィードバックされたことを確認するといった対応が考えられる。
- 国のモデル事業を通じて同事業を先行実施している自治体からは、こうした場面で意見表明等支援事業を実施する意義・効果や実施上の留意点として以下のような事例が報告されている。

①一時保護所での、保護決定に関連する意見表明等支援の事例

◎こども本人が意見表明を行える機会の確保

一時保護はこどもにとって家庭から離れる一定の権利制約を伴うものであることから、一時保護されたこどもに対しては速やかに一時保護や一時保護の理由に係る意見表明支援を行う必要がある。

- 緊急時の一時保護であっても、児童福祉司は、必ずこどもと面接して、一時保護の理由を説明し、こどもの意思を確認している。これに加え、一時保護後に、アドボケイトがこどもの意見を聴くようにしている。(港区)

②施設入所措置・里親委託の決定等の場面での意見表明等支援の事例

◎第三者が関与することで、こどもの率直な意見表明を支援

こどもが日頃関わる児童福祉司に遠慮して、施設入所等の措置決定に対する自身の意見をうまく伝えられない等のケースでは、意見表明等支援員の存在は、こども本人の率直な意見表明のために特に重要である。

- こどもが施設入所を希望していないが、児童相談所としては施設入所を選択しなければならない状況になった時、ケースワークを行う担当児童福祉司が意見聴取を行うと、こどもの中には、担当児童福祉司が一生懸命に支援をしてくれるので、その担当児童福祉司に遠慮して意見を伝えられないことがあるかもしれない。この点は、第三者であるアドボケイトが担当児童福祉司とは別に意見表明を支援してくれると解決するだろう。担当児童福祉司とアドボケイト、それぞれがこどもに関わるのが理想である。(高知県)
- 援助方針会議等で施設入所が決定した際は、児童福祉司がこどもとの面談の中で、まず「施設入所に決まった」等の決定事項を伝え、その後に「これから施設を探すから少し時間が欲しい」などの詳細や予定などを説明するようにしている。また、決定内容を伝えた時は、その後、アドボケイトからこどもに今の気持ちを聴いてもらっている。(港区)(第2章再掲)

(2) 自立支援計画策定の場面

- 施設等における自立支援計画の策定についても、こども本人の自立に向けた目標設定や施設としての支援方針を定め、当面の施設、里親家庭等での生活や措置解除後の進路、家族との関係にも関わるものであり、こどもの意見が十分に聴かれることが求められる。
- 一方で、「(自立支援計画について)意見を聴かれていないと思う」、そもそも自立支援計画を「知らない」などの声も寄せられており、措置等の決定の場面とこどもにとって十分に聴かれたと実感するに至っていない場合も多々あることが示唆される。
- このため、自立支援計画の策定の場面においても、担当児童福祉司や施設等の職員がこれまで以上に意識的に意見聴取を行うことに加えて、意見表明等支援事業を活用することが有用と考えられる。

(3) 里親家庭・施設や一時保護所における日常生活の場面

- 社会的養護のもとにいる子どもにとって、児童相談所の措置等によって生活することになった里親家庭や施設は、本来、安全な環境で安心して過ごせる場所である。しかしながら、それまで自己決定の機会が乏しい状況におかれてきた子どもにとっては、自らの思いを表現することができずに感情を不必要なまでに溜め込んでしまったり、表明したい気持ちの言語化が苦手だったり、自身にまつわる様々な決定に対してはっきりと不服を伝えられなかったりすることがある。このため、こうした日常生活の場面においても、生活の中で抱く悩みや不満等について子どもが自らの意見又は意向を表明できるように支援していく必要がある。
- この点、子どもが生活する場でのケアに携わる関係者・関係機関において、こうした子どもの意見を聴く努力がなされているものの、令和2年度に厚生労働省が実施した実態把握調査によれば、児童相談所は子どもの意見聴取に関して「聴取側の体制が不足している」「児童相談所や施設職員が聴き取ると中立的な立場でない」等の課題を感じていた。
- 本調査研究において実施した社会的養護のもとで生活する子どもからのヒアリングにおいて、子ども達に、アドボケイトに関わった経験について聞いたところ、「2～3回くらい来たことがあり、遊んだこともある。話しやすく、いつも接している大人でないからこそ言えることがある。」「身近な大人に言える悩みは、直接その人に伝えている。自分から言えないことをアドボケイトに言ったりしている」と話した子どもがいた。普段その子どもと関わらない大人だからこそ、子どもが話せることがある。
- これらのことも踏まえれば、こうした日常生活の場面においても関係者・関係機関とは異なる立場から子ども主導で意見を聴く役割を有する意見表明等支援員が関与することは、子どもの意見表明機会の確保の観点で大きな意義があるといえる。特に日常生活場面では、子どもが意見表明等支援員を利用したいと思った時に連絡する手段が確保されていることが重要であり、先行して意見表明等支援事業に取り組んでいる自治体からも子どものアクセス保障の重要性が指摘されている。例えば、意見表明等支援員が子どものいる場所へ定期訪問したり、子どもが意見表明等支援員を呼ぶことができる仕組みを整備すること、そしてそれらを子どもに反復的に伝えて理解を定着させることが重要となる。

①一時保護中の子どもへの訪問

◎子どもが不安な時期に純粋な聴き手を確保

一時保護中は不安がある時期であるため、子どもたちは純粋に自分の話を聴いてくれる人を求めている。そのため、子どもへの助言や指導とは無縁の存在である意見表明等支援員が一時保護中の子どもを訪問し、施設生活や今後の方針等の意見を聴くことには大きな意義がある。¹

◎子ども自身の自己効力感の回復

児童相談所が関わる子どもたちの中には、小さいころからの生育歴の中で、自分の意見を聴いてもらえなかった経験を持つ子どもたちもいる。子ども自身が意見を述べ、それが適切に扱われたり身の回りの仕組み等に反映されるという経験は、子どもにとって自己効力感を回復し、また「意見を言ってもよい、反映してもらえる」という安心感にもつながる可能性がある。このような経験は、子どものセルフアドボカシーの意識醸成など、子どもの成長発達する権利の保障にも寄与する。また、これは子どもの年齢によらず、どの子どもにも共通することと考えられる。

¹ 「おおいたの子ども家庭福祉」（明石書店）参照

- アドボケイトの活用やこども会議、意見箱の運用を通して、こどもの権利擁護に関する取組を実施している。これらの意見が一時保護所の環境改善や生活ルール等に反映されることを通して、こどもが自分の意見又は意向を伝える意味を知り、説明する力が育っていると感じられる姿も見られている。(港区)
- 基本的に小学生以上のこどもの一時保護を担う一時保護所では、意見表明等支援事業も小学生以上が対象となる。当初は、意見表明支援の対象を4～5年生以上に限定していたが、年齢にかかわらずこどもたちは意見又は意向を持っていることが分かったため、現在は制限していない。(高知県)

◎意見表明等支援を通じた、職員の意識変容・支援の質の向上

意見表明等支援の取組を進めていくことで、職員自身がこどもの意見表明、権利擁護の重要性を改めて認識し、一時保護所全体における支援の質の向上につながる。

- 一時保護所の職員として、こどもの意見又は意向を元に振り返る姿勢（支援の中で、一時保護所側の考えを押しつけてしまっていた面があったことに対する振り返りと改善）が進んでいる。当初の予想より、こどもからの一時保護所に対する評価がよいように感じている。(高知県)

②児童養護施設のこどもへの訪問

！こどもとの関係構築・訪問の周知が必要

意見表明等支援員が何をしてくれるのか、どういう人なのか分からない中では、こどもが大事な話をしてくれない可能性が高い。様々な手法で意見表明等支援員の存在をアピールし、意見表明等支援員がこどもとの信頼関係を築くことが、こどもの話を聴くために重要である。

- 令和2年度から児童養護施設への訪問を実施している。実施にあたり、関係機関とこども本人をそれぞれ対象とした説明会を実施した。こども向けの説明会では幼児・小学生・中高生といった年齢別のグループに分かれてもらい、意見表明等支援員が年齢に応じた手作り教材や遊びを取り入れて、こどもたちに理解を促すための工夫を行った。各施設の希望に応じた頻度で訪問を行う際には、事前にポスターを貼るなどして、こども達がアドボケイトが訪れることを確認できるように配慮している。
こうした活動を通じて、こどもたちの中には、意見表明等支援員に様々な気持ちを吐露するなど、積極的に利用し、定期訪問を待ち望むこどもがみられるようになった。(大分県)²

！施設入所児童から意見又は意向を聴き取るタイミングを図ることが必要

いつ、どのタイミングでこどもの意見又は意向を聴き取るかについては、こどもの状況や聴き手側が訪問可能な日がいつかなど、様々な要素が加味されて決定されるものと思われる。こどもへの適切な頻度での意見聴取が、関係者にとって可能な範囲で行われるよう、適切に検討することが重要である。

- 夏休み等の長期休みでしか時間調整ができないため、児童養護施設や自立援助ホーム、里親家庭への訪問は、年2回程度としている。なお、区内在住のこどもが他区施設へ入

² 「おおいたの子ども家庭福祉」(明石書店) 参照

所している場合も、その施設にいる子どもを聴き取りの対象としている。施設に児童相談所から意見表明等支援事業の仕組みを説明し、理解を得られた施設の子どもに希望を募って、希望があればアドボケイトが訪問し、意見を聴く形としている。(港区)

③里親家庭への訪問

◎里親家庭のこどもの意見を第三者が聴き取る機会の確保

里親家庭においては子どもと里親は家族であり、その関係は施設以上に親密になりやすい一方で、子どもが日常生活や自身の将来についての意見を日常的に伝えられる大人が里親に限られると、子どもが里親に遠慮して本音を言いにくくなる可能性もある。意見表明等支援員が里親家庭を訪問し、子どもが自分の意見を言語化して児童相談所や里親等に伝えるサポートを行うことは、子どもへの支援の質を向上するためにも重要である。

！里親家庭への訪問体制構築に当たっての留意点

里親家庭への訪問に当たっては、以下の課題を踏まえた体制構築が必要である³。

- ・単一の施設内に子どもが集住している一時保護所や児童養護施設よりも、個々の里親家庭で暮らす子どもの元へ訪問する移動のコストが大きい。管内面積が広い自治体では特に訪問のハードルが高い。
- ・特に子どもと里親との関係性が緊密な場合、事業開始に当たって里親が「少しでも養育に問題があると判断された場合には措置解除されるのではないか」「里親と子どもとの関係性が悪化するのではないか」等の懸念を示すケースもあり、事業開始に当たって里親と個別に面談・協議し、懸念を共有し、事前に解消できるように話し合うことが必要となる。

- 意見表明等支援事業について里親から理解を得る上では課題が多いが、フォスタリング機関と連携して里親とのつながりを強めながら、事業の推進を試みている。同事業の実施に同意した里親からは、自分たち以外の児童相談所職員ではない大人に対して、子どもが意見を言える機会があることはよいことであると、事業趣旨への十分な理解が示されている。(港区)
- 里親家庭を訪問したところ、訪問時には委託児童から特に意見が伝えられることはなかったが、その夜、委託児童から里親に、実親に対する気持ちが語られた。日頃から子どもとの関係構築を進めている里親家庭にアドボケイトが訪問し、子どもの意見に耳を傾けたことで、子どもが自身の感情を素直に里親に表出しようとする気持ちになった事例と考えられる。(大分県)⁴

④その他の社会的養護関係機関への訪問

！施設種別及びこどもの特性を踏まえた事業推進が必要

施設によっては様々な特性の子どもがおり、意見形成や意見表明に特別・丁寧な支援を求められる場合がある。例えば乳幼児であれば遊びやお絵描きなどの活動を織り交ぜる、障害のある子どもであれば説明の際に障害特性等に応じた必要な配慮をすることが考えられる。

³ 「おおいたの子ども家庭福祉」(明石書店)、北海道・長崎県へのヒアリング結果を参照して記載。

⁴ 「おおいたの子ども家庭福祉」(明石書店) 参照

- 言葉だけの理解が難しい子どももいるため、状況に合わせ、遊びや絵を描く活動をしながらかき取る等の工夫をしている。年齢的には、これまで実際に対象となったのは4歳以上である。(港区)
- こどもにコミュニケーション上の特徴や配慮事項があっても、そのことを意見表明等支援を行う弁護士には伝えていなかったため、面接時に弁護士からの会話がうまく伝わらない、かみ合わない場面が生じることがあった。発達特性や理解力、コミュニケーションに配慮が必要な場合は、あらかじめ共有しておくといい。(高知県)

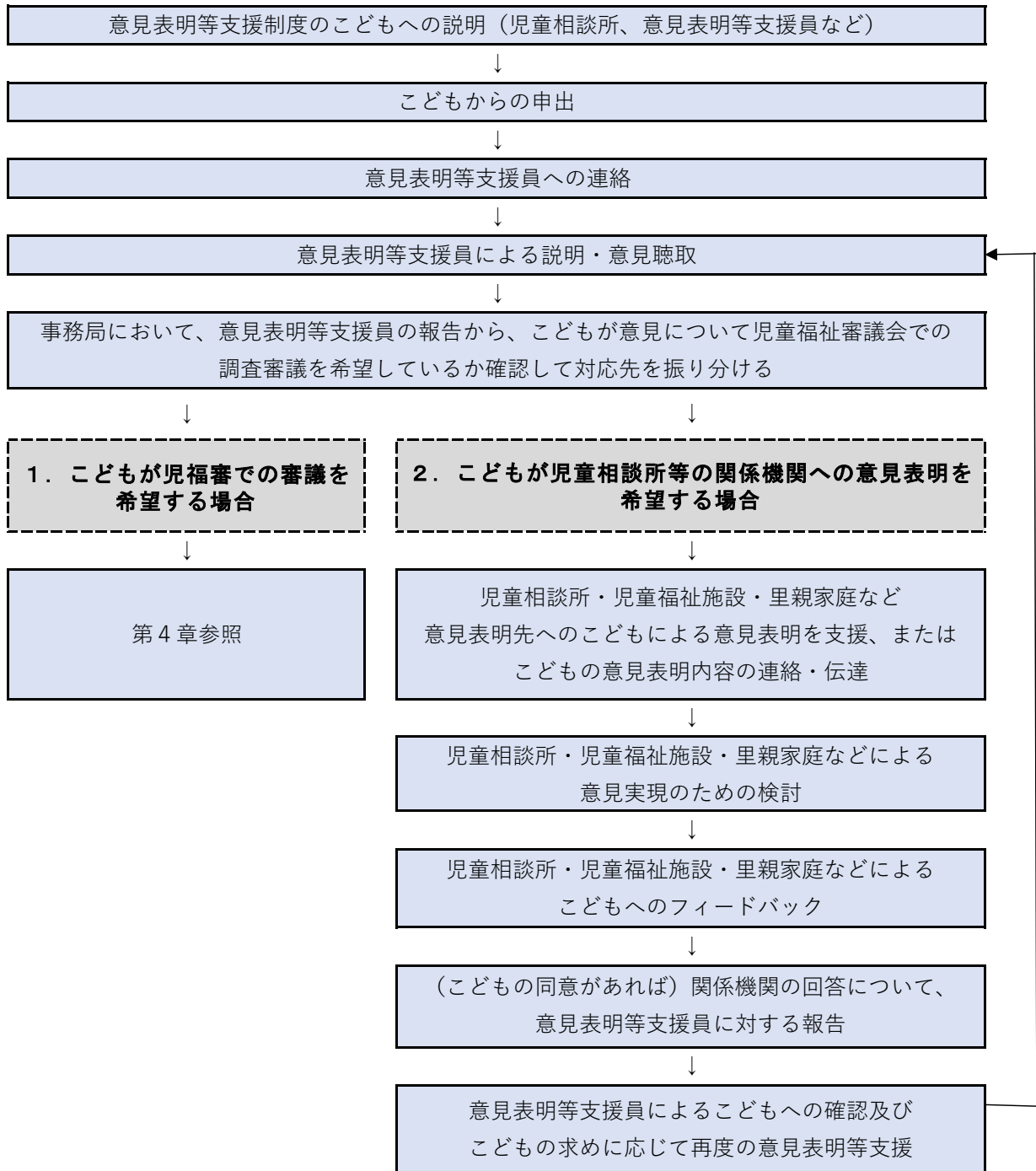
(4) 児童福祉審議会等へ意見の申立てを行う場面

- 意見表明等支援員は、こどもが希望する場合に、児童福祉審議会等の権利擁護機関への申立て等をこども自身が行うことを支援し、また、必要に応じてこどもの主張を代弁する役割を果たすことも想定される。
- 権利擁護機関への意見申立ての手續に意見表明等支援員が関わる際の具体的な流れについては、本マニュアルの第4章も参照されたい。

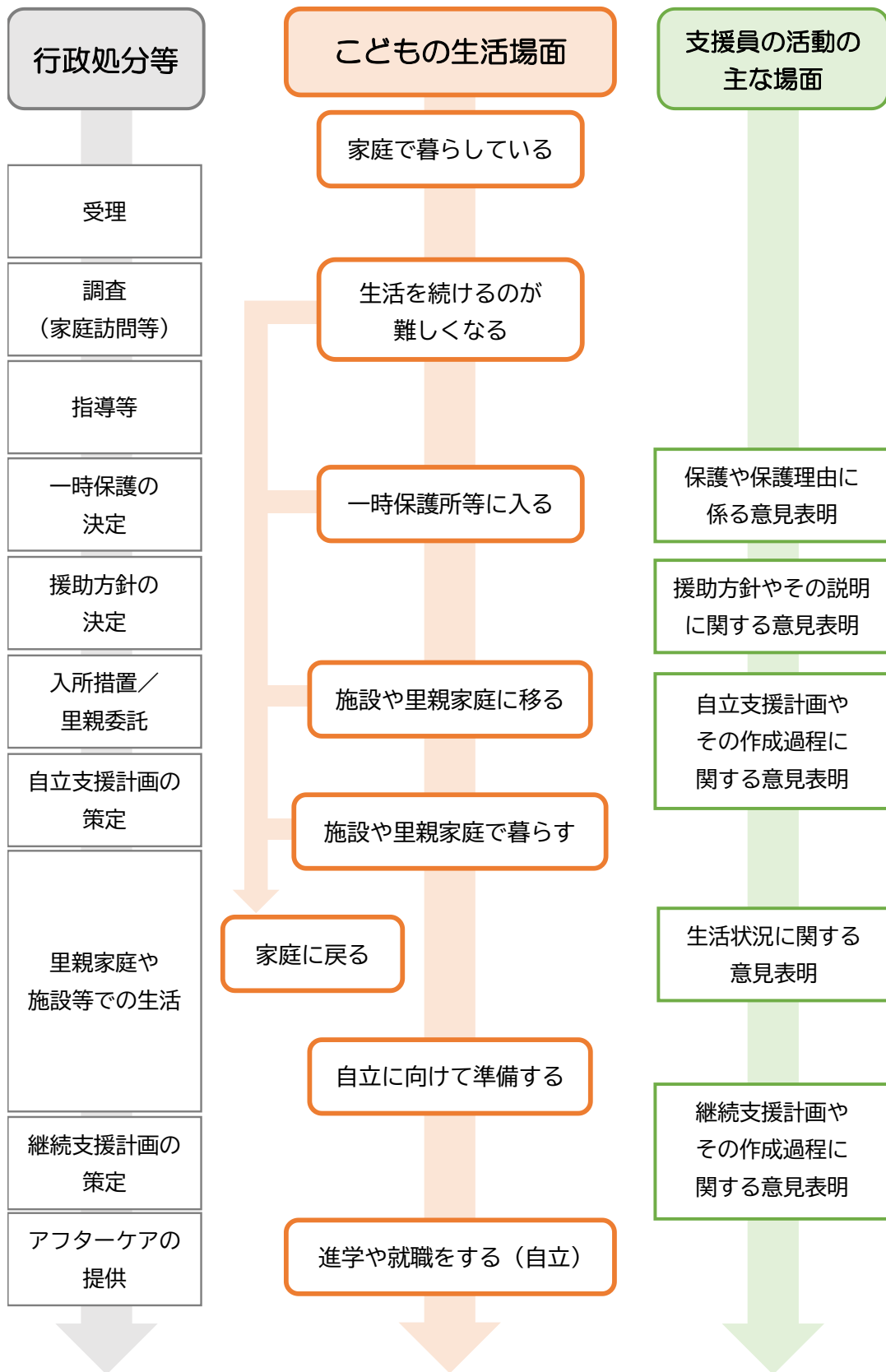
児童福祉審議会等へ意見の申立てを行える体制を整えている事例

- アドボケイトが意見を聴くために面談した際に、こどもから児童相談所や児童福祉審議会等への意見表明の希望が出ることがある。その際は、誰に何を伝えたいか、意見を伝える場面にアドボケイトも同席してほしいか等について、こどもに確認書を書いてもらう。それをうけ、アドボケイトが権利擁護調査員に意見表明があることを伝える。(大分県)
- ※権利擁護調査員については、第4章2(2)参照

<こどもの意見表明等支援のフロー図>



<意見表明等支援を実施する主な場面>



出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「アドボケイト制度の構築に関する調査研究」(2019年度)報告書をもとに作成

3. 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項

(1) 実践環境の整備

ア. こどもへの説明

- 意見表明等支援事業の適切な実践に当たっては、こども向けに当事業及び意見表明等支援員の存在や役割を分かりやすく周知することが不可欠である。このため、児童相談所は、措置等に関する決定を実施する際には、各都道府県等において行っている意見表明等支援事業の内容に応じて、対象のこどもに必ず意見表明等支援事業及び意見表明等支援員の存在や役割について、そのこどもの年齢や特性に配慮しつつ、パンフレットや権利ノートなどを提供しながら分かりやすく説明し、目的や利用方法等について理解したことを確認する必要がある。児童相談所がこのような対応を確実にできるよう、都道府県等は必要な準備・支援を提供することが求められる。
- また、要保護児童対策地域協議会委員、児童福祉関係機関、医療機関など、社会的養護に携わる関係者が、意見表明等支援事業の内容、及び意見表明等支援員の役割について十分に理解し、必要に応じ対象のこどもに分かりやすく説明したり、こどもが希望する場合に利用を支援したりできるようになることが重要である。このため、次項イにもあるように、都道府県等はこれら関係者に意見表明等支援事業・意見表明等支援員について十分に説明・周知するよう努めなければならない。

イ. 関係者への説明

- 意見表明等支援事業を実施するに当たっては、意見表明等支援員が実践する独立（専門）アドボカシーはもとより、セルフアドボカシー、制度的アドボカシー、非制度的アドボカシー、ピアアドボカシーの意義や役割などについて、関係機関・関係者に十分に理解してもらうことが重要であり、都道府県等は、外部研修等を活用して、定期的又は必要に応じて関係者に教育・啓発を行うことが重要である。
- セルフアドボカシーを形成するためには、相互補完的な関係性にある他の4種類のアドボカシーの仕組みが確保され、こどもがそれらの中から必要な支援をいつでも利用できる環境を整備することによって達成されると考えられている。4種類のアドボカシーのうちで、どのアドボカシーが優れているというのではなく、そのメリット・デメリットを認識して、こどもが自ら主体的に選択できるように、都道府県等は環境を整備することが重要である。

(参考) アドボカシーに関する用語の概要・定義

用語	概要・定義
セルフアドボカシー	こども自身が、権利、利益、ニーズなどを自ら主張すること（自己権利擁護）。
独立（専門）アドボカシー	独立性を確保した意見表明等支援員によるアドボカシー。本人の意見が聴いてもらえるような手助けを行うための知識や経験を持つ。民間団体への外部委託を基本とする。
制度的アドボカシー	児童相談所職員、里親・施設職員、教員等の、行政サービスとしてこどもを支援する専門性を有する職員等によるアドボカシー。こどもと定期的な相談の機会を持っており、専門性に立脚したアドバイスができる。

非制度的 アドボカシー	親や家族などによるアドボカシー。保護者、友人なども含む。相互によく理解している関係なので日常的に相談しやすい。
ピアアドボカシー	同じ経験、属性、背景を持つピア（仲間）によるアドボカシー。社会的養護経験者同士、障害を持つ人同士、いじめを受けた経験がある人同士など。ピアだと、より共感や理解を得られ、経験からの具体的なアドバイスが得られやすい。

出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「アドボケイト制度の構築に関する調査研究」(2019年度) 報告書をもとに作成

- しかしながら、現実的には児童相談所職員や里親・施設職員、一時保護所職員等の関係者は、アドボカシーについての理解の不十分さや新たな取組への不安や負担感などから、独立(専門)アドボカシーの導入や実施に対して、下記に示すような懸念を抱くことがある。
 - 意見表明等支援員がこどもの気持ちに寄り添い過ぎてしまい、専門職の支援方針・アセスメントを軽視した関わりを進めてしまうのではないか。
 - こどもが意見表明等支援員に話したことが、こどもとの約束に基づき守秘義務の対象になると、こどもの同意なく関係機関に話すことが困難になるが、それは適切なのか。
※虐待に当たる事実である場合(児童虐待防止法第6条)、要保護児童(第25条1項)を除く
 - 意見表明等支援員がこどもの具体的な状況を知らずに誤った認識や判断をするのではないか。それにより、こどもの生活が不安定化するのではないか。
 - 意見表明等支援員とこどもとの関係構築によりこどもと周囲との関係が希薄になるのではないか。
 - 意見表明等支援員の関わりが、円滑な支援の妨げになるのではないか。
 - 意見箱や第三者評価等、意見表明のための制度や仕組みがすでにある中、新たに意見表明等支援員が介入することで、それぞれの仕組みや専門職の役割や意義が曖昧になり、こどもや職員の混乱を招くのではないか。
- 関係者のこうした不安や抵抗感の軽減を図るため、都道府県等には、意見表明等支援事業を開始するに当たって、意見表明等支援事業の意義や意見表明等支援員の役割等について、積極的かつ丁寧に、また必要に応じて繰り返し関係者への周知・説明を行い、こどもへの説明など必要な協力が得られるような環境を整えておくことが求められる。また、意見表明等支援員自身も、意見表明等支援の準備段階から終結段階までの活動の過程で都度、関係者とコミュニケーションを取り、意見表明等支援事業の意義や意見表明等支援員の役割等について、関係者が理解できるように分かりやすく説明するとともに、活動に対する認識を深め納得を得た上で、関係者との信頼関係の構築を図ることが重要である。

①関係機関向けの資料を作成して説明を行い、実施に向けた協業体制を一時保護所職員と築いた事例

- 一時保護所職員等やこどもへの説明の前に、どういう趣旨で意見表明等支援員が入っていくか、事前にこどもに説明するシナリオ、語り掛けの方法など、細部にわたり事前に決定し、こどもが一時保護所の日常生活に戻った時に落ち着かない状態にならないよう、必要な工夫等を検討しながら説明資料を整理・作成した。

モデル事業に支援をいただく公認心理師協会との事前打ち合わせには、一時保護所職員にも参加を依頼した。様々な不安に感じている点も出されたが、モデル事業ということで、実施に向けてトライアンドエラーを積み重ねていこうという共通認識を持つことで、事業を進めることができた。(北海道)

ウ. アクセス手段の確保

- 都道府県等は、こどもが意見表明等支援事業を円滑に利用できるよう、意見表明等支援員にアクセス（相談・連絡）しやすい環境を整備し、またこどもが意見表明等支援員の利用を希望したときは、意見表明等支援員がこどものニーズに合わせて速やかに対応できるような体制整備に努めることが重要である。
- また、その手段として、担当者を介した連絡、事務局への連絡手段として電話（フリーダイヤル）、はがき（プライバシーシール付）、ファックス、電子メール、WEB フォーム、SNS などのうち、複数の手段を確保しておくことが望ましい。電話の際は関係者がこどもの周囲に誰もいない環境を整える、はがき使用後は補充して繰り返し利用できるようにするなど、こどものアクセシビリティには十分に配慮する。障害児の場合には、手話通訳、ガイドヘルパーの活用など、相談受付窓口にアクセスするための合理的配慮も求められる。
- なお、こどもの中には、意見表明等支援員について理解していても、大人に対する不信感などからアクセスできない場合も想定される。このため、アクセシビリティの観点からも、児童相談所や関係者からのこどもへの説明は重要であり、また、意見表明等支援員自身も、こどもが円滑に利用できるよう、こどもとの信頼関係の構築に取り組むことが重要である。
- 本調査研究において実施した社会的養護のもとで生活するこどもからのヒアリングにおいて、意見表明等支援員について事前にどのような人が来るかがわからないと嫌だという意見があった。意見表明等支援員についての一定の情報が事前に示されることが、こどもの安心につながる場合があると考えられる。

工夫してアクセス手段を確保している事例

- こども達が、いつ誰が来るのかが分かるように、一時保護所内に面談予定を掲示している。こどもが意見表明を希望する場合は、こどもが好きなタイミングで、いつの面談を希望するか等申込用紙に書いてもらい、一時保護所内に設置してあるポストに投函してもらっている。(北海道)
- 一時保護所内にポスターを掲示し、次回の訪問日をこどもに周知している。アドボケイトが工夫し、自己紹介として似顔絵を描いたポスターを掲示している一時保護所もある。(横浜市)
- こどもへの周知は、事業の委託団体が作成したアドボケイトの写真入りポスターを一時保護所内に掲示し、次回訪問日を案内するなどの対応をしている。(三重県)

エ. 事務局の体制確保

- 意見表明等支援事業の実施に当たっては、上記に挙げたような実践環境の整備、また意見表明等支援員の訪問・面接前後の調整といった事務局業務を担当する職員が必要となるため、事務局業務をどのように分担するのかについて検討し、十分な体制を確保すべきである。

- 下に述べる独立性の担保のため、事務局は児童相談所の内部ではなく都道府県等の主管課に設置されるべきであり、可能であれば事務局の機能を適当な外部の団体に委託することが望ましい。
- 事務局は、意見表明等支援員がこどもから聞き取った意見又は意向を児童相談所等の関係機関に伝える。また、児童相談所による措置の実施及び措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会等の調査審議及び意見の具申が行われることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うことが規定され（11条2号リ）、こどもが意見表明等支援員に対してかかる意見又は意向を表明し、児童福祉審議会等の調査審議を希望する場合には、児童福祉審議会等の権利擁護機関の調査審議及び意見の具申が行われる対象になる。事務局は、意見表明等支援員から受けた報告から、こどもの意見の内容と、こどもが児童福祉審議会等の調査審議を希望しているかを確認し、児童相談所等の関係機関と児童福祉審議会のどちらにつなげるか振り分けて、適切な機関に伝える機能を果たす。
- 「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン」を踏まえて子ども権利擁護調査員を置いて、児童福祉審議会事務局が意見表明等支援制度を先行して実施している自治体では、子ども権利擁護委員が、児童福祉審議会における審議を行う場合の調査以外にも、①子ども権利擁護調査員が意見表明等支援員と児童相談所等の関係機関の連絡調整を行う、②こどもが意見表明等支援員に表明した意見の内容について、こどもから直接確認し、必要に応じて調査した上で、児童相談所等関係機関に伝えるのか、児童福祉審議会等の権利擁護機関での調査審議につなげるのか振り分ける役割を行う。③付与された調査権限に基づきこどもの意見に対して関係機関からどのようなフィードバックがなされたか確認する体制としている

①子どもの権利擁護分野の環境整備を実施する専属職員を配置した事例

- 当県では、アドボカシー事業の推進やこどもの権利擁護の取組の環境整備などを行うため「子どもの権利擁護コーディネーター」を配置している。
子どもの権利擁護コーディネーターの主な具体的役割としては、事業の委託団体との調整や、こどもから意見表明があった場合の担当児童福祉司などとの調整がある。（三重県）

②本庁職員が事務局機能を担っている事例

- こどもから意見が出た場合、表明先として「児童相談所」「児童養護施設等」を想定しており、「それ以外の大人に言いたい」「児童相談所や施設等に関わることだが、そちらには言いたくない」といった場合は、こどもと直接関わりのない本庁（家庭支援課）で対応。こどもの意向を踏まえ、本庁職員が関係機関等への事実確認や、こどもの意向の伝達を行っている。（大阪府）

（2）意見表明等支援員の確保

- 意見表明等支援員の基本的な役割は、こどもの立場に立って、こどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）、こどもの意見又は意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、児童相談所等の行政機関や施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こ

どもの意見又は意向を代弁するために必要な連絡調整を行い（意見表明等支援）、関係者からの対応方針の説明について、こどもが納得しているか確認することである。意見表明等支援事業を支える要は、この意見表明等支援員であり、都道府県等は事業開始に当たって、意見表明等支援員を確保することが重要である。

ア. 配置形式・体制（独立性の担保）

- 意見表明等支援員は、児童相談所等の行政機関や施設・里親等の関係者等に対して、こどもの求めに応じてこどもの意見を代弁し、時にはこどもの代弁者としてそれらの機関が行う決定やこどもの支援等について見直しや改善を求める役割を担うものであることから、それらの機関との間に利害関係がないという意味での独立性が必要とされる。
- このため、意見表明等支援の実施は児童相談所等とは別の機関が担うことを基本として、地域の弁護士会推薦の弁護士や福祉専門職団体などの児童福祉に関わる職能団体、NPO 法人、社会的養護の当事者団体など、適切な機関に都道府県等が委託する、あるいは補助をするなどの方法を探るべきである。また、個人の場合には委嘱をすることが適当である。
- 外部委託を行う場合、意見表明等支援員の所属組織では、こどもとの利益相反を避けるために自律的な運営がなされている必要がある。なお、ここでの「自律的な運営」には、具体的には組織としての運営方針の策定、組織としての意見表明等支援員の任用（採用、養成、登録／等）、配置（当該意見表明等支援員が担当する訪問先の割当てに関する事項）、人事評価などが含まれる。都道府県等には、こうした所属組織の自立的な運営を尊重し、不必要な関与を行わないよう留意する。
- また、意見表明等支援員の所属組織では、特に訪問開始までの着実な準備を行う趣旨から、組織全体の事業責任者や準備・訪問日程調整等を担う事務局職員など、複数名の担当職員がいることが望ましい。

外部団体への委託形式等で事業の実施体制を整えている事例

- モデル事業の事業者選定に当たっては、こどもの意見聴取への知見が一定程度あることを条件に、モデル事業開始時にプロポーザル方式で事業者を募集した。結果、北海道公認心理師協会に委託することとなった。
選定後は、まずは一時保護所でのアドボケイトを開始することとし、公認心理師協会と事業を実施する中央児童相談所及び道本庁とで 10 回以上の打合せを実施した。（北海道）
- 弁護士 4 名が、各一時保護所で 1 名ずつ、アドボケイトとして活動している。継続で同じこどもが相談を希望する場合や、所全体のことを理解していただくためにも同一の弁護士の方がメリットがあることなどから、弁護士を各一時保護所ごとの担当とした。アドボケイトは県の弁護士会に推薦していただいた 4 名の弁護士に委託している。アドボケイトの選定に当たっては、児童相談所の嘱託弁護士はもちろん、短期的に横浜市の依頼を受けている方も対象外とする等、独立性を確保できる方をお願いしている。（横浜市）

イ. 意見表明等支援員に求められる資質の醸成・担保

- 意見表明等支援員はこどもと信頼関係を築き、児童相談所等の行政機関や里親・施設からは独立した立場でこどもの意見を代弁する役割を担うものであり、一定の専門性が必要であ

る。こどもの意見表明支援に求められる専門性に鑑みれば、適切な支援を行うためには、都道府県等が適当と認める養成研修を修了することが必要である。意見表明等支援員の役割や求められる資質、研修カリキュラムの例等については、意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（仮称）（※令和4年度実施中の調査研究事業「アドボケイト（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究」において検討中のもの）を参照されたい。

- 現在も、弁護士・社会福祉士等の専門職、社会的養護の経験者、NPO法人等が実施する研修を修了した市民など多様な者が意見表明等支援員として活躍しているが、都道府県等においては、意見表明等支援が必要な場面やこどものニーズの多様性を踏まえ、ケースに応じて適切な支援者が派遣されるよう、多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を確保していくことが望まれる。
- さらに、適切な意見表明支援を実施していくためには、高い専門性を有する有識者や相応の意見表明等支援経験を積んだスーパーバイザーによる指導・教育を通じて、継続的に意見表明等支援のスキルを向上させていくことも重要であり、都道府県等においては、意見表明等支援員がスーパービジョンを受けられる体制整備が求められる。具体的な方法としては、意見表明等支援員に経験年数の多いベテランと経験の浅い者が混在する場合、支援員同士での支援・面談内容の振り返りを行うようにする体制や、都道府県等が別途意見表明等支援員のスーパーバイザーを確保し、定期的又は必要時に相談できる仕組みを提供する体制等が考えられる。
- なお、以下の事由に該当する者は、意見表明等支援員として不適格であるため、都道府県等は、意見表明等支援員が①から③までのいずれにも該当しないことを「宣誓書」等により確認するべきである。意見表明等支援事業について外部委託により実施している場合は、委託先の団体にこの確認も含めて委託することとして差し支えない。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

アドボカシーへの理解がある一般の方を担い手とした事例

- モデル事業実施にあたり、本県では、民間からアドボケイトを募る他県の取組を参考に、一般の方の中から候補を募集した。候補者はアドボカシーに関する理解があることが必須と考え、アドボカシーの研修を受講してもらうことを前提条件とした。初年度については事業の開始段階でもあり、福祉の知識、経験のある方を対象にすることとして、福祉系の学部学生、精神保健福祉士、社会福祉士等に対象を絞り、そのうち興味のある方に研修を受けてもらう予定である。また、研修は単なる興味で受講するのではなく、次年度にアドボケイトとして活動するために受講してもらうことを前提と

した。これに関しては「研修後に改めてアドボケイトになるかを聞いたほうがよいのでは」との意見もあったが、受講者には次年度以降のアドボケイトとして活躍し、アドボケイトの先輩として後進の参考となってもらおうという役割を期待し、将来アドボケイトとして活動してもらおうことを受講の前提とした。

研修の内容は、県として一からカリキュラムを組むのは現実的ではないとの考えから、他県でアドボケイトの養成講座等を実施している団体が用意したものを受講してもらう予定である。その内容は、こどもの権利の研修、社会的養護制度の研修等の座学と、シミュレーションやワーキング形式の実習等が含まれた12日程度（計60～70時間程度）にわたる講座である。（長崎県）

（3）意見表明等支援事業の実施方法、留意事項

ア. 訪問先の決定

- 意見表明等支援員の訪問先については、一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設が考えられる。社会的養護に関わるこどもが全て意見表明等支援の対象に組み込まれるよう、事業体制を構築することが望ましい。
- 一方で、事業開始に当たっては、各機関に対して、事業趣旨を個別に説明した上で、懸念点の解消に努める必要がある。実際に、先行して事業実施を進めている自治体からは、各関係機関からの理解を得るために、年単位で時間を要したとの意見が複数聞かれている。また事業を新たに開始してから、全ての管内関係機関へ必要時に訪問が行えるよう意見表明等支援員を確保・育成するまでには、相応の時間を要するとの声が聞かれている。
- これらの事情から、意見表明等支援事業を開始する際には、まずは関係者への説明を通じて理解が得られた施設等から訪問を開始し、そうした施設等での実践・効果等を踏まえて、段階的に訪問先を拡大する等の工夫を行うことも有効と考えられる。
- なお、以下に述べるように、訪問先によって、事前の協議・周知に当たって行うべき工夫や配慮は異なる。都道府県等においては、このような訪問先別に求められる留意点も念頭に置きつつ、段階的な展開について検討されたい。

各関係機関との協議・周知を丁寧に進めた事例

- 半年ほどかけて、各関係機関とこどもの権利擁護の仕組みに関する協議・周知を進めた。各機関との調整過程は以下の通りであった。（大分県）

<児童相談所>

- 入所後すぐに担当の児童福祉司からこどもに説明を行うことへの理解と協力を得るため、数回の研修に加え、意見交換を重ねた。

<一時保護所>

- 一時保護所から、職員の負担の増加等を懸念する意見等が多く寄せられ、調整・相談のため多くの時間を割いた。一時保護所の懸念点を一つひとつ拾い、解決する作業を地道に行い、理解を得た。

＜児童養護施設＞

- 初年度は施設を2か所選定し、他施設に段階的に広める際の標準モデルとすることとした。
- 最初に施設の施設長ほか、中心となる職員に制度説明と、当事業の定着に向けた取組の方法等の意見を聴いた。職員全体への説明は、事前に施設長等からいただいた意見を踏まえて行い、意見交換も行った。職員からは建設的な意見をいただくことができた。
- 施設入所児童への制度説明は、これら職員からの意見を踏まえて行った。

＜里親・ファミリーホーム＞

- 里親・ファミリーホームについては、物理的問題として他の人が入ることのない面談用の部屋を確保することが難しいことや、里親等が把握できない形でこどもの意見を聴いていくことへの戸惑い等から、理解を得るのに時間を要した。
- まず、県内6ブロックの一ブロックにいる里親・ファミリーホームを対象に試験的に開始することとした。里親への説明は、事業の一部を委託している大学の協力を得ながら、事務局が実施。面談の実施場所は、学校や公民館等で行ってはどうかという意見も出たが、調整が困難なため里親家庭で行うこととし、1回目は里親と一緒に制度説明を行い、2回目からアドボケイトとこどものみで面談して意見表明等支援を実施することとした。
- 里親の中には、こどもと里親の関係性を崩されるのではとの懸念の声もあった。
 - 大学教授から、モデル事業実施時にこれらの課題を抽出し、修正することのアドバイスがあり、一律で行う説明会ではなく、里親委託を始める際に、里親にアドボケイトについて説明し、委託時から受け入れてもらうことについて理解を得るように方針を変えた。
- こうした経過もあり、これからの代替養育では、第三者がこどもに話を聴きに来るのはスタンダードであると、里親自身からも理解いただいている。
 - こども自身も、一時保護所を経て里親家庭へ行く場合等、すでに一時保護所でアドボケイトの存在を知っているため、里親家庭へ行っても意見を聴きに来る人がいることを理解している。

イ. 意見表明等支援の対象となるこども

- 意見表明等支援は、学齢期のこどもはもとより、言葉により意見を表明することが難しいことがある障害児や乳幼児にとっても必要なものであり、年齢等で一律に対象を区切るのは適当でないということに留意が必要である。
- 面談を希望するこどもを面談の対象とすることが基本となるが、こどもが自ら声をあげることは難しい場合も多い。そのため、例えば集団での関わりの中で個々のこどもが意向を示したら意見表明等支援員との面談を希望するかこどもの意向を確認したり、事前に施設職員等から気になるこどもに声掛けしてもらい、こどもに利用の意向があるか確認したり、里親家庭のこどもには委託後も直接意見表明等支援事業の案内資料等を配付し、アクセスしやすい環境を整えるなど、ニーズのあるこどもが希望を申し出やすいような配慮を行うことが考えられる。

ウ. 訪問や面接の方法・場所

(訪問の方法)

- 対象施設等への訪問については、定期的な訪問又は子ども本人や関係機関からの要請に応じた訪問を行うことが想定される。
- 定期訪問の場合は、地域における意見表明等支援員の配置状況や訪問先の数等も踏まえて検討することが必要となるが、子どもが意見表明等支援を受ける機会を適切に確保できるような頻度とすることが望まれる。また、小学生であれば夕方から夜にかけて、高校生であれば夕食後もしくは休日が比較的利用しやすいなど、子どもによって面談をしやすい曜日や時間帯が異なるため、実施する日時についても工夫することが考えられる。
- 要請に応じた訪問に当たっては、要請があった場合に可能な限り迅速に訪問できるような体制を整えるとともに、多様なアクセス手段を確保しておくことが重要である。

訪問の頻度を設定した事例

- 各施設には3か月に1回訪問するほか、子どもの要請に応じて訪問を行う予定。ただし新たに訪問を開始する施設に対しては、アドボケイトによる意見表明支援の体制を初期の段階で確実に構築するための強化期間が必要と考え、訪問開始後の最初の3か月間は、1～2週間に1回のペースで訪問を行う予定。(長崎県)
- アドボケイトが一時保護所に週1回訪問している。児童養護施設や里親家庭は基本的に長期休み期間中に定期訪問を行い(児童養護施設は施設側の要望に応じて月1回とする場合もあり)、その他の時期は随時対応としている。(大分県)⁵

(面談の方法・場所)

- 子どもからは、どのような環境で意見を聴いてほしいかについては、「1対1で個別に聴いてほしい」、「個室など周囲に聴かれる心配のない環境のほうが話しやすい」、「施設の外がよい」、「公園など開放的な環境のほうが話しやすい」、「遊びながらフレンドリーな雰囲気のほうが話しやすい」などの様々な意見が寄せられている。本調査研究において実施した社会的養護のもとで生活する子どもからのヒアリングにおいても、考えや気持ちを伝えやすい状況について「遊びながら」「ただ座って話すのは嫌だ」「人がたくさんいる場所のほうが良い」「人が少ないほうが良い」「1対1は話しにくい」など、子どもによって多様な意見が聞かれた。意見表明しやすい環境は子どもによって様々であるので、意見表明等支援員は画一的に対応するのではなく、個々の子どものニーズに応じて場所や方法に関して柔軟に対応することが求められる。
- 面談の方法としては、子どもの希望も踏まえつつ、特に経験の浅い意見表明等支援員が実践を行う場合には経験の長い意見表明等支援員と一緒に面談に入れるよう複数名体制とするなど、子どもにとって適切な意見表明等支援が行えるような体制のもとで行うことが重要である。また、面談での子どもへの問い掛けも、今の気持ちを自由に聴くオープンクエスチョンに近い形式から、措置等に関する思い・考えのように具体的なテーマを設定した尋ね方で、様々なバリエーションの面談方法が想定でき、意見表明等支援を行う場面等に応じて効果的な方法を検討することが望まれる。

⁵ 「おおいたの子ども家庭福祉」(明石書店) 参照

- 面談の場所については、例えば、一時保護所や施設の場合は施設内の居室でない部屋等で行うことが考えられる。場合によりこどもが意見表明等支援員と面談することが他のこどもからは分からないようにする工夫が必要である。比較的規模の大きい施設では、共用スペースを意見表明等支援員がこどもと自然に顔を合わせる場として活用しつつ、談話室で個別に話を聴く場合が多くみられるが、小規模施設や里親家庭等の場合は、こどもが意見表明等支援員に気兼ねなく話せる場所がないケースもあるため、近隣の公共施設やフォスタリング機関の部屋を借りたりすることも有用である。都道府県等はこうした場所の調整等についても関係者への協力を依頼する等により円滑な実施に向けた対応を行うことが適当である。

面談場所の事例

- 一時保護中のこどもとの面接を、児童相談所の面接室で行っている。(高知県)

エ. こどもの意見表明を促す工夫やこどもの年齢・発達の状況等に応じた配慮

- 社会的養護のもとにいるこどもは、児童福祉司、児童心理司、里親等や施設職員といった多くの大人と関わりをもっており、意見表明等支援員としては活動目的を達成するためには、他の大人との役割の違いをこどもに理解してもらう必要がある。まずはこどもの意見表明を支援する者として認識されることが重要であり、先行する実施団体ではこどもが生活する空間に顔写真入りのポスターや似顔絵を掲示したり、施設職員を介して手紙のやりとりをして訪問日を伝えたり、年長児にも関心を持ってもらえるよう自己紹介動画を作成したりする工夫が講じられている。
- また、こどもとの面談の際には、ゲーム形式でこどもが楽しみながら自分の権利を学んだり、ぬいぐるみや人形等を用いてこどもが気持ちや思いを話しやすくしたりする工夫が多く見られる。こうした工夫により、こどもが自らの思いを無理なく整理でき、結果として意見表明を促すことにもつながりうる。他方で、意見表明等支援をするために遊びを通して信頼関係を築くことは大切な活動であるが、特に小さいこどもの場合には遊び相手だと認識されてしまい、毎回遊びだけで訪問時間が終了してしまい、遊びから意見表明等支援へ移行できずに苦慮する場合もある。こうした場合には、その訪問の目的を遊びの中で創意工夫しながらその都度伝えていくことも必要である。また、こどもの自己表現の方法は多様であり、言葉を発するだけでなく意思表示方法をとるこどもやコミュニケーション上の特性を有するこどももいることから、意見表明等支援事業においてもこどもに応じた対応のあり方が求められる。具体的には、こどもの年齢や発達の状況等に応じて紙芝居・動画・カード・Q&A集等の様々な広報資料を作成し分かりやすく伝えたり、意見表明等支援員が行動・態度・表情といったこどもの多様な「声」を聴き取れるよう非言語コミュニケーションをくみ取れるとよい。都道府県等では、乳幼児や障害児等のコミュニケーション特性に留意し、意見表明等支援員が多様なこどもに対応できる体制を構築することが望まれる。障害のあるこどもからの聴き取りの際に留意すべき事項については、「障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用するこどもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き」も参照されたい。

① こどもの年齢・発達の状況等に応じた配慮の事例

- こどもにコミュニケーション上の特徴や配慮事項があっても、そのことを意見表明等支援を行う弁護士には伝えていなかったため、面接時に弁護士からの会話がうまく伝わら

ない、かみ合わない場面が生じることがあった。発達特性や理解力、コミュニケーションに配慮が必要な場合は、あらかじめ共有しておくといよい。
 発達特性のある子どもも含め、どの子どもに対しても面接の流れや質問を視覚的に提示し、子どもと一緒に読んで確認しながら面接を進めている。具体的には、「今日の面接について」というA3用紙のシートに赤い矢印を示して、質問箇所を提示している。(高知県：一部再掲)

②意見を言いやすい環境をつくるため関係者間での検討を行っている事例

◎望ましい意見の聴取方法を模索する中で、事業への理解を深める

子どもの最善の利益に適うよう事業を推進するに当たっては、どのような意見の聴取方法が望ましいか、聴取者の特性（専門性、技術、経験等）を踏まえた検討を行う必要がある。事業の立ち上げ期だけでなく、事業開始後も、聴取者（委託先）や行政担当者が、委託先の独立性を尊重した上で、よりよい事業の進め方を模索する機会を定期的に設けることが望ましい。

- 子どもが意見を言いやすい聴取方法について、定期的に委託弁護士と学習会を開催して検討している。学習会では、子どもからの意見又は意向を尊重した対応のあり方について、事例を通じて検討している。また、聴取を行う上で弁護士が最も気を付けているのは、子どもを傷つけないことであり、学習会でも、そのことについての不安や意見がよく出る。直近の学習会では、情報共有の範囲を幹部から担当児童福祉司まで広げるか、子どもへのフィードバックの方法をどうするかについて検討を行った。学習会の議事録を作成し、疑問点が挙がった場合には児童相談所が回答している。(高知県)

③子どもが意見表明しやすくする工夫を行っている事例

- アドボケイト訪問日に、権利擁護に関するビデオを見たり、子どもが楽しめるワークを実施するなど、権利擁護についての理解を深める工夫をしている。(三重県)

(参考)「障害児入所施設・障害児通所支援事業所を利用する子どもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き(案)」の記載内容(一部改変のうえ引用※)

(第2章 障害児の施設・事業所での制度的アドボカシー「1. 基本的な考え方」より)

- 障害のある子どもについては、子どもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインから心身の異変に気づけるよう、一人一人の意思表示を理解する必要がある。また子ども一人一人に合わせた環境の配慮も必要である。
- 事業所や施設において大事なことは子どもが表出しやすい場づくり、事業所や施設の雰囲気づくりである。日常的なコミュニケーションの中で、聞かれる権利を保障したコミュニケーションが取られていることや、当たり前前に聞かれる状況をいかに作っていくかが意見形成や意見表出につながっていく。
- 子どもが表出したことで、受け止められたと実感し、また表出したいと思うこと。それを繰り返していく事が重要である。主体性の回復にも繋がる。
- これらにより、一見反応が非常に乏しい子どもであっても、適切な支援により周囲からの働きかけを受け止め意識し、感じ、表出につながっていく可能性がある。
- (略) 職員は以下のような方法で子どもの考えや思いをくみ取ることが求められる。

<例>

- こどもから発せられた言葉や表現の真意を会議等で検討する。
- 言葉を発することができないこどもの健康状態や精神状態を常に意識しながら支援にあたる。
- 声の調子や雰囲気や行動などの僅かな違いからこどもの気持ちを探ろうとする。
- 顔色や全体の雰囲気からバイタルチェックする。
- 表情や目の輝きや雰囲気からこどもの喜怒哀楽を察する。
- 写真や絵やマークや模型を駆使して選択してもらう。

※上記の記載内容は、「手引き」の確定前の案から改変・引用したものであり、表現等は今後修正の可能性がある。

オ. 意見表明への対応とこどもへのフィードバック

- 意見表明等支援員は、こどもが意見又は意向を児童相談所等の関係機関に伝える場面に立ち会ったり、こどもから聴き取った意見又は意向をこどもに代わって児童相談所等の関係機関に伝え、関係者からの対応方針の説明について、こどもの求めに応じて、こどもが納得しているか確認し、希望があれば再度の意見表明を支援する。
- こどもが、直接児童相談所や施設の職員、里親等の関係者・関係機関（児童福祉審議会等の権利擁護機関を含む）への意見表明を希望した場合、意見表明等支援員はこどもの求めに応じて関係者・関係機関への意見表明を支援し、必要に応じて代弁を行う。
- 都道府県等では、こうした意見表明を受けた関係者・関係機関において、こどもの意見又は意向が最大限尊重され、こどもの最善の利益を優先して考慮し、十分に検討した上で結論が出されるよう、また、当該関係者・関係機関から、こどもに対し丁寧かつ分かりやすい説明、フィードバックが確実に行われる体制を構築しなければならない。そのため、意見表明等支援事業を開始するに当たって、関係者・関係機関に理解と協力を求めておくことが重要である。
- こどもが表明した意見を意見表明等支援員から伝えられた児童相談所等の関係機関は、伝えられたこどもの意見又は意向について検討する。この時、児童相談所のケースの担当者が単独でこどもからの生の意見又は意向を受け止め、対応していくことは、こどもと担当者間に緊張関係を生じたり、担当者自身の葛藤を生むこともある。また、こどもの意見又は意向を担当者だけでなく、より客観的な視点を持つ者も含めて、対応についての判断がなされることが、こどもの利益に資する。そのため、意見又は意向の検討は担当者任せにせず、組織的に判断されるべきであり、どのように協議をするかは、あらかじめ整理しておくべきである。また、こどもの意見又は意向が実現できない場合にも、児童相談所や児童養護施設等は、こどもに対して、なぜ実現できないと判断したのか、説明責任を果たさなければならない。
- 児童相談所等の関係機関は、こどもが表明した意見について、最大限尊重することが重要であり、その意見又は意向の実現に向けて、こどもの最善の利益を最優先し考慮して検討することが重要である。さらにその結果を、こどもが自身を尊重してもらえた、理解してもらえた、大切にしてもらえたという感覚を抱くことができるように、こどもが納得のいく説明をした上で、今後こどもがどうしたいか確認することが大切である。

- 児童相談所等の関係機関が、こどもに児童相談所等が検討した結果の説明（フィードバック）を行う際には、こどもに対して意見表明等支援員の同席を希望するか確認することが望ましい。意見表明等支援員が同席しない場合にも、こどもが望む場合には、こどもに対してどのようなフィードバックを行ったか意見表明等支援員に対して報告を行うべきである。
- 意見表明等支援員は、その役割として、こどもが表明した意見を関係機関・関係者に伝えた後に、こどもが望む場合には、児童相談所等の関係機関からこどもに対して適切な対応やフィードバックが実施され、こどもがその説明に納得しているかを確認することが求められる。確認後こどもが再度意見表明したいという要望があれば、意見表明等支援員は再度の意見表明を支援する。
- こどもが意見表明等支援員に対して意見又は意向を表明したときは、ここで述べたように意見表明等支援員が聞き取ったこどもの意見を事務局が関係機関に伝達するほか、こどもが児童福祉審議会等の調査審議を望む場合には、前述のようにこどもの意見又は意向について児童福祉審議会等の権利擁護機関の調査審議及び意見の具申が行われる対象になる。こどもが権利擁護機関への申立てを希望する場合における意見表明等支援員の具体的な関わり方については、本マニュアル第4章を参考の上、あらかじめ決めておくべきである。
- なお、本事業で取り扱うこどもの意見に制限や優先順位は設けられておらず、こどもから表明された意見は、内容にかかわらず意見表明等支援員が記録を作成し、こどもが児童相談所等関係機関に伝えることに同意した意見及び虐待等こどもに危険が及ぶおそれがある内容の意見について児童相談所職員等と共有する。

①こどもから聞き取った意見を必要時に権利擁護部会に諮る体制を整える事例

- アドボケイトが聞き取った内容は、児童相談所又は児童養護施設等の職員、アドボケイト、こども本人の間で解決することを想定しているが、それでも解決しない場合は、児童福祉審議会の権利擁護部会に諮るよう、アドボケイトから提案してもらおうと考えている。
必要時には1週間以内で権利擁護部会で検討がなされるよう、夜間開催も含めて迅速に権利擁護部会を開く予定である。(長崎県)

②こどもから聞き取った意見への迅速な対応体制を整えている事例

- アドボケイト訪問後、原則として10日以内にこども本人へフィードバックするべく、こどもから相談が出たら、直近の方針決定の定期会議（週2回の頻度）で内容を共有する。そこで、回答の内容や、児童相談所からの回答を誰からこどもに伝えるか等を速やかに決めて行く。一時保護所内での生活に関する相談であれば、一時保護所係長が回答することが多い。支援そのものや一時保護所の後の不安、保護者に関することであれば、相談部門の児童福祉司、場合によっては児童心理司が答えることもある。(横浜市)

カ. 守秘義務・個人情報の管理

- 意見表明等支援員やその所属先団体の職員（ボランティアスタッフを含む。）など意見表明等支援事業に従事する者に対しては、第34条の7の2第5項において守秘義務が課せられている。

- 意見表明等支援において子どもから把握した情報は、子どもから関係者に伝達することについて同意が得られているもの以外は、被虐待の疑いがある場合など子ども又は他者の心身に危害が及ぶおそれがある場合を除き、守秘する義務がある。意見表明等支援員は、子どもとの面談の際に、話したことのうち、何を児童相談所等に話し、何を秘匿してほしいかを子どもに確認する必要がある。また、都道府県等はこうした守秘義務や個人情報の適切な管理について、実施要綱や委託先団体との契約において定めておく必要がある。
- 子どもが他の人に話さないでほしいと言った情報についても、その情報が虐待に該当したり（児童虐待防止法第6条）、要保護児童（改正児童福祉法第6条の3第8項）に該当する場合には（改正児童福祉法第25条第1項）、意見表明等支援員は通告義務を負い、児童相談所等に通告しなければならない。また、それ以外の場合であっても、その情報を意見表明等支援員が関係者に話さないことでその子どもや第三者に危害が及ぶリスクがある場合には、意見表明等支援員が児童相談所等に伝えるべき場合がある。その場合には、意見表明等支援員は、話してくれた子どもに対して、その情報を児童相談所等の関係者に伝えないことで、その子どもや第三者を守ることができず、危害が及ぶリスクがあることを説明して共有し、なぜ関係者に伝えなければならないのかを誠実に伝えることが重要である。

子どもが表明した意見の取扱いについて、事前に分かりやすく説明している事例

- 意見表明等支援事業の事前説明の際に、子どもから表明された意見について、必要時には、関係機関と共有することを説明し、理解を得ている。説明にあたっては、「あなたがいじめられているような時には、あなたの味方になる人に伝えることがあるよ」等分かり易い言葉を使うよう心掛けている。（和歌山県）

- 実際には、子どもが話してくれたことで児童相談所等の関係者に伝えないでほしいと言ったことについて、意見表明等支援員が児童相談所等の関係者に話すべきかどうか悩むことが考えられる。その時に意見表明等支援員が問題を抱え込んで過大な負担がかからないよう、相談できるスーパーバイザーの存在が重要である。その場合には、スーパーバイザーも第34条の7の2第5項に基づく守秘義務を負う。
- 意見表明等支援員は、原則的には、事前に子どもに関する情報を得ることなく、子どもと面接を行うが、意見表明等支援員が子どもから意見を聴くに当たり、子どもの発達特性等について児童相談所や施設、里親から情報を得ていたほうが、意見表明等支援員が子どもにとって適切な形で意見を聴くことができる場合には、意見表明等支援に必要範囲で情報を得た上で子どもとの面接を行うことが考えられる。その場合でも、意見表明等支援員が子どもについての情報を得るのは、子どもにとって適切に意見を聴くためであって、支援者としてケースを見立てるためではないことに留意すべきである。意見表明等支援員が児童相談所等関係者から聴いた情報も第34条の7の2第5項に基づく守秘義務の対象になり、子どもから聴いた情報と同様に、守秘義務等について実施要領や委託先団体との契約において定めておく必要がある。

子どもの発言の取扱いに関する事例

- 「言いたくないことは言わなくてよい」と子どもに伝えている。子どもが秘密にしてほしいと話したことのうち、例えば、一時保護所の職員に叩かれた等、児童相談所に伝え

るべき内容の話があった場合には、こどもを説得して了解を得るよう弁護士にお願いしている。なお、実際には今までそういった報告はない。(高知県)

キ. 記録の作成・保管

- 意見表明等支援事業において実施したこどもとの面談の内容や支援の内容に関しては、意見表明等支援員等が記録を作成する。自治体が意見表明等支援事業を行う場合には、当該自治体において、事務局等、意見表明等支援事業に関わる職員が保管する。意見表明等支援事業を外部団体に委託している場合には意見表明等支援員及び委託先団体は、それが漏洩・紛失しないように厳重に管理しなければならない。都道府県等は、各自治体での意見表明等支援事業の実施方法に応じて、意見表明等支援員及び委託先団体の記録を適切に作成・保管する方法を検討し、実施要綱や委託先団体との契約において定めておくことが求められる。

記録の作成・保管に関する事例

- 意見表明、アドボケイトの面談記録は委託先の団体が管理しており、担当者の入力内容は団体内の本事業の関係者以外からは見られない状況になっている。(大分県)
- 当道ではこどもが話したい内容、伝えたい内容について、意見表明等支援員がその内容を確認書としてとりまとめている。確認書は中央児童相談所配置の連絡員（意見表明等支援事業専属の会計年度任用職員）が保管し、他職員が閲覧できないようになっている。(北海道)
- 児童相談所職員が、聴取内容の記録を弁護士に確認を取りながら作成する。作成後は、児童相談所内で決裁後、まとめて保管する。(高知県)

4. 意見表明等支援事業の評価及び検証

(1) 評価及び検証の背景・目的

- 意見表明等支援事業の趣旨・目的、あるいは児童福祉法の原理原則に照らせば、地域によらず、こどもが等しく意見表明等の支援を受けられるようにすることが重要である。改正児童福祉法においても「意見表明等支援事業に関し、子どもの意見・意向表明や権利擁護に向けた環境整備について、都道府県によって差が生じることで子どもに不利益となることがないよう、一定の要件を提示すること。また、子どもへの意見聴取等が適切に実施されているかについて評価及び検証を行うこと。」等の附帯決議が付されており、全国的な事業展開の推進とともに、事業の質についても一定水準以上となるよう、評価及び検証を図っていくことが求められている。
- 各都道府県等においては、意見表明等支援事業は異なる取組段階にあり、かつ地域の実情に応じた取組が検討されていると考えられる。その一方で、改正児童福祉法では権利擁護の環境整備が都道府県等の義務として位置づけられた（本マニュアル第4章参照）ことに加え、都道府県社会的養育推進計画においてアドボカシーや権利擁護の体制等についても整備計画の作成を行うこととされている。これらを踏まえ、各都道府県等における施策の検討では、本事業の評価及び検証がさらなる事業の改善・発展につながるようPDCAサイクルの構築を図ることが重要である。

(2) 評価及び検証の考え方

- 社会的養護にまつわる事業の質を評価する上では、現在進行形で施設入所・里親委託等の措置を受けて暮らすこどもの視点と、ある程度客観的に過去を振り返って評価ができる社会的養護経験者（ケアリーバー）の視点、こどもにケアを提供している里親等・施設職員や関係機関の視点、政策的にケアの質を高めようと取り組んでいる行政の視点はおのずと異なる。そのため、それぞれの視点を取り入れた多角的な評価及び検証がなされ、多くのステークホルダー（関係者）の合意の上で改善方策が検討されることが望ましい。
- なかでも意見表明等支援事業に関しては、権利擁護のために事業を活用する立場となるこどもや経験者の声（主観的な評価の視点）を取り入れる重要性が高い。そのため、都道府県等において、まずは意見表明等支援を利用するこども自身や、こどもを取り巻くステークホルダーからのフィードバックを得て、意見表明等支援の達成状況や関係者の認識・理解度の変化等に着目した評価をすべきである（アウトカムの視点）。また、アドボカシーの実践内容が適切なものだったか（プロセスの視点）、十分な体制整備が図られているか（ストラクチャーの視点）といった観点からも評価・検証を行うことも考えられる。
- 評価及び検証の具体的方法としては、既にこどもや退所者へのアンケート調査を行っている自治体や施設もあるが、こうした手法に加え、聴き取り等の方法により、調査票への記入等が苦手なこどもの声も反映できるようにすることが望ましい。

意見表明等支援事業の評価を行っている事例

- アドボケイトに対する評価は、アドボケイトの訪問後、こどもからアンケート形式で聴き取っている。アンケート調査票の作成、配布・回収、集計は、連絡員（一時保護児童からの意見聴取実施のための専属職員）が担当している。アンケートの内容としては、四段階評価（よかった、まあまあよかった、あまりよくなかった、よくなかった 等）で意見を聴いている。（北海道）
- 意見表明等支援事業の効果測定については、委託事業者がアドボケイト訪問日に、アドボケイトを受けたこどもに対し匿名のアンケートを取り、確認している。内容は、「こどもの権利について」「アドボケイトと話してみてもうどうだったか」等である。アンケートの質問項目は他県などが作成した調査票を参考に、委託事業者が作成した。（三重県）

(3) 評価指標（案）

- 改正児童福祉法の附帯決議では「意見表明等支援事業において、子どもの視点に基づいたKPI（重要業績評価指標）で表すこと。」とされているほか、前項でも主観的な評価あるいはアウトカムの視点の重要性について述べたように、意見表明等支援事業の評価及び検証に際しては、こどもの視点を十分に反映した評価指標が求められる。
- 今後、都道府県等では例えば以下のような評価指標を用いた評価及び検証を実施し、PDCAサイクルの構築・運用を図っていくことが重要である。
 - ・ 今後、評価及び検証で用いるべき評価指標
 - － こどもの意見表明等支援事業の認知度（事業の存在、利用方法／等）
 - － こどもが意見表明等支援事業を利用したことがあるか

- －子どもが意見表明等支援事業を利用しやすいと感じているか
- －子どもの自身の意見表明権に関する理解度

第4章 こどもの権利擁護に係る環境整備

1. こどもの権利擁護に係る環境整備の背景・目的

- 改正児童福祉法では、施設等への入所や一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県等の行わなければならない業務として位置づけた。

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

2 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

- リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

- これまでも都道府県等においては、こどもの権利擁護に係る環境整備のための取組が様々行われてきているところであるが、この改正は、こうした取組が都道府県等の業務であることを法律上明確に規定するものである。この「環境整備」には、本マニュアルの第2章や第3章で述べたようなこどもの意見表明に関連する取組はもとより、社会的養護をはじめとしたこども家庭福祉分野に関わりを持つこどもの日々の生活に関することも含めて、こどもの権利条約で示されている様々な事項を保障するための都道府県等による総合的な体制及び仕組みの構築のための取組が含まれる。
- こどもの権利擁護に係る環境整備に関しては、まず、こども家庭福祉分野の個別ケースに関して、こどもの申立てに応じて、具体的な内容を把握し審議できる道筋が確保されることが重要である。そのための体制・仕組みとしては、各都道府県等の実情に応じた様々なあり方が想定されるが、多くの都道府県等で早期に実効性をもって対応可能な方策の一つとして、各都道府県等に置かれている児童福祉審議会の活用が考えられる。これまでも都道府県児童福祉審議会は、こどもをはじめとする関係者の意見を聴く等により調査審議したり、個別ケースに関して関係機関へ意見具申したりできる権限を有しており、こどもの権利擁護に係る機能を発揮してきたところだが、こどもにとって実質的に利用可能な仕組みとなるよう各都道府県等のさらなる創意工夫が望まれる。
- また、第33条の6の2では、都道府県等が意見表明等支援事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めなければならないとされており、意見表明等支援事業の実施や活用促進もまたこどもの権利擁護の環境整備の一環である。
- さらに、こども自身が自らの権利や権利擁護の仕組みについて知らないことも多いことから、こどもが自ら声をあげられるようにするためには、こどもに対して、その権利や権利擁護のための仕組みについて周知啓発を図ることも不可欠である。加えて、こどもの意見表明に関連する各種取組の充実が今後ますます推進されることを考慮すれば、それらがこどもの福祉に直結するための社会的基盤として、こどもにとって身近な存在である関係者・関係機関に対するこどもの権利擁護に関する周知啓発や理解醸成が一層重要となる。こども、とりわけ自らの権利が損なわれ傷つく経験をしてきたこどもと関わることが多いこども家庭福祉

分野の関係者・関係機関には特段の認識向上が求められることを踏まえ、都道府県等では意見表明の各種取組に対する着実な理解を促すとともに、こどもの権利擁護に関する学びの機会を提供したり個別に働きかけたりするリーダーシップの発揮が期待される。

- このほか、各地域では、これらのほかにもこどもの権利擁護に資する様々な取組が行われているところであり、各都道府県等においては、こうした取組事例も参考にしながら、こどもの権利擁護に係る環境整備に向け実効性ある積極的な取組を進めていくことが望まれる。

2. 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組み

- ここでは主に、こどもから権利救済に関する申立てがあった場合に個別の権利擁護を図る仕組みについてその要点や留意事項を整理している。

(1) 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組みの必要性

- 前述の通り改正児童福祉法では、都道府県等の行わなければならない業務としてこどもの権利擁護に係る環境の整備が新たに定められた。なかでも、社会的養護等のこども家庭福祉分野では、こどもの最善の利益を考慮した結果として部分的・一時的な権利の制約をせざるを得ないこともあるため、こどもの意見又は意向をもとに個別ケースに関してこどもの権利擁護を図るための実効ある仕組みを設けることは重要であり、このたびの法改正による権利擁護に係る環境整備における中核的事項として、各都道府県等による取組の拡充が急務である。
- 具体的な方法としては、児童福祉審議会を活用する場合と、児童福祉審議会以外の機関を活用する場合が考えられるが、児童福祉審議会については、全ての都道府県等に既に設置されているため体制整備に着手しやすく、早期に仕組みを構築できるというメリットがある。このため、本ガイドラインでは、各都道府県等で権利擁護の仕組みの構築が早期に進むよう、まずは(2)において児童福祉審議会を活用する場合の具体的なあり方について詳細を整理する。他方で、児童福祉審議会以外の機関を活用する場合には、立ち上げに要する調整コストは大きいと考えられる一方、審議対象を必ずしも改正児童福祉法の範疇に限定する必要がなく、こどもの権利全般を取り扱うことも可能であるというメリットもあるところであり、(3)において、各都道府県等の参考となるよう、この場合の基本的な仕組みや各地域での実際の取組事例について紹介する。
- 都道府県等においては、各方式のメリット等を踏まえつつ、地域の実情に応じて、こどもの権利擁護の仕組みがこどもにとって実質的に利用可能となるよう、具体的な方策を検討しなければならない。

(2) 児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護

ア. 基本的な仕組み

- 児童福祉審議会は第8条第2項に基づいて児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができ、同条第4項に基づいて関係行政機関に意見を具申することができることから、これらの権限を行使してこどもの権利擁護を図ることになる。

- なお、現行の第27条第6項においても、児童相談所等が行う措置が児童や保護者の意向と一致していない場合における児童福祉審議会からの意見聴取について規定している。改正児童福祉法においては、現行法の児童福祉審議会が想定していない様々なチャンネルを通じて権利擁護を一層促進しようというものであることから、現行の第27条第6項のように具体的手続規定として整備するのではなく、多様な取組を前提とした都道府県等の業務規定として位置づけられたものである。
- 具体的には、こども又はこどもに関わる関係機関が児童福祉審議会に意見を申し立て、こどもからの意見聴取や必要な調査等を行った上で児童福祉審議会において審議をし、必要な場合には都道府県等や児童相談所等の関係行政機関に意見を具申することとなる。里親や施設、一時保護所等の処遇に関する事項の場合には、都道府県等に対して対応の改善を求める意見を具申し、都道府県等が当該意見を里親等、施設、一時保護所等に伝え、意見を踏まえた対応を求めることとなる。

児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の仕組みづくりにあたり、対象とするこどもの意見又は意向の範囲について検討した事例

- 児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の仕組みづくりにあたり、まずは、「話をしただけでよいという子」「改善してほしいと考える子」「どうしても児童福祉審議会に伝えたい子」等の類型化を行った。類型化した結果、児童福祉審議会に意見を伝えたいこどもから確実に意見を聴き取る体制の確保を重視することとなり、既存の部会（児童相談部会）を活用しつつも、こどもから意見があれば、臨時部会を開いて迅速に対応できる体制を構築した。また、これによりこどもが誰に対して何を伝えたいのかをより明確に把握することができ、適切に対応できるようになったと思われる。（大分県）

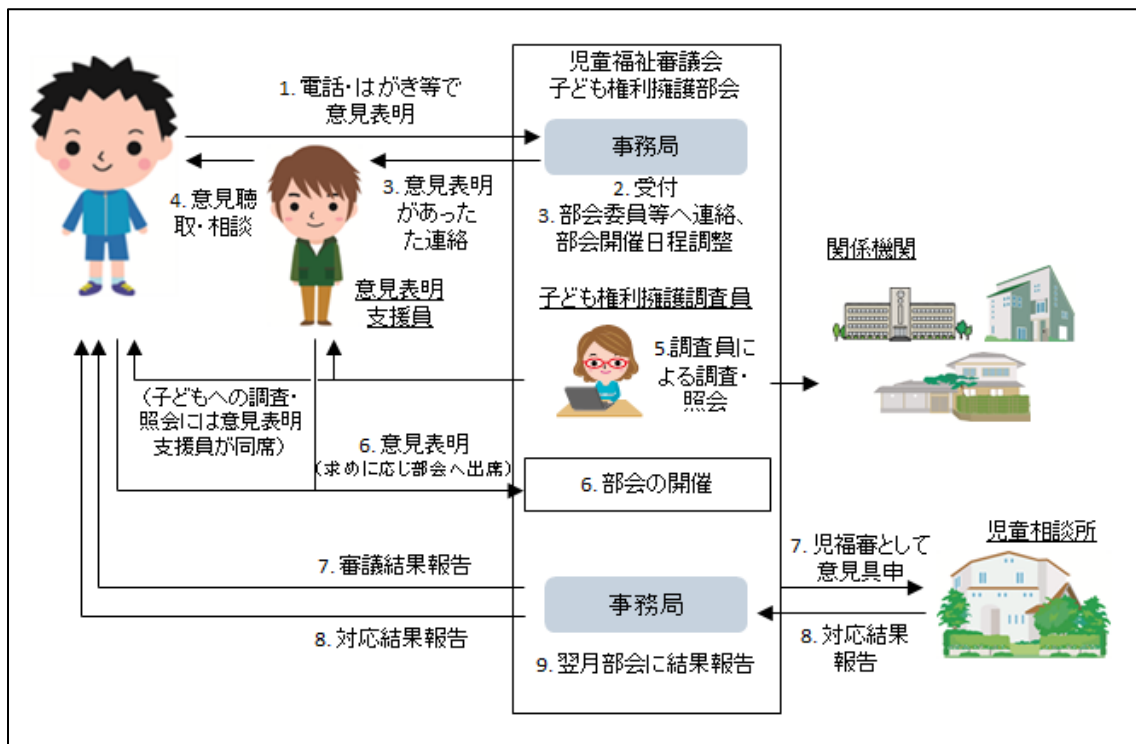
（意見の申立てが想定される場面）

- こどもからの意見の申立てが想定される場面としては、大きく分けて以下の3つのパターンが想定される。
 - ① 施設入所等の措置や一時保護の決定に先立ち、意見を申し立てる場合
 - ② 施設入所等の措置や一時保護の決定そのものに対して、事後的に意見を申し立てる場合（こどもが措置や一時保護を求めているにもかかわらず、児童相談所がそうした対応を行わない場合も含む）
 - ③ 里親家庭等、施設、一時保護所等での生活に関する不満等を感じ、意見を申し立てる場合
- この点、③に関しては、現行制度では、被措置児童等虐待に関して児童福祉審議会が調査審議する仕組みがある。また、施設や一時保護所においては苦情受付窓口や第三者委員の設置等の措置が講じられているため、例えば、原則として被措置児童等虐待については従前の仕組みを活用するとともに、施設内で迅速に解決されるべき意見（例：食事のメニューに関する苦情）は苦情解決委員会等で対応し、これらに当たらない事案（例：一時保護所における私物の所持制限）は新たに設ける仕組みで対応するなどの役割分担が考えられる。ただし、こどもに申立て先を選ばせることは困難である場合もあることを踏まえ、丁寧に仕組みの説明や教示を行いつつも、受理した事案ごとに対応する機関を関係機関で協議するなど調整を図るべきである。

(申立てを行うこどもの範囲等)

- 上記の意見申立てが想定される場面を踏まえれば、児童福祉審議会の申立ての対象となるこどもは、措置や委託、一時保護を現に受けているこどもだけでなく在宅指導措置を受けているこども、措置や委託、一時保護の必要性を検討されているこどもも含め、児童福祉法上の要保護児童・要支援児童のうち、児童相談所と関わりのある全てのこどもと設定することが考えられる。
- また、措置延長を受けて引き続き児童養護施設等で生活している20歳未満の者や、社会的養護自立支援事業の適用を受けて引き続き児童養護施設等で生活している者については、生活環境の継続性に鑑み、18歳未満のこどもと同様に対象として位置づけるべきである。
- 意見申立てに当たっては、こども本人が、必要に応じて第3章の意見表明等支援員のサポートを得ながら、自ら児童福祉審議会に申し立てることに加えて、こどもに関わる関係機関（例えば、要保護児童地域対策協議会の構成機関、医療機関、教育委員会、施設等）が申し立てるといった経路も考えられる。なお、関係機関からの申立てについては、児童相談所の対応に改善の見込みがないと関係機関が判断する場合等に想定されるが、あくまでこどもにとって不利益を被ると関係機関が考える場合に行うものであり関係機関自身に不満がある場合に行うものではないことや、申立ての前にまずは児童相談所と協議を尽くすべきであることに留意が必要である。
- こどもが児童福祉審議会に申立てを行う場合の具体的な流れのイメージは、以下の通りである。

児童福祉審議会を活用したこどもの意見表明モデル
(電話・はがき等で意見表明する場合)



出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」(2018年度)

- なお、この図においては、第3章の意見表明等支援員が意見表明等を支援し、権利擁護調査員（下段で詳述）が置かれている場合の流れを示している。

（調査・照会）

- こどもから意見表明があった場合、権利擁護部会は第三者機関として公正中立な調査審議を行う必要がある。その際、委員が直接調査を行うことも考えられるが、適時・迅速な対応のため、部会に配置された権利擁護調査員もしくは事務局職員が部会開催に先駆けて実施することが考えられる。
- 権利擁護調査員は、意見表明等支援員及び関係機関に対して事実関係等に関する照会、調査を行い、照会に対する報告や資料の提出を求める。権利擁護調査員が事実関係の確認・調査をした後、権利擁護調査員は当該意見表明の内容が前述の権利擁護部会の調査審議事項に該当するか、他部会への付議や苦情解決の仕組みへの回付が妥当であるか等を確認し、必要に応じ権利擁護部会への報告等を行う。また、権利擁護調査員は児童福祉審議会に申請された事案以外でも、意見表明があった事案についての確認・調査や連絡調整等を行うこともあるため、権利擁護に関する理解や専門性を有する職員の配置が望ましい。
- なお、事務局職員が実施する場合は、児童福祉の専門性のある職員かつ児童相談所の職員ではない等、児童相談所からの第三者性を担保すべきである。

権利擁護調査員を経由して児童福祉審議会で意見聴取を実施している事例

- アドボケイトが意見を聴くために面談した際に、こどもから児童相談所や児童福祉審議会等への意見表明の希望が出ることがある。その際は、誰に何を伝えたいか、意見を伝える場面にアドボケイトも同席してほしいか等について、こどもに確認書を書いてもらう。それを用い、アドボケイトが権利擁護調査員に意見表明があることを伝える。（大分県：再掲）

- 調査者は、意見表明等支援員及び関係機関に対して事実関係等に関する照会を行い、報告や資料の提出を求める。その後、調査者は当該意見表明の内容が権利擁護部会の審議事項に該当するか、他部会への付議や苦情解決の仕組みへの回付が妥当であるか等を確認し、必要に応じ権利擁護部会への報告等を行う。

（意見表明等の方法）

- 権利擁護部会の開催にあたり、こども等の意見表明について速やかに対応するため、開催前に事務局及び権利擁護調査員は、部会委員に対し案件の概要や上述の調査結果を報告する。部会において、こどもや関係機関出席による直接の意見聴取が必要か、委員に判断を求める。必要な場合は、事務局よりこどもや関係機関等に部会への出席を要請し、調整する。
- 権利擁護部会での意見表明等に始まる審議のフローとしては、以下などのような内容が考えられる。

- ① 意見表明等支援員よりこどもの意見表明の内容報告
- ② 権利擁護調査員による調査結果の報告

- ③ 調査資料に基づく事案の検討
- ④ (必要に応じて) こども (意見表明等支援員が同伴・代弁)、関係者、関係機関からの直接の意見聴取
- ⑤ 追加調査の要否の検討
- ⑥ 意見具申の決議

出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」(2018年度)報告書をもとに作成

(意見具申後のこどもへのフィードバック)

- 児童福祉審議会による意見具申を行った場合には、その後のこどもへのフィードバックも重要である。児童福祉審議会による意見具申の内容はこども本人にも伝えるとともに、児童福祉審議会では一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果をこどもに伝えるといったフォローアップも行うべきである。
- 調査・審議の結果によっては、児童福祉審議会としての判断やその後の児童相談所等の対応結果について、こどもがなお不満を感じることもあり、再度の意見表明をこどもが望むことも想定される。そのような場合であっても、関係機関ではこどもの納得が得られるよう説明を尽くすべきである。また、児童福祉審議会としても、こどもの権利擁護の環境整備が着実に推進されるよう、個別のこどもの意見表明へ対応する観点にとどまらず、必要に応じて制度的拡充の観点からも意見具申を行うことが望まれる。

イ. 児童福祉審議会を活用する際の準備・留意事項

- 児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の基本的な仕組みはアの通りであるが、この仕組みを有効に機能させるためには、独立性、迅速性、専門性、アクセシビリティの確保等の観点から必要な体制等を確保することが求められる。

権利擁護機関の建て付けについて具体的な検討を行った事例

- 現在は社会福祉審議会の児童福祉専門分科会児童相談部会を第三者機関として活用している。モデル事業である間は新たな部会は立ち上げず、既存の児童相談部会を活用する方向とした。児童相談部会は原則2か月に1回の定期開催であるが、意見があれば速やかに開催すべきと部会委員からも意見があり、臨時部会という形で随時開催できる体制を確保することとした。
今後、随時開催できる5名程度の委員による新たな部会(権利擁護部会)の設置の必要性について、審議会所管課と協議している。児童相談部会は処遇困難事例を担当しており、委員も検討の目的・役割を混同してしまうおそれがあるため、こどもの意見をニュートラルに聴き、児童相談所に意見具申をしてくれる部会と、児童相談所の処遇に対してスーパービジョンを行う部会とは明確に分けたほうがよいと考える。権利擁護部会はこどもの意見表明等について審議する部会、既存の児童相談部会は処遇困難等事例等に対して助言等を行う部会として役割分担を行うことを検討している。なお、部会設置において条例の改正は必要ないことを確認している。(大分県)

(権利擁護部会の設置)

- 権利擁護機関は、都道府県等に対して意見を具申し、児童相談所や施設などに対応の改善を求める機能を有することから、それらの主体との間に利害関係がないことが大前提となる。
- 児童福祉審議会でこどもの権利擁護に関する事案を一定の独立性をもって扱うためには、審議会のもとにこどもの権利擁護に関する専門部会（以下「権利擁護部会」という。）を設けて対応し、既存の部会からは独立させることが望ましい。このほか、設置運営要綱において、都道府県等が権利擁護部会の意見具申を尊重するとの定めを置くことにより、独立性を高めることも考えられる。
- 仮に既存の部会を活用する場合でも、審議事項に応じて、例えば措置等を検討する場合に部会の委員の中に児童相談所関係者が含まれている、里親に関する事項を審議する場合に里親関係者が含まれているといった場合は、当該委員は審議から外れる、又は他の委員を立てることにより独立性を確保すべきである。
- 児童福祉審議会の部会の設置の仕方は自治体の状況に応じて様々な方法が考えられ、例えば、既存の専門部会のさらに下部機関の小委員会として設置する方法などもあり得るが、各自治体の既存の部会の設置状況に応じて設置運営要綱にて各部会の審議事項を明確にすること等により役割分担を整理することが望ましい。

【運営要綱の参考例】

●●県児童福祉審議会運営要綱	
(部会)	
第○条 ●●県児童福祉審議会規則第○条の規定に基づき、児童福祉審議会に次の表の左欄に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を設置し、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を精査する。	
部会名	審査及び調査審議する事項
里親審査部会	里親等の認定等に関すること。
児童措置審査部会	児童の施設入所等に関すること。 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の5の規定に関すること。
児童虐待事例等点検・検証専門部会	児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析又は検証及びこども家庭センターの業務の点検並びに検証に関すること。
被措置児童等援助専門部会	被措置児童等の援助に関すること。
<u>こども権利擁護部会</u>	<u>こども福祉分野におけるこどもの権利擁護に関すること</u>

出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」（2018年度）

(権利擁護部会の開催方法等)

- こどもの意見表明についてはできる限り迅速に対応することが重要であり、臨機応変かつ速やかに調査審議が行われるべきである。

- このため、開催頻度を既存の部会より多くする、あるいは迅速に臨時会を開催できるようにしておく、場合によってはオンラインや持ち回りなどの形式で会議を開催するなど、迅速な対応を確保するための運用上の工夫が必要であり、必要なときに速やかに権利擁護部会を開催することができるように設置運営要綱等を整備しておく。既存の部会を活用する場合でも、こどもの権利擁護に関する事案については、同様の対応がとれるよう、必要に応じて設置運営要綱を改訂して対応ができるようにしておくことが望ましい。

(委員の選定)

- 児童福祉審議会の委員は児童福祉法上「児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者」と定められている。
- 権利擁護部会は、里親等委託、施設入所、一時保護等の処分に関する事項や生活上の悩みなど幅広い事案を扱うことから、委員はこどもの権利擁護や児童福祉法の制度に精通している者が担うべきであり、学識経験者のほか、弁護士、医師、心理職、児童福祉職、こどもの権利擁護に実績のある住民等が考えられる。また、権利擁護に係る専門性を担保するために、これらの者が委員に就く上で、こどもの権利に関する一定の研修を受けるなどの対応も考えられる。
- また、権利擁護部会の委員に関しては、児童相談所の措置や支援、一時保護所や施設等での支援等について審議することから、独立性の観点から、例えば、児童相談所や施設関係者・里親、児童相談所・一時保護所に配置されている弁護士等は委員としては望ましくない。
- 権利擁護部会を迅速、適時に開催する必要性から委員の人数は5人程度の少人数で構成することが考えられる。
- このほか、運営要綱において、特段の事情がない限り委員を解任しないとの定めを置くことで独立性を高めることも考えられる。

(事務局の設置)

- 児童福祉審議会の部会は、通常、各都道府県等の主管課が担当することが多い。自治体によっては、児童福祉審議会の事務局を児童相談所職員が担当しているケースもあるが、権利擁護部会については児童相談所からの独立性が重要であり、担当は避けるべきである。

(多様なアクセス手段の確保)

- こども自身が児童福祉審議会を利用するためには、こどもからアクセスできるルートが整備されていることが前提となる。
- こどもが単独で申立てを行うことには心理的なハードルもあることから、第3章の意見表明等支援員が一時保護所や児童養護施設などを定期的に訪問するなどのアウトリーチの手法により、こどもに対して申立てができることを伝え、児童福祉審議会の仕組みについて分かりやすく説明することも有効である。これに加え、電話、はがきのほか、施設職員・里親を通じた意見表明等支援員の呼び寄せ、SNSの活用などの多様なアクセス方法を整備しておく必要がある。また、夜間も含め、こどもがアクセスしやすい時間帯に相談を受け付けることができるように留意すべきである。
- この点は、「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」におけるヒアリングにおいて、こどもからも、「突然知らない人が来るのは怖いので来る日を前もって教えてほしい」、「呼

「んだら来てくれるのがよい」、「文書にすると誤解を招くので電話など口頭で話したい」、「電話するのが難しい環境なのでノートやはがきがよい」、「SNSは時間を気にしなくて良いので使いやすい」などの様々な意見があった。こどもがアクセスしやすい方法は、こどもの状態やこどもの生活場所（施設や里親家庭等）の管理運営方針などに応じて様々であるので、画一的な対応ではなく多様なアクセス方法を用意することに留意すべきである。

- また、こどもからは、「児童福祉審議会を知らない」、「こどもの権利ノートを知らない」、「よく知らないと思ってしまう利用する気にならない」、「秘密が守られるのか不安」、「権利ノートをももらったものの、ハガキや住所等、意見を聞いてくれる人に届ける方法がわからない」などの声があり、そもそもこども自身に権利擁護の仕組みが知れ渡っていない状況が伺えた。児童福祉審議会を活用するスキームを整備することとあわせ、それが機能するようこどもに対する適切な周知に力を入れるべきである。こどもが仕組みや利用方法・窓口等を理解できるように、権利ノートの活用を含め、分かりやすい説明資料を作成するなどの工夫が求められる。また、措置等の際に児童相談所や施設等の職員から意見表明の権利や児童福祉審議会による権利擁護の仕組みについて説明する、意見表明等支援員が活動する際にも同様に説明を行うなど、様々な機会を通じてこどもへの周知を図ることが重要である。

（関係機関等への説明・周知）

- 児童福祉審議会は、関係行政機関に対して意見具申をすることができ、そのためにこども等から意見聴取をすることが認められている。このため、意見具申やそれに基づく都道府県等からの改善の求めなどに対応し、また、意見聴取の対象となるこどもが生活し、調査の対象にもなる関係機関（児童相談所、施設、一時保護所、里親等）に対して、児童福祉審議会によるこどもの権利擁護の仕組みに関して事前に説明・周知を行い、その理解を醸成し、必要な協力をあらかじめ求めておくことが重要である。

（3）児童福祉審議会以外の機関による権利擁護

- 既に一部の自治体では、条例に基づいて児童福祉審議会とは別のこどもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申立てを受けて調査・審議・勧告を行ったり、こどもからの相談を受理したりする取組が行われている。
- こうした独自の権利擁護機関のあり方は自治体によって様々であるが、おおむね、条例で所掌事務が定められ、一定の独立性を有し、首長が弁護士や福祉専門職などの有識者から委員を任命し、委員のもとに調査や相談を担う専門員及び事務局機能を有するといった特徴もっている。
- このような条例に根拠を有する権利擁護機関は、取り扱う対象を必ずしも児童福祉法の範疇に限定する必要がないこと、先行事例を見ても広くこどもの権利全般を取り扱っていることなどから、児童福祉審議会を活用する場合と比べて幅広い事案を扱うことができるというメリットがある。

ア. 基本的な仕組み

- 条例により権利擁護機関に付与される権限は、調査・勧告・意見表明・公表といったものが考えられ、これらの権限を行使して都道府県等に対して対応の改善などを求めていくことになる。
- 児童福祉審議会以外の権利擁護機関が取り扱う事案は、(2)アで述べたもののほか、社会的養護のもとにいる子どもや児童相談所の対応ケースとなっている子どもに限らず、幅広く子どもの権利に関わる事案を取り扱うことが可能であると考えられる。

イ. 児童福祉審議会以外の機関を活用する際の準備・留意事項

- 独立性、迅速性、専門性、アクセシビリティの確保、関係機関等への説明・周知といった観点は、(2)イで述べた児童福祉審議会の場合と同様に求められることとなるため、条例・設置運営要綱や運用上の工夫によってこれらの要素を担保できるようにすべきである。
- 現在、自治体で行われている取組例としては、以下のようなものがある。

①せたホッと

- 措置児童に限らず区内在住の子どもや、学校・施設などに通っている18歳未満の子どもの権利侵害があった場合に、その擁護や権利の救済を図る機関として、地方自治法の附属機関「せたホッと」を設置している。相談方法はフリーダイヤルの電話がメインで、その他メール、FAXがあるが、新たなツールとして令和3年度より区内の小中学校の全生徒に切手不要の相談用ハガキを学校経由で配布した。
 人員は、大学教授、准教授、弁護士の計3名の擁護委員と、5名の相談・調査専門員で構成される。専門員に厳密な役割分担はなく、新規相談は電話を取った者が対応、継続相談は担当の専門員が対応するなど、適宜相談に対応している。専門員の担当者は相談者から要望があれば変更もあるが、最初に対応した専門員が基本は最後まで担当となる。
 より専門的見地が必要とされるケースや対外的に関係機関に働きかけが必要なケース等、学識者等の擁護委員が対応すべきと判断されるケースは、担当の擁護委員を決めて、専門員とペアで対応する。それぞれが受理した相談については、ケース会議を月2回開催し、その間のケースを全員で共有。(世田谷区)

②電話相談事業

- 全ての子どもを対象とした「東京子供ネット」を設置し、電話相談を受け付けている。都内の一定学年(小4、中1、高1)に広報用カードを毎年配布し、いつでも相談できる体制を設けている。電話は相談員が対応するが、いじめ等権利侵害が疑われる相談で、子どもが希望する場合は、学識経験者や弁護士から構成される子供の権利擁護専門員が面談し、必要に応じ学校等関係機関への訪問調査等を行う。(東京都)

③こどもほっとダイヤル

- 三重県では、こどもが健やかに育つことのできる地域社会の実現をめざして、平成23年度に「三重県子ども条例」を制定した。本条例に基づき、子どもからの相談に対応する電話相談窓口「こどもほっとダイヤル」を開設、年末年始を除く毎日(午後1時～午後

9時)、フリーダイヤルの電話相談を行っている。権利擁護部会は設置していないが、相談内容に応じて、関係機関とも連携して対応している。(三重県)

④児童福祉審議会以外の機関による、権利擁護の取組例

- 県附属機関設置条例に基づき設置される知事の附属機関である「子ども若者審議会」の中に、弁護士2名、児童相談所OB2名、臨床心理士2名の計6名の構成員からなる第三者委員会として、「滋賀県児童養護施設等のこどもの権利擁護部会」が設置されている。同部会では平成14年からこどもの権利擁護事業を実施している。本事業では、委員が定期的に一時保護所や児童養護施設等を訪問してこどもや職員の意見を聞き取り、こども等から聞き取った悩みや要望等を、こどもの許可を得た上で、施設に対し指導事項・助言事項等としてフィードバックし、施設から改善状況に関する報告書を徴収する。またこどもからの手紙や電話での意見表明に随時対応している。(滋賀県)

3. 意見表明等支援事業の実施・活用促進等

- 第3章で記載した意見表明等支援事業は、こどもの意見表明権を実質的に保障するために重要な取組であり、こどもの権利擁護に係る環境整備の一環として当該事業を推進することが望まれる。また、第2章で記載をしたこどもの意見聴取等の措置は、都道府県知事又は児童相談所長の義務であるが、児童相談所の職員等に対して研修等を行い、この意見聴取等の措置が適切にとられるための環境づくりに努めることもまた、こどもの権利擁護に係る環境整備に含まれる。
- 都道府県等は、意見表明等支援事業を実施する際には、以下の点に留意して体制を整える。
 - ①こどもが意見表明等支援事業を円滑に利用できるよう、意見表明等支援員にアクセス(相談・連絡)しやすい環境を整備すること。
 具体的には、その手段として、担当者を介した連絡、事務局への連絡手段として電話(フリーダイヤル)、はがき(プライバシーシール付)、ファックス、電子メール、WEBフォーム、SNSなどのうち、複数の手段を確保しておくことが望ましい。電話の際は関係者がこどもの周囲に誰もいない環境を整える、はがき使用後は補充して繰り返し利用できるようにすること。
 障害児の場合には、手話通訳、ガイドヘルパーの活用など、相談受付窓口にアクセスするための合理的配慮も求められ、こどものアクセシビリティには十分に配慮すること。
 - ②こどもが意見表明等支援員の利用を希望したときは、意見表明等支援員がこどものニーズに合わせて速やかに対応できるような体制整備に努めること。
 - ③意見表明等支援事業の実施に当たっては、上記に挙げたような実践環境の整備、また意見表明等支援員の訪問・面接前後の調整といった事務局業務を担当する職員が必要となるため、事務局業務をどのように分担するのかについて検討し、十分な体制を確保すること。
 - ④こどもが意見表明等をしたときは、児童相談所等がこどもの意見又は意向について、こどもの最善の利益を考慮して組織的に検討し、その結論と結論に至った理由をこどもに対して十分に説明する制度とすること。

- こどもは既述のような権利擁護機関への意見表明の機会があったとしても、自身のみで意見又は意向を言葉として他者へ表明することが難しい場合もあり、権利擁護の仕組みが有効に機能しないケースが生じる。そのため、関係者・関係機関が機会を捉えてこどもに権利擁護の仕組みを伝える、適時適切に意見表明等支援員が関与する等、こどもの意見又は意向が適切に権利擁護機関へ届けられる仕組みも整備すべきである。これらは、社会的養護施策を立案・実施する主体である都道府県等の役割として位置づけられる。
- これまで国では「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」の実施を通じて、都道府県等がこどもの権利擁護の仕組みを構築するとともに意見表明を支援する体制や事業を試行的に実施してきた。その成果がこれまでの調査研究で取りまとめられていることから、都道府県等においては、こうした取組事例を参考としつつ意見表明等支援事業を実施・活用することについて、地域の実情に応じた主体的な取組の進展に努められたい。

【表：過去の調査研究で掲載された都道府県等の権利擁護×意見表明支援の取組事例】

自治体名	取組概要
大分県	社会福祉審議会内の児童相談部会が、こどもの意見表明に対応できるよう仕組みを構築済み。アドボケイトの養成等を大分大学へ委託するとともに、子ども権利擁護調査員を雇用し配置。
山口県	社会福祉審議会を活用する形でのアドボカシーの実践を構想している。意見表明等支援員に関連する業務を山口県社会福祉士会へ委託できないか検討中し、訪問型アドボカシーの本格実施に向けて、まずは児童養護施設を対象に実践中。今後、一時保護所等への拡大を視野に入れて調整中。
岡山県	児童相談所内配置弁護士による一時保護所でのアドボカシー実践を、今年度は児童福祉分科会からの委託の形式に切り替え独立性を高めることを検討中。その場合、年度末に報告書を分科会長宛に提出してもらう予定。
名古屋市	自治体では平成31年度に名古屋市子どもの権利擁護委員条例を定め、令和2年1月に子どもの権利擁護機関（名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」）を設置。民間団体では令和2年7月に「子どもアドボカシーセンターNAGOYA」を開設。
鳥取県	令和3年度から「鳥取県版子どもの意見表明をサポートする仕組み（鳥取県版アドボカシー）の構築についての検討会」を立ち上げ、社会的養育経験者の当事者グループからも検討委員に加わっていただいている。 令和4年度は、大学教員と弁護士を意見表明支援員（アドボキット）として、児童相談所に派遣する試行実施及びアドボキット養成研修を開催した。令和5年度は、養成したアドボキットの児童相談所への派遣を実施予定。
大阪府	NPO 法人子どもアドボカシーセンターOSAKA が府内の児童養護施設等に訪問してアドボカシーを実践中。

出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子どもの意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究」（2020年度）をもとに、一部情報を修正して作成

4. こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発

- こどもの最善の利益を優先して考慮した福祉の保障を実現するには、こどもの意見表明の機会が確保され、関係者・関係機関が意見を聴き、適切に考慮・反映する環境の整備が前提である。この環境整備として行う各種取組を有効に機能させるためには、こどもに対して自身が有している権利を丁寧に伝えたり、権利擁護の仕組みや利用方法を分かりやすく案内したりする周知啓発の取組もまた都道府県等において実施することが不可欠である。
- 本調査研究において社会的養護経験者へのヒアリングを行ったところ、「自分が一時保護所にいたときは、こどもの権利の説明を受けた記憶が全くない。・・・もしかすると説明があったのかもしれないが、それを覚え行使する余裕はなかった」「意見を聞く取組・仕組みの説明は受けていない」「よほど福祉や権利に興味がない限り、こどもは自分に権利があることはわからないと思う。・・・前提として権利の意識がないため、疑問を持たない」等の意見があった。
- 本章 63 ページの「多様なアクセス手段の確保」にもあるように、「知らない」といった広報不足の側面だけでなく、「怪しいと感じて利用する気にならない」等のこどもの心理的な障壁も想定されるため、都道府県等においては単一の取組でよしとするのではなく、様々なこどもが実質的に利用可能となるよう、複層的にアプローチすべきである。

こどもへ権利擁護の仕組みの周知啓発を進めた取組例

- えがおノート（福岡市のこどもの権利ノート）の改訂を行う際に、施設や里親家庭で生活しているこどもたちへ聴かせてワークを実施し、こどもたちが大切だと思う権利や権利ノート改訂におけるアイデア、デザイン等について聴く機会を設けた。年1回児童相談所が行う権利面接において、権利ノートを用いてこどもの権利についての説明等を行っている。
また、大人向けに、権利ノートハンドブックを作成し、継続的に社会的養護関係者へ周知の為の研修を行っている。その事により、大人の権利意識の向上につながっている。
(福岡市)

- また、社会的養護のもとにいるこどもの中には、過去の逆境体験から自己肯定感が乏しかったり、自己決定機会が乏しく環境に過剰に適応しようとしたりするこどももいる。これらのことを考慮し、こどもが権利に関する知識・態度・スキルを高めるには、都道府県等や関係者・関係機関からの情報提供だけでなく、こども自身に学びの機会が設けられることも重要である。

関係機関別に、権利ノートの作成を行っている事例

- 平成13年度から児童養護施設の入所児童を対象に、自分の権利について取りまとめた冊子「子どもの権利ノート」を配付している。
また、施設での生活と、里親・ファミリーホームでの生活は異なるため、令和3年度に里親・ファミリーホーム委託児童向けの権利ノートを作成した。(三重県)

5. 関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

- 児童相談所、里親、施設などの関係機関・関係者は、こどもと真摯に向き合っているからこそ、権利擁護の各種取組について不安や負担感が募ることがある。こどもが意見を聴かれたり意見を表明する機会が意見表明等支援員によって設けられることで、安定的に生活しているこどもが不安定になるのではないか、何かマイナスの影響があるのではないか、既に権利擁護に取り組んでいる上でなぜまた追加的な取組が必要なのか、新たな業務が生じてしまうのではないか、といった心配や懸念の声の関係者・関係機関から挙げられることが一部地域から報告されている。
- こどもの意見表明や権利擁護の取組を通じて、こどもが自身のことについての意思決定に参画することは、児童福祉法の原理原則や子どもの権利条約等に鑑みても重要な意義を有する。関係者・関係機関には、その意義や内容について十分に理解してもらうことが極めて重要であり、都道府県等は、関係者・関係機関に対する研修の機会等を活用した教育・啓発にも取り組むべきである。
- 例えば、児童相談所（一時保護所を含む）職員や施設職員に各種取組を伝える機会としては、内部で開催される職員研修に都道府県等の担当者が訪問・説明する形式のほか、都道府県等が主催する関係機関の合同研修の場を活用して説明することも想定される。里親については、先行する地域では個々の里親家庭で個別に訪問・説明しているケースもあるほか、里親会やフォスタリング機関による集合研修を行うことや、新たに整備した（あるいは整備予定の）権利擁護の仕組みや意見表明支援の取組について養育里親更新研修等の機会を活用して紹介することも考えられる。
- 加えて、こどもの権利擁護に関する環境整備を主として担う都道府県等の担当者が、児童相談所や施設など関係機関とともに学び、権利擁護の視点を共有することも重要である。国のモデル事業実施地域では、都道府県等が権利ノートの改訂作業を行う際、関係機関とワーキンググループを組成して検討を進め、その過程も各種研修で紹介しながら理解醸成を図る取組も行われていた。このように、幅広い関係者・関係機関の参画を得て、権利擁護の環境整備のプロセスを学びの機会として捉え、周知啓発を推進することも効果的である。

①こどもの権利擁護の仕組みについて複数回説明を行っている事例

- スムーズなモデル事業の実施に向けて、あらかじめ事業の説明文を作成し、施設職員や里親へ説明を行った。実際にアドボケイト事業を実施する際には、事前に児童福祉司が里親や施設等への説明・調整を丁寧に行っている。具体的には、児童福祉司が措置先に赴き、面接の際のこどもへの声掛けなど、里親や施設等に対しできる限りの協力をお願いしている。（港区）

②各関係機関との協議・周知を丁寧に進めた事例

- 半年ほどかけて、各関係機関とこどもの権利擁護の仕組みに関する協議・周知を進めた。（大分県）

☞事例の詳細は第3章（45ページ）を参照

③こどもの権利擁護に関する研修を実施している事例

- 児童相談所職員を対象としたアドボケイト研修を平成30年度から実施し、現在は、児童養護施設職員等にも対象を拡げている。さらに、本年度は一時保護所においてアドボケイトの派遣を実施するため、アドボケイトの役割や活動内容についての説明会を実施し、職員への周知を図った。
また里親登録前研修（基礎研修）の中で権利擁護について説明している。（三重県）

6. こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組

- こどもの権利擁護に係る環境整備のための取組は、本章で紹介してきたように、権利擁護の仕組みの整備（児童福祉審議会の活用、その他の機関による権利擁護）、意見表明等支援事業の実施、こどもへの周知啓発、関係者・関係機関の理解醸成といった様々な手段が想定される。都道府県等においては、地域資源の状況や取組の進展段階を踏まえつつも、社会的養護に関しては児童福祉法や子どもの権利条約に示された権利を保障する観点から、権利擁護に係る環境整備を計画的に推進することが望まれる。
- これまで述べた取組のほかにも、例えば、日常生活の場面における取組として、意見箱を用いたこどもの意見表明方策は多くの地域で実施されているところである。また、意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置などこどもの意見又は意向を受け止めるための多様なルートを設けている自治体もみられる。一時保護所や施設内に意見箱を設置し、こどもが施設機関の長などに書面を通じて直接考えを伝えられる意見箱の取組は、取組の開始・運用の手間があまりかからず比較的容易に開始できる利点がある。しかしながら、こどもが自由に考えを書き込んで投函しづらい環境であったり、投函したことに対する応答性が明確でなかったりするために、意見箱の取組が形骸化することがあるとの指摘もある。本調査研究において実施した社会的養護経験者からのヒアリングにおいては、意見箱や権利ノートについて、「意見箱をただ置いただけでは意見を聞いたことにはならない・・・出された意見に対して、実現に向け検討し、実現できないのならその理由を説明する等、当たり前のコミュニケーションがないとこどもは意見を言わなくなる」、「施設入所中に自身が権利擁護に関する講座を受け、権利擁護の仕組みを知ったが、施設の意見箱はあるが紙がないことに気づいた。そこで、職員に紙の場所を聞いたが、知らないと言われた。施設から、児童相談所へ権利ノートを取りに行くよう言われて取りに行ったこともある。」との意見があった。
- また、こどもが自身の意見を表明する前提として、「小さいころからの養育・教育で、権利意識を醸成したり、こどもの権利の尊重を主体とした生活のベースを作り続けることが重要ではないか。そのベースなしでは、子どもはノートを渡されても見ないし、期待もしない。」との意見があった。さらに、新たに意見表明等支援事業を開始する、又はすでに意見表明等支援事業を開始している自治体・現場の方への意見として、「大人の余裕が足りていない。子どものことを考えることも大切だが、職員の労働環境にも目を向けてほしい。自分のことを顧みたまに、どれだけ日常の中で自分が大事にされているかという視点を持てば、子どもと感覚が近づくのではないか。」との意見もあった。

- こうしたことから都道府県等においては、こどもの生活上の問題についてしっかりと受け止め、迅速かつ適切に対応できるよう、実効性ある運用がなされるような工夫を行うことも含め、各機関におけるこうした取組を更に前進させていくことが望まれる。

①意見箱を一時保護所内で活用している事例

- デイルームにポストを設置して意見箱の取組を開始した。当初は、一時保護所における紙の管理を厳密に行っていたため、意見を書き込む紙も職員を通じて渡す形を取っていたが、現在はいつでも書けるように紙を用意している。いつ書いたのか分からないケースもかなりある。人目につきにくいトイレや人通りの少ないところに設置するといった検討が今後必要だと考えている。

意見箱への意見は今年度4月以降、約半年で3件あった。食事の量を増やしてほしい等、生活に関する要望が多い。意見箱への意見は、一時保護所職員ではなく副所長が開ける。その内容を一時保護所職員と共有する場合は、こどもの理解を得る。なお深刻な問題があった場合は、副所長が面談を行うことになっており、こどもたちも承知している。(高知県)

②自治体内の児童養護施設や一時保護所で第三者委員を設置している事例

- 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、都内全ての児童養護施設が第三者委員を配置している。第三者委員に選定しているのは、「地域において児童福祉の分野に造詣のある方」、「教育施設の長や経験者」、「児童福祉施設等の長や経験者」、「地元自治会の方」のほか、「弁護士」、「司法書士」、「学識経験者」等となっている。

また一時保護所の第三者委員制度は、平成30年度から本格的に配置して実施している。都内8か所の一時保護所に対して、弁護士4名で対応しており、月に1回、担当の一時保護所に訪問している。こどもが第三者委員やその活動を知るための取組として、過半数の一時保護所が、「会議等で第三者委員の紹介や活動を説明し、職員を通してこどもに周知している」「入所児童との会食の機会を設けている」(ともに8か所中5か所実施)といった工夫を行っている。(東京都)

- また、一時保護所や施設の一部では、「こども会議」等の名称によりこどもの参画を図っているところもある。このような場において、例えば一時保護所では生活リズムや設備利用に関するルールを職員とともに見直したり、施設では長期休暇の過ごし方や旅行先を決定したりする活動が行われている。
- 各都道府県等においては、こうした取組事例も参考にしながら、こどもの権利擁護に係る環境整備として多様な取組を進めていくことが望まれる。

①こども会議を実施している事例

- 子供会議は、都内で一時保護所の支援に関し見直しが必要となったことを背景に、一時保護所に入ったこどもが、しっかり支援されていると実感できるように、一時保護所内の生活上のルールを変えていこうと始まったものである。どうしてもこどもの生活を管理しがちなルールが多い中、こどもがどこで窮屈さを感じているか、支援改善に向け

たルールをこどもに決めてもらっている。

例として、ある一時保護所では、男女別に、大きく支援体制を変える際は月1回の頻度で子供会議を行っていた。具体的な議論の内容・方法は以下の通り。(東京都)

- ▶ 第三者委員による面談の際に、一時保護所の生活に関わることでこどもから相談があり、それが変えていける内容である場合、皆が安心安全に暮らしていくための方法を、大人が誘導せずにこども主体で決めてもらう。
- ▶ 例えばホールでは、椅子よりもソファの方が座りやすいとのことであれば、ソファに変える。ソファに変えた際に、隅に座りたいこどもが多いとなれば、皆が気持ちよく生活するためにどうしたらよいか、大人ではなくこどもにルールを決めてもらう。
- ▶ 所外活動に行く際に、どこに行くか、そこで何を楽しみたいかなどもこどもに決めてもらう。

②こども会議、こどもの意見を聴く会の事例

- 「子ども会議」は、こども主催でメンバーもこども。一時保護所内での生活ルールなどについて、こども自身で考え、話し合っ決めていく、こどもの意見を尊重した会議で毎週開催。

「こどもの意見を聴く会」は、月1回程度、一時保護所の職員(課長、係長、担当等)が、こどもたちが生活上困ったことについてしっかり時間を設けて聴くことで、こどもたちが思っていることを職員に気軽に伝えられる関係性を構築することを趣旨に開催。聴き入れが困難なこと以外については、こどもたちの自主性に任せて運営している。(世田谷区)

- こどもと大人と一緒に「一時保護所がもっと良くなるためにどうしたらよいのか」を話し合う「いちほ会議」を定期的実施している。こどもの声を一時保護所の環境改善に生かしていくこと、また、こどもが意見を表すことを助けられたり、伝えた意見が受け止められる経験を重ねることによってこどものエンパワーメントにつながることを目的としている。頻度は月3回程度、心理療法担当がファシリテーターとなって実施。心理教育・権利擁護等に関するレクチャー、こどもの心の状況チェックの後、一時保護所の生活についての話し合い等を実施している。第三者委員も参加し、こどもとの関係づくりの機会としている。話し合われた意見や意見への対応についてはこどもの居室フロアの掲示板で周知している。こうした取組や、意見箱の設置の工夫(共有部分、居室(個室)等各所に設置)等が土台となっており、多くのこどもが意見を表してくれている。なお、いちほ会議についてはこどもが意見を伝え、大人が答えるという一方通行でなく、こどもと一緒に考えるという観点を持って運営することに留意が必要である。また「きくぞう会」として、所長や係長が、こどもから直接話を聴く機会を設けている。(中野区)

③施設入所児童向けのCAPプログラムを導入している事例

- 施設入所児童を対象に、CAP講師(外部委託)によるこどもの権利を基盤とした予防教育プログラム「CAPプログラム」を実施している。同プログラムでは、3つの権利(安心・自信・自由)が奪われる事例について、こどもの年齢に応じたロールプレイ等を実施するワークショップを実施している。ワークショップ終了後には、CAP講師とこどもが個別に面談する「トークタイム」を設けるほか、

CAP 講師と施設職員での振り返りの時間を設定し、事業の効果を確認している。(和歌山県)

第5章 参考資料編

参考資料 A こどもの権利擁護の取組に関するこども向け説明資料（高知県）

こまったときはどうしたらいいの？





ことばで話しにくいときは
ごいけんポストにてがみを書いてください
ごいけんポスト専用（せんよう）の
●●色（いろ）の紙（かみ）に書いてください

ほごしよの先生や
ケースワーカーさんたちに
そつだんしてください

じどうそつだんじよの
副所長（ふくしよちよう）さんが
ポストをあけて
あなたの意見（いけん）を
きいてくれます

参考資料B こどもの権利擁護の取組に関するこども向け説明資料（大分県）

【①年少用】

 <p>こどもアドボケイトって？</p>	<p>1. こどもアドボケイトのこと</p> <p>あなたのきもちやおもいを だれかにはなしたとき つたえたいときに つたえてくれるひと</p> <p>あなたのきもちやおもいを しっかりときいて うけとめてくれるよ</p> <p>きもちって</p> <p>いや、うれしい、たのしい、こわい、しんぱい、うれい、... すべてあなたのたいせつなきもちだよ！</p> 
<p>これからつたえること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. こどもアドボケイトのこと 2. おはなししてつたえてくれたこと 	<p>2. おはなししてつたえてくれたこと</p> <p>あなたのきもちやおもいをつたえて かなえられるようにおてつたえをするよ。</p> <p>すべてうまくいかは わからないけれど いっしょにかんがえるよ！</p> <p>こどもアドボケイトは マイクみたいだよ！</p> 



【②年長用】



だから
子どもアドボケイトには
なんでも話してね！

- 子どもアドボケイトは、いつでもあなたを応援するよ。
- 話したくないことは、無理に話さなくてもいいよ。



あなたのきもちをしっかりと
聞いて受け止めてくれるよ♪

困っていること、嫌だと思っていること、
なんでも聞いて、一緒に考えてくれるよ。



きもちって

いや、うれしい、楽しい、ごめん、心配、腹が立つ……いろいろあるね。
すべてあなたの大切なきもちだよ！ ……話してくれたら……。

子どもアドボケイトは、あなたのきもちや思いが
かなえられるようにお手伝いをするよ。

あなたの気持ちや思いがかなえられるように。
すべてうまくいかなければならないけれど。

いっしょけんめい力になつてくれるよ。
話してみたら、
スッキリしたり、
元気が出るかもしれないよ。



子どもアドボケイトは秘密を守ります！



秘密にしてほしいことは、
誰にも話しません！



話してもいいかどうかは、
必ず確認してからにします！



大切なあなたを守るために！！

でも、あなたや誰かがいじめられたり、なぐられたりされているときには、大人に伝えることがあるよ。
 (そのときも、話していいゆえどこかあなたに伝えてからにするね。)

それからね
 あなたといっしょに
 お話に行くこともできるよ



あなたが誰かにきちを伝えたいときには、
 いっしょにお話に行くよ。
 あなたの代わりに行って伝えることもできるよ。

よかったね♪
 うれしいね♪



さあ
 あなたの
 安心を守るために
 子どもアドボケイトと
 話そうね♪

【③中・高生向け】

あなたの意見を伝えるための支援について
— 子どもアドボケイトの活動 —



大分大学権利擁護教育研究センター



1. 自己紹介
「子どもアドボケイト」って


はじめまして、わたしの名前（ ）です。
大分大学権利擁護教育研究センターから子どもアドボケイトと
して参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

子どもアドボケイトであるわたしは、あなたの年令によって、あな
たの気持ちや意見を、伝えたい相手に、できる限りていねいに正確に
届け、かなえられるように手助けをします。

だからといって、すべてかなえられるかどうかはわかりませんが、
実現できるように努力します。

そのときには、秘密を守りますので安心して話をしてください。
（詳しい説明は後で「4. 守秘義務について」でします。）

わたしがあなたの意見を届ける手助けをしている途中で、あなた
がやめたいと思ったら、その意思を尊重して中止します。いつでも
連絡せずに言ってください。



よろしくお願ひ…しよ

目 次

1. 自己紹介「子どもアドボケイト」って
2. あなたの気持ち・意見をそのまま伝えるために
子どもアドボケイトを呼んで話してみよう
3. 気持ちや意見をいう権利について
4. 守秘義務について
5. 子どもアドボケイトの独立性
6. あなたが伝えたい意見について



2. あなたの気持ち・意見をそのまま伝えるために
子どもアドボケイトを呼んで話してみよう

子どもアドボケイトはあなたを応援します。わたしの役割は、あな
たが必要な時に、マイクのような存在になってそばにいて、あなたの
気持ちや意見をじっくりと聴くことです。そしてあなたの指示によ
って、その気持ちや意見を相手にそのまま届けるのを手助けするこ
とです。秘密を守りますので安心して呼んで話してください。

誰かに自分の気持ちや意見を伝えたいときは、どうすれば伝えら
れるのかをあなたと一緒に考え、あなたが自分にかかわることを選
べるように情報を提供したり、伝えるために手伝ったりします。
また、代わりに伝えてほしい場合はそのまま伝えますので、思いたいこ
とがあれば、我慢しないで私たちを呼んで何でも話してください。

言いくらいのこと、聞いていること、嫌なこと、心配なこと、はずか
しいこと、うれしいことなど、伝えたい気持ちや意見をなんでも話し
てくれれば、そのまま伝えられるように手助けします。

我慢しないで気持ちに呼んで話してください。あなたからの連絡を
いつでも待っています。

3. 気持ちや意見をいう権利について



あなたには、自分の気持ちや意見や考え、自分自身のことや生活のことなど、自分にかかわることについて、なんでも言う権利があります。自分に影響するすべてのことについて、自分の気持ちや意見、希望をなんでも自由に言うことができるのです。そして、そのすべてを真剣に聞いてもらい、正しく尊重される権利もあります。

たとえば「家を移れる」など、あなたにとって重要な決定をするとき、周りの大人は、あなたが望まず、安心して意見を言えるように、十分な心づかいをするための時間や、意見を言いやすくするための環境をつくるように努めなければなりません。あなたはそのような環境の中で意見を言うことができるのです。

その際に、あなたは自分の意見が活しく評価され、尊重されたのを感じるすることができます。もし不満があり納得できない場合には、再び自分の気持ちや意見を言うことができます。

5. 子どもアドボケイトの独立性



子どもアドボケイトは、あなたのために活動するために、児童相談所や警察官、児童福祉施設などと関係をもたせませんので安心して存んで下さい。[ただし、いじめ、虐待、非行などについては、法律に基づいて伝える必要があるので、関係をもつことになります。]

子どもアドボケイトは、あなたが意見を述べるために手助けをするとき、あなたが関係している人から影響を受けることはありません。子どもアドボケイトは、いつでもあなたの力で応援していますので、あなたのためにだけに活動します。

子どもアドボケイトを存んで手助けを受けた子どもたちの声を聞かせます。

- ・「いっしょに住んでいる人には話せないようなことを、アドボケイトなら話せるから」
 - ・「自分のことを知らない人に話す方が簡単だし、自分の思い分を知らない人の方が言いたいことを効果的に伝えられた」
- さあ、大切な権利を守るために、あなたも存じてみませんか。



4. 守秘義務について



あなたが子どもアドボケイトしてくれたお話を秘密は守ります。たとえ、いっしょに生活している家族、友達、先生、児童相談所の職員さんであっても、わたしからは伝えません。伝えてよいかどうかは必ずあなたにたしかめます。

あなたの状況について、大分大学特別支援教育研究センターのスタッフと話しあうことがあるかもしれませんが、スタッフは必ず秘密を守ります。

ただし、もしあなたや友だちなどが、いじめや虐待を受けていたり、非行などの法律に違反する行動をしていることがわかった場合、子どもアドボケイトも、法律に基づいて児童相談所などにお話をしなければなりません。その時にはあなたに話をして、できる限り同意できるよう努めます。

このことについては理解してください。どうぞよろしくお願ひします。

6. あなたが伝えたい意見について

相談したことについては、次のような書類(保証書)で確認します。

日 時	場 所	対 象	目 的	目 録	備 考	備 考
「伝えること」の確認						
伝える事項が	口してほしい	口してほしくない				
伝えること	いつごろまでに					
どこで						
誰に						
それが	<input type="checkbox"/> あなたと子どもアドボケイトで伝える <input type="checkbox"/> 子どもアドボケイトがあなたのために伝える					
どのような伝え方か						
空欄に書いてあることで足りぬ場合は、 電話 寄 附 書 あなたの住所 子どもアドボケイトの住所						
(なお、原簿や写いがあつた場合には適宜なく書して下さい。)						

参考資料C こどもからの聴取項目（高知県）

1. 一時保護所での生活について

(1) 一時保護所の日課や生活のルール等について、説明を聞きましたか。

はい いいえ

(2) 【「はい」の場合】

① どんなことを聞きましたか。

※子どもの回答を待って、「こんなの見ましたか？」と保護所のルールのファイルを提示し、子どもと一緒に見ながら、ルールや一時保護所での生活を想起させる。

② そのことを聞いたときに、どう思いましたか（納得や理解の程度はどうか）。

③ そのことは誰から聞きましたか。

(3) 【「いいえ」の場合】 ※ファイルを提示

① これを見たことがありますか。

はい いいえ

② 説明しておいてほしかったことがありますか。

(4) 一時保護所の良いところと悪いところを教えてください。

(5) 一時保護所での生活やルールで、わからないところや、直してほしいところを教えてください。

(6) あなたの気持ちを聞いてくれる人はいますか（一時保護所での満足度の確認）。

2. 一時保護について

(1) どうして一時保護所に来ることになったのか、知っていたら教えてください。

知っている 知らない

(2) 【知っている場合】

① そのことはどうやって知りましたか（そのことは、だれかから聞いたのですか）。

② そのことを聞いた時に、どう思いましたか。聞いたことがわかりましたか。

③ そのことは、だれから聞きましたか。

④ そのことを聞いたのはいつですか？（一時保護所に来る前でしょうか？来た後でしょうか？）

(3) 【知らない場合】

① 一時保護所で生活することについて、何かお話を聞いたことがありますか。

はい いいえ

② 【「はい」の場合】

i. どんなことを聞きましたか。

ii. そのことを聞いた時に、どう思いましたか。聞いたことがわかりましたか。

iii. そのことは、だれから聞きましたか。

③ 【「いいえ」の場合】

i. 一時保護所には、誰と来ましたか。

ii. 一時保護所に来る前に、説明しておいてほしかったことがあれば、教えてください。

(4) 一時保護所で生活してみて、一時保護になったことを今、どう思いますか。

3. 今後の生活について

(1) いつまで一時保護所で生活するのか説明を聞いていますか。また、一時保護所を出た後にどうかについて、説明を聞いていますか。

はい いいえ

(2) 【「はい」の場合】

- ① どんなことを聞きましたか。
- ② そのことを聞いて、どう思っていますか。
- ③ そのことは、誰から聞きましたか。

(3) 【「いいえ」の場合】

- ① 説明されていないことについて、どう思いますか。
- ② 今後の生活についての、あなたの気持ちを聞いてくれる人はいますか（児相の処遇方針に児の意見が反映されているか）。

はい いいえ

【「はい」の場合】→「聞いてくれる人は誰ですか」

【「いいえ」の場合】→「そのことについてどう思いますか。何か希望はありますか」

4. 伝えたいこと・秘密にしておきたいことの確認

(1) 今日話してくれたことの中で、秘密にしてほしいことはないですか。

ある ない

【「ある」場合】→どの部分を秘密にするかを児童と確認

【「ない」場合】→「話してくれたことは児童相談所の担当さんにも伝えますね」

秘密にする部分を確認した 児童相談所員への共有を確認した

(2) 他に、伝えたいことはないですか。

ある ない

(3) 今日は、いろんなお話を聞かせてもらいました。その中で、児童相談所の人から説明してもらいたい返事をしてもらいたいというところがありますか。

※面接中、児童が疑問に思っている点や納得していない点等が想定される。児童が「ない」と言っても、「さっき〇〇って言っていた話は、どうかな？」等と確認する。

ある ない

【「ある」場合】→どの部分を指しているのかを児童と確認する。

「このことについて、あなたが返事を欲しいと思っていることを、児童相談所の人に伝えますね」

回答を求める部分を確認した 記録係は、保護部長に共有した

5. おわりに

他に話しておきたいことや、私に聞きたいことなどはないですか。

参考資料D こどもからの聴取項目（港区）

意見聴取内容

- この質問を参考に、児童の意見を聴取してください。
- 意見を言うことを強制する、あるいは追い詰めることなく、安心して話せる環境を作って聴いてください。
- 答えを出す必要はありません。誘導的にならずに、ありのままに聴いてください。
- 児童が秘密にしてほしいと言うことは、原則として秘密でよいですが、権利侵害の事案は必ず報告してください。

1. 一時保護児童

【一時保護中の児童（共通）】

- ・ 一時保護所での生活で困っていること、変えてほしいこと
- ・ 子ども同士の関係で問題はないか
- ・ 一時保護所の職員に対して伝えたいこと
- ・ 児童福祉司、児童心理司に伝えたいこと
- ・ 楽しいこと、やってみたいこと、不安なこと
- ・ 自分の夢、実現したい事、好きなこと
- ・ そのほか、本人の話したいことを聴いてください

【一時保護直後】

- ・ 一時保護の決定について、児童福祉司に意見を聴かれたか
- ・ 一時保護について納得しているか
- ・ 一時保護所での生活について説明されたか
- ・ 一時保護所での生活で困っていること
- ・ 一時保護所の職員に対して伝えたいこと
- ・ 児童福祉司、児童心理司に伝えたいこと
- ・ そのほか、本人の話したいことを聴いてください

【今後の方向性（家庭復帰、措置等）の決定に際して】

- ・ 今後の方向性について、十分意見を伝え、それを聴いてもらって検討したか
- ・ 今後の方向性を納得しているか
- ・ 今後の方向性について不安なこと
- ・ 児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員に伝えてほしいこと
- ・ そのほか、本人の話したいことを聴いてください。

2. 施設等に措置している児童

【措置中の児童（共通）】

- ・ 施設、里親家庭での生活で困っていること、変えてほしいこと
- ・ 子ども同士の関係で問題はないか
- ・ 施設の職員、里親に対して伝えたいこと
- ・ 児童福祉司、児童心理司に伝えたいこと
- ・ 楽しいこと、やってみたいこと、不安なこと
- ・ 自分の夢、実現したい事、好きなこと
- ・ そのほか、自由に聴いてください

【措置直後】

- ・ 措置の決定について、児童福祉司に意見を聴かれたか
- ・ 措置について納得しているか
- ・ 施設、里親家庭での生活について説明されたか
- ・ 毎日の生活について困っていること
- ・ 施設職員や里親に対して伝えたいこと
- ・ 児童福祉司、児童心理司に伝えたいこと
- ・ そのほか本人の話したいことを聴いてください

【今後の方向性（家庭復帰）の決定に際して】

- ・ 今後の方向性について、十分意見を伝え、それを聴いてもらって検討したか
- ・ 今後の方向性を納得しているか
- ・ 今後の方向性について不安なこと
- ・ 児童福祉司、児童心理司等に伝えてほしいこと
- ・ そのほか本人の話したいことを聴いてください

参考資料 E 関係機関への意見表明等支援事業に関する説明資料（北海道）

1. 子どもの権利擁護に係る経緯等について

(1) 国の動き

- 子どもの権利条約への批准

1984年に国連で採択された「子どもの権利条約」4つの原則に「子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）」が定められ、日本は1994年に批准

- 関係法の整備（都道府県等に義務化）

本年6月に成立した改正児童福祉法等において、都道府県（知事）又は児童相談所長に、次の取組が義務化（施行日：令和6年4月）

- 児童相談所による措置等の際に、子どもの意見・意向を意見聴取等の方法により把握し、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘案
- 都道府県による意見・意向表明支援の体制整備と権利擁護機関（児童福祉審議会等）の活用等による権利擁護の環境整備

(2) 道の動き

- モデル事業の予算化

令和4年度予算において、モデル事業実施のための予算を確保

「一時保護児童からの意見聴取」「児童福祉施設に対する権利擁護の啓発等」が柱

2. モデル事業の実施について（一時保護児童からの意見聴取）

(1) 内容

意見表明支援員（子どもアドボケイト）は意見表明を希望する一時保護児童と面談し、意見表明の支援を実施

(2) 実施児相

中央児童相談所

(3) 実施時期

令和4年9月中旬頃から令和5年3月上旬頃まで

(4) 大まかな流れ

	項目	内容	対応者
1	制度説明	児童に対し、一時保護所入所時に制度説明	連絡員
2	申込み	児童が意見表明支援員（子どもアドボケイト）との面談を希望する場合、自ら面談を申し込み、連絡員が日程を調整	連絡員
3	意見表明支援	支援員が児童と面談し、意見表明支援を実施	連絡員 支援員
4	意見表明	（児童に意思表示意思がある場合） 児童が表明相手として希望する児相職員と児童との面談により、意見を聴取 ※支援員による対応の場合あり	児相職員 支援員 連絡員


(5) 具体的な流れ

別紙1のとおり


参考資料F いちほ会議に関する子ども向け説明資料（中野区）

<p>1</p> <p style="text-align: center;">導入</p>	<p>2</p> <p style="text-align: center;">いちほ会議</p>
<p>3</p> <p>「一時保護所」って何だろう？ 2</p>  <ul style="list-style-type: none"> 18歳までの人は子どもと呼ばれていて、子どもは大人に守ってもらえる権利があります。これは法律で決まっています。 国は子どもたちの安心・安全の生活を守るために、一時保護所という施設を作りました。全国に150カ所あり、1年間で2万人以上の子どもたちが生活しています(令和4年7月1日現在)。 一時保護所は大人もいます。しかし、ただの大人ではありません。全員が子どもの安心・安全を守る専門家なのです。 私たち大人は、子どもたちに対して、次のように願っています。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「ケガの無い安全な生活をして欲しい」 ➢ 「心が温かくなるような安心を感じて欲しい」 ➢ 「嬉しいことがあっても前向きな心を大切に欲しい」 ➢ 「将来のために少しでも成長の日々を過ごしてほしい」 私たち大人は、子どもたちを大切に思っています。「よりよい人生を歩んでほしい」そう心から願っています。 	<p>4</p> <p>「いちほ会議」って何だろう？ 3</p>  <ul style="list-style-type: none"> いちほ会議とは子どもと大人が全員で「一時保護所がもっと良くなるための方法や考え方」を話し合う会議のことです。大きく2つのことを行います。 1つ目はアイデア交換です。一時保護所をより良い場所にするために、子どもと大人でアイデアを出し合います。法律で決まっていることや、子どもの健康と成長のために必要なことは変えられませんが、自由な部分は叶える努力をしています。また、子どもには「意見を表す権利」があります。つまり、全ての大人には、全ての子どもが自分の気持ち正しく表現できるように支える役割があるのです。 2つ目は心と身体のケアです。心と身体を大切にする方法を専門家から教わります。そして、教わった知識や技術を、生活の中でどのように使っていくかを話し合います。特に、子どもには「健康・医療への権利」があります。全ての大人には、全ての子どもが健康でいられるように支える役割があるのです。 この会議は月に3回行っています。各回のテーマについて、1回目は「心と身体のケア」、2回目は「保護所からの返事と話し合い」、3回目は「話し合いのテーマ探しとアイデア交換」を行います。いちほ会議の内容は各フロアに掲示していますので、みなさんも確認してみてください。 
<p>5</p> <p>「いちほ会議」って必要なの？ 4</p>  <ul style="list-style-type: none"> いちほ会議が必要な理由は大きく2つあります。 1つ目は「子どもの心と身体をケアすること」が一時保護所の目的の1つだからです。例えば、一時保護所で生活する多くの子どもが次のような悩みを話します。 <ol style="list-style-type: none"> ① 相手が悪いと思いついて、良いところが見えなくなってしまう… ② 投げやりになって、自分や相手を傷つけてしまう… ③ つい強がってしまい、弱い自分を見せられない… ④ 「ごめんね」、「ありがとう」が言えず、仲直りができない… ⑤ 昔のことを思い出して、頭が真っ白になってしまう… ⑥ 小さなことで傷ついてしまう…人が怖い…相談できない… ⑦ コワイ夢をみても…おむねない… <p>児童相談所には医師、看護師、心理士など、頼ってもよい大人がたくさんいます。いちほ会議を通して、悩みを解決する方法を全員で考えていきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2つ目は「子どもが成長を感じられるように支えること」が一時保護所の目的の1つだからです。例えば、子どもには「子どもに関する司法」という権利があります。つまり、全ての大人には、全ての子どもが自分や相手を大切にできるように支える役割があるのです。子どもの成長は担当職員にも伝えています。これからの生活に繋がっていきます。 	<p>6</p> <p style="text-align: center;">活動① 心と身体のケア</p>

7



活動① 子どもの権利って何だろう？



8

「子どもの権利」って何だろう？

「子どもの権利」とは？


- ・ 18歳までの子どもに与えられた資格・能力のことです。
- ・ 世界の国々は、1989年に子どもを守る法律「子ども権利条約」を作りました。
- ・ 子どもは大人から、大きく分けて4つの権利を大切にもらえるのです。

① 【生きる権利】 心や身体の健康を大切に、**命**を守ってください。

② 【守られる権利】 差別や暴力をなくして、**安心・安全**を守ってください。

③ 【育つ権利】 遊びや勉強を大切に、**健やかな成長**を守ってください。

④ 【参加する権利】 決めごとに参加して、**気持ちを言葉にする機会**を守ってください。



9

【活動①】自分のことを分かってあげよう ～私が大切にしたい権利はどれかな？～

【質問】 一時保護所で生活しているあいだに、あなたが大切にしたい権利はどれでしょうか？ 質問を読んで、当てはまるものに○をつけて下さい。

権利の名称	番号	質問	当てはまる	権利の名称	番号	質問	当てはまる
生きる権利	1	病気やケガを予防したい		育つ権利	17	自分で気持ちよく遊みたい	
	2	まぎやうたいを歌いたい			18	遊びたい、運動したい	
	3	なやみや、心遊びをたくさんしたい			19	勉強したい、学ばせたい	
	4	おもしろいこと、おもしろい場所に行きたい			20	読書や、大げさに遊ぶのが好き	
	5	おしゃべりがしたい			21	おもしろいイベントに参加したい	
	6	なやみやを習いたい			22	好きなことをやることが好き	
	7	おどろかすおもしろい場所に行きたい			23	自分の思いを伝えたい	
	8	委員会や行事に参加したい			24	一時保護所の話し合いに参加したい	
守られる権利	9	おもしろい、イヤなことを言われたくない		参加する権利	25	自分の気持ちをよく話したい	
	10	自分や他人を差別されたくない			26	自分の考えを話したい	
	11	金や物を盗まれないでほしい			27	他の子どもや大人と話したい	
	12	物を盗られたり、さわられたりたくない			28	他の子どもの考えや思いを知りたい	
	13	自分や他人の秘密を話されたくない			29	おもしろいことを聞いてほしい	
	14	おどろかすおもしろい場所に行きたい			30	自分の思いを伝えたい	
	15	学校や行事に参加してみたい			31	大人から話を聞きたい	
	16	一時保護所で生活する理由を知りたい			32	親類に話を聞きたい	

【結果】 権利ごとに○の数を数えて「○の数」に記入して下さい。そして、「順位」を記入して、アドバイスを確認してみましょう。

番号	権利の名称	○の数	順位	アドバイス
1-8	生きる権利			あなたに与えられた権利(心や身体を健康に保つ権利)を大切にしようね。一時保護所に来るとおもしろいことばかりだよ。
9-16	守られる権利			あなたに与えられた権利(差別や暴力をなくす権利)を大切にしようね。よければ、学校や行事に参加してみようね。
17-24	育つ権利			あなたに与えられた権利(遊びや勉強を大切にしようね)を大切にしようね。よければ、おもしろいことをやってみようね。
25-32	参加する権利			あなたに与えられた権利(決めごとに参加して、気持ちを言葉にする権利)を大切にしようね。よければ、話し合いや行事に参加してみようね。

※ ○の数が多いほど、「私はこの権利を大切にしたい」と思っています。○の数の多い順に「順位」を記入してください。

10

「安心・安全」って何だろう？



活動① 「安心・安全」って何だろう？



11

「安心・安全」って何だろう？

「安全」とは？

- ・ 安全とは「自分の心や身体が傷つけられないこと」です。
- ・ 「事件、事故、暴言暴力、ケンカ、いじめ、仲間外れ、ルール違反がないこと」などです。

「安心」とは？

- ・ 安心とは「自分の気持ちを大切にしてくれること」です。
- ・ 「悩みを聞いてくれる、はげましてくれる、心を落ち着かせてくれること」などです。



12

【活動①】自分のことを分かってあげよう ～私は安心・安全をどのくらい感じているのかな？～

【質問】 子どもへの安心・安全について質問します。一時保護所の生活を思い出しながら、あなたの様子に当てはまる数字の数字に○をつけて下さい。

番号	質問	全くない	ほとんどない	少しある	結構ある	たくさんある
1	保護所内の他の子どもから、おどろかすことされて、イヤな思いをすることがありますか？	4	3	2	1	
2	保護所内の他の子どもから、おどろかすことされて、イヤな思いをすることがありますか？	4	3	2	1	
3	保護所内の他の子どもから、物をこぼすなどの迷惑なことをおぼせられたり、イヤな思いをすることがありますか？	4	3	2	1	
4	物事がうまくいかなかった時に、保護所内の他の子どもは、はげましてくれることがありますか？	4	3	3	3	3
5	何かあった時に、助けてくれる子どもはいますか？	1	2	3	4	
6	保護所の中に、自分を助めてくれる子どもはいますか？	1	2	3	4	

【質問】 大人への安心・安全について質問します。一時保護所の生活を思い出しながら、あなたの様子に当てはまる数字の数字に○をつけて下さい。

番号	質問	全くない	ほとんどない	少しある	結構ある	たくさんある
7	保護所の大人から、おどろかすことされて、イヤな思いをすることがありますか？	4	3	2	1	
8	保護所の大人から、イヤなことを言われたり、ハカにされることはありますか？	4	3	2	1	
9	保護所の大人から、感情的に、しつこく話されることはありますか？	4	3	2	1	
10	保護所の中に、自分のずいぶんおもしろい話を、こまめに話してくれる大人はいますか？	1	2	3	4	
11	保護所の大人は、あなたが何かしようとする時、話したり、応援してくれると思いますか？	1	2	3	4	
12	物事がうまくいかなかった時に、保護所の大人は、はげましてくれることがありますか？	1	2	3	4	

【結果】 ○をつけた数字をたし算して「合計得点」に記入して下さい。そして、「結果」に○がついたアドバイスを確認してみましょう。

番号	結果	合計得点	結果	アドバイス
1-5	子どもへの安心感			あなたに与えられた権利(心や身体を健康に保つ権利)を大切にしようね。一時保護所に来るとおもしろいことばかりだよ。
6-9	子どもへの安心感			あなたに与えられた権利(差別や暴力をなくす権利)を大切にしようね。よければ、学校や行事に参加してみようね。
10-12	大人への安心感			あなたに与えられた権利(決めごとに参加して、気持ちを言葉にする権利)を大切にしようね。よければ、話し合いや行事に参加してみようね。

※ ○の数が多いほど、「大人や子どもから安心・安全を感じています」と思っています。○の数の多い順に「結果」を記入してください。

13

活動① 信頼って何だろう？

14

信頼って何だろう？

「信頼」とは？

- ・ 信頼とは「人（自分や相手）の持っている力を頼りにすること」です。
- ・ 言いかえると「信頼できる人に近づいて、不安を安心に変えること」です。
- ・ 信頼は私たちの身の回りにあります（想像を教えてくれる、食事を出してくれる、困ったから心配してくれる、など）。
- ・ 自分が傷つかないために、時には相手を疑うことも必要でしょう（いじわるな人、あぶない人、など）。
- ・ しかし、少しでも早く安心したいなら、信頼できる人を見つけて頼ってみる勇氣も必要です。
- ・ みなさんに覚えて欲しいのは「誰かを頼りにする方法には種類がある」ということです。

ひとりを選ぶタイプ（回避型） ひとりでなやむタイプ（抱擁型） うたがってしまうタイプ（不安型） すなおに頼れるタイプ（安定型）

15

活動① 自分のことを分かってあげよう ～私はどのような頼り方をしているのかな？～

【質問】 あなたを見にかけてくれる保護者の大人の人をイメージしながら、以下の質問を読み、当てはまる答えの数字に○をつけてください。

番号	質問	1	2	3	4
1	最近のことや年度について、たいがい、保護者の大人と話します。				
2	いろいろなことを保護者の大人と話します。				
3	うまいときは、保護者の大人に話す機会があります。				
4	気持が保護者の大人と通じます。				
5	よく聞く話にはあるけれど、保護者の大人には話す気がしません。				
6	自分のことについて「多く」を保護者の大人に話すことは、気が通じません。				
7	保護者の大人は、自分の話を聞いてくれないと感じています。				
8	自分が保護者の大人のことも大層に話そうと思いつくけれど、保護者の大人が自分を大切に思っていないのが気が通じません。				
9	自分が保護者の大人と通じようと思いつくけれど、通じないと感じています。				

【結果】 ○をつけた数字を丸し算して「合計得点」に記入して下さい。そして、「結果」に○がついたアドバイスを確認してみましょう。

番号	特徴	合計得点	結果（数字が多くなるほど当てはまる）	アドバイス
1～6	人に話しかけやすい（外向・積極的）		話しやすいタイプ 話しにくいタイプ 話しにくいタイプ 話しにくいタイプ	人に話しかけやすいタイプ うたがってしまうタイプ ひとりでなやむタイプ ひとりでなやむタイプ
7～9	自分を大切に思われる（内向・控えめ）		話しやすいタイプ 話しにくいタイプ 話しにくいタイプ 話しにくいタイプ	ひとりでなやむタイプ うたがってしまうタイプ うたがってしまうタイプ うたがってしまうタイプ

※ 点数が高いほど、図の方向に「近づいていく」ことを意味しています。この結果表を自分のものに記入して、自分自身の傾向を振り返って下さい。

16

活動① ストレスって何だろう？

17

「ストレス」って何だろう？

「ストレス」とは？

- ・ ストレスとは外から刺激を受けることで心・体・行動に現れる緊張のことです。
- ・ 良いストレスは成長の役に立ちます。（将来を考える、勉強する、仲良くする、など）
- ・ しかし、悪いストレスはどうでしょう。不健康になってしまいます。（ケツ、イライラ、気分、疲れ、など）
- ・ このため、不健康になってしまう前に、できるだけ早く悪いストレスに気づくことが大切です。
- ・ 一時保護所で特に気をつけてほしいストレスは、「トラウマ（傷つける緊張、心のケガ）」です。

思い出してしまう（再体験） 悪い方に考えてしまう（認知・気分の変化） 気持ちが落ちる（感覚障） 考えないようにしてしまう（回避症状）

18

活動① 自分のことを分かってあげよう ～私はどのくらいストレスを感じているのかな？～

【質問】 一時保護所で生活しているあいだに、つぎのようなことがどれくらい起きましたか？ 0～4の数字に○をつけておいてください。

番号	質問	なし	1	2	3	4
1	イヤなことを思い出してしまう。（イヤな記憶、イヤな物、イヤな音）					
2	思い出すとイヤな気持ちになってしまう。（こわい、おどろく）					
3	思い出すと泣いてしまう。（目を赤くする、涙がこぼれる）					
4	イヤなことを思い出さないようにしてしまいます。（イヤな人、イヤな場所、イヤな出来事、イヤな会話）					
5	イヤな記憶に近づかないようにしてしまいます。（イヤな人、イヤな場所、イヤな出来事、イヤな会話）					
6	もう記憶も定かでないと思ってしまう。					
7	だれか一人聞いてもらいたいと感じています。					
8	あんなに気持ち悪く感じない。（泣いても、だれかのこと大層に話さない）					
9	すでに忘れてしまっている、思い出せなくなっています。					
10	なかなか聞き取れない。					
11	胸にいたい感じが残っている（トラウマが癒えていない）					

【結果】 ○をつけた数字を丸し算して「質問1～11の合計得点」に記入して下さい。そして、結果とアドバイスを確認してみましょう。

番号	グループ名（トラウマの程度）	1～11の合計得点	結果とアドバイス
1～3	思い出してしまう（再体験）	0点	ストレスに反応しています。戻ることがあれば職員に話しましょう。
4～5	考えないようにしてしまう（回避症状）	1～10点	ストレスに反応してしまっています。今のうちに職員に話しましょう。
6～8	悪い方に考えてしまう（認知・気分の変化）	11～20点	かなり反応している状態です。一度、1～11の職員に話しましょう。
9～11	気持ちが落ちる（感覚障）	21～30点	かなり反応している状態です。早く1～11の職員に話しましょう。

※ 点数が高いほど、図の方向に「近づいていく」ことを意味しています。この結果表を自分のものに記入して、自分自身の傾向を振り返って下さい。

19

活動① 強みって何だろう？

自分をおかせる力 (情報の問題) 自分をコントロールする力 (多動・不注意) 相手を傷つけない力 (行為の問題) 相手と仲良くする力 (仲間関係の問題) 優しい社会をつくる力 (向社会的な行動)

20

「強み」って何だろう？

「強み」とは？

- 強みとは「自分の持っている力を発揮させること」です。「ステキな力」とも言えます。
- 人は誰でも得意なこと・苦手なことがあります。(スポーツは得意、勉強は苦手、人付き合いが得意、苦手など)
- ですが、力のない人は1人もいないです。(勉強は得意が比較的おぼつかない、優しいとは仲良くできる、など)
- 自分がイヤになったり、相手がイヤになったりしたときは「自分の持っている力を発揮できていないだけなんだ」と思うようにしましょう。
- 今回みなさんに覚えて欲しいのは「みなさんにもステキな力がある」ということです。

21

【活動①】自分のことを分かってあげよう ～私はどんな強みを持っているのかな？～

【資料】一時的な結果を思い出しながら、あなたの様子に当てはまる答えの数字に○をつけてください。

番号	質問	当てはまらない	まあまあ当てはまる	当てはまる
1	私は、これだけで、すくにおびえたりする。	2	1	0
2	私は、新しい活動に最初は大変な不安になり、自信をなくしやすい。	2	1	0
3	私は、心配ごとが多く、いつか不安だ。	2	1	0
4	私は、すぐに気が散るやうな、注意を集中できない。	2	1	0
5	私は、おとなづかなく、長い間じっとしていられない。	2	1	0
6	私は、ものごとを最後までやりとげ、果敢もある。	0	1	2
7	私は、よく泣くをする。相手の自分の思う通りにすることができない。	2	1	0
8	私は、ひどくもっさりしたり、よくかんしゃを取ったり。	2	1	0
9	私は、よくうそをついていると評判であり、よくかましていると思われる。	2	1	0
10	私は、他の子どもたちより、大人といえる方が多い。	2	1	0
11	私は、私はたいてい一人である。たいていいつも一人です。遊ぶか、人と付き合うことを避ける。	2	1	0
12	私は、他の子どもから、いじめられる、おそれられる。	2	1	0
13	私は、誰かがのを痛めていたり、傷を添えたり、嫌な思いをしているときなど、すずんで泣ける。	0	1	2
14	私は、他の人に対して嫉妬するようになっている。私は、他の人の気持ちをよく考える。	0	1	2
15	私は、自分からすすんでよくおしゃべりする(教・職員・子どもたちなど)。	0	1	2

【結果】 ○をつけた数字をたし算して「合計得点」に記入して下さい。そして、「結果」に○がついたアドバイスを確認してみましょう。

番号	質問	合計得点	結果	アドバイス
1~3	自分を安心させる力	0以上2以下	低	自分の強みや得意なことを思い出し、自信を回復させる。得意なことをたくさんやってみよう。
4~6	自分をコントロールする力	0以上2以下	低	自分の強みや得意なことを思い出し、自信を回復させる。得意なことをたくさんやってみよう。
7~9	相手を傷つけない力	0以上2以下	低	自分の強みや得意なことを思い出し、自信を回復させる。得意なことをたくさんやってみよう。
10~12	相手と仲良くする力	0以上2以下	低	自分の強みや得意なことを思い出し、自信を回復させる。得意なことをたくさんやってみよう。
13~15	優しい社会をつくる力	0以上2以下	低	自分の強みや得意なことを思い出し、自信を回復させる。得意なことをたくさんやってみよう。

22

活動① 上手な人付き合いって何だろう？

23

「上手な人付き合い」って何だろう？

「上手な人付き合い」とは？

- 上手な人付き合いとは「自分も相手も大切にしながら人と関わる」ということです。
- 一般的には「より良い人間関係をつくる力(ソーシャルスキル)」と呼ばれています。
- ソーシャルスキルは大きく分けて4つあります。「上手に声をかける力」、「上手に優しくする力」、「上手に気持ちを伝える力」、「上手に困り事を解決する力」です。
- また、ソーシャルスキルは、家庭や学校で習い、人として身に付けなければならない力でもあります。
- 今回みなさんに知ってほしいのは、「ソーシャルスキルは練習をすると身につく」ということです。
- もし、人間関係でうまくいかないときや、うまくいかない人を見たときは、「ソーシャルスキルの練習中かな? 練習を手伝ってあげた方がいいかな?」と思うようにしましょう。

上手に声をかける力 上手に優しくする力 上手に気持ちを伝える力 上手に困り事を解決する力

24

【活動①】自分のことを分かってあげよう ～私が得意なソーシャルスキルはどれかな？～

【資料】一時的な結果を思い出しながら、あなたの様子に当てはまる答えの数字に○をつけてください。

番号	質問	ほとんどできない	あまりできない	できている	できる
1	たれにでもいざづもいいますか?	1	2	3	4
2	相手の顔をみて、自分のこと考えを話しますか?	1	2	3	4
3	話を聞かずに、話している人を聞いていますか?	1	2	3	4
4	質問するとき、「今、質問してもいいですか?」と、相手の許可を聞いていますか?	1	2	3	4
5	友だちと遊ぶとき、「いっしょにやろう!」と、友だちを誘っていますか?	1	2	3	4
6	仲間に入りたいとき、笑顔で「仲間に入れて、なごまかしてあげますか?」と、話しかけていますか?	1	2	3	4
7	相手の気持ちを考え、いっしょに楽しむ、楽しんでいる様子を見せようとしていますか?	1	2	3	4
8	相手の話を聞いて、相手の話をよく聞いて、話していますか?	1	2	3	4
9	自分も話したいときや、相手の話を聞いて、話していますか?	1	2	3	4
10	自分も話したいときや、相手の話を聞いて、話していますか?	1	2	3	4
11	自分も話したいときや、相手の話を聞いて、話していますか?	1	2	3	4
12	自分が話したいときや、相手の話を聞いて、話していますか?	1	2	3	4
13	自分が話したいときや、相手の話を聞いて、話していますか?	1	2	3	4
14	自分が話したいときや、相手の話を聞いて、話していますか?	1	2	3	4

【結果】 ○をつけた数字をたし算して「合計得点」に記入して下さい。そして、「結果」に○がついたアドバイスを確認してみましょう。

番号	質問	合計得点	結果	アドバイス
1~4	上手に声をかける力	0以上4以下	低	自分の強みや得意なことを思い出し、自信を回復させる。得意なことをたくさんやってみよう。
5~8	上手に優しくする力	0以上4以下	低	自分の強みや得意なことを思い出し、自信を回復させる。得意なことをたくさんやってみよう。
9~11	上手に気持ちを伝える力	0以上4以下	低	自分の強みや得意なことを思い出し、自信を回復させる。得意なことをたくさんやってみよう。
12~14	上手に困り事を解決する力	0以上4以下	低	自分の強みや得意なことを思い出し、自信を回復させる。得意なことをたくさんやってみよう。

25



活動① いちほの大人って何だろう？



26

いちほの大人って何だろう？

「いちほの大人」とは？

- いちほの大人は「子どもの福祉(より幸せになるための方法)の専門家」です。
- 全員が子どもを大切に思い「癒やしと成長を体験してほしい。頼りにしてほしい」と願っています。
- なので、子どものみなさんは、イライラして言葉が悪くなったり、悲しくて黙り込んでしまったり、何もせずにあきらめたりしなくてもよいのです。そんなときは、大人に相談してみましょう。
- もちろん、全てを叶えることは難しいです。でも、心によりよい最も善い方法を探ることはできます。
- 今回みなさんに覚えてほしいのは「癒やしと成長に役立つ大人力を借りよう」ということです。



解決させてくれる大人 (解決的な関わり) 協力してくれる大人 (協力的な関わり) 受け止めてくれる大人 (受容的な関わり) 教えてくれる大人 (教育的な関わり) 応援してくれる大人 (成長促進的な関わり)

27

【活動①】自分のことを分かってあげよう ～私に必要な大人のか必要なのだろうか？～

【資料】一時保護所の生活を思い出しながら、あなたの様子に当てはまる答えの数字に○をつけてください。

番号	質問	あまりはない	少しはない	少しはある	ある
1	保護所の大人は、子どもを優しくかまってくれて、話を聞いてくれます。	1	2	3	4
2	保護所の大人は、子どもの心遣い(おしゃべり)を守れるように声をかけてくれます。	1	2	3	4
3	保護所の大人は、何がきっかけか子どもを叱ってしてくれます。	1	2	3	4
4	保護所の大人は、悪いことをしたときを叱ってくれます。	1	2	3	4
5	保護所の大人は、子どもがうまくいかない気持ちを聞いてくれます。	1	2	3	4
6	保護所の大人は、いつでも子どもを助けてくれます。	1	2	3	4
7	保護所の大人は、子どもがうまくいかない気持ちを大切にしてくれます。	1	2	3	4
8	保護所の大人は、子どもがうまくいかない気持ちを大切にしてくれます。	1	2	3	4
9	保護所の大人は、いつでも子どもを助けてくれます。	1	2	3	4
10	保護所の大人は、子どもがうまくいかない方法を教えてくれます。	1	2	3	4
11	保護所の大人は、子どもがうまくいかない方法を教えてくれます。	1	2	3	4
12	保護所の大人は、子どもがうまくいかない方法を教えてくれます。	1	2	3	4
13	保護所の大人は、子どもがうまくいかない方法を教えてくれます。	1	2	3	4
14	保護所の大人は、子どもがうまくいかない方法を教えてくれます。	1	2	3	4
15	保護所の大人は、子どもがうまくいかない方法を教えてくれます。	1	2	3	4

【結果】○をつけた数字をたし算して「合計得点」に入力して下さい。そして、「結果」に○がついたアドバイスを確認してみましょう。

番号	得点	合計得点	アドバイス
1-3	0-6	0-6	あなたや他人が大切にしている大人がいます。よりよい関係を築くには大人に話しかけてください。
4-6	7-12	7-12	あなたや他人が大切にしている大人がいます。自分自身で大人に話しかけてください。
7-9	13-18	13-18	あなたや他人が大切にしている大人がいます。自分自身で大人に話しかけてください。
10-12	19-24	19-24	あなたや他人が大切にしている大人がいます。自分自身で大人に話しかけてください。
13-15	25-30	25-30	あなたや他人が大切にしている大人がいます。自分自身で大人に話しかけてください。

※ 合計得点が0～6の場合は「あなたや他人が大切にしている大人がいます。よりよい関係を築くには大人に話しかけてください。」というアドバイスが、7～12の場合は「あなたや他人が大切にしている大人がいます。自分自身で大人に話しかけてください。」というアドバイスが、13～18の場合は「あなたや他人が大切にしている大人がいます。自分自身で大人に話しかけてください。」というアドバイスが、19～24の場合は「あなたや他人が大切にしている大人がいます。自分自身で大人に話しかけてください。」というアドバイスが、25～30の場合は「あなたや他人が大切にしている大人がいます。自分自身で大人に話しかけてください。」というアドバイスが、それぞれ表示されます。

28

資料作成にあたっての参考文献

No	文献名	文献名等
1	※独自で作成	・ 高野浩一、柳田悠亮、宮原由美、岡本真弓(2018) 一時保護所に収容される児童のストレスと困難行動一掃り取りかかふる本質の探求。『児童発達心理学研究』22, 15-37。 ・ 野上孝徳(2021) 子どもの心と成長。『児童発達心理学研究』22, 15-37。 (Retrieved 2023.1.27).
2	生活不安定・安心感欠乏	・ 松村愛、野上孝徳、高野浩一、宮原由美、岡本真弓(2014) 児童発達心理学における「生活不安定・安心感欠乏」の概念的検討。『児童発達心理学研究』14, 47-56。
3	児童版ECH-RS	・ 中尾 直馬、村上 隆也、野上 孝徳(2018) 児童期におけるアタッチメント不安にアタッチメント調整を測定する試み——児童版ECH-RS日本語版作成 29(3), 179-189。
4	UCLAの内外傷後ストレス障害インテックスCOVID-19特長版(児童青年版)	・ 高野浩一、岡本真弓(2020) UCLAの内外傷後ストレス障害インテックスCOVID-19特長版(児童青年版)。 ・ https://www.j-hits.org/document/child/page2.html (Retrieved 2023.1.27).
5	SDQ(Strength and Difficulties Questionnaire)子どもの強さと困難さアンケート	・ Goodman R: The strength and difficulties questionnaire: a research note. <i>Japanese Child Psychol Psychiatry</i> 1997, 38:581-586。 ・ Murakami A, Kawai Y (2014). Normative data and psychometric properties of the Strengths and Difficulties Questionnaire among Japanese school-aged children. <i>Child and Adolescent Psychiatry and Mental Health</i> . 2014, 8(1):186-193. (1993-2000-8-1)
6	行動不安定・安心感欠乏アンケート(ソーシャルスキル)	・ 高野浩一、野上孝徳(2011) よりよい人間関係を築く力を養成する養育的介入プログラム「ソーシャルスキルトレーニング」に関する行動不安定・安心感欠乏アンケート。『児童発達心理学研究』23(04):204-210。 (Retrieved 2023.1.27).
7	子どもの心と成長	・ 高野浩一、野上孝徳(2021) 一時保護所児童の発達の支援と人権尊重の安全・安心感に基づいた養育・指導が求められる社会的関わり方。『ユーマンケア研究』19, 115-125。

29

活動② 保護所からの返事と話し合い

30

保護所からの返事



31

子どもの意見と保護所からの返事

第15回

いちほ会議

今日のいちほ会議では、こんな意見が出ました★

1. 毎日決まった時間まで寝てほしい。 (1) 決まってるけど、寝たい時間がない。
2. みんなが寝てくれている。 (2) CDや音楽プレイヤーなども自由に聞かせてほしい。音楽のある生活がいい。
3. 毎日の食事やメニューも、毎日決まるといい。 (3) 自分で選んで、食べたいものがある。
4. 毎食メニューも決まるといい。 (4) 毎日決まるといい。
5. 毎日の時間を決めてほしい。 (5) スケジュールがほしい。
6. (6) 毎日の時間を決めてほしい。 (6) スケジュールがほしい。
7. YouTubeがほしい。 (7) YouTubeがほしい。
8. オンラインゲームがほしい。 (8) オンラインゲームがほしい。

また保護者会でも話し合っています！
保護者会でも話し合っています！

いちほ会議第15回の意見回答

いちほ会議第15回の意見回答

いちほ会議第15回の意見回答

いちほ会議第15回の意見回答

32

話し合い

33

子どもの意見と保護所からの返事

「より一時保護所にしたい」

この思いを叶えるために、子どもと大人から右のような話し合いのテーマが出ました。

各グループでテーマを自由に選んで、どうするとよいかを話し合ってみましょう。

また、話し合うときは、年上の人から話し合いやすい雰囲気をつくってあげてください。前向きな対話になるように、協力をお願いします。

- ① 心細くなったり、漠然と不安になることがあります。
- ② 素直に注意を受け取れなくて、強がってしまいます。ギクシャクしたくないです。
- ③ 職員によってルールがバラバラなことがあります。
- ④ 監視されている感じがします。
- ⑤ 距離感が近すぎることがあります。

34

活動③

話し合いのテーマ探しとアイデア交換

35

話し合いのテーマを考えよう

36

話し合いのテーマ

話し合いのテーマ

話し合いのテーマ

話し合いのテーマ

話し合いのテーマを他の人と共有していますか？ → はい / いいえ

話し合いのテーマ

話し合いのテーマ

話し合いのテーマを他の人と共有していますか？ → はい / いいえ

話し合いのテーマ

話し合いのテーマを他の人と共有していますか？ → はい / いいえ

37

37

アイデアを提案しよう

38

アイデアを提案しよう

より良い一時保護所にしたい。
みなさんのアイデアを紹介してください。

39

アイデア交換

Q記入した内容を他の人と共有していますか？ → はい / いいえ

アイデア交換

Q記入した内容を他の人と共有していますか？ → はい / いいえ

アイデア交換

Q記入した内容を他の人と共有していますか？ → はい / いいえ

アイデア交換

Q記入した内容を他の人と共有していますか？ → はい / いいえ

40

おわりに

41

気持ちを言葉にしてみよう

友達 大人 専門家 意見箱

心配だなあ / 言葉にするのが難しい /

難しく当たり前なんだ / 手伝ってもらおう！

みんなの意見をきくゾウト

42

きくぞう会

- 一時保護所では、さまざまな子どもたちが同じ場所で生活しています。きっと色々な思いや意見があると思います。
- 「きくぞう会」とは、子どもの思いや意見を職員()さんに個別で伝えられる機会のことです。
- イヤな思いが減るように、笑顔は増えるように、何ができるかを一緒に考えていきましょう。

みんなの意見をきくゾウト

43

相手の権利を守ろう

- 「意見を表す権利」は「傷つくことを言ってもいい権利」ではありません。
- 言ってはいけない言葉は、たった1回でも言わないようにしましょう。
- また「言いたくないことは言わなくてもいい」権利でもあります。
- 話す辛いこともあります。無理に言わないし、言わせないようにしましょう。



44

感想シートの記入

- 最後に感想シートを記入してください。
- これは、より良い一時保護所を目指すためのシートです。
- 素直で正直な記入をお願いします。
- また、いちほ会議で話せなかったことがあれば遠慮なく記入してください。



終わった人から
提出しましょう🐰

45

感想シート			
1.	今日の感想	 名前: _____	
2.	職員にゆっくり話を聞いてもらいたい人は、ほてはまる所に○をつけてください。	① 保護所の生活について(支援員)	② 心と身体のケアや病気について(医師・看護師)
		② 勉強について(学習支援員)	③ 一時保護所の人に話しかけるとき(管理士など)
		③ 気持ちについて(心理士)	④ 保護所の外の生活のこと(担当福祉司)
		④ 意見や謝り事について(保護所長、係長)	⑤ 自分の気持ちについて(担当心理司)

感想シート			
1.	今日の感想	 名前: _____	
2.	職員にゆっくり話を聞いてもらいたい人は、ほてはまる所に○をつけてください。	① 保護所の生活について(支援員)	② 心と身体のケアや病気について(医師・看護師)
		② 勉強について(学習支援員)	③ 一時保護所の人に話しかけるとき(管理士など)
		③ 気持ちについて(心理士)	④ 保護所の外の生活のこと(担当福祉司)
		④ 意見や謝り事について(保護所長、係長)	⑤ 気持ちについて(担当心理司)

参考資料 G 和歌山県実施事業に関する詳細（CAP プログラム）

事業実施のきっかけ

県内の児童養護施設等において被措置児童虐待等の児童の権利侵害の事案を受け、平成21年度から施設職員向け講座と施設入所児童への CAP プログラムを試験的に導入。

令和3年度から子供アドボケイト事業を試行的に開始したが、アドボケイトの候補者が十分確保できなかったことから、当該事業の対象は一時保護所に入所中の児童のみとし、施設入所児童についてはCAPプログラムを拡充して対応することとなった。

事業のスキーム**<対象児童>**

県内の児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している3歳～18歳までの児童

<実施形態>

こどもの権利擁護の取組を行う団体に事業を委託

<実施内容>

同団体のCAP講師3名が施設に赴き人形劇などを取り入れた児童向け集団ワークショップ(年齢別に2グループ分け)を実施した後、CAP講師が児童と個別に面談する「トークタイム」及び施設職員との振り返りを実施(1施設あたり年間2セッション)

<予算>

児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金(子どもの権利擁護に係る実証モデル事業(国10/10))を、CAPプログラム委託料(人件費、旅費、教材費、需用費、役務費ほか)として活用

<実施状況(令和3年度)>

県内全児童養護施設(8施設)、児童心理治療施設(1施設)、児童自立支援施設(1施設)において、児童延べ264人、職員延べ34人に実施

事業実施に当たって苦心したこと

CAPプログラムの実施に当たっては、当初、施設側は、第三者が施設に入ることによる児童への影響に対する不安等から、事業に対して協力的とは言えなかった。

工夫や留意したこと

施設職員向けのこどもの権利擁護に関する研修会を継続して実施していくことで、徐々に施設側のCAPプログラムに対する理解が得られるようになってきた。

最近では、施設職員からこどもの権利に関する相談事が寄せられることもある。

事業効果

OCAPプログラムの実施により施設職員の気付きが促進され、処遇環境の改善の取組が報告されている。例えば、CAPプログラムで行うワークショップで、児童が大人から「明日からご飯がないよ」と突き放される場面について、参加した児童に気持ちを尋ねたところ、「嬉しい」と答えた児童がい

た。確認すると、施設では食事が調理業務の外部委託先が変更され、美味しくないと感じていることがわかった。このことを施設の職員に伝えたところ、施設職員は驚いて園長に相談し、その後、施設は業者と協議し、食事内容が改善された。朝食は職員が食事を作るという仕組みづくりがなされた施設もある。また、ある場面について児童の気持ちを聞いたときに「どうせ言っても変わらない」と答えた中学生がいた。施設職員との振り返りで、施設では児童の意見を聴き様々な改善をしていたが、職員はそれを児童に説明していなかった点を反省するなど気付きを促した。

○児童の成長を促すことができた。例えば、児童とのトークタイムでは、1回目で話してくれなかった児童が2回目で話をしてくれることがあり、継続的なセッションを行うことが児童からの意見の引き出しやすさに繋がっている。ある児童は2回目のトークタイムで父親への恐怖や出会うことに対する不安を話し、自身の体験を言葉に出せるようになってきているなどの成長がみられた。

課題

予算の不足。CAP講師が遠方の施設に出張する時は旅費が不足することもある。また、CAPプログラムは、児童の年齢に応じて伝え方を工夫する必要がある。年齢に応じた伝え方をしなければ、意図が伝わらず、違和感を覚えさせてしまうこともある。その意味から、現在、年齢別に2グループに分けて実施しているが、もう少し年齢区分を細分化する方がよいと考えるが、予算との兼ね合いで難しい。

こどもとのトークタイムで大きな問題が出てきた場合、施設や関係機関に報告した後の対応をフォローする体制が不十分である。こどもの権利擁護を図るためにはフォロー体制の整備が必要である。